

御宿町地域防災計画

平成31年3月

御宿町防災会議

目次

第1編 総則

第1章 総論	3
第1節 計画の目的、構成及び範囲.....	3
第2節 計画の基本的な考え方.....	5
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第2章 町の防災環境	18
第1節 地勢概要.....	18
第2節 社会環境.....	23
第3節 過去の災害.....	24

第2編 地震・津波編

第1章 総論	29
第1節 地震・津波対策の基本的視点.....	29
第2節 想定地震と被害想定.....	31
第3節 減災へ向けた施策の推進.....	38
第2章 災害予防計画	40
第1節 防災意識の向上.....	40
第1 防災教育.....	40
第2 防災広報.....	41
第3 自主防災体制の強化.....	43
第4 防災訓練の充実.....	45
第5 ボランティア意識の啓発、災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等..	47
第6 調査・研究.....	47
第2節 津波災害予防対策.....	48
第1 総合的な津波対策.....	48
第2 津波避難対策.....	50
第3 津波防護施設等の整備.....	53
第3節 火災等予防対策.....	54
第1 地震火災の防止.....	54
第2 建築物不燃化の促進.....	56
第3 防災空間の整備・拡大.....	56
第4節 消防計画.....	57
第1 消防体制・施設の強化.....	57
第2 応援体制の強化.....	58

第5節	建築物の耐震化等の推進	60
第1	建築物等の耐震対策	60
第2	ライフライン等の耐震対策	62
第3	道路及び交通施設の安全化	63
第6節	液状化災害予防対策	65
第1	液状化対策	65
第2	液状化対策の広報・周知	66
第3	液状化被害における生活支援	66
第7節	土砂災害等予防対策	67
第1	土砂災害の防止・孤立集落対策	67
第2	河川、ため池施設の安全化	70
第8節	要配慮者等の安全確保のための体制整備	71
第1	避難行動要支援者に対する対応	71
第2	要配慮者全般に対する対応	74
第3	社会福祉施設等における防災対策	76
第4	外国人に対する対策	76
第9節	情報連絡体制の整備	78
第1	災害情報通信施設の活用	78
第2	町における災害通信施設の整備等	78
第10節	備蓄・物流の整備	80
第1	食料・生活必需物資等の供給体制の整備	80
第2	医薬品及び応急医療資機材等の整備	81
第11節	防災施設の整備	82
第1	防災拠点施設の整備	82
第2	避難施設の整備	82
第12節	帰宅困難者等対策	85
第1	帰宅困難者等	85
第2	一斉帰宅の抑制	85
第3	帰宅困難者等の安全確保対策	86
第4	帰宅支援対策	87
第13節	防災体制の整備	88
第1	防災体制の整備	88
第2	相互応援体制の整備	89
第3章	災害応急対策計画	90
第1節	災害対策本部活動	90
第1	町の活動体制	90
第2	防災関係機関との連携	98
第3	災害救助法の適用手続等	99
第2節	情報収集・伝達体制	102

第1	通信連絡体制.....	102
第2	気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報.....	106
第3	被害情報等の収集・報告.....	111
第4	災害時の広報.....	117
第3節	地震・火災避難対策.....	120
第1	避難勧告等の発令.....	120
第2	避難誘導等.....	123
第3	避難所の開設、運営.....	125
第4節	津波避難対策.....	128
第1	津波避難情報の伝達.....	128
第2	住民等の避難及び避難誘導.....	129
第5節	要配慮者等の安全確保対策.....	130
第1	避難誘導等.....	130
第2	避難所の開設、要配慮者の対応.....	131
第6節	消防・救助救急・医療救護活動.....	133
第1	消防活動.....	133
第2	救助救急活動.....	135
第3	水防活動.....	136
第4	危険物等の対策.....	137
第5	医療救護活動.....	138
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策.....	144
第1	千葉県警察災害警備実施計画.....	144
第2	交通規制計画.....	145
第3	輸送計画.....	149
第8節	救援物資供給活動.....	152
第1	応急給水計画.....	152
第2	食料・生活必需物資等の供給計画.....	153
第3	燃料の調達.....	157
第9節	広域応援の要請及び相互応援.....	158
第1	広域応援の要請及び相互応援.....	158
第2	民間団体等との協力体制の確立.....	162
第3	広域避難者の受入れ等.....	164
第10節	自衛隊への災害派遣要請.....	166
第1	災害派遣の要請.....	166
第2	災害派遣部隊の受入れ.....	168
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護.....	170
第1	防災体制の確立.....	170
第2	学用品の調達及び支給.....	171
第3	授業料等の減免等・学校給食の措置.....	172

第4	文化財の保護.....	173
第12節	帰宅困難者等対策.....	174
第1	一斉帰宅抑制対策.....	174
第2	帰宅困難者等の把握と情報提供.....	174
第3	一時滞在施設の開設及び施設への誘導.....	175
第4	徒歩帰宅支援.....	175
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	177
第1	保健活動等.....	177
第2	防疫活動.....	179
第3	死体の捜索・処理等.....	180
第4	清掃及び障害物の除去.....	183
第14節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画.....	188
第1	応急仮設住宅の提供等.....	188
第2	被災建築物の応急危険度判定等の実施.....	190
第3	罹災証明書の交付.....	191
第15節	生活関連施設等の応急復旧.....	192
第1	ライフライン等の応急復旧.....	192
第2	道路・橋梁・交通施設.....	198
第3	河川等.....	200
第4	その他公共施設.....	201
第16節	ボランティアの協力.....	202
第1	ボランティアの活動分野.....	202
第2	ボランティアの受入体制.....	203
第4章	災害復旧計画.....	207
第1節	被災者生活安定のための支援.....	207
第1	被災者に関する支援情報の提供等.....	207
第2	義援金の配分.....	207
第3	租税の徴収猶予及び減免等.....	208
第4	被災者生活への支援制度.....	208
第5	事業主等への支援制度.....	213
第6	公営住宅の建設等.....	216
第7	生活相談.....	216
第8	その他の生活確保.....	217
第2節	津波災害復旧対策.....	218
第1	津波災害被災施設の復旧.....	218
第2	津波災害廃棄物処理.....	219
第3節	生活関連施設等の復旧対策.....	220
第1	ライフライン施設の復旧.....	220
第2	農業・水産業施設.....	222

第 3 節	公共土木施設	223
第 4 節	激甚災害の指定	224
第 1 節	激甚災害に関する調査等	224
第 2 節	特別財政援助額の交付手続	224
第 5 節	災害復興	225
第 1 節	復興に向けた体制の整備	225
第 2 節	復興計画の策定	226
第 5 章	南海トラフ地震防災対策推進計画	227
第 1 節	推進計画の目的	227
第 2 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	227
第 3 節	関係者との連携協力の確保	227
第 4 節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	228
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	231
第 6 節	防災訓練計画	232
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	232
第 8 節	南海トラフ地震防災対策計画	233
地震・津波編附編		
第 1 章	総論	237
第 1 節	計画策定の趣旨	237
第 2 節	地震・津波編の附編としての位置づけ	238
第 2 章	事前の措置	239
第 1 節	東海地震に備え事前に促進すべき事項	239
第 2 節	事業所に対する指導、要請	242
第 3 節	広報及び教育	244
第 4 節	地震防災訓練	246
第 3 章	警戒宣言発令までの対応措置	247
第 1 節	東海地震に関連する情報	247
第 2 節	東海地震注意情報の伝達	248
第 3 節	活動体制の準備等	248
第 4 節	広報及び混乱防止の措置	249
第 4 章	警戒宣言発令に伴う対応措置	250
第 1 節	活動体制	250
第 2 節	警戒宣言の伝達及び広報	251
第 3 節	警備対策	252
第 4 節	水防・消防等対策	253

第5節	公共輸送対策.....	254
第6節	交通対策.....	256
第7節	上水道、電気、通信等対策.....	258
第8節	学校・病院・社会福祉施設等対策.....	262
第9節	避難対策.....	265
第10節	救護救援・防疫対策・保健活動対策.....	267
第11節	その他の対策.....	268
第5章	住民等のとるべき措置.....	270
第1節	住民のとるべき措置.....	270
第2節	自主防災組織のとるべき措置.....	273
第3節	事業所のとるべき措置.....	274
第3編	風水害等編	
第1章	総論.....	279
第1節	風水害等対策の基本的視点.....	279
第2節	町土の保全.....	280
第2章	災害予防計画.....	281
第1節	防災意識の向上.....	281
第1	防災教育.....	281
第2	防災広報.....	282
第3	自主防災体制の強化.....	283
第4	防災訓練の充実.....	285
第5	ボランティア意識の啓発、災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等.....	287
第2節	水害予防対策.....	288
第1	水害予防計画.....	288
第2	高潮予防計画.....	290
第3節	土砂災害予防対策.....	292
第1	土砂災害の防止・孤立集落対策.....	292
第2	河川、ため池施設の安全化.....	296
第4節	風害予防対策.....	297
第1	台風・竜巻等に関する知識の普及啓発.....	297
第2	農作物等の風害防止対策.....	299
第5節	火災予防対策.....	301
第1	火災予防に係る立入検査.....	301
第2	防火意識等の普及啓発.....	301
第6節	消防計画.....	303
第1	消防体制・施設の強化.....	303

第2	応援体制の強化.....	304
第7節	要配慮者等の安全確保のための体制整備.....	306
第1	避難行動要支援者に対する対応.....	306
第2	要配慮者全般に対する対応.....	309
第3	社会福祉施設等における防災対策.....	311
第4	外国人に対する対策.....	311
第8節	情報連絡体制の整備.....	313
第1	災害情報通信施設の活用.....	313
第2	町における災害通信施設の整備等.....	313
第9節	備蓄・物流の整備.....	315
第1	食料・生活必需物資等の供給体制の整備.....	315
第2	医薬品及び応急医療資機材等の整備.....	316
第3	水防用資機材の整備.....	316
第10節	防災施設の整備.....	317
第1	防災拠点施設の整備.....	317
第2	避難施設の整備.....	317
第11節	帰宅困難者等対策.....	320
第1	一斉帰宅の抑制.....	320
第2	帰宅困難者等の安全確保対策.....	321
第12節	防災体制の整備.....	322
第1	防災体制の整備.....	322
第2	相互応援体制の整備.....	322
第3章	災害応急対策計画.....	323
第1節	災害対策本部活動.....	323
第1	町の活動体制.....	323
第2	防災関係機関との連携.....	331
第3	災害救助法の適用手続等.....	332
第2節	情報収集・伝達体制.....	335
第1	通信連絡体制.....	335
第2	気象情報等の収集・伝達.....	338
第3	被害情報等の収集・報告.....	346
第4	災害時の広報.....	352
第3節	水防計画.....	355
第1	水防体制等.....	355
第2	水防活動.....	358
第3	費用負担及び公用負担.....	362
第4	水防報告.....	363
第4節	避難対策.....	364
第1	避難勧告等の発令.....	364

第2	避難誘導等.....	368
第3	避難所の開設、運営.....	370
第5節	要配慮者等の安全確保対策.....	373
第1	避難誘導等.....	373
第2	避難所の開設、要配慮者の対応.....	374
第6節	救助救急・医療救護活動.....	376
第1	救助救急活動.....	376
第2	危険物等の対策.....	377
第3	医療救護活動.....	379
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策.....	385
第1	災害警備計画.....	385
第2	交通対策計画.....	386
第3	輸送計画.....	390
第8節	救援物資供給活動.....	393
第1	応急給水計画.....	393
第2	食料・生活必需物資等の供給計画.....	394
第3	燃料の調達.....	398
第9節	広域応援の要請及び相互応援.....	399
第1	広域応援の要請及び相互応援.....	399
第2	民間団体等との協力体制の確立.....	403
第3	広域避難者の受入れ等.....	405
第10節	自衛隊への災害派遣要請.....	407
第1	災害派遣の要請.....	407
第2	災害派遣部隊の受入れ.....	409
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護.....	411
第1	防災体制の確立.....	411
第2	学用品の調達及び支給.....	412
第3	授業料等の減免等・学校給食の措置.....	413
第4	文化財の保護.....	414
第12節	帰宅困難者等対策.....	415
第1	一斉帰宅抑制対策.....	415
第2	一時滞在施設の開設及び施設への誘導.....	416
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	417
第1	保健活動等.....	417
第2	防疫活動.....	419
第3	死体の捜索・処理等.....	420
第4	清掃及び障害物の除去.....	423
第14節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画.....	428
第1	応急仮設住宅の提供等.....	428

第 2	被災宅地危険度判定の実施.....	430
第 3	罹災証明書の交付.....	430
第 15 節	生活関連施設等の応急復旧.....	432
第 1	ライフライン施設の応急復旧.....	432
第 2	郵政業務の応急対策.....	440
第 16 節	ボランティアの協力.....	441
第 1	ボランティアの活動分野.....	441
第 2	ボランティアの受入体制.....	442
第 4 章	災害復旧計画	446
第 1 節	被災者生活安定のための支援.....	446
第 1	被災者に関する支援情報の提供等.....	446
第 2	義援金の配分.....	446
第 3	租税の徴収猶予及び減免等.....	447
第 4	被災者生活への支援制度.....	447
第 5	事業主等への支援制度.....	452
第 6	公営住宅の建設等.....	455
第 7	生活相談.....	455
第 8	その他の生活確保.....	456
第 2 節	生活関連施設等の復旧対策.....	457
第 1	ライフライン施設の復旧.....	457
第 2	農業・水産業施設.....	458
第 3	公共土木施設.....	459
第 3 節	激甚災害の指定.....	461
第 1	激甚災害に関する調査等.....	461
第 2	特別財政援助額の交付手続.....	461
第 4 節	災害復興.....	462
第 1	復興に向けた体制の整備.....	462
第 2	復興計画の策定.....	463
第 4 編	大規模事故等編	467
第 1 章	総論	467
第 2 章	大規模火災等対策計画	469
第 1 節	大規模火災対策計画.....	469
第 1	基本方針.....	469
第 2	予防計画.....	469
第 3	応急対策計画.....	471
第 2 節	林野火災対策計画.....	474

第 1	基本方針.....	474
第 2	予防計画.....	474
第 3	応急対策計画.....	475
第 3 節	危険物等災害対策.....	478
第 1	基本方針.....	478
第 2	予防計画.....	478
第 3	応急対策計画.....	482
第 4 節	油等海上流出災害対策計画.....	486
第 1	基本方針.....	486
第 2	予防計画.....	488
第 3	応急対策計画.....	490
第 4	その他.....	492
第 3 章	公共交通等事故対策計画	494
第 1 節	海上事故災害対策計画.....	494
第 1	基本方針.....	494
第 2	予防計画.....	494
第 3	応急対策計画.....	494
第 2 節	鉄道事故災害対策計画.....	499
第 1	基本方針.....	499
第 2	予防計画.....	499
第 3	応急・復旧対策計画.....	499
第 3 節	道路事故災害対策計画.....	502
第 1	基本方針.....	502
第 2	予防計画.....	502
第 3	応急対策計画.....	503
第 4 章	放射性物質事故対策計画	506
第 1 節	基本方針.....	506
第 2 節	放射性物質事故予防対策.....	508
第 3 節	放射性物質事故応急対策.....	511
第 4 節	放射性物質復旧対策.....	516

第1編 総則

第1章 総論

第1節 計画の目的、構成及び範囲

1 計画の目的

御宿町地域防災計画（以下、本計画において「町防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、御宿町防災会議が策定する災害対策に関する計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらし、本町においても、津波などにより被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組みが重要であり、住民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組みを一層推進するため、これら各主体の役割を明らかにし、地震・津波災害、風水害や各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

<資料編1-1 御宿町防災会議条例>

2 計画の構成

町防災計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、次の4編をもって構成している。

第1編	総則
第2編	地震・津波編
附編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第3編	風水害等編
第4編	大規模事故等編

「第1編 総則」は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成25年3月修正において新設したものである。

「第2編 地震・津波編」は、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものであり、平成23年3月に発生した東

日本大震災の教訓を受け、津波対策の充実を期するため、平成25年3月修正において従来の震災編を改称したものである。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

「第2編 地震・津波編の附編」として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、内閣総理大臣から警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

「第3編 風水害等編」は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

「第4編 大規模事故等編」は、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに分類し、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、鉄道事故、道路事故）、放射性物質事故など、大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

なお、この計画に定めのないものについては、「第3編 風水害等編」の規定に準ずるものとする。

3 計画の範囲

町防災計画は災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき知事から町長に委任された場合の計画、又は知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画、その他防災に関する各種の計画を包含するものとする。

なお、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関しては、この計画によるものとする。

第2節 計画の基本的な考え方

1 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な災害を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、住民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人たちが救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。

町では少子高齢化や核家族化が進む中、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と町・県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、町でも、小売店との物資の確保や町社会福祉協議会とのボランティア活動支援、避難場所に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、町や県をはじめとする防災関係機関においても、住民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急、復旧のそれぞれの段階において、平成25年に制定された千葉県防災基本条例（平成25年千葉県条例第59号）を踏まえつつ、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

3 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者な

どの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成を見ると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展により、今後、更なる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講ずる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

4 計画に基づく施策の推進及び見直し

町防災計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、この計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、千葉県地域防災計画（以下、本計画において「県防災計画」という。）の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

また、見直しに当たっては、県防災計画及び各機関が作成する防災業務計画と矛盾又は抵触するものであってはならない。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る災害対策を実施するに当たり、町、県、その他の防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、事業者、自主防災組織等の主な事務又は業務は、次のとおりである。

各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 町

御宿町
(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実、訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大防止に関すること。 (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災町営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。

2 消防機関

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
(1) 消防施設・体制の整備に関すること。 (2) 災害等の情報収集・伝達及び被害調査に関すること。 (3) 火災その他の災害の予防、警戒、拡大防止及び防御に関すること。 (4) 避難の誘導に関すること。 (5) 人命の救助、救出及び応急救護に関すること。 (6) 消防・水防その他の応急措置に関すること。 (7) 行方不明者の捜索に関すること。 (8) 危険物等の安全性確保のための指導及び応急対策に関すること。 (9) その他町の実施する応急復旧対策の協力に関すること。

御宿町消防団
(1) 災害等の情報収集・伝達及び被害調査に関すること。 (2) 火災その他の災害の予防、警戒、拡大防止及び防御に関すること。 (3) 避難の誘導に関すること。 (4) 人命の救助、救出及び応急救護に関すること。 (5) 消防・水防その他の応急措置に関すること。 (6) 行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること。 (7) 危険物等の措置に関すること。 (8) その他町の実施する応急復旧対策の協力に関すること。

3 県

千葉県
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。 (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (13) 被災施設の復旧に関すること。 (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。 (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都縣市間の相互 応援協力に関すること。 (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 (17) 被災者の生活再建支援に関すること。 (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
千葉県夷隅地域振興事務所
(1) 町の指導及び連絡調整に関すること。 (2) 災害情報の収集・伝達及び現地派遣に関すること。 (3) 災害救助についての応援に関すること。

千葉県夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）
(1) 医療助産に関すること。 (2) 食品衛生、生活衛生（動物を含む。）及び飲料水に関すること。 (3) 防疫に関すること。 (4) 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む。）に関すること。 (5) 災害救助に係る連絡・調整に関すること。 (6) その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。 (7) 災害救助についての応援に関すること。
千葉県警察いすみ警察署
(1) 被災者の救出、救助及び避難に関すること。 (2) 死体（行方不明者）の捜索及び検視（見分）に関すること。 (3) 交通規制に関すること。 (4) 交通信号施設等の保全に関すること。 (5) 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること。 (6) 高圧ガス及び火薬類の保全に関すること。
千葉県夷隅土木事務所
(1) 水防の全般に関すること。 (2) 県管理の河川・道路及び橋梁の、交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 (3) その他土木関係の災害対策に関すること。 (4) 災害救助についての応援に関すること。
千葉県夷隅農業事務所
(1) 農業関係（土地改良事業を含む。）の災害対策に関すること。 (2) 災害救助についての応援に関すること。
千葉県勝浦水産事務所
(1) 水産関係の災害対策に関すること。 (2) 災害救助についての応援に関すること。
千葉県南部漁港事務所大原支所
漁港施設、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること。
千葉県南部林業事務所
(1) 林業関係の災害対策に関すること。 (2) 災害救助についての応援に関すること。

4 指定地方行政機関

関東管区警察局
(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 (5) 津波警報等の伝達に関すること。
関東総合通信局
(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局千葉財務事務所
(1) 立ち会い関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立ち会いに関すること。 (2) 融資関係 ア 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること。 イ 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること。 (3) 国有財産関係 ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。 エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。 オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。 カ 町又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。 (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係 ア 災害関係の融資に関すること。 イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること。 ウ 手形交換、休日営業等に関すること。 エ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関すること。 オ 営業停止等における対応に関すること。

関東信越厚生局
(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
千葉労働局
(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。
関東農政局
(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局千葉森林管理事務所
災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局
(1) 生活必需物資、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部
火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
関東運輸局
(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。 (4) 災害時における応急海上輸送に関すること。 (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。

関東地方整備局
(1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。こと。 イ 通信施設等の整備に関する事。こと。 ウ 公共施設等の整備に関する事。こと。 エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。こと。 オ 官庁施設の災害予防措置に関する事。こと。 カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。こと。 キ 豪雪害の予防に関する事。こと。
(2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事。こと。 イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。こと。 ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。こと。 エ 災害時における復旧資材の確保に関する事。こと。 オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事。こと。 カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事。こと。 キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事。こと。 ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。こと。
(3) 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図る事。こと。
関東地方測量部
(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。こと。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事。こと。 (3) 地殻変動の監視に関する事。こと。
第三管区海上保安本部（勝浦海上保安署）
(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事。こと。 (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事。こと。 (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事。こと。 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事。こと。
東京管区气象台（銚子地方气象台）
(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。こと。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。こと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。こと。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。こと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。こと。

5 自衛隊

陸上自衛隊
(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。 イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。 エ 町防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること。
(2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。 イ 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

6 指定公共機関

東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時における非常・緊急電報の取扱いに関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社千葉県支部
(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。 (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集及び受付に関すること。
日本放送協会
(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 (4) 被災者の受信対策に関すること。
東日本旅客鉄道(株)
(1) 鉄道施設の保全に関すること。 (2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 (3) 帰宅困難者対策に関すること。
日本通運(株)千葉支店
災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

東京電力パワーグリッド（株）
（１）災害時における電力供給に関すること。 （２）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
KDDI（株）
（１）電気通信施設の整備に関すること。 （２）災害時等における通信サービスの提供に関すること。 （３）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本郵便（株）
（１）災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 （２）災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 （３）災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除に関すること。 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。 オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する こと。
ソフトバンク（株）
（１）電気通信施設の整備に関すること。 （２）災害時等における通信サービスの提供に関すること。 （３）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株）
災害時における物資の輸送に関すること。

7 指定地方公共機関

（一社）千葉県LPガス協会
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
（公社）千葉県医師会〔（一社）夷隅医師会〕
（１）医療及び助産活動に関すること。 （２）医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
（一社）千葉県歯科医師会〔（一社）夷隅郡市歯科医師会〕
（１）歯科医療活動に関すること。 （２）歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

(一社) 千葉県薬剤師会 [(一社) 外房薬剤師会]
(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
(公社) 千葉県看護協会
(1) 医療救護活動に関すること。 (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。
千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)ベイエフエム
(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
(一社) 千葉県トラック協会、(一社) 千葉県バス協会
災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

8 公共的団体

夷隅環境衛生組合
(1) し尿処理施設の施設・設備の維持・管理及び応急対策に関すること。 (2) し尿の収集、処理及び計画の策定に関すること。
いすみ農業協同組合
(1) 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
千葉県森林組合大多喜事務所
(1) 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
御宿岩和田漁業協同組合
(1) 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること。 (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

御宿町商工会
(1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。 (3) 融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。 (4) 災害時における物価安定への協力に関すること。
診療所等医療施設
(1) 災害時における利用者の保護及び誘導に関すること。 (2) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。 (3) 災害時における病人等の受入れ及び保護に関すること。
学校法人
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
金融機関
被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
社会福祉施設
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
御宿町社会福祉協議会
(1) 要配慮者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。 (3) 災害時における日本赤十字社千葉県支部及び御宿町赤十字奉仕団との連絡、調整等に関すること。
危険物取扱施設
(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。

9 住民、自主防災組織等

住民
(1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。 (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること。 (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

自主防災組織
(1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。 ア 避難誘導及び避難所内被災者の支援業務に協力すること。 イ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場所を町その他関係機関に連絡すること。 ウ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。 エ 災害時における広報広聴活動に関すること。 オ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。 カ 被害状況調査に協力すること。 キ 被災区域内の秩序維持に協力すること。 (2) 町及び県が行う防災対策に協力するよう努めること。
事業者
(1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。 (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること。
ボランティア団体
普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第2章 町の防災環境

第1節 地勢概要

1 地勢

(1) 位置

本町は、房総半島の南東部に位置し、南東及び南西は太平洋に面し、首都東京並びに県都千葉市とは、それぞれ直線距離にして、約75km、50kmであって、いずれも比較的近い距離にある。

(2) 地形

本町は、周囲約26km、東西約7.5km、南北5.7kmのやや円味を帯びた地形をなしている。特に高い山はなく、房総半島南部を占める房総丘陵に連なる丘陵地で町のほとんどが占められており、その間を流れる川を挟んで、わずかな平坦地が南北に帯状に形成されている。

御宿町の地勢

位 置	極東 岩和田（小字長浜）	E 140° 23' 21"
	極西 実谷（小字塚田）	E 140° 18' 24"
	極南 浜（小字鶴石）	N 35° 10' 10"
	極北 上布施（小字前の沢）	N 35° 13' 15"
町役場所在地	千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522	E 140° 21' 22"
面 積	24.86 km ²	

資料：御宿町史（平成5年版）、平成29年千葉県統計年鑑（市区町村別面積）

(3) 山地・平野

丘陵地は、町の東南部（岩和田地域）から東北、西北中央部（須賀、浜、高山田、上布施、実谷七本地域）にかけて大小の起伏丘陵を形成しながら、本町の大部分を占めており、平坦地は少ない。目立って高い山はなく、高度もおおむね70mから120m前後が大部分である。

(4) 河川

本町は、総面積が狭小である上に、大部分が丘陵地であるため、長流の河川及び天然の湖沼というべきものは皆無といってもよい程である。

主な河川をあげれば、清水川（上流普通河川、下流二級河川）、上落合川（上流普通河川、下流準用河川）、裾無川、堺川（いずれも準用河川）、久兵衛川、浜谷川（いずれも普通河川）である。本町の河川は「堰」とともに農業用水として重要であるばかりでなく、雑排水流末としての利用、洪水などの自然災害防止の役割を果たし、住民の生活と深い関わりを持っている。

(5) 湖沼

本町には天然の湖沼というものは皆無であり、これを補うものとして人工により

「堰」を造成し、管理して生業に役立ててきた。本町の河川は前述のように短小であり流量も少ないため、堰の役割は農業地域において生業を営む上で重要なものである。

(6) 海岸

本町は、海に近く気候も温暖であり、特に海岸地帯は風光に恵まれている。網代湾は水清く波静かで、黒潮の影響を受けて水温の激しい変化もない。網代湾に面した海岸一帯は広く美しい砂浜となっており、所々に砂丘の起伏が見られる。また、網代湾を囲む丘陵は直接海に迫り、海食崖、海蝕洞、入り江などが各所にあり、変化に富んだ景勝地帯となっている。国は、昭和33年8月、この御宿海岸を含む南房総地帯（太東岬→野島崎→富津岬）を南房総国定公園に指定している。

2 地質

(1) 房総半島全般

房総半島の地質構造は、南部の第三紀層、北部の第四紀層に分類される。

房総丘陵は、平均標高200mで、壮年期の断層山脈を主体とする。丘陵北部の地盤は、鶴舞層・秋元亜層・関亜層など、一般に上総層群と呼ばれる洪積世・鮮新世の地層によって構成される。一方、南部は豊岡亜層・保田層・嶺岡層群など中新世の地質に属している。

両総台地は、上総北部から下総一円を占めるところからその名があり、台地の標高は20～30mほどである。その地盤は、成田層群・関東ローム層など、第四紀（洪積世）に属する地層によって構成される。台地は、樹枝状の侵食谷によって複雑に開析され、その周囲は低湿な平地となっている。

台地の東方には、九十九里平野が広々と連なり、弓状形の海岸線が展開している。平野部の標高は5～10mで、その地盤は砂・れき・シルトなど、沖積世の軟弱な地層によって構成される。

一方、両総台地のはずれを流れて茨城県との県境を形作っている利根川は、上越国境に水源を持ち、延長322km、銚子市の東で太平洋に注ぐ。この利根川の下流域に霞ヶ浦・北浦があり、縦横に水路をめぐらす水郷地帯となっている。河口部の銚子付近において、2畳紀層・白亜紀層など、中・古生代の地層が認められる。

以上のように、房総半島は、房総丘陵・両総台地とそれらを刻む沖積平野で特徴づけられる。それぞれの地形の持つ特性や、地盤の地質構成などは、地震災害、とりわけ震度分布・斜面崩壊・液状化現象等と深い関連性がある。

また、低地海岸部の微地形・水系などは、津波による浸水域の広がり大きく影響するものである。

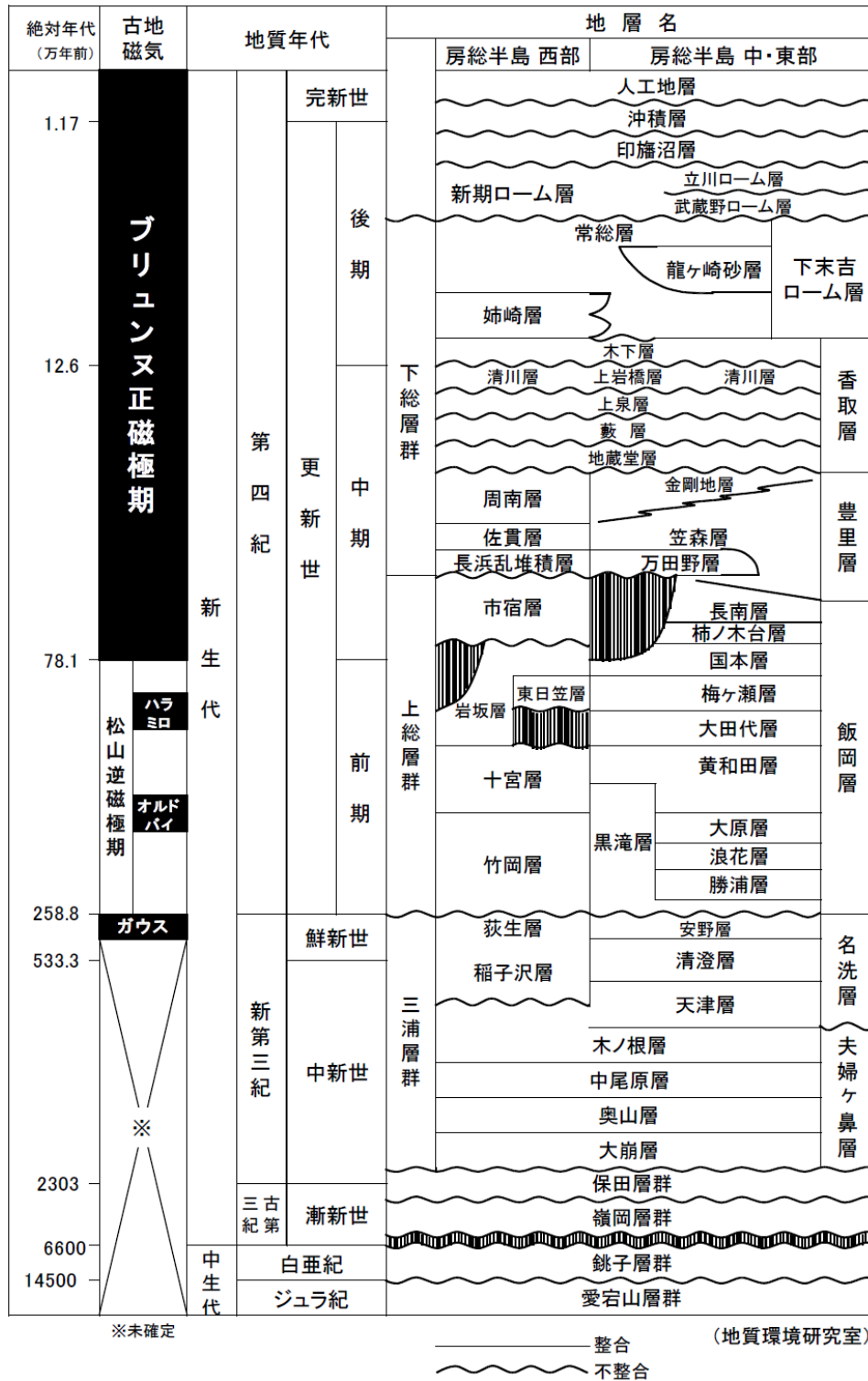
(2) 御宿町

本町を構成する地層は、沖積層と第三紀鮮新世の大原層、浪花層、勝浦層である。沖積層は海岸や西部山間部低地に主に分布し、第三紀層は山地を構成する。

沖積層は砂、泥の未固結堆積物からなり、網代湾や海岸地区では“砂勝ち堆積物”、西部地区の沢の部分のような低地では“泥勝ち堆積物”となっている。大原層は本町で最も広く分布する地層で、泥岩層に泥勝ち砂泥互層が狭在し、多数の火山砕屑物を挟んでいる。この層厚は約33mと厚く、西方に向かってやや層厚を減ずる。

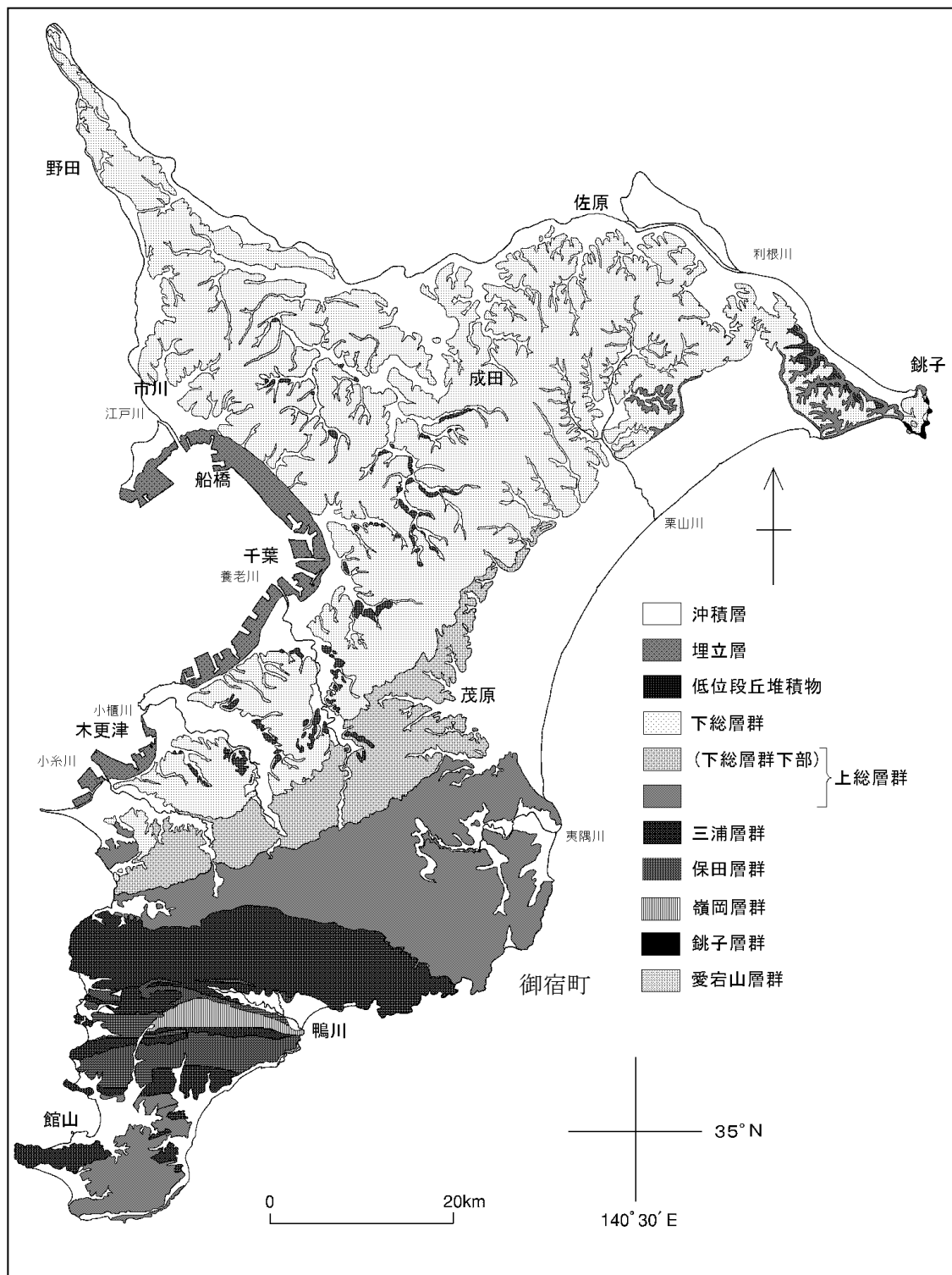
勝浦層は町に分布する最下位の地層で、小浦、岩和田地区、須賀など町の東南部に分布する。層厚は東端で300m、西方に向かって急激に層厚を減じ、須賀付近で250m前後と推定される。上部は凝灰質の砂泥互層で、下部は乱堆積層を示し、礫まじり砂質泥岩、凝灰質砂岩などとなっている。

千葉県における地質層序表



資料：千葉県防災会議「千葉県地域防災計画（平成29年度修正）」

千葉県における地表地質図



資料：千葉県防災会議「千葉県地域防災計画（平成29年度修正）」

3 気象

本町の気象は、黒潮と深い関わりがあり、気温は、年平均 15.7℃で温暖な気候となっている。

降水量は、年間 1,969.7mm で、9・10月は特に降水量が多い。

風については、年平均風速は 3.2m/s で、本町が半島に位置していることから、他の内陸地域に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

相対湿度の年平均は、74%で6～9月は80%以上となっている。

御宿町の気象概要

要素	降水量 (mm)	気温 (℃)			風向・風速 (m/s)		相対湿度 (%)
	合計	平均	日最高	日最低	平均	最多風向	平均
統計期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1990～ 2010	1981～ 2010
資料年数	30	30	30	30	30	21	30
1月	94.2	6.6	10.9	2.6	3.4	北北西	58
2月	104.3	6.7	11	2.8	3.4	北北西	61
3月	185.6	9.5	13.4	5.5	3.6	北北東	67
4月	160	14	17.5	10.1	3.5	北北東	73
5月	163.9	17.6	20.8	14.5	3.2	南南西	79
6月	221.9	20.4	23.3	17.9	2.8	南南西	84
7月	163.5	23.5	26.4	21.3	2.7	南南西	86
8月	131.2	25.6	28.8	23.3	2.8	南南西	84
9月	245.3	23.1	26.3	20.5	3.1	北北東	82
10月	269.9	18.3	21.9	15.2	3.1	北	76
11月	152.5	13.8	17.8	10.2	3.3	北北西	70
12月	77.5	9.2	13.4	5.3	3.4	北北西	62
年	1,969.7	15.7	19.3	12.4	3.2	北北東	74

資料：気象庁ホームページ (<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

地点：勝浦の平年値（年・月ごとの値）を加工して作成

第2節 社会環境

1 交通

本町は網代湾に望んだ海岸沿いに位置し、南北に勝浦市及びいすみ市につながっている国道128号、町の東西に延びる県道夷隅御宿線と南部から北東方面に延びる県道勝浦布施大原線、県道勝浦上布施線がつながっている。

鉄道は、JR外房線が、千葉方面から鴨川方面に延びており、千葉から一宮間、東浪見から長者間は複線区間となっているが、長者から御宿間は単線となっている。

2 産業

産業について見ると、この地方は沖合漁業の中心地であり、その水揚げ量も千葉県内では、銚子、勝浦に次いでおり、漁業の占める割合は大きい。現在でも、大波月（おおはづき）・二股の海岸を中心に、アワビ・サザエなどを採取している。海岸は遠浅で、浜・中央・岩和田の海水浴場は、大変な賑わいを見せる。

3 人口

人口は、平成27年10月1日現在で7,315人、世帯総数は3,054世帯となっている。

平均世帯人員は2.40人であり、平成17年の2.65人に比べ核家族化が進んでいる。

また、65歳以上人口を見ると、全国的な傾向と同様に高齢化が着実に進行しており、65歳以上人口の割合は、平成22年に40%台を超えた後、団塊の世代が65歳を迎えた平成24年以降は更に高齢化が進行し、平成27年には45.2%にまで上昇している。

このような急速な高齢化の到来は、要配慮者の増加をもたらしている。

御宿町の人口推移

調査年	人口総数	65歳以上人口 (割合)	世帯総数 (平均世帯人員)
平成17年	7,942人	2,819人	2,993世帯
		35.5%	2.65人
平成22年	7,738人	3,142人	3,109世帯
		40.6%	2.49人
平成27年	7,315人	3,478人	3,054世帯
		45.2%	2.40人

(注) 人口総数は年齢不詳を含む。

資料：総務省統計局「国勢調査結果」(<https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview/>)

を加工して作成

第3節 過去の災害

1 御宿町が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	千葉県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
	東経 北緯	震央 地名					
1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	東海・ 南海・ 西海 諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
1677. 11. 4 (延宝5年 10月9日)	142.0 35.5	磐城・ 常陸・ 安房・ 上総・ 下総	8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0～7.5m、矢指戸村5.5～7.0m、岩船浦6.5～8.0m、御宿浦4.5～7.0m、沢倉村5.5～7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	江戸・ 関東 諸国	7.9 ～ 8.2	6	安房地方で山崩れが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅
1855. 11. 11 (安政2年 10月2日)	139.8 35.7	江戸 及び 付近	7.0 ～ 7.1	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂が見られた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波が見られた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数出た。
1923. 9. 1 (大正12年)	139.1 35.3	神奈 川県 西部	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山崩れが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は、布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、行方不明者7名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。

西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	千葉県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
	東経 北緯	震央 地名					
1987. 12. 17 (昭和62年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、がけ崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、がけ崩れの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者161名、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、一部損壊71,212棟、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792箇所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
2011. 3. 11 (平成23年)	142.9 38.1	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建て等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至るところで管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km ² に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第三波の津波が襲来し、住民の生命・財産を奪い去った。	平成29年4月3日現在死者22名〔うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)〕、行方不明者2名(津波による。)、負傷者261名。建物全壊801棟、半壊10,152棟、一部損壊55,043棟、建物火災15件、床上浸水157棟、床下浸水731棟。水道断水177,254戸、減水129,000戸。下水道24,300戸で使用制限。ガス8,631戸で停止。電気347,000戸で停電。国道、県道で全面通行止め33箇所、片側通行規制12箇所。農業施設の損壊2,257箇所ほか。漁船転覆・乗り上げ等390隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
2012. 3. 14 (平成24年)	140.9 35.7	千葉県 東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者1名、負傷者1名、家屋の一部損壊3棟の被害が出た。その他、銚子市ではブロック塀等が4箇所倒壊、また、銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。

(注) 震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはマグニチュード7.0以上のものを記載

資料：千葉県防災会議「千葉県地域防災計画(平成29年度修正)」から抜粋

2 御宿町が影響を受けた主な風水害（昭和元年以降）

西暦年月日 (日本歴)	災害	事項
1931年9月27日 (昭和6年)	大雨	大雨により浸水家屋150戸、野作山野の被害無数。新川橋、漁り橋が押し流される。
1948年9月16日 (昭和23年)	アイオン台風	風速45mの風により新築中の新制中学校校舎一棟が倒壊、その他各学校の被害は甚大
1960年11月24日 (昭和35年)	大雨	大雨による河川氾濫。耕地の冠水、土砂崩壊、道路の決壊、床下床上浸水家屋多数で被害は甚大
1971年9月7～8日 (昭和46年)	台風第25号	600mmの大降雨により、道路、河川、漁港、田畑の決壊、稲の流失及び住家の半壊、床下床上の浸水等大きな打撃を受け、被害総額は約3億円
1976年6月15日 (昭和51年)	冷害(大雨)	冷害により、被害総額約1億円
1996年7月8日～10日 (平成8年)	大雨	勝浦を中心とした総雨量356mmの降雨により、道路被害1箇所、河川被害2箇所発生。土木施設被害額は15,000円
1996年9月22日 (平成8年)	台風第17号 (雨)	勝浦を中心とした総雨量326mmの降雨により、床下浸水家屋4戸、道路被害9箇所、河川被害5箇所発生し、1世帯が避難。文教被害額3,800万円、土木施設被害額5,200万円、その他公共施設被害額約1,000万円
1998年9月16日 (平成10年)	台風第5号 (風)	風により、家屋15戸が一部損壊。御宿では1時間に110mmの降雨を記録
1999年10月27日 (平成11年)	大雨	大雨により、床下浸水家屋2戸、道路被害6箇所、河川被害6箇所発生し、2世帯が避難。土木施設被害額は5,900万円
2000年7月7日～8日 (平成12年)	台風第3号 (雨)	勝浦を中心とした総雨量205mmの降雨により、がけ崩れが7箇所発生
2001年10月10日 (平成13年)	大雨	御宿を中心とした総雨量188mmの降雨により、家屋2戸が床下浸水、1戸が一部損壊
2002年10月1日～2日 (平成14年)	台風第21号 (雨、風)	勝浦を中心とした総雨量118mmの風雨により、家屋41戸が一部損壊。その他道路被害5箇所、河川被害3箇所発生し、1世帯が避難。文教被害額は700万円、土木施設被害額は2,391万円、その他公共施設被害額は943万円
2003年8月15日～16日 (平成15年)	大雨	勝浦を中心とした総雨量60mmの降雨により、道路被害2箇所、河川被害4箇所発生、土木施設被害額は2,800万円。御宿では、1時間に25mmの降雨を記録
2004年10月8日～9日 (平成16年)	台風第22号 (雨)	大雨により、床上浸水家屋1戸、床下浸水家屋6戸、道路被害15箇所、河川被害4箇所、がけ崩れが14箇所し、19世帯が避難。土木施設被害額は3,717万円
2004年10月19日～20日 (平成16年)	台風第23号 (雨)	勝浦を中心とした総雨量149mmの降雨により、床下浸水家屋1戸、がけ崩れが3箇所発生し、7世帯が避難。土木施設被害額は3,717万円
2005年8月25日～26日 (平成17年)	台風第11号 (雨)	大多喜を中心とした総雨量308mmの降雨により、家屋1戸が一部損壊。その他道路被害5箇所、河川被害2箇所発生し、土木施設被害額は900万円
2007年7月14日 (平成19年)	台風第4号 (雨)	400mmの大雨により、御宿台区をはじめ土砂災害が発生

資料：御宿町総務課

第2編 地震・津波編

第1章 総論

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく千葉県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成24年度修正において従来の震災編を改称したものである。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

基本的視点

① 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災等の巨大な津波が発生した場合、本町においても、施設の機能を越えた越流等が発生することが考えられる。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の高台、指定緊急避難場所、避難所等への避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講ずることが不可欠であり、その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や防波堤・土手等を組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

② 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

また、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

これらの被害を受け、県では、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、本町においては、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

③ あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けた地震・津波は、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。

また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当、又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度及び平成26・27年度に、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に地震被害想定調査を実施したところである。

1 想定地震、想定条件

県が調査を行った地震は次のとおりである。

このうち、本町においては、地震による被害が最も大きくなる東京湾北部地震を想定地震として被害を想定する。

また、津波については、被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県が平成26・27年度に調査した房総半島東方沖日本海溝沿い地震による津波シミュレーション結果を想定津波として被害を想定する。

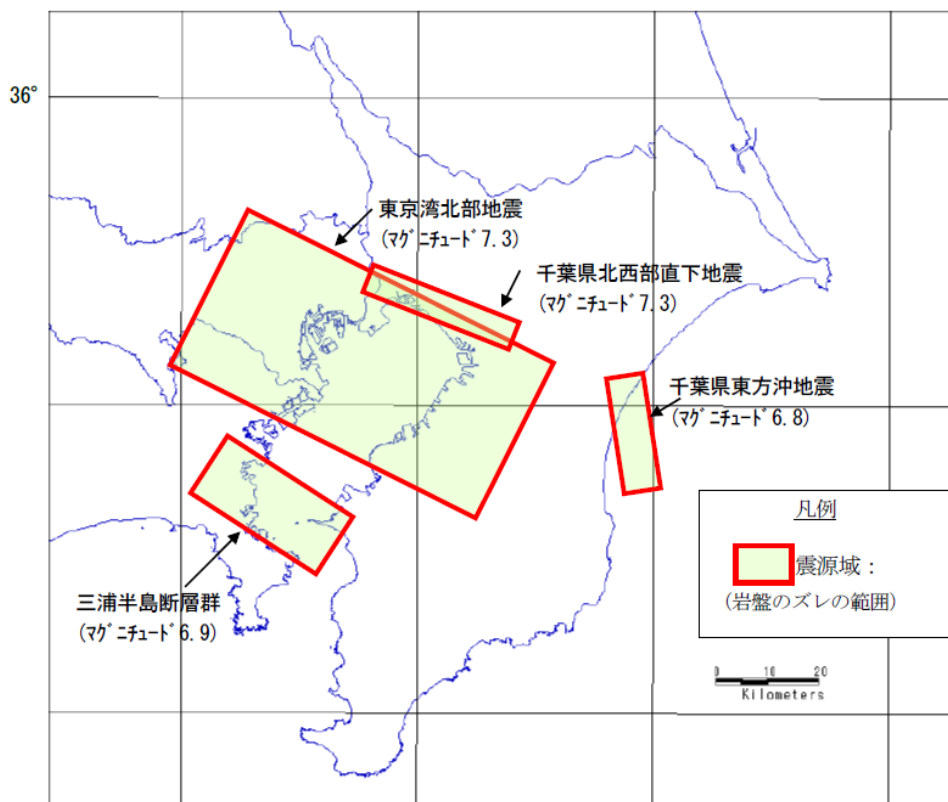
なお、想定条件については、住民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速について、複数のケースが設定されている。

千葉県における想定地震

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

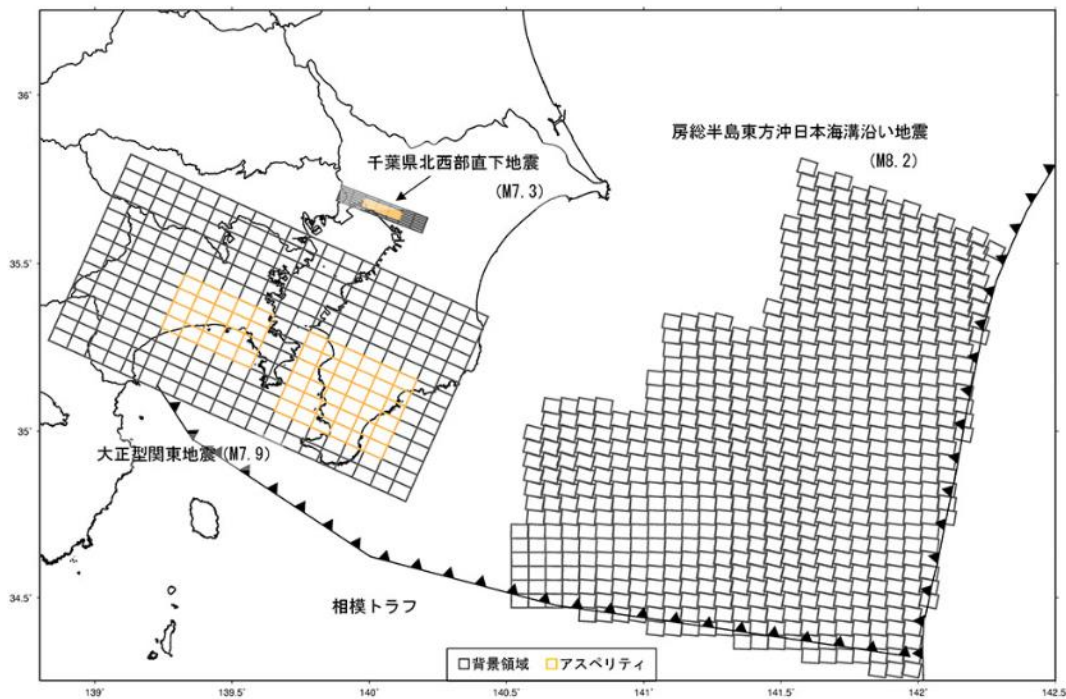
※ 震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

被害想定対象地震の震源域



資料：千葉県防災会議「千葉県地域防災計画（平成29年度修正）」

房総半島東方沖日本海溝沿い地震の震源断層モデル



(注) 背景領域：断層面の中で、後述するアスペリティ以外の領域
アスペリティ：断層面の中で、通常は強く固着しているが地震時には大きく動き、特に強い地震波（強震動）を発生させる領域

資料：千葉県「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」

2 被害想定

(1) 地震による被害想定概要

本町における東京湾北部地震による被害の概要は、次のとおりである。

詳細については、「平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書」によるものとする。

ア 地震動（揺れ）

町全域に震度5強の地域が広がり、町土の約30%が震度6弱になると予測される。

イ 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速9m/sの場合で、建物の全半壊は全5,816棟中、1,030棟になると予測される。

また、建物被害のほか、急傾斜地崩壊やブロック塀等の転倒により、死者2名（うち、要配慮者1名）、負傷者93名が発生すると予測される。

ウ 液状化危険度

影響は限定的であるものの、JR御宿駅付近を中心として、危険度の高い地域が点在すると予測される。

エ 避難者

建物被害等により、地震発生翌日には約1,800人の避難者が発生すると予測される。

オ 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、交通の途絶により自宅に帰れなくなる住民は、約1,000人発生すると予測される。

カ エレベーター閉じ込め台数

エレベーター停止台数のうち、安全装置作動や故障、停電により、8台で閉じ込めが発生すると予測される。

キ 自力脱出困難者

建物倒壊等により自力で脱出することが困難となる自力脱出困難者数は、24人発生すると予測される。

ク 災害廃棄物

災害廃棄物として被害を受けた建物の躯体残骸物発生量は、約1万t発生すると予測される。

本町における主な地震被害想定結果

ケース		千葉県北西部直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群よる地震		
		冬18時・風速9m/s	18時・風速9m/s	18時・風速9m/s	18時・風速9m/s		
夜間人口(人)		7,700	7,942	7,942	7,942		
昼間人口(人)		6,500	6,761	6,761	6,761		
面積(km ²)		29	25	25	25		
震度別面積率	5弱以下	6.3%	0%	73%	100%		
	5強	94.1%	70%	27%	0%		
	6弱	0.0%	30%	0%	0%		
	6強	0.0%	0%	0%	0%		
建物棟数	計	6,500	5,816	5,816	5,816		
	木造	6,000	4,841	4,841	4,841		
	非木造	510	975	975	975		
原因別建物被害	全壊	計	—	205	3	0	
		揺れ	—	194	0	0	
		液状化	—	4	0	0	
		急傾斜地崩壊	—	7	2	0	
	半壊	計	—	825	14	6	
		揺れ	—	798	8	5	
		液状化	—	10	0	0	
		急傾斜地崩壊	—	17	6	1	
火災	炎上出火件数		—	1	0	0	
	焼失棟数	全壊建物を含む	—	24	0	0	
		全壊建物を含まない	—	23	0	0	
人的被害	死者	計(人)	—	2	0	0	
		建物被害(建物倒壊等)	—	1	0	0	
		火災	—	0	0	0	
		急傾斜地崩壊	—	0	0	0	
		ブロック塀・自動販売機の転倒	—	0	0	0	
		屋外落下物	—	0	0	0	
	負傷者	うち 重傷者	計(人)	—	93	5	1
			建物被害(建物倒壊等)	—	83	1	0
			火災	—	1	0	0
			急傾斜地崩壊	—	6	2	0
			屋内収容物の移動・転倒等	—	1	0	0
			ブロック塀・自動販売機の転倒	—	2	2	0
		うち 軽傷者	計(人)	—	7	2	0
			建物被害(建物倒壊等)	—	2	0	0
			火災	—	0	0	0
			急傾斜地崩壊	—	3	1	0
			屋内収容物の移動・転倒等	—	0	0	0
			ブロック塀・自動販売機の転倒	—	1	1	0
屋外落下物		—	0	0	0		
避難者(1日後)(人)		—	1,799	17	5		
避難者(2週間後)(人)		110	—	—	—		
帰宅困難者(12時)(人)		—	1,005	1,005	1,005		
エレベーター閉じ込め台数		10	8	5	2		
要配慮者死者数(人)		—	1	0	0		
自力脱出困難者(人)		—	24	0	0		
災害廃棄物(万t)		—	1	0	0		

(注) 合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。また、報告書により数値の出ていないものについては、「/」と表示

千葉県北西部直下地震は、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」から作成。また、5未満(0を含む。)は「—」と表示

東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群よる地震は、「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査報告書」から作成

資料：千葉県「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査報告書」、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」

(2) 津波による被害想定概要

東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、県では、この領域を対象とした房総半島東方沖日本海溝沿い地震（M8.2）を想定し、その津波による被害量を算出している。

なお、過去に発生した延宝地震（1677年）は地震動の弱い津波地震であったことから、津波の発生のみを考慮し、堤防は揺れにより破壊されない条件（堤防あり）で検討を行っている。

詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」によるものとする。

ア 津波高と到達時間

房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデルによる、本町の沿岸津波高・到達時間等の予測は次のとおりである。

御宿町では市街地で浸水深が約2m以上となり、広い範囲で浸水し、20分から25分で浸水すると想定される。

沿岸津波高・到達時間等（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル・堤防あり）

代表地点名		御宿西	御宿東	岩和田西
最大津波高	(T.P.m)	6.6	7.9	8.2
津波到達時間 (分)	最大波	23.3	22.9	22.3
	第一波	23.3	22.9	22.3
津波影響開始時間	(分)	16.8	17.1	16.8
最大津波浸水深	(m)	5.7	8	6.7
津波浸水面積※	(ha)	120	120	120
最大浸水距離※	(m)	90	480	0
地盤変動量	(m)	-0.4	-0.4	-0.4

※ 津波浸水面積、最大浸水距離は一の位を四捨五入して表示

資料：千葉県「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」

なお、元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）は、共にマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、千葉県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。

県が平成23年度に実施した「平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書」によると、元禄地震（新元禄地震）を想定した波源モデルでの本町における沿岸津波高・到達時間・到達範囲等は次のとおりと予測されている。

沿岸津波高・到達時間・到達範囲表〔元禄地震（新元禄地震）波源モデル〕

		代表地点名	御宿西	御宿東	岩和田西
防潮施設 が機能しな い場合	最大津波高 (T. P. m)		7.1	7.4	7.8
	津波到達時間 (分)	第一波	13.6	14.7	14.4
		最大津波高	13.6	14.7	14.4
	最大津波浸水深 (m)		7.3	7.5	7.1
	最大浸水距離※ (m)		290	170	20
	地盤変動量 (m)		-0.3	-0.3	-0.3
防潮施設 が機能す る場合	最大津波高 (T. P. m)		6.9	7.7	7.8
	津波到達時間 (分)	第一波	13.6	14.7	14.4
		最大津波高	13.6	14.7	14.4
	最大津波浸水深 (m)		7.0	7.9	7.1
	最大浸水距離※ (m)		290	450	20
	地盤変動量 (m)		-0.3	-0.3	-0.3

※ 最大浸水距離は一の位を四捨五入して表示

資料：千葉県「平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書」

イ 建物被害

建物が多く建っている地域が2m以上の浸水となる本町においては、津波による建物被害が多数発生すると予測される。

ウ 人的被害

冬の朝5時に想定地震が発生する条件で、津波に対する避難行動の違いを反映させて人的被害を算出した結果、全員が発災後すぐに避難を開始した場合の死者、負傷者はほとんど発生しないと予測される一方、早期避難を開始しない場合の死者数は約1,200人、負傷者数は約80人と予測される。

なお、夏の昼12時に海水浴客がいる中で想定地震が発生する条件では、早期避難を開始しない場合の死者数は約1,700人、負傷者数は約150人と予測される。

エ 災害廃棄物

津波による建物の全壊による災害廃棄物と津波で陸上に堆積した土砂等の津波堆積物の発生量は、約89,600～96,400 m³と予測される。

本町における房総半島東方沖日本海溝沿い地震津波による被害想定結果

建物被害			全壊棟数	約910 棟
			半壊棟数	約560 棟
人的被害	冬5時発災	早期避難者率低 ^{※1}	死者数	約1,200 人
			重症者数	約30 人
			軽傷者数	約50 人
		早期避難率高+呼びかけ ^{※2}	死者数	約300 人
			重症者数	—
			軽傷者数	約10 人
	全員直後避難 ^{※3}	死者数	—	
		重症者数	—	
		軽傷者数	—	
	夏12時発災 (海水浴客考慮)	早期避難者率低 ^{※1}	死者数	約1,700 人
			重症者数	約50 人
			軽傷者数	約100 人
早期避難率高+呼びかけ ^{※2}		死者数	—	
		重症者数	—	
		軽傷者数	—	
全員直後避難 ^{※3}		死者数	—	
		重症者数	—	
		軽傷者数	—	
震災廃棄物・津波堆積物	重量	災害廃棄物	約 72,500 t	
		津波堆積物	約 30,300 t	
		計	約 102,800 t	
	体積	災害廃棄物	約 68,800 m ³	
		津波堆積物	約20,800～約27,600 m ³	
		計	約89,600～約96,400 m ³	

(注) 十の位を四捨五入して表示。ただし5～99は一の位を四捨五入して表示。また、5未満(0を含む)は「—」と表示。なお、合計は丸め誤差の関係で合わない場合がある。

津波堆積物の体積換算の発生量は、体積重量換算係数に幅を持たせている関係で、幅のある結果となっている。

- ※1 地震発生後早期に避難開始(昼は地震発生後5分、深夜は地震発生後10分で避難開始)する人の割合が2割の場合
- ※2 地震発生後早期に避難開始する人の割合が7割の場合であって、及び的確な津波情報・避難情報の伝達や呼びかけ等によって切迫避難あるいは避難しない人がいなくなる場合
- ※3 地震発生後全員が早期に避難開始する場合

資料：千葉県「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」

(3) その他

防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震(必ず発生する地震ではない)やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の1つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

特に津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間等が大きく異なるとともに、街並みや生活形態等によって被害様相は大きく変わる。津波シミュレーションの結果は、津波災害のシナリオの1つであり、その利用に当たってはシミュレーションの限界を認識しておく必要がある。また、自然は大きな不確実性を伴うため、想定より大きな津波が押し寄せ、浸水範囲も広がる可能性があることに留意する必要がある。

第3節 減災へ向けた施策の推進

県では、平成28年5月に公表した新たな地震被害想定調査結果を基に、減災目標や個別施策を見直し、平成29年度に「千葉県地震防災戦略」の改訂を行っている。

本町においても「千葉県地震防災戦略」に基づき、県と連携のもと、県が掲げる減災目標を達成するために必要な施策を推進する。

1 減災の基本的考え方

地震の発生を未然に防ぐことはできないが、対策を行うことで被害を最小限にすることは可能である。そこで、住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、本町が有する資源を最大限、有効に活用して、効果的に被害を軽減させる対策を実施する「減災」が重要となってくる。

また、この減災に向かつて、自助・共助・公助が連携して取り組むことも重要となってくる。

このため、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、想定される地震・津波災害からの人的被害の軽減を図るとともに、直接被害だけでなく、間接被害も含めた経済被害額の軽減を図るものとする。

2 主な推進施策

(1) 災害に強いまちづくりの推進

ア 住宅及び特定建築物の耐震化の促進

「御宿町耐震改修促進計画」に基づき、計画的に建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進める。

イ 町有地の適正管理と有効な活用方法の検討

御宿台地区の町有地樹木が育ちすぎ、台風等の影響により倒木のおそれがあるため、平成21年度に作成した町有地法面保護雑木調査を踏まえ、御宿台地区の総合樹木管理方針を策定するとともに、御宿台地区の総合樹木管理方針に基づき、伐採箇所や優先順位を決め、関係者と協議を行いながら樹木伐採事業を行う。

(2) 防災体制の整備・防災機能の充実

ア 防災意識・地域防災力の向上

防災に対する住民の意識高揚を図るとともに、災害時における防災応急対策や復旧対策が迅速かつ的確に行えるよう、備蓄品や備蓄保管庫の整備についての検討、自主防災組織と連携した地域をあげての防災訓練等を行い、地域全体で防災対策への積極的な取組みと支援協力体制の充実を図る。

イ 町防災行政無線のデジタル化の推進

町防災行政無線の庁舎内親局の整備に伴い、屋外子局、戸別受信機のデジタル化に取り組む。

ウ 消防団員の確保、団員の装備強化、施設整備

消防団員の確保、団員の装備強化を図るため、消防団活動等啓発事業、消防団員

装備強化等安全対策事業、消防団員確保対策事業を推進する。

また、消防団詰所については、分団統合や関係者の意向を踏まえ、施設の強化・合理化を図る。なお、新たな消防団施設の整備は、住民が利用しやすいコミュニティ機能を兼ね備えた施設整備を進めるものとする。

エ 大規模災害時における応援受入体制の構築

各種事業者や団体、他の行政機関等と応援協定の締結を進めるとともに、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」を踏まえ、本町においても同計画の策定を検討する。

また、県、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じて応援受入体制の構築を図る。

オ 業務継続計画の策定による実効性の確保

災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定と、策定した計画の持続的改善に努める。

(3) 復旧・復興に向けた体制整備

ア 復興本部の体制づくり

復興本部の設置や運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制の整備に努める。

イ 災害時保健活動の推進

被災直後から、避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談等を実施できる体制の整備に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

地震・津波による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合わせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震・津波についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため町は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定調査結果等に基づく災害危険箇所の把握に努める。また、この調査結果等を基に、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

また、本町に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定期的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

第1 防災教育

(主な担当)	総務課、教育委員会、保健福祉課
--------	-----------------

1 防災力の向上

(1) 町

町は、職員に対し、平常時から町防災計画及びこの計画による各機関の防災体制並びに防災関係法令の運用等の指導を行い、防災知識の習得を図り、災害時における体制の確立に努める。

また、防災関係機関と連携し、地域コミュニティにおける社会活動等を促進して多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

(2) 消防団

消防団は、地域に密着した防災関係機関として、地域における防災活動の中核となつて果たす任務の重要性に鑑み、出火防止、初期消火、救助救急等の住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点を置き、教育訓練を実施する。

(3) 学校

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験

活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し、避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、その防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置づけた「学校教育指導の指針（平成24年度）」に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

2 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第2 防災広報

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町をはじめとする様々な防災関係機関は、あらゆる広報媒体を活用し、次に掲げる防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識に重点を置き行うものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- カ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- キ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ク 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ケ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- コ 帰宅困難者の心得
- サ 地震保険の制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震・津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災関係機関の震災対策
- ウ 町防災計画等の概要

2 広報媒体等

防災機関	媒体	対象	内容
町	広報紙 「広報おんじゅく」 「おんじゅくお知らせ版」 講演会 広報車 学級活動 パンフレット リーフレット インターネット 等	住民 行政区 自主防災組織 児童生徒、幼児 町職員 ボランティア	◇町防災計画の概要 ◇各防災関係機関の震災対策 ◇地震・津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水・津波・ため池） ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び町の対応 等
町水道等	「おんじゅくお知らせ版」 パンフレット インターネット 広報紙 等	住民	◇施設の耐震性 ◇地震発生時の応急対策 ◇飲料水の備蓄 等

3 報道機関との協力

町は、報道機関から防災に関する報道に当たり、資料提供等の依頼を受けた場合は積極的に協力する。

また、災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、県を通じて報道機関に対し、協力を依頼する。

さらに、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

第3 自主防災体制の強化

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

1 強化方針

町は、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

2 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため町は、次のとおり、地域住民による自主防災組織の活性化を図るとともに、日頃から大地震や大津波が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

- (1) 町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下、本編において「避難行動要支援者」という。）について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本編において「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下、本編において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するとともに、救出救護体制の整備として、避難行動要支援者の避難支援等を実施する機関（以下、本編において「避難支援等関係者」という。）と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進める。
- (2) 自主防災組織の機能強化を図るため、県と連携し、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う、災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。
- (3) 自主防災組織の育成に当たっては、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。
- (4) 自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小・中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であるため、県と協力してこれを促進する。
- (5) 自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 地震・津波による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企
発 災 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難（避難誘導、避難所の運営等） (5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

3 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、スーパー等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行い、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行い、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

町は、震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 「自主防災組織の防災計画（地区防災計画）」の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区にお

ける防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。

(2) 地区防災計画の位置づけ

町は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第4 防災訓練の充実

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 活動方針

町等は、震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震・津波及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2 防災訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

また、震災時における消火活動や救助救急活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

町が実施する防災訓練

区分	内 容
総合防災訓練	<p>被災現地における応急活動訓練を主として、町及び防災関係機関が住民と一体になって同一日時に総合的な訓練を実施する。これによって、各機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災行動力の向上及び住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>(1) 実施時期及び場所 毎年9月1日を中心に実施し、訓練会場についてはその都度選定する。</p> <p>(2) 実施方法 総合通信情報訓練及び総合現地訓練に分け、町防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目的事項はその都度定める。</p> <p>(3) 参加機関 町、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、事業所、学校等施設管理者、住民（自主防災組織）、その他防災関係機関</p> <p>(4) 訓練内容 ア 図上訓練 イ 通信訓練 ウ 実技訓練 エ 参集訓練 オ 応急救護訓練</p>
町防災行政無線の通信訓練	<p>町防災行政無線の効率的運用を図るため、定期的に通信訓練を実施する。</p>
職員参集訓練	<p>職員の非常配備体制の実効を確保し、各防災関係機関の連携を図るため職員参集訓練を実施する。</p> <p>(1) 指令伝達訓練 (2) 非常参集訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 図上訓練</p>
その他の防災訓練	<p>(1) 地域による訓練 自主防災組織を単位とする訓練及び複数の組織の連合による次のような訓練を警察署、消防本部等の協力のもと、実施する。 ア 出火防止訓練 イ 初期消火訓練 ウ 避難・誘導訓練 エ 応急救護訓練 オ 情報伝達訓練 カ 給食給水訓練</p> <p>(2) 施設による訓練 小・中学校、保育所、社会福祉施設等については、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、定期的に訓練を実施する。</p> <p>(3) 職場における訓練 企業・事務所における訓練に警察署・消防署が協力して実施する。</p>

第5 ボランティア意識の啓発、災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

(主な担当)	総務課、保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------------

1 平時におけるボランティア意識の啓発

町は、町社会福祉協議会と協力して毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民のボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に、積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。

さらに、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

2 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が求められる。

そこで町及び町社会福祉協議会は、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受け入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受け入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えるため、様々な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第6 調査・研究

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 地震観測

町は、平成9年度に県が御宿町役場敷地内に設置した計測震度計を活用し、地震観測結果の集積を図る。

2 地下地質構造の資料収集

町は、各公共施設の建設調査時におけるボーリングデータ等を収集し、地盤構造の把握に努め、耐震検討の基礎資料としての集積を図る。

また、民間施設にも協力を依頼する。

3 震災関係資料の収集

町は、本町の過去における震災被害の状況に関する資料収集に努める。

第2節 津波災害予防対策

本町は太平洋に面し、切り立った海岸線と約2kmの湾の形状をなす砂浜を有しており、津波発生に際しては、被害を受けやすい地理的環境にある。

2011年3月の東日本大震災（M9.0）では、町内においても軽自動車等車両の流出や漁港へ砂が堆積する被害が発生した。

また、過去にも、1677年11月（延宝5年10月）の延宝地震（M8.0）、1703年12月（元禄16年11月）の元禄地震（M8.2）や1923年9月（大正12年9月）の大正関東地震（M7.9）などにより、多くの津波被害を受けてきた。

元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、町は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

<資料編2-4 沿岸地域における津波警戒の徹底について>

第1 総合的な津波対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 基本的な考え方

町は、津波に対して、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講ずる。

対策としては、海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」による津波避難を軸としたソフト対策を併せて実施することにより津波対策を推進する。

また、各施設を所管する課は、管理する施設が津波の浸水想定区域内にあり、警戒避難体制の構築によっても利用者等の安全を確保できない場合は、安全な場所への施設移転を検討する。

2 津波広報、教育、訓練計画

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日頃から津波避難訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示（緊急）等が発令された際には、地域で避難

を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 町等の取組み

町等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等がとることができよう、次の内容について、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用して周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、わかりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(ア) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- c 津波は繰り返し襲ってくること。
- d 第一波が最大とは限らないこと。
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地震の発生があること。
- g 津波は河川や水路を遡上すること。

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や地盤標高図及び津波高と被害の関係を、町が作成した津波ハザードマップを利用し、わかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、町が作成した津波ハザードマップは、県が作成した津波避難のための津波浸水予測図及び気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があることなどを周知する。

(ウ) 津波警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及びとるべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- c 津波到達時間も同様に、津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れ

を感じたときは迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること。
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること。

(オ) 地震・津波への備え

いつ地震・津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から「最低3日、推奨1週間」の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

町は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く住民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

町は、町、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

訓練は、県、町単位の訓練、自主防災組織単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。

なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2 津波避難対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 津波ハザードマップの作成・周知

町は、県が作成した津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、県で想定した津波被害を超えると考えられる地震について、国等により新たな知見が示され、県が津波浸水予測図の作成・見直しを行った場合は、津波ハザードマッ

プの作成・見直しを行う。

また、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは1つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

2 町の津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを基に作成した津波避難計画に基づき、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、津波避難訓練等を通して、より実践的な体制の確立に努める。

(1) 避難指示（緊急）

町は、避難指示（緊急）の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示（緊急）に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示（緊急）の内容について周知を図る。

- ア 気象庁から津波注意報等が発表されたときには、町長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示する。
- イ 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が必要と認めるときは、直ちに高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示する。
- ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるため、町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

(2) 住民等の避難誘導體制

- ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、町は、避難は徒歩を原則としつつ、各地域における津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、町は、防災対応や避難誘導に係る行動マニュアルを作成する。また、避難誘導に当たる者は、この行動マニュアルに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導を行う。
- ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町は、平常時から避難行動要支援者名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

エ 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

オ 自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、安全の確保を前提に町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

(3) 市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、町は、他市町村と連携し、避難場所や避難所の提供など市町村域を越えた避難体制の構築を図る。

3 津波避難体制確立のための県への支援要請

町は、津波が発生した際に、津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、県に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果データの提供、町の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直し及び市町村区域を越えた避難体制の構築への支援を求め、津波避難体制の確立に努める。

4 町の津波情報受伝達体制の確立

(1) 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町は、あらゆる広報伝達媒体（同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波注意報、警報の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

また、夏季の観光客に対しては、海水浴場の放送施設やオレンジフラッグ（避難合図旗）を利用し、迅速な情報伝達に努めるとともに、避難誘導対策として、沿岸部を中心に避難誘導看板の整備を推進する。

ア 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示（緊急）等を迅速かつ確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

本町においても整備済みである J - A L E R T の受信機と町防災行政無線の自動起動機の運用や、衛星携帯電話等あらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされたときに、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

エ 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等への迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

オ 漁港、船舶等への情報伝達

漁港管理者（町）は、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

また、他の行政機関と連動し、津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示して個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識の向上と避難体制の確立に努める。

第3 津波防護施設等の整備

（主な担当）	建設環境課、産業観光課
--------	-------------

1 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議による「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波② 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度来襲すると想定される津波 |
|---|

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、町は、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づき、県と連携して発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を推進する。

また、河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

2 避難場所及び津波避難ビル等の指定・整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年度）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」等を基に、地域の状況を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、各地区における避難場所及び避難路の指定・整備を進めるとともに、沿岸部に位置する中高層マンション等との津波発生時における一時避難に関する協定等の締結を推進する。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

<資料編2-1-14 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定>

第3節 火災等予防対策

大正関東地震による死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。

今後、起こり得る首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であるため、町は、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

第1 地震火災の防止

(主な担当)	総務課、産業観光課、消防本部
--------	----------------

1 出火の防止

(1) 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町は、自主防災組織等各種団体を通じ、一般家庭に対して火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について啓発を行う。

なお、火気使用設備器具等については、販売店にも協力を求め、耐震安全装置の設置促進を図る。本町は特に、プロパンガスの使用世帯比率が100%となっており、プロパンガスについては、建物倒壊時の末端器具自体の安全化を図るため、ボンベの転倒予防策、安全機構付末端閉止弁の取り付け、元栓の締め忘れ等による出火防止対策等について防火訓練、広報媒体を通じ住民に周知を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内すべての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発するなど、出火防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施する。

また、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全を期する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

町及び消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、

自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成2年夷隅郡市広域市町村圏事務組合条例第8号）の規定に基づく、少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

特に屋外タンク貯蔵所については、次の耐震構造対策の基準を定めて指導する。

- ア 耐震又は風圧に関するタンクの構造規制
- イ タンク配管の構造規制
- ウ 水抜管の安全規制
- エ 防油堤の構造規制

<資料編 10-1 危険物施設一覧>

（5）化学薬品等の出火防止

町は、県と連携のもと、化学薬品を取り扱う学校、薬局等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化について指導を行う。

（6）消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

2 初期消火

（1）消火器具の設置

町及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

（2）住民防火行動の向上

町及び消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織の育成に努める。

また、資機材等を交付し、防災意識の高揚、住民による初期消火活動体制の確立を図る。

さらに、初期消火の実効を高めることを目標に、住民個人はもとより、地域の組織的な活動力の向上を図るため、自主防災組織等を活用した訓練指導体制を強化する。

具体的には、春秋の火災予防運動、防災の日を中心に初期消火訓練、避難訓練等を通じて、住民の防災行動に関する具体的な知識、技術の指導に当たり、実践的行動力の向上を図る。

3 延焼拡大の防止

（1）消防水利の整備

震災時において、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、水道管の耐震化、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の

活用等、消防水利の計画的な整備を図る。

(2) 市街地における空中消火の検討

町及び消防本部は、市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

第2 建築物不燃化の促進

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 防火・準防火地域の指定

町は、県と連携のもと、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

<資料編 10-2 防火地域・準防火地域内の建築規制基準>

<資料編 10-3 防火地域、準防火地域の指定状況>

2 防火・準防火地域以外の市街地

町は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条及び第23条の規定による、いわゆる屋根不燃区域に指定されている木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

3 町営住宅の不燃化の促進

町は、町営住宅の不燃化を促進する。

第3 防災空間の整備・拡大

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

大震災時において、住民の安全を確保する立場から、火災の延焼を防止し、又は延焼火災の速度の通減を図るためには延焼拡大危険のある地域等に空き地を確保する必要がある。

町は、防災空間の整備について、市街地（特に木造建物密集地域の状況）、消防力配備状況等を踏まえ、検討を進める。

第4節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、町及び消防本部は、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制の整備等を推進する。

第1 消防体制・施設の強化

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

1 消防施設の整備、消防計画の充実

町等は、消防施設の強化を図るため、必要に応じ県へ支援を要請し、消防施設強化事業の拡充に努める。

また、消防本部は、消防の任務を遂行するため、各種災害に対して効果的な消防活動を行えるよう、消防計画の一層の充実とその推進を図る。

(1) 現況の把握

消防ポンプ車、水利等消防施設等の現況を把握する。

(2) 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、財政事情その他必要に応じ、県に支援を要請し、消防団の施設・設備の拡充を推進する。

2 消防団の充実・強化

町等は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及啓発活動を実施する。

また、消防団は、平常時から防災の日、春秋火災予防運動等を機に住民に対する出火防止、初期消火等の指導を積極的に行う。

(1) 活動基準の整備

火災の被害予想に対応し、作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、団員の教育訓練、発災時の活動要領の習熟を図る。

(2) 参集体制の整備

団員の個人装備を充実し、参集体制の確保を図り、家族の安全対策の指導を強化する。

(3) 地域総合消防体制の育成

事業所及び住民の自主防災体制との連携を図り、地域配備消火施設等による総合的な消火体制を育成する。

また、消防本部、消防団間の連絡を密にして活動体制を整備し、消防力の強化を図る。

(4) 消防団員の住民指導能力の向上

法制上の公的機関としての認識の向上を図り、地域における指導的位置の確認、活動任務の明確化を図る。

ア 町が行う総合防災訓練に際しては、各分団詰所等を拠点とし、住民に対し地域に密着した訓練を行い、連携度の向上を図る。

イ 団本部教養訓練年度計画の立案に際しては、総合訓練、幹部訓練の中に住民に対する防災指導の強化を取り入れる等、指導力の向上を図る。

(5) 消防団員確保のための町の留意すべき事項

町は、消防団員の確保に当たっては、次に掲げる事項について配慮する。

ア 消防団に関する住民意識の高揚

イ 処遇の改善

ウ 消防団の施設・装備の改善

エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

オ 機能別団員・分団の採用の推進

3 消防団員の教育訓練

消防団は、県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う〔「消防学校の教育訓練の基準（総務省消防庁）」に基づく教育訓練〕。

(1) 基礎教育（新任科）

(2) 専科教育（警防科）

(3) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

(4) 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、1日入校及び現地教育）

4 消防思想の普及

町等は、次のような行事、講習会等を通じ消防思想の普及を図る。

また、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

(1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

(2) 春秋2回の火災予防運動を実施する（各1週間）。

(3) (公財)千葉県消防協会夷隅支部が開催する消防操法大会に参加して、消防技術の向上と消防団員の士気の高揚を図る。

(4) 各種講習会等を開催する。

第2 応援体制の強化

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

1 市町村相互の応援体制

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定された「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可

能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

2 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び同実施細目並びに町及び県の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

<資料編2-5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱>

第5節 建築物の耐震化等の推進

市街地の中には、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあるため、町は、建築物等の耐震対策等を進め、地震に対する安全性の向上を図る。

また、東日本大震災においても、県内では水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、本町においても各施設の耐震性について、更に強化を図る。

第1 建築物等の耐震対策

(主な担当)	建設環境課、企画財政課、教育委員会
--------	-------------------

1 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。そのため町は、県と調整の上、計画的かつ総合的に町内全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図る。

一方で、建築物に関わる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。そこで、町は、県と連携のもと、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）並びに「千葉県耐震改修促進計画」及び「御宿町耐震改修促進計画」に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務づけられている大規模な建築物を、重点的に耐震化すべき建築物と位置づけ、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のための必要な支援を行う。

2 教育施設の耐震化

(1) 町立小・中学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、町は、町立学校について、「御宿町耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を進める。また、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、今後は、吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

(2) 体育施設の耐震化

町は、地域住民の応急的な避難場所になる町有体育施設について耐震性能の向上を推進する。

3 文化財の防災対策

町は、文化財保護のための防災対策に努める。

4 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊・落下防止

ア 町は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱(昭和58年9月制定)」に基づき、適正な築造方法の普及啓発に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては倒壊を防止し、安全を確保するため、県と連携し、その所有者・管理者に対する必要な助言又は指導に努める。

イ 町は、千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

町は、県及び関係団体等と連携して「自動販売機据付基準」の周知等を行い、自動販売機の転倒防止を推進する。

5 落下物防止対策

町は、「千葉県落下物防止指導指針(平成2年11月制定)」に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、商業地域など人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下の危険性があるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

6 家具・大型家電の転倒防止

町は、ホームページ、広報紙及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

7 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

町は、県と連携のもと、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な被害を未然に防止するための施策を、町内全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の普及啓発に努める。

(1) 連絡協議会の運用

建築防災に係る諸施策の推進のため、千葉県建築防災連絡協議会(県及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立)の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

(2) 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の普及啓発に努める。

第2 ライフライン等の耐震対策

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 対策方針

地下には水道管が、また、地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地においてもライフライン等の施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、町は、所管する施設の耐震性の強化を図るとともに、各施設管理者等と連携してライフライン機能の確保対策を推進する。

2 水道施設

本町において水道施設は、浄水場の耐震診断を実施し、耐震性を確認している。

また、基本管路の一部においては、耐震適合性のある管によりバイパスを敷設し、管路の強化を進めてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはいまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があるため、町は、次のとおり施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

(1) 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

(2) 緊急を要する対策

耐震性の観点から老朽施設等について、緊急に補強又は更新をする。

(3) 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備等施設の整備補強及び複数系統化等水道システムとしての耐震性の向上を図る。

(4) 広域的バックアップ体制の整備等

千葉県水道災害相互応援協定による緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を整備する。

(5) 町営水道の施設整備計画

施設整備計画の策定により、老朽施設整備の更新と合わせ、耐震強化対策を実施する。

ア 浄・給水場施設の耐震強化

耐震調査結果に基づき、計画的に御宿ダム、配水池、浄・給水場等の主要構造物や建築物の耐震強化対策を実施する。

イ 管路の耐震強化

管路の新設及び更新において、すべて耐震継ぎ手を導入し、耐震化を図る。特に、災害時に重要な拠点となる避難所、福祉避難所及び水道施設等については、人命の安全確保を図るために給水優先度が高い施設として位置づけ、優先的に施設への配

水管路の耐震化を図るものとする。

また、震災被害を受けやすい公道部の鉛給水管について、更新を実施する。

さらに、管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化するとともに、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲の縮小及び復旧の迅速化を図る。

なお、町においては、この管上に消火栓を177基設置してある。

3 電気施設

町は、必要に応じて施設管理者等が実施する予防対策に協力し、ライフライン機能の確保対策を推進する。

4 通信施設

町は、必要に応じて施設管理者等が実施する予防対策に協力し、ライフライン機能の確保対策を推進する。

5 共同溝・電線共同溝の整備

町は、関係機関と連携のもと、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心に、ライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備について検討を進める。

なお、電線共同溝については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上を図るための整備に努める。

第3 道路及び交通施設の安全化

(主な担当)	建設環境課、総務課、企画財政課
--------	-----------------

1 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、町は、管理する道路の耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、関係機関と連携のもと、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど災害に強い道路の整備に努める。

道路の整備に当たっては、県が定める緊急輸送道路のほか、近隣市町間を結ぶ幹線道路その他災害時の重要な機能を有する道路により、次のような道路ネットワーク（災害時道路ネットワーク）を形成し、耐震化その他整備を進める。

災害時道路ネットワーク

区分	路線名等
緊急輸送道路（県指定）	国道128号
緊急輸送路以外の市町間を結ぶ主要幹線道路	県道174号勝浦布施大原線、県道176号夷隅御宿線、 県道232号御宿停車場線、県道273号上布施勝浦線
市街地における主要な道路	町道0106、0110号線 （国道128号～千葉県道273号間で消防御宿分署を結ぶ道路） 町道0105号線 （千葉県道176号～千葉県道273号間で町役場を結ぶ道路）

2 道路及び橋梁の耐震性の向上

町は、管理する道路及び橋梁の耐震性の向上を図るため、次のとおり対策を実施する。

(1) 道路防災点検調査

道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。

(2) 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所は、速やかに安全化対策工事を行う。

(3) 橋梁対策

町内に長大橋梁についてはほとんどなく、主要道路に架かる橋梁については、永久橋に改修されている。町は、避難路としての機能の重要性を鑑み、木橋の永久橋への改修を早期に進めるとともに、既存永久橋についても、平成8年11月1日付けで国土交通省により改訂された道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。

(4) 斜面地等対策

法面保護等の安全対策を実施する。

3 道路付帯施設の保全管理

(1) 街路灯・防犯灯

町で所管する街路灯・防犯灯については、町が定期的に保守点検しており、随時町職員が保全管理に当たる。

(2) 道路標識等

町内に設置されている道路標識及び道路反射鏡については、町職員が定期的に保守点検しているが、付近住民の協力を得て、更なる保全管理に当たる。

4 鉄道施設の安全対策

(1) 現況

町内の鉄道施設は、次のとおりとなっている。

町内の鉄道施設の現況

事業者名	路線名	町内営業	駅数
東日本旅客鉄道（株）	外房線	3.4 km	1

(2) 施設の耐震性確保

町は、必要に応じて東日本旅客鉄道（株）が実施する鉄道施設の耐震補強対策に協力し、災害時における輸送力の確保を図る。

第6節 液状化災害予防対策

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、本町に液状化の被害はなかったものの、県内において、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。

液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、水道等のライフラインに被害が生じた。1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、本町においても液状化対策を推進する。

第1 液状化対策

(主な担当)	建設環境課、産業観光課
--------	-------------

1 液状化対策の推進

水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、町は、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 水道施設

町は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

町営水道では、地盤の液状化による铸铁管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新においては、すべて耐震継ぎ手を導入することとしている。

(2) 海岸保全施設

町は、県と連携のもと、地震に強い漁港、海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等と合わせ、施設の重要性を考慮した液状化対策を推進する。

(3) 道路橋梁

町は、県と連携のもと、橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁について、地盤改良や施設の耐震化等を推進し、落橋や倒壊防止を図る。

(4) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また、海岸では地震発生とともに、津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する必要がある。

このため町は、県と連携のもと、国土交通省が作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づいた点検を行い、危険度の高い箇所から順次液状化対策等を実施する。

第2 液状化対策の広報・周知

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

町は、東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民個人の生活や経済面に大きな負担が掛かるため、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

さらに、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうよう周知する。

第3 液状化被害における生活支援

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となることが想定される。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや夷隅健康福祉センター、町社会福祉協議会等、福祉関係機関などの地域ネットワークによる取り組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、町は、「平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書」「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」等の結果を参考に、危険箇所における災害防止策を講ずるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講ずる。

なお、土砂災害の防止に関しては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、本編において「土砂災害防止法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、本編において「急傾斜地法」という。）、砂防法（明治30年法律第29号）及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）等に基づいた対策に努める。

第1 土砂災害の防止・孤立集落対策

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県と協力して被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害危険箇所を町のホームページで公表するとともに、インターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、防災マップ、広報紙及び県が作成する土砂災害危険箇所マップを公民館等に配布し、一般への周知に努める。

<資料編9-1 土砂災害危険箇所>

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

<資料編7-4 土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制>

<資料編9-2 土砂災害警戒区域>

3 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

町は、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づく地震等発生後の土砂災害警戒情報暫定基準を把握し、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用を図る。

4 土地利用の適正化

町は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

5 急傾斜地崩壊対策

(1) 現況

本町の急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地崩壊危険区域一覧」のとおりである。

<資料編9-3 急傾斜地崩壊危険区域>

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、崩壊するおそれのある急傾斜地を把握するとともに、急傾斜地法第3条の規定により、県と協議の上、知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図る。

また、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

<資料編9-4 急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

(3) 行為の制限

町は、急傾斜地における災害を防止するため、県に対し急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行うよう要請する。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限が行われる。

なお、現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(4) 防止工事の実施

町は、必要に応じ県費助成を要請し、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を実施することが困難又は不相当と認められ、かつ急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設の整備

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について、県に対して急傾斜地崩壊危険区域に指定し、重点的に施設整備を実施するよう要請する。

ア 要配慮者関連施設に係る危険箇所

イ 避難所や避難路を有する危険箇所

ウ がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所

6 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域を持ち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

町は、県と連携のもと、土石流が発生するおそれの高い土石流危険渓流や保全対象が多い箇所から防止工事の実施を推進する。

7 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

町は、山腹崩壊危険地区の危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、県と連携のもと、計画的な治山事業の実施を推進する。

<資料編9-5 山腹崩壊危険地区>

8 宅地造成地災害対策

都市化の進展に伴い、近年の宅地開発は、既成市街地の周辺へと拡大し、がけ地や傾斜地にも宅地を造成し、家屋を建築する例が多くなっている。

しかし、これらの人為的な改変地は、地震により、地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起こし、予期しない大災害の原因となるおそれ大きい。

昭和53年の「伊豆大島近海地震」及び「宮城県沖地震」は、その最たる例であり、多数の死傷者や建物への被害を発生させた。

本来、これらの安全対策については、所有者や管理者が実施すべきものであるが、前述のような問題が提示されている以上、町としても見過ごせることではない。

このため町は、宅地造成工事の実施に当たっては、関係法令等及び「御宿町宅地開発事業等指導要綱」に基づいて防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域状況等を考慮し、規制、指導の強化及び危険区域からの住民移転制度や住環境改善のための貸付、融資制度を活用し、住民の理解と協力を得ながら、安全性の一層の確保を図る。

なお、工事の許可又は確認に際しては、次の事項に留意する。

- (1) 災害危険区域(建築基準法第39条)、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条)、土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第8条)及び急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法第3条)については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制すること。
- (2) 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずること。
- (3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずること。

<資料編9-6 御宿町宅地開発事業等指導要綱>

9 孤立集落対策の推進

町は、孤立するおそれのある地区を把握するとともに、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

第2 河川、ため池施設の安全化

(主な担当)	建設環境課、産業観光課
--------	-------------

1 計画方針

町は、地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、施設管理者と連携のもと、耐震性の強化等の措置を講ずる。

2 河川施設の整備

町は、地震による河川護岸等の損壊を防止するため、施設管理者と連携のもと、適正な管理に努める。

3 ため池等災害対策

町は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、必要に応じ県へ支援を要請し、「農業用ため池台帳」の整備を進めるとともに、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

<資料編9-7 主な河川>

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、町は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

なお、国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、この節において「取組指針」という。）を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（以下、この節において「手引き」という。）を作成している。

第1 避難行動要支援者に対する対応

(主な担当)	保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	------------------

1 基本方針

(1) 支援体制の整備

町は、要配慮者の把握に努めるとともに、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

(2) 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。なお、避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を行うことから、避難支援等関係者の安全確保には十分に配慮する。

ア 消防機関

イ いすみ警察署

ウ 民生委員・児童委員

エ 御宿町社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ その他、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

(3) 全体計画の策定等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、町防災計画に重要事項を定める。

また、取組指針に基づき、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を町防災計画の下位計画として策定し、より細目的な内容を定め、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、発災時に迅速な対応がとれるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿の作成等を行う。

(1) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる要配慮者の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

ア 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握するよう努める。

ウ 所在把握には、行政区など、以前からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みを活用する。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する第1号被保険者及び第2号被

保険者のうち、要介護認定3から5の者

- (イ) 身体障害者手帳所持者で下肢障害1・2級、視覚障害及び聴覚障害の者
- (ウ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくものとする。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

エ 町における情報の適正管理

町において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「御宿町情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、御宿町個人情報保護条例（平成16年御宿町条例第12号）の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において次の措置を講ずるよう努める。

- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

3 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成と併せて平常時から個別計画の策定を進めることが適切である。

このため住民及び町は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成し、地域社会全体で避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定めるなど、具体的な避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の策定に努める。

第2 要配慮者全般に対する対応

(主な担当)	保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	------------------

1 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

また、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

2 防災設備等の整備

町は、県と連携のもと、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

3 避難施設等の整備及び周知

(1) 町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対する周知に努める。

また、県と連携し、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

(2) 町は、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

(3) 町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

<資料編7-3 福祉避難所>

4 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、県と連携のもと、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実して災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努める。

5 避難指示（緊急）等の伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、町防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

6 在宅避難者等への支援

町は、県と連携のもと、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや夷隅健康福祉センター、町社会福祉協議会等の福祉関係機関との地域ネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

7 広域避難者への対応

町は、県と連携のもと、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

第3 社会福祉施設等における防災対策

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 防災対策の指導

町は、県と連携のもと、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

2 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

3 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておくものとする。

また、町と連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期的の実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的の実施する。

第4 外国人に対する対策

(主な担当)	総務課、産業観光課、税務住民課
--------	-----------------

1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、県と連携のもと、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2 外国人に対する対応

町は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から県が行う派遣制度についての情報収集を図る。

また、県と連携のもと、日本語の理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町は、情報収集・伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 災害情報通信施設の活用

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 県防災行政無線の活用

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県防災行政無線を整備し、運用している。

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害情報の収集や被害状況等の報告に際しては、県防災行政無線を最大限活用する。

このため、関係者以外も災害時に操作ができるよう訓練等を通して操作方法の習得に努める。

2 県防災情報システムの活用

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供して、的確な防災対策に資するため、千葉県防災情報システム（以下、本編において「県防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

町は、県防災情報システムを活用して、的確な防災対策の遂行に努める。

第2 町における災害通信施設の整備等

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 災害通信施設及び情報伝達体制の整備

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、J-ALERTの受信機と町防災行政無線の自動起動機の連携等、多様な通信手段の整備拡充に努める。

また、避難地における情報伝達手段の確保及び被害状況の収集のため、簡易無線やIP無線などの整備について検討するとともに、広報車、消防車、サイレン等を活用した住民への迅速かつ的確な情報伝達体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

さらに、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術を基に、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等の堅固な場所への設置等を推進する。

2 非常通信体制の充実強化

町は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、防災関係機関と連携のもと、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

3 アマチュア無線の活用

町は、アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力するなど、平常時から関係団体との連携強化に努める。

4 その他通信網の整備

町は、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

<資料編4-1 利用可能な他の通信施設>

<資料編2-1-19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定>

第10節 備蓄・物流の整備

町は、県が策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

あわせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

2 備蓄・調達体制の整備

備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。なお、県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等を行っている。

このため町は、プッシュ型（壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対して要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む支援）による供給を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県との間での情報の共有を図る。

- (1) 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。
- (2) 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。
- (3) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものをすべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。
- (4) 備蓄の状況、保管場所等については、「御宿町備蓄台帳」で管理し、定期的な整備更新に努める。

3 帰宅困難者支援に係る備蓄

町は、県と連携のもと、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

4 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要である。

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要があるため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。また、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫の活用も検討する。

さらに、発災後、災害応急対策活動を実施する車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間物流事業者等に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

<資料編 6-7 物資の集積拠点>

<資料編 2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編 2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定>

<資料編 2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

<資料編 2-1-25 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書>

第2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健センター等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備する。

2 応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健センター等に整備する。

第11節 防災施設の整備

地震・津波災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設や避難所等の各種防災施設の整備が重要であるため、町は、その計画的な整備を推進する。

第1 防災拠点施設の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 計画方針

町は、平常時において住民の防災知識の普及啓発を図り、大規模災害時においては防災用資機材や食料の備蓄搬送拠点として活用するなど、災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

2 既存施設の整備

町は、被災地外からの支援物資や人的応援を迅速かつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、旧御宿高校等の既存施設を活用し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進める。

施設としては、平常時は住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等として活用し、災害時は資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

第2 避難施設の整備

(主な担当)	総務課、企画財政課、保健福祉課、教育委員会
--------	-----------------------

1 避難所等の整備

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月改訂）」「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、避難所等の選定を行うものとし、この際、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危

険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

なお、指定緊急避難場所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、指定避難所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

(ウ) 避難所における医療救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

(エ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。

(オ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、

灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

(カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努めるとともに、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。

(キ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(ク) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(ケ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

<資料編7-1 避難場所一覧>

<資料編7-2 避難所一覧>

<資料編7-3 福祉避難所>

2 避難所運営マニュアルの整備

町は、本来の施設管理者の監督のもとで、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議する。

3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講ずる。

<資料編2-1-26 広告付避難場所等電柱看板に関する協定>

4 震災対策用貯水施設等の整備

町は、本格的な給水が行えるまでの間の水を確保するため、水道事業体等の協力を得て、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

5 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、緊急時の離発着場の確保等について、町防災計画に位置づけ、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等所要の措置を講ずる。

<資料編6-2 ヘリコプター発着可能地点>

第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内においても多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救助救急活動の妨げとなるなどの可能性がある。

また、観光地である本町に滞在中の観光客が災害に遭遇した場合、安全を確保し、無事に帰宅できるよう、観光事業者、関係団体との連携のもと対策を講ずる必要がある。

このため町は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や県、他市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例の定めるところにより、住民、事業者へそれぞれの役割に応じた対策の実施に努めるよう、帰宅困難者等対策の普及啓発を図る。

第1 帰宅困難者等

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 帰宅困難者の発生予想数

「平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、東京湾北部地震等の大規模な地震の発生により、本町において約1,000人の帰宅困難者が発生すると予測している。

第2 一斉帰宅の抑制

(主な担当)	総務課、企画財政課、産業観光課
--------	-----------------

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

2 安否確認手段の普及啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため町は、県と連携のもと、災害用伝言ダイヤル17

1、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、広域的な被害情報について、ホームページ等を活用して主体的に提供していく。

さらに、県、他市町村及び関係機関と連携して防災情報メール、ポータルサイト、SNS、デジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの

4 観光客への啓発

震災発生直後の町の応急対策活動は、救命救助・消火・住民の避難支援を重点的に行うため、観光客に対する支援が手薄になることが予測される。

このため町は、平時において、観光客へ向け次のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次災害防止のために「むやみに移動を開始しない」こと。
- (2) 災害用伝言ダイヤルなど、安否確認手段の活用に関すること。
- (3) 町防災行政無線など公共機関が提供する情報入手に関すること。
- (4) 帰宅できるまでの自助・共助の重要性に関すること。

第3 帰宅困難者等の安全確保対策

(主な担当)	総務課、企画財政課、産業観光課、教育委員会
--------	-----------------------

1 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設の耐震性等の安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結して指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2 大規模集客施設や駅等における利用者保護

(1) 利用者保護の要請

町は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(2) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

3 企業、学校など関係機関における施設内待機

(1) 対策の要請

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

(2) 訓練実施の要請

町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第4 帰宅支援対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 災害時帰宅支援ステーションの周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて県内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションの確保を進めている。

町は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県及び事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

2 搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方等、自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第13節 防災体制の整備

大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国、県、他市町村等からの広域応援体制を構築するため、町は、平時から県内他市町村、県、防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画の策定により、行政機能の確保など体制整備に努める。

第1 防災体制の整備

(主な担当)	全庁
--------	----

1 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に応急対策を実施するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

2 受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

3 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

なお、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2 相互応援体制の整備

(主な担当)	全庁
--------	----

1 市町村間相互の応援体制の整備

町は、県内の市町村間において、災害時における相互応援協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努める。

また、平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定（御宿町、いすみ市、勝浦市、大多喜町）」及び野沢温泉村との間で締結した「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、各種災害に対応する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

2 広域避難者の受入体制の整備

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

3 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮して迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策に万全を期すものとする。

第1 町の活動体制

(主な担当)	全庁
--------	----

1 町の責務

町は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県、他市町村及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

2 活動体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。その際、県、町一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 後述の3(2)で定める「町本部設置前の配備基準」に達した場合、総務課及び関係機関は、次の措置を講ずる。

(ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 町応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

町長は、災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、上記(1)アの場合において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。

なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて災害対策本部(第3配備から第5配備)に移行する。

また、応急対策本部を設置した後において、町内において災害の発生するおそれ

が解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。

イ 組織及び編成

応急対策本部の組織及び編成は、「御宿町応急対策本部体制」によるものとするが、その概要は次のとおりである。

<資料編 1-3 御宿町応急対策本部体制>

御宿町応急対策本部組織の概要

本 部 会 議	本部長	町長	部 (5)		
	副本部長	副町長 教育長	事務局長	総務課長	
	本部員	総務課長 企画財政課長 税務住民課長 保健福祉課長 建設環境課長 産業観光課長 議会事務局長 教育課長 会計室長 消防団長	本 部 事 務 局	事務局職員	指令情報班 庶務班
	本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から 本部長（町長）が派遣を求 める者			

(3) 町災害対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、後述の3(3)で定める「町本部設置後の配備基準」に達したときは、御宿町災害対策本部（以下、本編において「町本部」という。）を設置する。

また、町本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、町本部を設置しておく必要がないと認めたときは、町本部を廃止する。

なお、町本部の各部長の職に充てられているものは、町本部を設置する必要を認めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。総務部長は要請があった場合、その他の状況により町本部を設置する必要があると認めたときは、各部長の職に充てられている者を招集して協議の上、町本部の設置を町長に具申しなければならない。

イ 町本部設置又は廃止の通報及び発表

総務部長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次に掲げる者のうち必要と認める者に通報するとともに、報道機関に発表する。

町本部設置又は廃止の通報及び発表先

- | | |
|----------|------------------|
| ・町本部構成員 | ・防災関係機関 |
| ・千葉県知事 | ・住民 |
| ・消防団長 | ・隣接市町村長 |
| ・いすみ警察署長 | ・自衛隊（陸上自衛隊高射学校長） |

また、各部長は町本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。

なお、町本部が設置された場合は、町本部設置施設正面等の適切な場所に「御宿町災害対策本部」の掲示板を掲出する。

ウ 町本部の設置場所

町本部は、原則として町庁舎に設置するものとし、町庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

町本部代替設置施設及び設置順位

- | | |
|-----------|-----------|
| 第1位 旧御宿高校 | 第2位 消防団本部 |
|-----------|-----------|

また、町本部を町庁舎に設置した場合は、町役場4階レセプションルームに本部室を設置する。

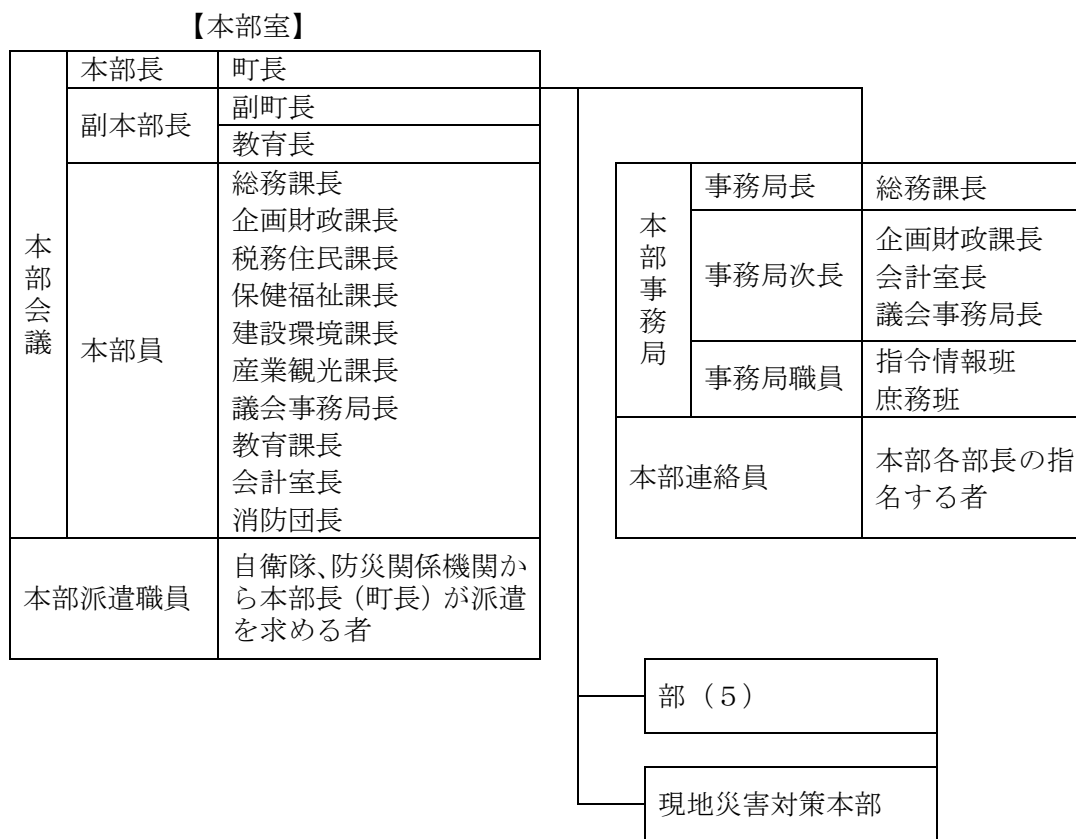
エ 町本部の組織及び編成

町本部の組織及び編成は、御宿町災害対策本部条例（昭和42年御宿町条例第90号）及び「御宿町災害対策本部体制」によるものとするが、その概要は次のとおりである。

<資料編1-2 御宿町災害対策本部条例>

<資料編1-4 御宿町災害対策本部体制>

御宿町災害対策本部組織の概要



(ア) 災害対策本部会議

本部長（町長）は、町の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b その他重要事項に関すること。

(イ) 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

- a 本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。
- b 本部連絡員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

(ウ) 現地災害対策本部

a 設置

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

b 組織編成

現地本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長（町長）が指名する者をもって充てる。

c 所掌事務

現地本部の所掌事務は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- (a) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (b) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- (c) 本部長（町長）の指示による応急対策の推進
- (d) その他緊急を要する応急対策の実施
- (エ) 本部室、各部、各班の連絡方法
 - a 本部長（町長）の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。
 - b 各部及び各班で聴取した情報、あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して本部長（町長）に報告する。

3 職員の配備

(1) 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、町庁舎及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 町本部設置前の配備

地震・津波災害に対処する町本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

なお、配備体制を強化する必要があると町長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。

町本部設置前の配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	(1) 町内で震度4を観測したとき（自動配備）。 (2) 町内で震度3以下を観測し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき。	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。	総務課 建設環境課 産業観光課
第2配備	(1) 町内で震度5弱を観測したとき（自動配備）。 (2) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報を発表したとき（自動配備）。 (3) その他、被害が発生し、町長が必要と認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。	第1配備に加え、 企画財政課 保健福祉課 税務住民課 教育委員会

(注) 議会事務局には、連絡のみ行う。

(3) 町本部設置後の配備

地震・津波災害に対処する町本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

なお、配備体制を強化する必要があると本部長（町長）が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。

町本部設置後の配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	(1) 町内で震度5強を観測したとき（自動配備）。 (2) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波に関する特別警報（大津波警報）を発表したとき（自動配備）。 (3) 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき（自動配備）。 (4) 町において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長（町長）が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	町本部を構成するすべての町の機関
第4配備	(1) 町内で震度6弱を観測したとき（自動配備）。 (2) 地震又は津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、本部長（町長）が必要と認めたとき。	第3配備体制を強化し対処できる体制とする。	同上
第5配備	(1) 町内で震度6強以上を観測したとき（自動配備）。 (2) 町内全域にわたり大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、本部長（町長）が必要と認めたとき。	町の組織及び機能のすべてをあげて対処できる体制とする。	同上
<p>【配備の特例措置】</p> <p>(1) 本部長（町長）は、災害の状況その他により、必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ、非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対し、種別の異なる非常配備体制の指令を発することができる。</p> <p>(2) 各部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長（町長）の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</p>			
<p>【非常配備体制に基づく措置】</p> <p>(1) 各部長は、あらかじめ部に属する班が、非常配備体制の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に周知徹底しておかなければならない。</p> <p>(2) 各部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、上記（1）により所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。</p>			

(4) 対応長期化に備えた配備体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

4 職員の動員

(1) 動員体制の確立

各部長は、部内各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておくものとする。

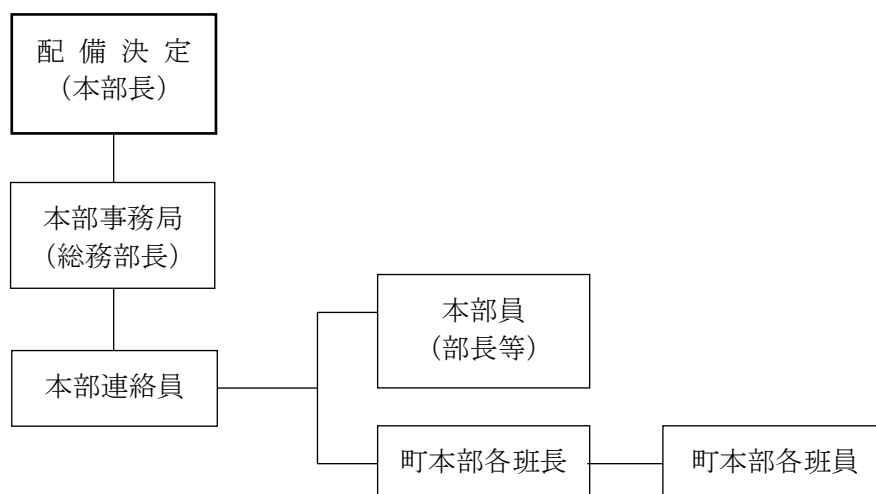
また、配備の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の処置をとらなければならない。

- ア 所属職員の把握を行う。
- イ 職員を所定の部署に配置する。
- ウ その他高次の非常配備体制に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずる。

(2) 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。

職員の動員系統



(3) 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため、次の方法で伝達を行う。

- ア 勤務時間内
庁内放送、町防災行政無線、職員参集メール、電話又は口頭により行う。
- イ 勤務時間外
町防災行政無線、職員参集メール又は電話

5 職員の参集等

(1) 初動対応職員

休日・夜間等勤務時間外において、町本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は、年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定する。なお、初動対応職員は次のとおりとする。

初動対応職員

本部員、班長、本部事務局職員、本部連絡員、第1 配備職員

(注) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として役場から4 km 圏内、特に事情がある場合には8 km 圏内に居住する。

(2) 初動対応職員以外の職員

原則として町役場へ登庁する。

(3) 自主登庁又は自主参集

職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から自らの配備基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集する。

(4) 職員の服務

職員は、町本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

ア 常に災害に関する情報及び町本部関係の指示に注意すること。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

エ 勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。

オ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は町本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。

6 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

7 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定」及び野沢温泉村との間で締結した、「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」等に基づき、円滑な協力体制を配備する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

第2 防災関係機関との連携

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 防災関係機関の責務

(1) 県

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

(3) 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、防災業務計画、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

2 活動体制

県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

3 防災関係機関との連携

(1) 県災害対策本部会議への出席

町は、災害の状況に応じて県災害対策本部会議に出席し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

(2) 職員派遣要請

本部長（町長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

また、災害等により、町において被害状況を把握できなくなった場合は、県に対し、職員の派遣及び情報収集等を依頼するとともに、県や他市町村等と情報を共有するなど、連携して災害応急対策を実施する。

第3 災害救助法の適用手続等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害救助法の目的

災害救助法は災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者等の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- (2) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3 救助の実施機関

- (1) 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。
- (3) 本部長（町長）は、上記（2）により本部長（町長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用手続等

(1) 適用の要請

ア 災害に対し、本町における災害が、前記2の適用基準に掲げたいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 適用の要請の手続

本部長（町長）が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、知事に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

なお、知事は、本部長（町長）からの報告又は要請、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、町及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 必要な救助の種類
- オ 適用を必要とする期間
- カ 対応済みの救助措置及び対応予定の救助措置
- キ その他必要な事項

7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第2節 情報収集・伝達体制

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一瞬も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要であり、特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

町は、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整えるものとする。

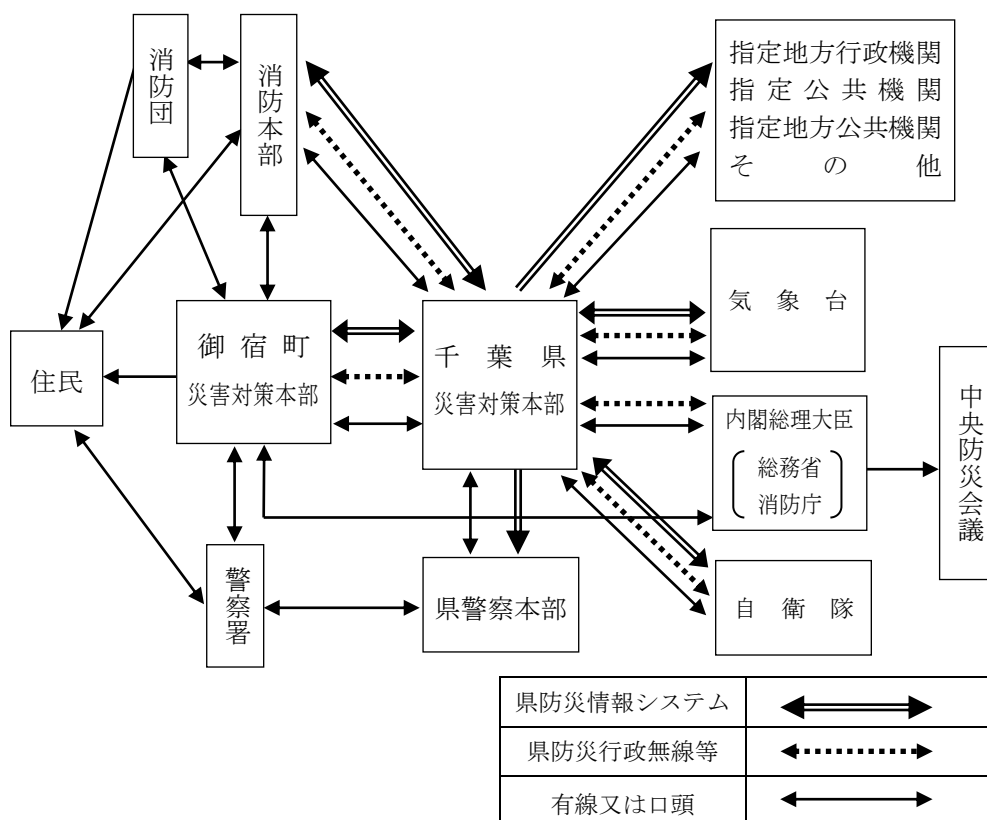
第1 通信連絡体制

(主な担当) 総務部

1 通信連絡システム及び関係機関における措置

災害時における関係機関との情報連絡の流れ及び関係機関における措置の概要は次のとおりである。

通信連絡システム



関係機関における措置

区分	方法
町	<p>(1) 県防災行政無線又は県防災情報システム等により県災害対策本部と直接情報連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p> <p>(3) 保有する同報無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。</p> <p>(4) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておく。</p>
県	<p>(1) 県防災行政無線及び県防災情報システムを主体に、東日本電信電話（株）の加入電話（災害時優先電話を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
警察署	<p>警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県警察、県内各警察署、管下派出所、駐在所及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
消防本部	<p>(1) 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線等により、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の 防災関係機関	<p>(1) それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線等により、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。</p>

2 通信手段の確保

町は、災害時における必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり、通信手段の確保を図る。

また、通信機能の確認を行い、機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとるとともに、無線機の貸出し等の管理を行う。

(1) 町防災行政無線

簡易デジタル無線機及び固定系を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、災害現場に出動している各職員等との連絡を行う。

(2) 県防災行政無線

災害時における町と県及び防災関係機関との間における通信手段を確保し、各種情報を迅速かつ的確に受伝達する。

(3) 県防災情報システム

災害時における県庁と県出先機関、町等との間の被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てる。

(4) 電話・FAX

ア 指定電話

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、町本部の各部及び防災関係機関への連絡等の通信を行う。

なお、各機関相互における通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所又は自宅の電話を利用するものとし、指定電話及び連絡責任者は「指定機関電話番号」のとおりする。

指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに町防災会議（事務局）に修正報告をしなければならない。

イ 災害時優先電話

あらかじめ東日本電信電話（株）に対し、指定した電話番号を届け出て災害時優先電話としての承認を受ける。回線の輻輳により通信が規制される場合は、災害時優先電話の利用により通信を確保する。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話（株）に依頼することとし、非常（緊急）扱い電報である旨を告げる。

<資料編1-5 指定機関電話番号>

<資料編1-6 町内防災関係機関>

3 通信の統制

町本部各部は、災害時においては、通信設備の平常業務使用を制限した上で、指定電話及び連絡責任者を定めて連絡窓口の統一を図り、連絡責任者の統括のもと、通信連絡に当たる。

なお、電話及び町防災行政無線を中心とした本町における通信連絡体制は次のとおりとする。

(1) 町本部設置前の通信連絡窓口

町本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、総務課防災総合対策班が担当し、夜間・休日等、通常の勤務時間外においては、宿直室に通信連絡窓口を設置する。

(2) 町本部設置後の通信連絡窓口

町本部設置後の通信連絡は、特に定める場合を除き、本部事務局において処理する。本部事務局においては、町防災行政無線、電話その他の通信設備を配置する。

通信連絡窓口等

	町本部設置前	町本部設置後
連絡責任者	総務課長	総務部長
通信事務従事者	総務課防災総合対策班	本部事務局員
通信連絡窓口設置場所	(通常勤務時間内) 町役場総務課 (通常勤務時間外) 町役場宿直室	本部事務局

4 通信施設が使用不能となった場合における措置

災害時において保有する通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合、町は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る〔災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法（昭和24年法律第193号）第27条、電波法第52条〕。

(1) 他の通信施設の利用

- ア 県の無線通信施設（県防災行政無線を除く。）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 海上保安庁通信施設
 - (ウ) 東日本電信電話（株）通信施設
 - (エ) 東京電力グループ通信施設
- ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

<資料編4-1 利用可能な他の通信施設>

<資料編2-1-19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定>

<資料編2-1-22 特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書>

(2) 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

発受信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。なお、町は、アマチュア無線を活用する場合、県が社団法人日本アマチュア無線連盟と締結した災害時応援協定の内容に準じて、アマチュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

<資料編4-2 非常通信の利用方法>

(3) すべての通信が途絶した場合における措置

町は、災害によりすべての通信施設が被災し、通信が途絶した場合、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、次の者が連絡するものとし、伝令等に当たっては、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

すべての通信施設が途絶した場合における措置

通信連絡機関	連絡員
県との連絡	本部長（町長）が任命した連絡員により県と連絡を行う。
防災関係機関との連絡	主要防災関係機関は、本部室に本部派遣員を派遣し連絡に当たる。
町本部各部との連絡	町本部の各部長は、本部室に複数の本部連絡員を派遣するものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

5 被災通信施設の応急対策

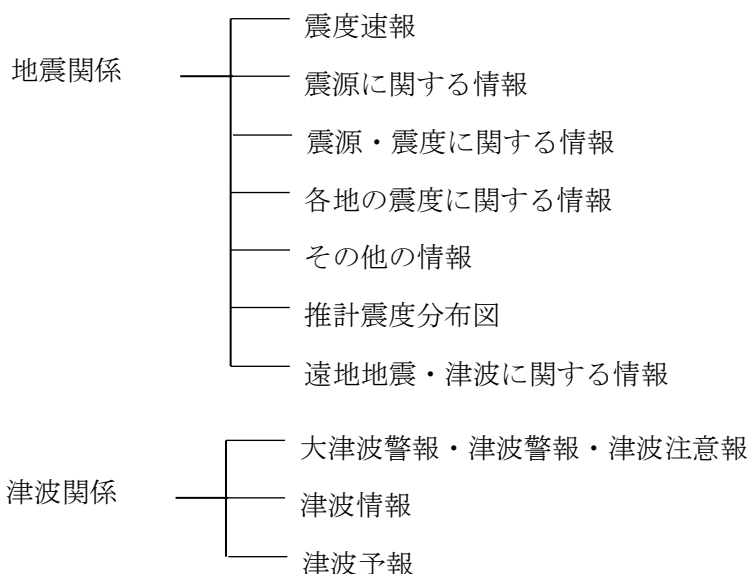
町は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとし、通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努める。

なお、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

第2 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 警報及び情報等の種類



2 情報等の発表

(1) 地震情報

ア 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻が速報される。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表され、本町は南部に位置する。

イ 震源に関する情報

震度3以上で発表される（津波警報又は注意報を発表した場合は発表されない）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表され、「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨が付加される。

ウ 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表される。

(ア) 震度3以上

(イ) 津波警報又は注意報発表時

(ウ) 若干の海面変動が予想される場合

(エ) 緊急地震速報（警報）を発表した場合

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名が発表され、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名が発表される。

エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名が発表される。

なお、地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表され、震度2以下の地震については、その発生回数が「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表される。

オ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等が発表される。

カ 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表される。

観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）が図情報として発表される。

キ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表される。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）がおおむね30分以内に発表され、日本や国外への津波の影響についても記述して発表される。

(ア) マグニチュード7.0以上

(イ) 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測

した場合

ク 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74箇所）、気象庁（20箇所）、防災科学技術研究所（11箇所）、千葉市（6箇所）、松戸市（1箇所）により設置された震度計のデータを用いている（平成29年2月1日現在）。

（2）津波関係

ア 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表される。

なお、御宿町は、津波予報区の千葉県九十九里・外房に属している。

津波警報・注意報の種類等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人は直ちに海からあがって、海岸から離れてください。

※ 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

イ 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが発表される。

津波情報の種類等

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容が津波予報で発表される。

津波予報の種類等

発表基準	内 容
津波が予想されないとき。	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

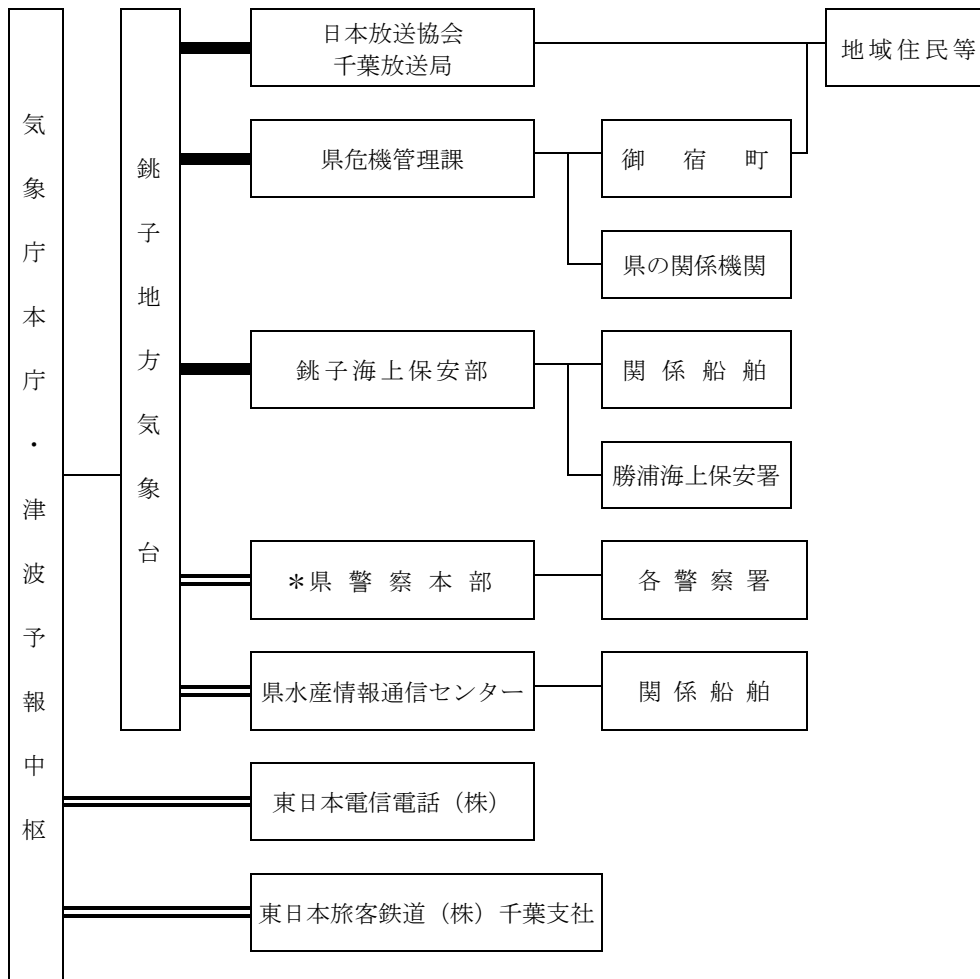
3 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむを得ないとき、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震・津波等の情報を独自に発表することがある。

4 受伝達系統等及び関係機関における措置

津波予報等の伝達系統及び関係機関における措置の概要は次のとおりである。

津波予報等の伝達系統



—— 法令（気象業務法等）による通知

==== 行政協定、県防災計画等による伝達

- (注) 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
 3 *は、気象業務支援センターを經由
 4 地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

関係機関における措置

区 分	内 容
町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話（株）から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
県 警 察	(1) 津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、各警察署長を通じて市町村長に伝達する。 (2) 津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、上記（1）に準じて市町村長に伝達する。 (3) 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消 防 本 部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
国 土 地 理 院	国土地理院は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警察、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海 上 保 安 庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話（株）	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放 送 機 関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める。
その他防災関係機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

<資料編3-1 気象等観測所一覧>

<資料編3-2 海象観測所一覧>

第3 被害情報等の収集・報告

(主な担当)	全庁
--------	----

1 被害情報等の収集

(1) 通報窓口の設置

町は、災害応急対策の第一次実施機関として、住民及び関係機関から災害に関する情報の収集を行うため、町に通報する窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知徹底する。

(2) 災害現地調査

町は、災害現地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の円滑を期するため、調査班を編成する。班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。

ア 調査班の任務

調査班は、所管に係る被害情報等を収集するとともに、所管する関係機関や協定締結機関と各種情報の連絡・調整を行う。

イ 調査事項

- (ア) 災害原因（二次的原因）
- (イ) 被害状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- (ウ) 応急措置状況
- (エ) 災害地住民の動向及び要望事項
- (オ) 現地活動のあい路
- (カ) その他必要な事項（備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無等）

ウ 実施要領

- (ア) 調査は、警察官、消防団員、住民その他の協力を得て実施する。
- (イ) 無線通信機の有効かつ適切な活用を図り、調査の結果を逐一、町本部の各部長に報告する。
- (ウ) 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに報告する。

<資料編 2-1-12 災害時の情報交換に関する協定>

<資料編 2-1-23 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書>

<資料編 2-1-27 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書>

<資料編 11-2 千葉県危機管理情報共有要綱>

(3) 広聴活動

町は、必要に応じて被災地及び避難臨時相談所の設置、又は広報車による被災地の巡回等により、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに町本部の関係する部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努める。

相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決めるものとし、避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

(4) 広報資料の収集

被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料として活用する。

2 町本部への被害状況等の報告

町本部各部は、災害が発生したときから、応急対策が完了するまで、次の要領により総務部長（本部室）に報告する。

(1) 報告要領

- ア 各部長は、調査班の派遣等により収集した情報〔災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等〕を、県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」の報告様式に準じて部内で取りまとめ、本部事務局に報告する。
- イ 本部事務局は、町本部各部からの情報を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（町

長)へ報告する。

(2) 報告事項及び報告主管部

報告事項	報告項目	報告主管部	摘要
地象状況等	地震・津波規模等の情報	総務部	被災規模、二次災害発生状況等の概況
措置状況※	職員動員数	各部	避難所等別受入人員、要長期受入人員 要救護人員（給食、生活必需物資等） 救護班編成、医療救護所、診療人員、 受入医療機関、死傷者数等 給水拠点、給水人員、給水資機材等 救援物資等調達状況 土木復旧、施設復旧、配車、労務供給、 学用品支給、仮設住宅、死体処理等の状況
	避難受入状況	民生部	
	救援物資等給与状況	民生部	
	医療救護状況	民生部	
	給水活動状況	建設環境部	
	物資経理状況	総務部	
その他の措置状況	各部		
被害状況	人家屋被害	総務部	
	保育所、福祉施設被害	民生部	
	公共土木施設被害	建設環境部	
	農林水産施設被害	建設環境部	
	水道施設被害	建設環境部	
	教育施設被害	教育部	
	町有財産被害	総務部	
	その他の被害	各部	

※ 災害応急対策について町本部各部がとった措置を、日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。なお、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助措置について、所定の報告事項を報告する。

(注) 各部長は、この表で定めるもののほか、所管施設の被害について調査する。

(3) 町本部への報告の区分及び報告内容

報告区分		報告内容
発生報告 (即報)	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
決定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合に報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

3 県等への被害状況等の報告

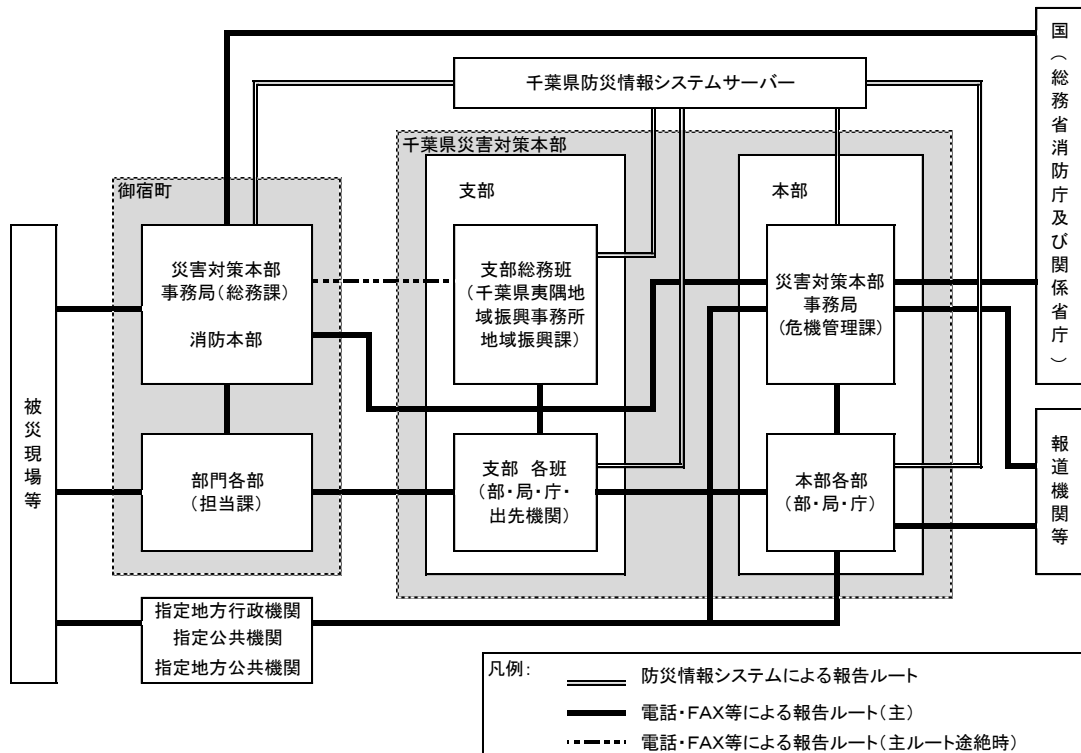
被害情報等の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため町は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、県及び防災関係機関と相互に緊密に連携して、迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

被害情報等の報告系統



<用語の定義>

1 御宿町

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、総務課）
- ・部門各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、各課）

2 千葉県

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）
- ・本 部 各 部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- ・支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

町は、町内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県災害対策本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、震度5強以上を記録した地震など、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について、県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

さらに、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信、電気、水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と合わせて、県に連絡する。

ア 報告基準

次の（ア）から（キ）の基準に該当する災害の場合、報告する。

- （ア）町内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- （イ）町内で気象警報（波浪を除く。）が発表された場合
- （ウ）町内で津波に関する注意報、警報が発表された場合
- （エ）町本部を設置した場合
- （オ）災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県災害対策本部事務局（危機管理課）が認めた場合
- （カ）上記以外であつて、災害等による被害を覚知した場合
- （キ）その他、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

イ 報告の種別等

報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

ウ 報告すべき事項等

報告すべき事項は、次のとおりである。

- （ア）災害の原因
- （イ）災害が発生した日時
- （ウ）災害が発生した場所又は地域
- （エ）被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- （オ）災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- （カ）災害による住民等の避難の状況
- （キ）災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- （ク）その他必要な事項

<資料編 11-1 火災・災害等即報要領>

<資料編 11-2 千葉県危機管理情報共有要綱>

(3) 報告責任者

本町における被害情報等の報告に係る責任者は次のとおりである。

報告責任者等

区分	所掌事務	町
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	総務部補佐 (企画広報班長)

(4) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

	連絡形態	連絡先(地上系)	連絡先(衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49013	048-500-90-49013	消防庁応急対策室
	F A X	120-90-49033	048-500-90-49033	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7527		〃
	F A X	03-5253-7537		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先(地上系)	連絡先(衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7320	012-500-7320	危機管理課
	F A X	500-7298	012-500-7298	〃
一般加入電話	電話	043-223-2175		〃
	F A X	043-222-1127		〃

(5) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

	連絡形態	連絡先(地上系)	連絡先(衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49012	048-500-90-49102	消防庁宿直室
	F A X	120-90-49036	048-500-90-49036	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7777		〃
	F A X	03-5253-7553		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7225	012-500-7225	県防災行政無線統制室
	F A X	500-7110	012-500-7110	〃
一般加入電話	電話	043-223-2178		〃
	F A X	043-222-5219		〃

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

<資料編 11-2 千葉県危機管理情報共有要綱>

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- (1) 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。
- (2) 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。
- (3) 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び町本部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。
- (4) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。
- (5) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。
- (6) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

第4 災害時の広報

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 基本方針

町は、県、防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

また、災害の規模又は状況により、県その他関係機関の協力を必要とする場合は、県に協力を要請する。

2 広報内容

- (1) 避難方法等に関する情報
- (2) 交通規制等に関する情報
- (3) 被害に関する情報
 - ア 人及び家屋関係
 - イ 公益事業関係
 - ウ 交通施設関係
 - エ 土木施設関係
 - オ 農林水産施設関係
 - カ 商工業関係
 - キ 教育関係
 - ク その他
- (4) 応急対策活動に関する情報
 - ア 水防、警備、救助及び防疫活動
 - イ 通信、交通、土木等施設の応急対策活動
 - ウ 食料物資等の配給状況
 - エ その他住民及び被災者に対する必要な広報事項
- (5) 町外で発生した震災に係る支援に関する情報
- (6) 流言飛語の防止に関する情報
- (7) 電気、ガス、ストーブ等の火災予防注意

3 広報方法

(1) 一般広報活動

総務部は、災害の規模又は状況により、次の方法で広報を行うとともに、広報車、消防車を被災地区に出動させ、現地広報活動を行い、情報の周知徹底を図る。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、県ホームページ、住民だより等を活用して、住民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課を窓口として行う。

- ア 町防災行政無線、広報車、消防車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ インターネット等を活用した広報
- オ 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

(2) 消防団の広報活動

消防団は、災害現地において、消防車、広報車等その他あらゆる広報手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告等の伝達及び民心安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

(3) 報道機関への発表

町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、総務部企画広報班とする。そのため、総務部企画広報班は、各部の報道機関発表事項を総合調整するものと

し、総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討した上で報道機関へ発表する。

(4) 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町は、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396

第3節 地震・火災避難対策

地震発生時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため町は、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。この際、避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

第1 避難勧告等の発令

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部、いすみ警察署
--------	-----------------------

1 避難の勧告又は指示等

町は、災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

(1) 避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められている。

地震・津波の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、相互に連携をとり、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
町長	○町長は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。	○災害対策基本法第60条
水防管理者	○洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため、立ち退くべきことを指示する。	○水防法第29条
知事	○知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。	○災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた県職員	○洪水、雨水出水、津波若しくは高潮又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。	○水防法第29条 ○地すべり等防止法第25条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
警察官又は海上保安官	<p>○警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立ち退きを指示する。</p> <p>○警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立ち退きを指示する。</p>	<p>○災害対策基本法第61条</p> <p>○警察官職務執行法第4条</p>
災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。</p>	<p>○自衛隊法第94条</p>

(2) 避難の勧告又は指示の内容

本部長（町長）等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

町は、次のとおり地域住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

- ア 住民等への周知

避難の措置を実施した場合、町防災行政無線等を活用するほか、報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。
- イ 関係機関の相互連絡

避難の措置を行った場合においては、県、県警察、自衛隊及び海上保安部（署）とその内容について相互に通報連絡する。

(4) 解除

本部長（町長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告又は指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

2 警戒区域の設定

本部長（町長）等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限又は禁止、退去を命ずるとともに、措置を行った場合においては、その内容について防災関係機関に通報連絡する。

警戒区域の設定権者及び要件、内容は次のとおりである。

警戒区域の設定権者及び要件、内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	○災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	○災害対策基本法第73条
消防長又は消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	○消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	○消防法第28条・第36条
消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	○水防法第21条
警察署長	○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。	○消防法第23条の2
警察官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	○災害対策基本法第63条
	○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。	○消防法第28条
	○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、上記に記載する消防機関に属する者の職権を行うことができる。	○水防法第21条
災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	○災害対策基本法第63条
海上保安官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	○災害対策基本法第63条

第2 避難誘導等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 活動体制

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、「御宿町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。また、作成した避難行動要支援者名簿は、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

2 事前避難

町は、災害が発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に住民に伝達する。

高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者については、避難の指示を行う前であっても自主的にあらかじめ指定された指定緊急避難場所等へ早期に避難するよう指導するものとし、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

3 避難の方法

(1) 自助、共助による避難

集団避難方法により避難するものとし、小単位自主防災組織（20～30 家族程度）ごとに各リーダーの指導であらかじめ指定してある一時集合場所に避難する（自助）。

一時集合場所において避難人員の確認を行い、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者を保護しながら小単位自主防災組織ごとに、集団で指定緊急避難場所に避難する（共助）。

(2) 避難経路

避難経路について現場警察官又は町職員が特定の経路を指示した場合はこれに従わなければならない。

4 避難誘導方法

本町における避難の誘導は、次のとおり実施する。なお、要配慮者等の避難誘導等については、本章「第5節 要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(1) 町

ア 避難の勧告又は指示が出された場合、警察署、消防団等の協力を得て、なるべく地域又は自主防災組織単位に、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所等に誘導

する。

イ 発災後直ちに指定緊急避難場所等に複数の職員を派遣し、避難者の受入れ、整理及び町本部からの情報等の伝達に当たる。

(2) 警察署

ア 避難誘導部隊の配置等

(ア) 避難誘導に当たっては、部隊を厚めに配置して交通を確保するとともに、活発な広報活動を行い、避難者の混乱による事故、紛争等が発生しないよう留意する。

(イ) 指定緊急避難場所には、所要の警戒員等を配置し、関係機関の職員と密接に連絡の上、避難者の保護及び指定緊急避難場所の秩序保持に努める。

イ 避難誘導上の留意事項

(ア) 自動車による避難及び家財の持ち出し等は中止させる。

(イ) 避難時の携行品は、貴重品、照明具、差し当たり必要な食料等応急必需品程度にとどめ、火災等危険な状態が切迫した場合においては、身体の安全を図るため背負荷物等は放棄させるよう指導する。

(ウ) 避難に当たっては、努めて自主防災組織、職域団体等の組織を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資機材を有効に活用して混乱、事故防止に配意して誘導路の確保に努める。

ウ 避難誘導後の措置

(ア) 負傷者等の実態を把握し、救護班に連絡の上、救護措置を講ずる。

(イ) 防災関係機関及び自主防災組織、職域団体の責任者等と密接に連絡し、避難場所内の秩序保持について協力を求め、また、町が行う給食、給水等の救援活動に協力する。

(ウ) 避難場所内の情報収集及び犯罪の予防、取り締まりに当たる。

(3) 消防団

ア 地域住民が避難を行う場合は、災害の規模、道路等の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報する。

イ 住民の避難が開始された場合は、無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導に当たる。

ウ 大震火災時における消火活動は、避難の安全を確保するため、要消火範囲の防護を主眼とするものとし、避難の勧告又は指示が出された時点以降は、避難路の安全確保に努めるものとする。

<資料編7-1 避難場所一覧>

5 避難場所の撤収、避難所への移送

災害による人命の危険が終息した場合、町は、関係機関と協議し、指定緊急避難場所を撤収する。この場合、避難した被災者のうち、住家の損壊、焼失等により住家を失った者又は浸水等により一時居住することができない状態となった者については、必要に応じて避難所へ移送する。

第3 避難所の開設、運営

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 避難所の開設

町は、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し、受入れ、保護する。

また、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

(1) 実施機関

ア 避難所の設置は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 避難所の設置等

ア 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみでは受入能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。

避難所予定施設及び受入可能人員等は、「避難所一覧」のとおりとし、避難所の受入基準は、最低限避難者1人当たり有効建物面積4㎡とする。

イ 町は、避難所の開設が予定される施設について、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災者を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には特に注意を払い設置する。

ウ 町は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

エ 町は、学校等の避難所について、第一次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。

また、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

オ 町がその責任において実施する避難所の設置基準及び災害救助法が適用された場合の避難所設置のための経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-1-24 災害時における施設利用の協力に関する協定書>

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

<資料編7-2 避難所一覧>

(3) 開設措置

本部長（町長）は、避難所の開設を必要と認めた場合は、直ちに避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をするとともに、避難所の開設状況を警察署等関係機関に連絡する。

また、野外に受入施設を設ける場合は、県に資機材の応援を要請する。

(4) 避難者の受入れ

避難所の地区割り当ては、原則として指定緊急避難場所の地区割り当てに準ずることとし、町は、努めて自主防災組織別に受け入れるよう配慮する。

また、避難生活が長期化する避難者については、努めて体育館に受け入れるよう配慮する。

2 避難所の管理運営

(1) 避難所運営組織の設置

ア 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る災害が発生した場合、町は、本来の施設管理者の監督のもとで自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所運営組織を設置し、避難所の管理運営を行う。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」も参考とする。

イ 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとし、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布など運営上の配慮をする。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

(2) 諸記録及び報告

避難所に派遣された職員は、避難所の運営管理状況等必要な記録（避難者名簿、日誌、物品受払簿等）を行い、町本部へ報告する。

(3) 健康管理

町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

(4) 設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境のための備蓄や炊き出しのための調理設備、器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等を速やかに調達できる体制の整備に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

<資料編2-1-28 災害時における畳の供給に関する協定書>

(5) ペットへの配慮

町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」を参考に、ペットの受入場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

(6) 在宅避難者等への対応

町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

3 安否情報の提供

町は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

4 避難者の集約及び避難所の解消等

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

(1) 避難者を他地区へ移送する場合

ア 本部長（町長）は、避難所の集約及び解消を行う場合、あるいは避難者を避難所に受け入れることができない場合、本町から最も近い距離にある非被災地若しくは小被災地又は隣接市町への移送について、知事に要請する。

イ 移送に当たっては、町のバス及び民間バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて防災関係機関へ応援を要請する。

ウ 他地区に避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難所職員を配置するとともに、移送に添乗させる。

(2) 他地区からの避難者を受け入れる場合

本部長（町長）は、避難所の集約及び解消を行う場合、あるいは知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示等を受けた場合、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受入体制を整備するとともに、町職員のうちから避難所職員を配置して避難所運営に協力する。

第4節 津波避難対策

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要であるため、町は、住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等を実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

第1 津波避難情報の伝達

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 津波注意報等の伝達

(1) 住民への伝達

町は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、又は気象庁の津波注意報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、「御宿町津波避難計画」においてあらかじめ定めである避難指示（緊急）の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。

住民等への津波注意報等の発表・伝達に当たっては、次の事項に留意して行う。

ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示（緊急）等の対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、津波注意報等を迅速かつ的確に伝達する。

ウ 気象庁等が発表する津波注意報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波注意報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなどを継続的に伝達する。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、県及び放送事業者と連携し、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難指示（緊急）等の伝達に努める。

(2) 観光客への伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等の施設管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集するとともに、観光客等に対し、行政機関と協力して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

<資料編7-1 避難場所一覧>

<資料編2-1-14 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定>

2 関係機関における相互連絡

(1) 河川・海岸地域

町、防災関係機関、海水浴場の管理者等は、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(2) 漁港

漁港管理者（町）、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

第2 住民等の避難及び避難誘導

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る（自助）」の基本理念により、各々が津波注意報等の発表や避難指示（緊急）等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る（共助）」の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。なお、津波注意報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

2 住民等の避難誘導

町は、県が策定した「千葉県津波避難対策策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「御宿町津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。

また、住民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難支援も考慮して行うものとする。

(1) 避難方法

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討する。

(2) 安全の確保

住民等の避難誘導に当たる消防団員、警察官、町職員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で行う。

また、行政区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震発生時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため町は、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。特に、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

第1 避難誘導等

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 避難誘導

町は、次の事項に留意して、要配慮者等の避難誘導を行う。

なお、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- (3) 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- (4) 避難誘導は、避難先での救援物資の配給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (5) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員、民生委員・児童委員等による避難確認を行うこと。

2 避難順位

町は、移動若しくは歩行困難な者を優先して避難誘導を行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 介護を要する高齢者及び障害者
- (2) 病弱者
- (3) 乳幼児及びその母親・妊婦
- (4) 高齢者・障害者
- (5) 学童

3 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等につい

ては、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

なお、本町限りでの対応が困難な場合は、県、その他の関係機関の協力を得て実施する。

第2 避難所の開設、要配慮者の対応

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 避難所の開設

避難所の開設は、本章「第3節 地震・火災避難対策」によるものとする。

町は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

なお、避難所における支援として、具体的には次の3点が考えられる。

- (1) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- (2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- (3) 避難所における要配慮者支援への理解促進

2 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、あらかじめ指定した施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、本部長（町長）が発災後に福祉避難所に指定している町地域福祉センターの指定管理者と連絡をとり、開設を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

- (2) 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

<資料編7-3 福祉避難所>

4 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

また、福祉避難所指定施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。この際、町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

さらに、町社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保

町は、応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下、本編において「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保や災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、県と連携し、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏えい等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じたり、医療機関が被害を受け混乱したりするなど、住民生活に著しい影響があるとき、町は、関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

第1 消防活動

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部
--------	----------------

1 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、消防機関は、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

なお、大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

2 活動の基本

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(1) 常備消防

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災の優先

大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後部

隊を集中して活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(2) 消防団

消防団は、平常時から地域に密着した防災活動を行うほか、震災時には、住民に対する出火防止、初期消火等の指導を行う任務と消火活動を行う任務とがある。

このため、地域住民の中核的存在として、住民への指導及び消火活動を行えるよう、住民指導力の向上に努める。

ア 出火防止

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

ウ 情報の収集

分団受持区域内の消火活動上必要な事象、道路障害の状況、特異救助事象の収集報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

また、消防団長は、各地区別の火災延焼状況を収集分析し、地域住民に避難の勧告又は指示をすることが必要であると認められる場合、火災の延焼予測及び避難すべき地域等を本部長（町長）及び警察署長に通報する。

エ 救助救急

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

オ 避難誘導

避難の勧告又は指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 海上保安部（署）

ア 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

イ 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(4) 住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合は、直ちに通報を行う。

3 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、本部長（町長）及び消防長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を求める。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

第2 救助救急活動

(主な担当) 総務部、民生部、警備消防部、消防本部、いすみ警察署

1 活動体制

町、消防機関及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、夷隅医師会、日本赤十字千葉県支部、自衛隊、海上保安署などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助救急体制をとる。

2 救助救急活動

(1) 情報収集

町は、災害による傷病者救護の適正を期するため、要援護事象に対する情報及び医療機関等の傷病者の受入体制等、救助救急活動に必要な情報の収集を行う。特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害等発生時における傷病者の医療処置能力等を把握する。

<資料編5-1 町内及び郡市内の救急医療機関>

(2) 関係機関の措置

町は、関係機関へ次の措置を行うよう要請し、救助救急活動に当たる。

関係機関の救助救急活動

機関名	項目	対 応 措 置
消 防 本 部	救助救急活動	(1) 活動の原則 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

機関名	対 応 措 置
県警察	(1) 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び学校等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に搬送する。
海上保安部(署)	(1) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 (2) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 (3) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助救急資機材の調達

初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

なお、装備資機材等が不足した場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助救急に万全を期する。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する被災者の救出基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第3 水防活動

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部
--------	----------------

1 活動体制

震災発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、水防管理団体(町)は、防御体制を強化する。

また、消防機関は、堤防等の施設管理者、警察、他の防災関係機関との連携を密にし、自らの安全を確保した上で、避難及び被災者の救出に重点を置き、水防活動を実施する。

2 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、自らの安全を確保した上で、施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

3 水防警報の周知

町は、県から水防警報が発せられたときは、本章「第2節 情報収集・伝達体制」に基づき、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

第4 危険物等の対策

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部
--------	----------------

1 基本方針

危険物施設等は、震災時における火災、爆発、漏えい等により、従業員はもとより周辺住民に対して大きな影響を与えるおそれがある。

町は、これらの施設について、関係法令に基づく防災計画を実効あるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について、自主的な活動ができるよう計画させることとする。

計画においては、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震・津波による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺住民に対する危険防止を図ることを目標とするほか、関係機関は、相互に協力して施設の被害を軽減させるための対策を確立しておくものとする。

2 応急措置

(1) 石油类等危険物保管施設

町及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

(2) LPガス設備

町及び消防本部は、LPガス各社に対し、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、二次災害の防止と事務処理に当たるよう要請する。

また、LPガス各社は、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による広報巡回のほか、町本部、警察署、報道機関に協力を要請するなど、あらゆる手段を尽くして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、復旧の見通し等について広報する。

広報は、主として次の内容について行う。

ア 地震発生時

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

- (ア) グレーのメータの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸を

ドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。

(3) 危険物等輸送車両等

町は、危険物等輸送車両等の応急対策として、関係機関へ次の措置を行うよう要請する。

危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県 警 察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対し、災害の実態に応じて次の措置を講ずるよう指導する。 (1) 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 (3) 危険物搭載船舶等の在港船舶に対する必要に応じた移動命令、航行の制限又は禁止

第5 医療救護活動

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター、医師会等
--------	---------------------

1 関係者とその役割

医療救護活動に係る関係者とその役割は、次のとおりである。

関係者とその役割

関 係 者	役 割
住 民	(1) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。 (2) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃から準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。 (3) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

関係者	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。 (2) 医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。 (3) 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、町に対し、医療救護活動の応援を行う。 (2) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。 (3) 県防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制〔災害派遣精神医療チーム（以下、本編において「D P A T」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む。〕の整備を図る。 (4) 発災時には、県庁に災害医療本部を設置し、県内市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。 (5) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを配置する。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。 (2) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。 (3) 発災時には、上記（1）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。 (4) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下、本編において「D M A T」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。 (5) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方受入機能を果たすものとする。また、すべての県立病院は後方受入れとともに、被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。 (2) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。 (3) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。 (4) 発災時には、上記（2）に記載する計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

2 医療救護の対象者

医療救護の対象者（以下、本編において「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (1) 災害に起因する負傷者
- (2) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む。）を有する者
- (3) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (4) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

3 医療救護活動

町は、震災時に傷病者等が多数発生したとき、又は医療機関の一時的な混乱により、その機能が停止したときにおいて、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や救護班の派遣等により医療、助産及び救急救護を迅速かつ的確に行い、被災者救護の万全を図る。

(1) 実施機関

ア 医療救護は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。また、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班等をもって、救助又はその応援を実施させることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 上記アにより本部長（町長）が行う場合は、次の機関に救護班の出動を要請して実施する。

(ア) 夷隅医師会の長と締結した協定に基づき夷隅医師会が組織する救護班

(イ) 夷隅郡市歯科医師会の長と締結した協定に基づき夷隅郡市歯科医師会が組織する救護班

＜資料編 2-1-8 災害時の医療救護活動についての協定＞

(2) 救護本部の設置

町は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護本部を設置するとともに、県の災害医療本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を実施する。

救護本部の長には、民生部長を充て、本町における医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

(3) 情報の収集と提供

町は、県、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、次の事項について情報収集を行い、相互に提供する。

ア 傷病者等の発生状況

イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

- ウ 避難所及び医療救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- オ 医療施設、医療救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

＜資料編5-1 町内及び郡市内の救急医療機関＞

(4) 救護班等出動の要請

ア 救護班の派遣要請

民生部長は、医療救護活動の必要を認めるときは本部長（町長）に報告し、本部長（町長）は、災害の状況に応じて夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会の救護班に出動を要請する。

また、夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会による救護班で不足する場合は、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請するなど、必要な措置を講ずる。

なお、知事は、必要に応じてDMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

イ 救護班の編成

救護班の編成人員は、医師1人、看護要員1人、事務1人とする。

事務1人については、町本部において配置する。

なお、出動する班の数は、災害の状況により、本部長（町長）と夷隅医師会、夷隅郡市歯科医師会及びその他関係機関との協議により決定する。

ウ 救護班の業務内容

- (ア) 傷病者等に対する応急措置
- (イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 軽症患者等に対する医療
- (エ) 医療救護所等での医療
- (オ) 助産救護

エ 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等によるものとする。

(5) 医療救護所の設置

ア 民生部長は医療活動が必要であると認めるときは、原則として次の場所に医療救護所を設置する。

- (ア) 指定緊急避難場所
- (イ) 避難所
- (ウ) 災害現場

イ 救護班による医療救護活動は、原則として避難所等に設置する医療救護所で行うものとする。ただし、救護班を出動させる上でやむを得ない事由があるときは、被災地周辺の医療施設において、医療救護活動を行う。

(6) 医療機関等の役割分担と患者受入先の確保

ア 災害拠点病院

災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れることとしている。

町は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者等を搬送する災害拠点病院の確保を図る。

災害拠点病院（二次保健医療圏域：山武長生夷隅・近隣地域）

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
東千葉メディカルセンター	東金市丘山台三丁目6番地2	0475-50-1199	東千葉メディカルセンター専用ヘリポート
亀田総合病院	鴨川市東町929番地	04-7092-2211	亀田総合病院専用ヘリポート
千葉県循環器病センター	市原市鶴舞575	0436-88-3111	千葉県循環器病センター専用ヘリポート

イ 災害医療協力病院等

町は、上記アのほか夷隅医師会の協力を得て、傷病者等や難病患者、人工透析患者の治療、受入れに当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

ウ 転院搬送先の確保

(ア) 医療機関は、転院搬送の調整が困難な場合は、町の救護本部等に搬送先の確保を要請する。

(イ) 搬送先の確保を要請された町の救護本部等は、搬送先の確保に努めるものとし、搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請する。

(7) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

ア 町は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努めるものとし、町との協定等に基づき出動した救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、医療機関に搬送する必要がある者の搬送を消防本部に要請する。

イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

ウ 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、更に医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を本部長（町長）又は知事に要請する。

エ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは町（消防本部）が、医療救護所から医療機関へは町（消防本部）及び県が、それぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

オ 住民は、自らの安全を確保した上で、医療救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

(8) 医薬品等の確保

発災時における医薬品及び医療資機材（以下、本編において「医薬品等」という。）の確保については、原則として次のとおりとする。

ア 町は、救護班の使用する医薬品等の備蓄に努めるとともに、必要に応じて医療救護所等に提供する。

また、医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、災害時における物資供給協定等に基づき、医薬品等を確保するほか、夷隅健康福祉センターを通じて、災害医療本部に提供を要請する。

イ 医療機関は、あらかじめ医薬品等を備蓄するとともに、使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努めるものとし、卸業者からの確保が困難な場合は、夷隅健康福祉センターを通じて、災害医療本部に供給を要請する。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編2-1-21 災害時における医薬品等の確保に関する協定書>

(9) 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は、日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(10) 地域医療体制への支援

町は、地域における診療機能の復旧状況に応じ、夷隅健康福祉センターの調整のもとで巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(11) 医療救護活動の記録及び報告

民生部長は、医療救護活動の実施状況について、随時、本部長（町長）に報告するとともに、「救護班診療記録等」により活動状況をまとめ、本部長（町長）に報告する。

(12) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する医療及び助産の基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため町は、警察等が実施する災害警備、交通規制活動等と連携して住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取り締まり、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努めるとともに、救援物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

第1 千葉県警察災害警備実施計画

(主な担当)	いすみ警察署
--------	--------

1 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取り締まり、その他社会秩序の維持に当たる。

2 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合及び津波注意報が発表された場合等

(2) 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合及び津波警報が発表された場合等

(3) 災害警備本部

大規模地震が発生した場合及び津波警報が発表され、被害が発生した場合等

3 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震・津波その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容

- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取り締まり、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 交通規制計画

（主な担当）	いすみ警察署、総務部、建設環境部
--------	------------------

1 交通規制活動

警察等は、大震災が発生した場合、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合、公安委員会等は、直ちに規制に係る区域又は道路規制区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

（1）公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急交通路の確保

公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 放置車両や立ち往生車両等の移動等

公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（2）警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

（3）警察官の交通規制等

ア 警察官による交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の

表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等（上記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる（災害対策基本法第76条の3）。

（4）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 警察官不在時における措置

自衛官及び消防吏員（以下、本編において「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、上記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 措置の通知

自衛官等は、上記アの命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

2 交通規制の指針

（1）交通規制対象道路

交通規制の対象となる道路は、県が定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

なお、本町に係る交通規制対象道路（千葉県緊急輸送道路第1次路線）は、国道128号である。

（2）交通規制措置

ア 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

イ 前記1（1）イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

ウ 緊急交通路を確保するため、必要により交通検問所を設置する。

エ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

オ 南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、「南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画」により行う。

<資料編6-6 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画>

3 緊急通行車両の確認等

（1）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交

- 通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策的的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求めることができる。
- イ 上記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 車両の使用者は、上記イにより交付を受けた標章を当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- エ 届出に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等」によるものとする。

<資料編6-5 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等>

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、町等が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両として事前に届出が行われたものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、上記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下、本編において「届出済証」という。）を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、上記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して上記(1)イの標章及び確認証明書の交付を受ける。
- エ 事前届出・確認に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等」によるものとする。

<資料編6-5 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等>

4 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下、本編において「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記3(1)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって次の車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記3(2)を準用する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

5 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集

警察本部は、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、専従の収集班を編成して航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供

警察本部は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、交通情報の提供を行う。

6 震災発生時における運転者のとるべき措置

町及び防災関係機関は、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者がとるべき行動

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
- ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 通行禁止区域等における運転者がとるべき措置

- ア 車両を道路外の場所に置くこと。
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

7 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

なお、町が行う通行の禁止又は制限については、次のとおり実施する。

- (1) 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を町本部長（町長）に報告する。
- (2) 隣接市町村に通ずる幹線道路について、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。
- (3) 緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。

8 道路啓開

道路管理者及び漁港管理者（以下、この節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講ずる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して次の措置を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令すること。

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動すること（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）。

(2) 土地の一時使用

上記(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である町に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

第3 輸送計画

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

町は、災害応急対策活動の実施に際して、輸送手段として必要とする車両等の調達、配分及び各機関への調達あっせん又は供給等を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

(1) 緊急車両の調達方針及び調達順位

ア 町本部の各班が、災害応急対策活動のために必要とする車両は、原則として、それぞれの班が保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、総務部財政班が、集中的に調達する。

なお、町が災害応急対策活動のために使用する車両については、必要に応じて前記第2の3「緊急通行車両の確認等」により、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

イ 総務部財政班は、町本部各部からの車両調達請求に基づき、外部からの調達が必要と認められたときは、町内の運送事業者等から借り上げ、同時に県及び関係機関に対し応援を要請する。

ウ 総務部財政班は、災害の状況に応じ、あらかじめ運送事業者等に車両の待機を要請する。

(2) 輸送手段の選定

物資等の輸送に当たっては、陸上輸送を原則とするが、道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、県等への応援要請又は自衛隊に災害派遣要請を行うなど、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

2 輸送車両の確保、配車手続等

(1) 調達方法

総務部は、車両調達について、事前に事業者等と供給契約を締結しておくものとし、外部からの調達が必要と認められたときは、運送事業者等との連携により輸送車両の確保を図る。

また、町の所要車両が調達不能となった場合は、県に対して調達又は調達のあっせんを要請する。

車種別調達方法

乗 用 車	町保有の乗用車を使用し、不足する場合は町職員の私有自動車及び町内のタクシー業者から借り上げる。
貨物自動車	町内の運送事業者から調達する。
バ ス	町保有のバスを使用し、不足する場合は町内を運行しているバス会社から調達する。

(2) 配車基準

ア 町本部各部に対する車両の配分は、車両の確保状況、町本部各班からの車両調達請求、応急対策の実施状況等を勘案した上で総務部において配車計画を策定し、本部会議で協議して定める。

イ 町本部各部の車両保有数は、「町本部各部の車両保有数」とおりである。

<資料編 6-8 町本部各部の車両保有数>

(3) 配車手続

ア 町本部各班において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時等を明示の上、総務部財政班に請求する。

イ 総務部財政班は、上記(2)アで策定した配車計画に基づき、請求した町本部各部へ車両を引き渡す。

(4) 借上料金

運送事業者等から借り上げた車両の使用料金等は、平常時の契約料金を準用する。

3 輸送方法

(1) 避難者、傷病者等の輸送

- ア 避難勧告等が発せられた場合における住民の輸送は原則として行わない。ただし、要配慮者等で自主避難が著しく困難であり、本部長（町長）が必要と認めた場合は、町保有車両により緊急輸送を行う。
- イ 傷病者等の医療機関等への輸送は、本章「第6節 消防・救助救急・医療救護活動 第5 医療救護活動」によるものとする。
- ウ 被災者の他地区への移送は、あらかじめ締結している協定等により、民生部が関係機関と協力して実施する。

(2) 応急対策実施人員、資材及び物資の輸送

- ア 災害応急対策の実施に必要な人員、資材及び物資の輸送は、それぞれその事務を所管する町本部各班が保有する車両で行う。車両を保有していない班又は車両が不足する場合は、前記2（3）に従い、総務部（財政班）に調達請求を行う。
- イ 県等へ資材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、県等が指定する引継場所から輸送する。

<資料編2-1-11 災害等緊急時におけるバス輸送の協力等に関する協定>

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則としているが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

第1 応急給水計画

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 計画方針

町は、給水計画を策定し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

2 応急給水

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りでの対応が困難な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県及び南房総広域水道企業団等の水道事業者は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、医療機関等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 給水方法

ア 応急給水は、拠点給水を原則とし、災害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 路上給水は、供用水栓により行う。

ウ 濾水機により濾過し、使用可能な水があるときは、塩素滅菌して給水する。

<資料編8-3 町重要給水施設一覧>

(4) 広報

計画に基づき設置した給水拠点は、平素から周知させ、給水を開始した際は、「給水中」の表示を掲げるなど、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

(5) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する飲料水の供給基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

3 補給水利及び応急給水用資機材の現況

(1) 補給水利の現況

補給水利の現況は「町営水道の補給水利の現況」のとおりである。

<資料編8-1 町営水道の補給水利の現況>

(2) 応急給水用資機材の保有状況

応急給水用資機材の現況は「町営応急給水資機材保有状況一覧」のとおりである。

<資料編8-2 町営応急給水資機材保有状況一覧>

第2 食料・生活必需物資等の供給計画

(主な担当)	民生部、総務部
--------	---------

1 計画方針

町は、食料及び生活必需物資等の供給について、常に取扱業者と連絡をとり、調達可能数量を把握し、震災時において、住民へ速やかに供給できるよう、食料の確保及び救援物資の事前配置、又は集荷について万全を期すよう計画しておくものとする。

また、町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、食料及び生活必需品の供給を県へ要請する。なお、県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

2 救援物資の供給体制の確保

(1) 実施機関

ア 食料及び生活必需物資の供給は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りでの対応が困難な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給物資

ア 食料品

乾パン又は生パン（菓子パン）、米穀類、副食類、ペットボトルによる飲料等

イ 生活必需物資

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(3) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する被災者に対する救援物資の供給基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

3 救援物資の確保

(1) 必要数量の把握

民生部福祉班は、被害の状況及び避難所受入人員等に基づき、必要数量を把握し、総務部財政班に調達を依頼する。

(2) 備蓄品の活用

総務部は、必要に応じ、備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

(3) 協定企業等からの調達

総務部は、災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、町本部各部と連携して必要な物資を調達する。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定>

<資料編2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

<資料編2-1-25 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書>

(4) 義援物資の受付

町は、必要に応じて企業等からの義援物資を受け付ける。ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(5) 政府所有米の供給要請

政府所有米の調達を要する場合、本部長（町長）は、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下、本編において「政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続がとれない場合は、直接政策統括官に要請する。

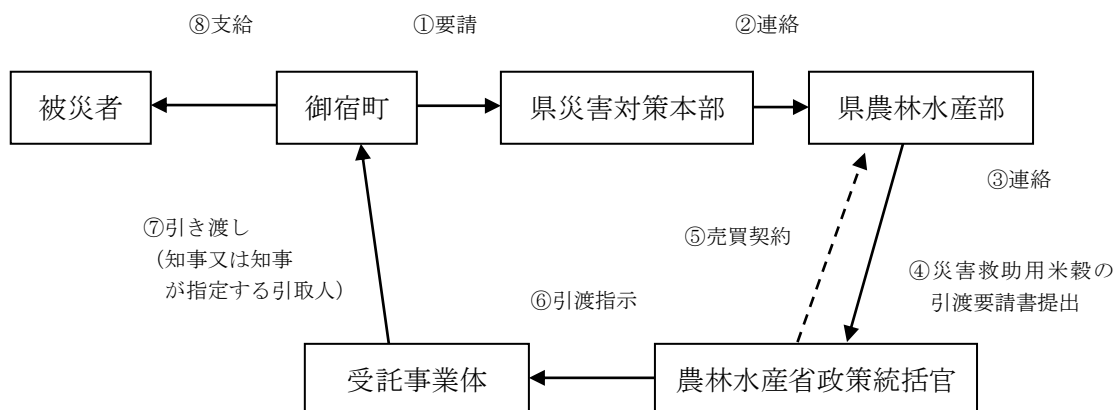
また、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」の規定に基づき、政策統括官と県が売買契約を締結し、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引き渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

ア 町からの要請を受け、県が要請する場合

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から政策統括官に要請し、売買契約を締結する。

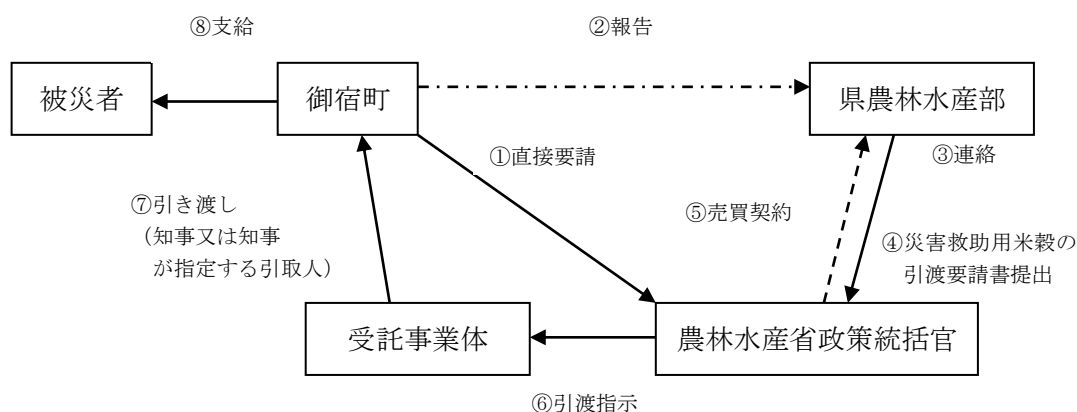
政府所有米穀の受け渡し系統（町からの要請を受け、県が要請する場合）



イ 町が直接、要請した場合

町が直接政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて政策統括官に連絡する。

政府所有米穀の受け渡し系統（町が直接、要請した場合）



4 救援物資の輸送及び集積地

(1) 輸送

町は、調達した救援物資について、あらかじめ定めた集積地へ輸送し、必要な数量をその都度現地へ輸送する。

この輸送は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 第3 輸送計画」によるものとする。

(2) 救援物資の集積地

救援物資の集積地は、原則として「物資の集積拠点」のとおりとするが、災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

<資料編6-7 物資の集積拠点>

5 救援物資の配分等

(1) 炊き出しの実施及び食料の配分

ア 炊き出しの実施

(ア) 炊き出しの実施については、原則として学校の給食施設を使用する。

(イ) 炊き出しを実施する場合、民生部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

(ウ) 炊き出しの実施に当たっては、必要に応じて民間協力団体等に対し、応援を要請する。

イ 食料の配分

(ア) 食料の配分は、原則として避難所において行うものとし、避難所へ避難している被災者のほか、在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者に対しても及ぶように努める。

(イ) 食料の配分に当たっては、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配分する。

ウ 炊き出し等の記録及び報告

民生部住民班は、炊き出し及び食料の配分状況を随時本部長（町長）に報告するとともに、活動の状況を取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長（町長）に報告する。

(2) 生活必需物資等の配分

ア 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害状況に応じて「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に定める限度額の範囲内でその都度定める。

イ 給与の範囲

(ア) 生活必需物資等の給与又は貸与は、主として避難所へ避難している被災者を対象として実施するが、在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者等に対しても必要に応じて実施する。

(イ) 被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急的救援物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

ウ 配分

(ア) 民生部福祉班長は、交付対象者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。

(イ) 交付担当者（民生部福祉班）は、上記（ア）の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

エ 記録

被災者に救援物資を交付したときは、原則として被災者から受領書を徴する。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第3 燃料の調達

(主な担当)	総務部
--------	-----

町は、災害時の応急対策の実施に当たり、燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内石油販売店と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

第9節 広域応援の要請及び相互応援

大規模な災害の発生時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため町は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国及び県の指導のもと、受入体制の整備に努める。

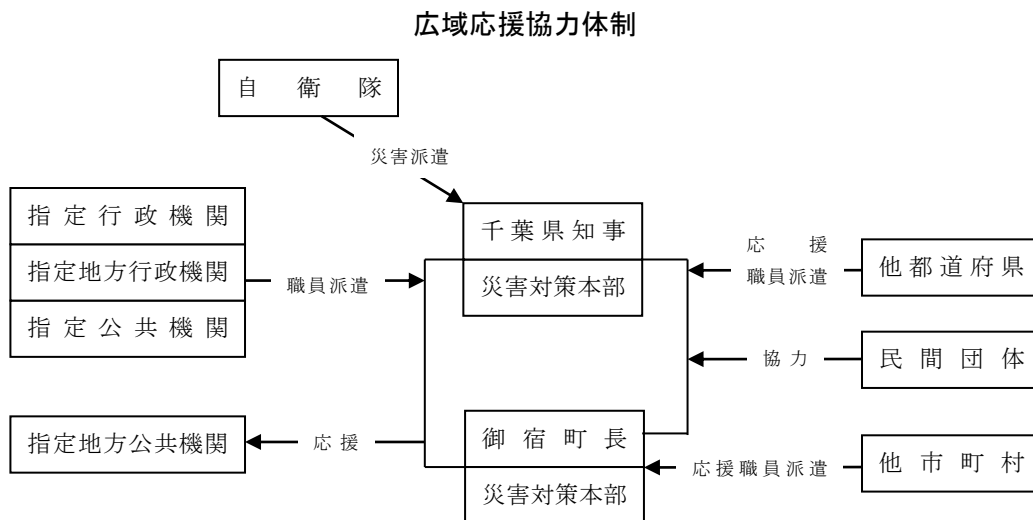
第1 広域応援の要請及び相互応援

(主な担当) 総務部、建設環境部

1 広域応援協力体制

町は、平素から法令又はこの計画の定めるところに従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

なお、震災時の広域応援協力体制は、次のとおりである。



(1) 国等に対する応援要請等

ア 職員の派遣又はあっせんの要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求める。

イ 指定行政機関の長等による応急措置の代行

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び県が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、本部長（町長）の実施する応急措置の全部又は一部を、本部長（町長）に代わって実施する。

- (ア) 応急公用負担の実施
- (イ) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施
- (ウ) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施

(2) 県への応援要請等

ア 応援又は応援のあっせん要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援又は応援のあっせんに要請する。

知事は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。

特に、県は東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしており、町から職員派遣の要請をする場合又は町が災害対応能力を喪失したと認められた場合における、県職員の派遣による災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等の人的支援措置について、事前に町と県の間で協議しておくこととする。

イ 県による応急措置の代行

知事は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、本部長（町長）の実施する応急措置の全部又は一部を、本部長（町長）に代わって実施する。

- (ア) 警戒区域の設定
- (イ) 応急公用負担の実施
- (ウ) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施
- (エ) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施

(3) 市町村間の相互応援

ア 応援要請

本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」並びに「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」及び「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

イ 知事による措置

知事は、上記アの応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示する。この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- (ア) 応援をすべき市町村名
- (イ) 応援の範囲又は区域

(ウ) 担当業務

(エ) 応援の方法

ウ 自主応援

本部長（町長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

(4) 消防機関の応援

ア 応援要請

本部長（町長）及び消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

イ 知事による措置

知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示する。

また、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

ウ 被災市町村への応援

本部長（町長）及び消防長は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

<資料編2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱>

(5) 水道事業者等の相互応援

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整のもと、他の事業者等に応援要請を行う。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(6) 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、町は、県及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

2 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を整備し、相互に交換する。

3 経費の負担

(1) 国又は県、他市町村から町に職員の派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法によるものとする（災害対策基本法施行令第18条）。

(2) 指定地方公共機関等から協力を受けた場合

指定地方公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法によるものとする。

4 応急措置等の要請要領

町は、県、他市町村及びその他の機関に応援を求める場合、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続によるものとする。

本部長（町長）は、県に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、県防災行政無線、庁舎及び携帯電話の災害時優先回線を活用し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

本章「第1節 災害対策本部活動 第3 災害救助法の適用手続等」によるものとする。

イ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由

(イ) 移送を必要とする被災者の数

(ウ) 希望する移送先

(エ) 被災者の受入れを要する期間

(オ) その他必要な事項

ウ 県各部への応援要請又は応急措置の実施要請

(ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

(イ) 応援を希望する物資、資料、機械、器具等の品名及び数量

(ウ) 応援（応急措置）を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

(2) 県に防災関係機関、他市町村及び自衛隊等の応援のあつせんを求める場合

ア 自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う場合

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

イ 他市町村又は防災関係機関の応援要請のあつせんを求める場合

(ア) 災害の状況及び要請理由

(イ) 応援を希望する機関名

- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

ウ 防災関係機関の職員の派遣のあつせんを求める場合

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

エ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

(3) 県以外の機関に対する要請

町は、他市町村、指定地方行政機関等、県以外の防災関係機関に対して直接応援を求めた場合は、県の総合調整を円滑に行うため、応援協定を締結している機関への応援依頼も含め、事後速やかに県に連絡する。

第2 民間団体等との協力体制の確立

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 民間団体等への応援要請

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体及び町内の建設業者等の協力を得る。

(1) 民間協力団体

町における民間団体は、おおむね次のとおりである。

- ア 警察署防犯協会
- イ 交通安全協会
- ウ 御宿町商工会
- エ 御宿岩和田漁業協同組合
- オ いすみ農業協同組合
- カ 医師会及び歯科医師会
- キ 行政区長会
- ク 御宿町社会福祉協議会
- ケ 自主防災組織
- コ その他これに類する団体

(2) 民間団体等との協力業務

ア 各機関は、町の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これらの団体の協力業務及び協力方法を定める等協力体制の確立に努める。

イ 町本部各部は、それぞれの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議して、これらの団体の町に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備する。

ウ 住民が災害について正しい知識と理解を持ち、町を災害から守ろうとする認識を持つことが必要であるから、町は、関係機関の協力を得て、平素から上記(1)の団体等を通じて防災思想の普及、災害時の心得等について機会があるごとに指導し、住民が自発的に災害対策活動に協力するよう、防災意識の高揚を図る。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(ア) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。

(イ) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。

(ウ) 震災時における広報広聴活動に協力すること。

(エ) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。

(オ) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に協力すること。

(カ) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。

(キ) 被害状況の調査に協力すること。

(ク) 被災区域内の秩序維持に協力すること。

(ケ) 罹災証明書交付事務に協力すること。

(コ) その他の災害応急対策業務に協力すること。

(3) 工作協力の要請

本部長(町長)は、災害時において必要があると認めた場合は、町内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進する。

工作活動は、おおむね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

ア 水防活動に関する活動

イ 障害物の除去等に関する活動

ウ 施設等の応急復旧に関する活動

エ その他応急対策に関する活動

<資料編2-1-18 災害時における災害応急対策に関する協定>

<資料編2-1-20 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定>

2 雇上げ計画

町は、災害時において、町職員及び民間団体等のみでは十分に災害対策の効果をあげ得ない場合、労務者の雇上げにより、労力の確保を図る。

(1) 雇上げ方針

災害時において、雑役土工類似の労働に耐え得る能力のある日雇い労働者(公共職

業安定所の日雇い求職者等)を迅速、確実に雇い上げる。

(2) 労務供給の要請(求人申込)

総務部庶務班は、町本部各班からの要請に基づき、労務所要人員を把握し、本部室に付議するとともに、県に要請する。

(3) 労務者の受入れ

労務者確保の連絡を受理後、速やかに労務者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において公共職業安定所職員立ち会いの上、労務者の受入れを行う。

また、作業終了後においても待機場所又は交通機関まで労務者の輸送について協力する。

(4) 労務者雇用報告

救助活動等を実施するに際し、労務者等を雇い上げた町本部各班の長は、別記様式により記録し、活動終了後、直ちに本部長(町長)に報告する。

3 費用の負担等

(1) 民間団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

(2) 工作協力隊

協力業者と協議して雇用単価を定める。

(3) 雇用労働者

ア 作業時間は、原則として8時間勤務とし、賃金は、県に準じて定める。

イ 賃金の支払いは、原則として就労現場において作業終了後直ちに支払うこととする。

(4) 支払措置

労務供給を要請した町本部各班の長は、あらかじめ総務部長と協議し、災害対策費からの支出措置を講ずる。

第3 広域避難者の受入れ等

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 広域避難の調整手続等

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

(1) 県内市町村間における広域避難

本部長(町長)は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入先市町村の選定や紹介、運

送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援することとしている。

(2) 都道府県域を越える広域避難

本部長（町長）は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、知事に対し、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議及び広域避難に係る支援を要請する。

なお、県は、他の被災都道府県から広域避難者の受入れの協議等があった場合、県内市町村との調整を行い、受入先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援することとしている。

2 広域避難者への支援

(1) 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

町は、広域避難者を受け入れた場合、県と連携のもと、避難者から避難先等に関する情報を任意に受け、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者を受け入れた場合、公共施設等の受入体制を補完するため、県と連携のもと、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(3) 被災者への情報提供等

町は、広域避難を実施した場合、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対する広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県・市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

町は、大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県に対して自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

第1 災害派遣の要請

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内で震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、本部長（町長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

なお、本部長（町長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事に要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能である場合、本部長（町長）は、直接自衛隊の災害派遣を要請し、通信の途絶等の解消後、速やかにその旨を知事に通知する。

自衛隊は通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊が自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

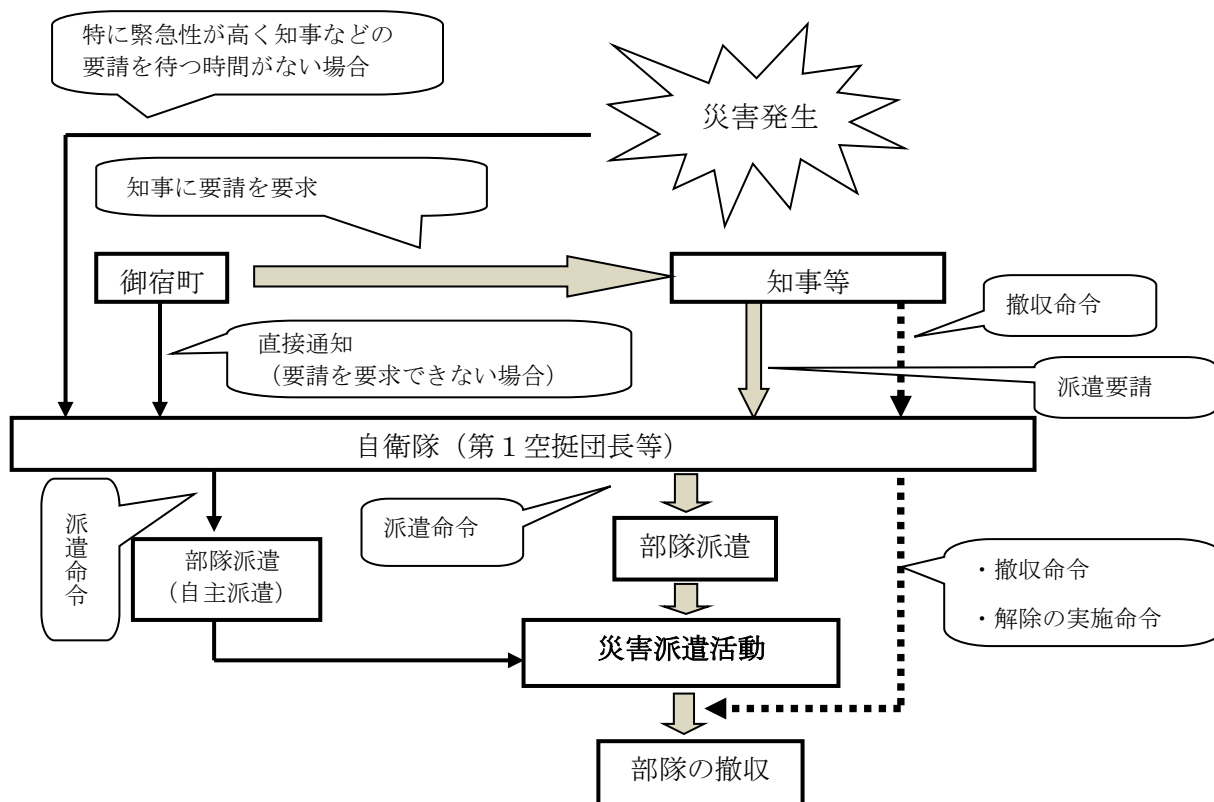
エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

2 要請から派遣、撤収までの流れ

災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れは次のとおりである。

災害派遣の要請～派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の要求手続等

- (1) 知事に対する自衛隊への災害派遣要請の要求は、原則として本部長（町長）が次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

災害派遣要請先

提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域、活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

- (2) 本部長（町長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接自衛隊の災害派遣を要請し、通信の途絶等の解消後、速やかにその旨を知事に通知する。

この場合の災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方總監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

<資料編6-1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧>

4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）、知事及び派遣部隊の長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう協議を行う。

第2 災害派遣部隊の受入れ

（主な担当） 総務部

1 災害派遣部隊の受入体制

（1）他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（町長）及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

（2）作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

（3）連絡員等の配置

町は、派遣された部隊が、円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導及び町本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置する。

（4）活動拠点及びヘリポート等使用の通報

町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し、部隊に通報する。

<資料編6-2 ヘリコプター発着可能地点>

<資料編6-3 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地>

（5）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動は次のとおりである。

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

項目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は町等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町等の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需物資等は無償貸与し、又は救出品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

<資料編6-4 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能>

2 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

市町村で負担すべき、派遣部隊に要する経費は、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

町は、災害発生時に学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期の授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

さらに、文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

第1 防災体制の確立

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 事前準備

学校長は災害に備え、次のとおり事前準備を行う。

(1) 学校安全計画の作成等

学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(2) 対策及び措置

災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講ずる。

ア 計画的に防災に関わる施設、設備の点検整備を図る。

イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

2 災害時の体制

(1) 学校

学校長は、県が策定した「学校における地震防災マニュアル」を活用し、次のとおり児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画を策定し、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保

護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(2) 町

教育部は、本部室の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに、適切な緊急対策を指示する。

3 災害復旧時の体制

(1) 学校

学校長は、早期の授業再開を目指し、次のとおり災害復旧時における対策を講ずる。

ア 教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡して教科書及び教材の給与に協力する体制整備に努める。

イ 学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。

教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保を期するように留意し、指導に当たっては、健康安全教育及び生活指導に重点を置くこととする。

ウ 疎開した児童生徒については、職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、上記イに準じた指導を行うように努める。

エ 災害の推移を把握し、絶えず町教育委員会と連絡をとり、平常授業に復帰するよう努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡する。

(2) 町

ア 教育部は、被災学校ごとに担当者を定め、学校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

イ 教育部は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

第2 学用品の調達及び支給

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 給付の対象

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

2 実施機関

教材・学用品の給与は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

3 学用品の給与

(1) 学用品の給与を受ける者

- ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- イ 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）
- ウ 中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
- エ 高等学校等生徒〔高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）〕、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）〕、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒〕
- オ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

(2) 学用品給与の方法

- ア 学校及び町教育委員会の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(3) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
小学校児童及び中学校生徒が、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。
- イ 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
- ウ 通学用品
運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する学用品の給付基準及び災害救助法適用後において適用される基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

＜資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等＞

第3 授業料等の減免等・学校給食の措置

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 授業料等の減免等

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立し、その実施に努める。

2 学校給食の実施

町は、学校の再開後学校給食を再開するに当たっては、必要に応じ県に対し、物資等の調達及び指導、助言を要請する。

第4 文化財の保護

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 災害時の状況把握及び報告

- (1) 文化財に被害が発生した場合、町は、その所有者、管理者と協力して、その状況を速やかに把握し、県に報告する。
- (2) 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由して県に報告する。

2 災害時の応急措置

- (1) 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。
- (2) 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
 - ア 建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
 - イ 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
 - ウ 記念物については、町等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第12節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一齐に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救助救急活動の妨げとなる可能性もある。

このため町は、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救助救急活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 一齐帰宅抑制対策

(主な担当)	総務部、民生部、教育部
--------	-------------

1 一齐帰宅抑制の呼びかけ

町は、震災発生直後の一齐帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校など関係機関に対し、県、他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内にとどまるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一齐帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

町は、警察等関係機関と連携して保護した利用者を一時滞在施設へ誘導するよう努める。

第2 帰宅困難者等の把握と情報提供

(主な担当)	総務部、建設環境部
--------	-----------

1 帰宅困難者等の把握と混乱防止

町は、大規模集客施設や駅及び観光地等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により町内に移動してくる帰宅困難者及び交通手

段の途絶等で移動できない観光客等の把握に努めるとともに、関係機関へ情報提供を行う。

2 帰宅困難者等への情報提供

町は、県と連携のもと、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、デジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(主な担当)	総務部、民生部、建設環境部
--------	---------------

1 一時滞在施設の開設

町は、県と連携のもと、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、区域内の民間施設管理者に対する一時滞在施設開設の要請や宿泊事業者等に対して観光客等の一時滞在についての協力を要請する。

さらに、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

なお、県は、県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして情報を提供する。

2 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

3 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町や県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第4 徒歩帰宅支援

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設にとどまった帰宅困難者等は、救助救急活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、町は、県と連携のもと、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、県が協定を締結しているコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の災害時帰宅支援ステーションの

開設情報などをホームページ等を活用して提供する。

2 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、町は、県に対して搬送手段の確保について支援を要請する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震・津波により多数の傷病者等が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 保健活動等

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 活動体制

町は、平常時から、夷隅健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努め、災害時には、夷隅健康福祉センターが編成する保健活動チームと連携し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

2 保健活動

(1) 巡回健康相談の実施

町は、夷隅健康福祉センターと連携のもと、設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を整え、健康相談においては、健康管理及び心のケアと併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に身体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(2) 要配慮者の情報共有

町は災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、夷隅健康福祉センターが把握する要配慮者等に関する情報と共有・交換を行う。

(3) 食品衛生知識の普及

町は、夷隅健康福祉センターと連携のもと、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について普及啓発を行う。

(4) 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて夷隅健康福祉センターを通じ、県に対して保健師等の派遣を要請する。

3 食品衛生監視

災害発生時には、停電及び断水による飲料水の汚染により、食料品が腐敗及び汚染することが考えられるため、夷隅健康福祉センターに、食品衛生監視を要請する。

(1) 食品衛生監視班の編成

食品衛生監視班は、監視員2人をもって編成される。

(2) 食品衛生監視班の業務

食品衛生監視班は、夷隅健康福祉センター長の指揮のもと、次の活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

4 乳幼児救護

(1) 乳幼児救護班の編成

乳幼児救護班は、民生部保健衛生班の中から栄養士又は保健師1人及び事務2人をもって編成する。

(2) 乳幼児救護班の業務

- ア 乳幼児救護班は、調乳、ほ乳びんの貸与及び授乳を行い、乳幼児の栄養補給に努める。
- イ 乳幼児救護班は、災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、罹災乳幼児の栄養補給の必要数を把握し、粉乳その他の救援物資を携行し、民生部保健衛生班長の指示により被災地又は避難所等において乳幼児の栄養補給を行う。

(3) 県への応援要請

本部長（町長）は、災害の状況により、本町限りでの対応が困難な場合、夷隅健康福祉センター長を通じて県に応援を要請する。

5 飲料水の安全確保

夷隅健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、「飲料水健康危機管理対策活動要領」に基づき対応することとしており、町は、夷隅健康福祉センターと協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

6 動物対策

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護するとともに、特定動物〔動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物〕が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講ずることとしており、町は、必要に応じてこれらの措置に協力する。

第2 防疫活動

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

町においては、防疫班、消毒班、検水班等を編成し、相互に緊密に連絡をとりながら防疫活動を実施する。

防疫活動体制

班名	1班の処理件数	構成
防疫班	30戸/日	医師1、保健師又は看護師2、事務2
隔離消毒班	患者3人/日	技師1、運転1、一般作業1
検水班	300～350件/日	検査3
害虫駆除班	—	従業員4

2 実施主体

防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本編において「感染症法」という。）に基づき、町及び県が実施する。

3 災害防疫の実施方法

(1) 検病調査

防疫班は、夷隅健康福祉センターと相互に協力して避難所等を重点とした検病調査を実施するとともに、被災地の感染症状況の把握、患者の早期発見に努める。特に避難所については、防疫指導を徹底し、感染症の早期発見、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。

また、知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

(2) 広報活動の強化

防疫班は、地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努めるものとし、検病調査と並行して、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器の使用等により予防宣伝を行う。

(3) 消毒の実施

検水班は、感染症法第27条の規定により、次のとおり消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

ア 消毒及び検水

(ア) 被災家屋、下水及びその他不潔な場所の消毒を行い、又は消毒薬を交付して指導する。

(イ) 夷隅健康福祉センターから、被災地の井戸の汚染が認められた旨の通報を受けた場合は、直ちにクロール石灰等による消毒を行う。

以後は、直接消毒するか、又は、消毒薬を交付して自主的に行わせる。

(ウ) 消毒の実施後、細菌学的検査を行い、その結果により使用の禁止又は許可を与える。

イ 避難所の防疫措置

避難所開設後、直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後適宜消毒を行う。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

害虫駆除班は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

4 患者等に対する措置

隔離消毒班は、防疫班と密接に連絡をとり、感染症患者について夷隅健康福祉センターに報告し、迅速かつ安全な入院勧告の実施について依頼するとともに、患者の家の消毒を実施する。

5 生活用水の供給

町は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中、衛生面に配慮して生活用水を供給する。

6 防疫用薬剤の確保

町は、避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

7 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時夷隅健康福祉センターに報告する。

第3 死体の捜索・処理等

(主な担当)	民生部、総務部、警備消防部、いすみ警察署、海上保安署
--------	----------------------------

1 活動内容

町は、関係機関と連携のもと、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を実施するとともに、災害の際に死亡した者を一時的に收容するための收容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

(1) 死体の捜索、收容、処理及び埋葬

ア 死体の捜索、收容、処理及び埋葬は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基

づき、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下、本編において「検案医師等」という。）により実施する。

(2) 死体処理施設の確保

警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（死体収容所・安置所、検視場所）の確保は、町及び県が場所の選定を行う。

3 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、本部長（町長）は、検案医師等について、必要に応じて夷隅医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

なお、具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

4 災害救助法による救助の基準等

(1) 死体の捜索

町は、行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索する。

なお、捜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わないものとする。

(2) 死体の輸送

検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て死体収容所に輸送し、収容する。

(3) 死体収容所・安置所の開設

ア 町は、被害現場付近の寺院、公共建物等を利用し、死体収容所・安置所を開設し、収容する。

イ 町は、上記アの収容所に死体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(4) 死体の収容

ア 町は、身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼るとともに、埋葬許可証を発行する。

イ 家族その他から死体の引き取りを希望するものがある場合、町は、死体処理票により整理の上、引き渡す。

(5) 死体の処理

町は、災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施する。

ア 死体を処理する場合

(ア) 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

(イ) 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、本部長（町長）は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体

を引き取らせるものとする。ただし、引き取るいとまのない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、本部長（町長）が死体の処理を行う。

(ウ) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等の関係者に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

- (ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案

(6) 埋葬

町は、民生部保健衛生班が中心となって、災害の際死亡した者に対し、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

ア 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない。）

イ 埋葬の方法

- (ア) 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- (イ) 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供とする。

ウ 火葬措置

- (ア) 死体を火葬に付する場合は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- (イ) 遺骨及び遺留品を遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管場所へ一時保管する。
- (ウ) 家族その他から遺骨及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品処理票によって整理の上、引き渡す。

エ 仮埋葬措置

- (ア) 死体多数のため火葬場で処理しきれない場合は、死体収容所その他適当な場所に仮埋葬する。
- (イ) 仮埋葬死体は、個別埋葬を原則とするが、不可能な場合は合葬する。
- (ウ) 仮埋葬死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、又は正規の墓地に改葬する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、同法適用に至らない場合における応急救助対策も、これに準じて実施する。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

5 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の遺骨は、遺留品とともに町の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして町内の別に定める場所に保管する。

6 死体の処理等の報告

民生部保健衛生班長は、死体の処理状況等を随時本部長（町長）に報告するとともに、別記様式により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長（町長）に報告する。

7 その他

（1）警察における計画

ア 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引き渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は本部長（町長）と緊密に連絡し、町及び県の行う身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

ウ 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と併せて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

（2）海上保安部（署）における計画

ア 災害により千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

イ 必要に応じて他の海上保安部署等から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。

ウ 収容した死体は、本部長（町長）又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引き渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、本部長（町長）又は知事の行う措置に協力する。

第4 清掃及び障害物の除去

（主な担当）	建設環境部
--------	-------

1 活動内容

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、町は、廃棄物処理及び障害物の除去を実施するとともに、環境汚染防止対策及び健康被害防止対策を推進し、被災地の環境保全を図る。

また、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」（以下、この節において「策定指

針」という。)に基づき、町における災害廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

2 災害廃棄物処理計画

(1) 実施機関

ア 震災時における被害地帯の清掃は、本部長（町長）が実施し、清掃班がこれに当たる。

イ 震災等による大量の廃棄物が発生し、本町限りでの対応が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県内他市町村へ協力を要請し、相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県が締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」等に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

ウ 町は、必要に応じて県に対し、災害廃棄物処理計画策定に関する助言及び災害廃棄物処理に関する情報提供を要請する。

<資料編2-1-9 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定>

<資料編2-1-10 夷隅郡市3施設ごみ処理協定>

(2) 廃棄物の収集と処理

ア 町における組織体制

町は、災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

イ 災害廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち適正に処分する。

(イ) 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む。）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。また、一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(オ) し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、県が締結している「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

町は、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(ア) がれき・粗大ごみ・生活ごみ等

下記の方法によって算出し、収集、処理の対策を講ずる。

- a 全壊（流失） 1戸につき 1 t
- 半壊 " 0.5 t
- 床上浸水 " 0.2 t

$$(全壊戸数 + 流失戸数) \times 1 + (半壊戸数) \times 0.5 + (床上浸水戸数) \times 0.2 = 要総処理量$$

b 清掃班の処理能力

1班1日当たり 22 t

班編成 運搬車 2 tトラック 1台 作業員 10人 所要器具一式

(イ) し尿

- a 全壊戸数・流失戸数・床上浸水戸数・床下浸水戸数 各 75 リットル

$$(全壊戸数 + 流失戸数 + 床上浸水戸数 + 床下浸水戸数) \times 75 \text{ リットル} = 要総処理量$$

b し尿処理班の処理能力

1班1日当たり 4 キロリットル

班編成 運搬車 1.8 tトラック 1台 作業員 4人

エ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町は、策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について、関係機関と調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や排水処理施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

カ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

本部長（町長）は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

3 障害物の除去

(1) 道路関係障害物の除去計画

ア 計画方針

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合においては、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図るものとし、特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 実施方法

- (ア) 国道・県道の障害物については、夷隅土木事務所に連絡し、除去を要請する。
- (イ) 町道については、建設環境部が消防団の協力を得て行き、状況により町内の土木業者等に協力を求めて実施する。
- (ウ) 警察署は、交通確保の観点から交通の妨害となっている倒壊樹林、たれ下っている電線等の障害物の除去について各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

(2) 河川・海岸・漁港関係障害物除去計画

ア 河川・海岸

河川・海岸の管理者は、河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

漁港管理者（町）は、漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去を行う。

(3) 住宅関連障害物除去計画

ア 計画方針

災害により障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

イ 実施機関

- (ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、本部長（町長）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行き、本部長（町長）はこれを補助する。
なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

- (イ) 本町限りでの対応が困難な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 障害物の除去の対象となる者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

エ 実施方法

- (ア) 災害救助法適用前においては、本部長（町長）が除去の必要を認めたものを対象とし、建設環境部建設班が町内の土木業者の協力を得て、人夫あるいは技術者を動員して障害物の除去を実施する。
また、必要に応じ消防団が協力する。
- (イ) 災害救助法適用後においては、上記ウに基づき、除去対象戸数及び所在を調査して県へ報告するとともに、除去活動を要請する。
- (ウ) 除去は、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り行う（応急的救助に限る。）。

(エ) 除去障害物の仮処理場所は、須賀多目的広場駐車場とする。

オ 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する障害物の除去基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

4 環境汚染の防止対策

町は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じてアスベスト飛散の危険性について、住民やボランティアに対する注意喚起や被害防止のための指導を行う。

5 健康被害の防止対策

町は、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導するとともに、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

町は、被災者の居住の安定を図るため、震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理及び公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借り上げる。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

第1 応急仮設住宅の提供等

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者の住居を確保するため、被災地域の状況に応じて応急仮設住宅を供与する。

(1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供与の方法

災害救助法適用前においては、本部長（町長）が必要と認めた場合、県の協力のもと、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設を行う。

災害救助法適用後においては、必要戸数等を調査して県へ報告するとともに、応急仮設住宅の建設を要請する。

(3) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助基準等の概要は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

2 町営住宅及び民間賃貸住宅の活用

(1) 町営住宅

町は、町営住宅について、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ

町は、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘察した上で、県及び関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

<資料編2-1-13 災害時における緊急受入に関する協定>

3 被災した住宅の応急修理

災害により住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 実施方法

前記1（2）に準じて行う。

(3) 住宅事業者の団体との連携

町は、住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する住宅の応急修理基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

4 建設資材の確保

(1) 協定業者を通じた建設資材の確保

町及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県が締結している協定に基づき、(一社)プレハブ建築協会、(一社)千葉県建設業協会、(一社)全国木造建設事業協会のあっせんする業者を通じて確保に努める。

(2) 災害応急復旧用材（国有林材）及び県有林材の供給要請

ア 本部長（町長）は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

イ 本部長（町長）は、災害時に木材の供給等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し、県有林材の提供を要請する。

第2 被災建築物の応急危険度判定等の実施

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 実施体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

また、大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じていく必要がある。

このため町は、県の支援のもと、応急危険度判定実施体制及び被災宅地危険度判定実施体制を整備し、災害時において円滑に実施することで、二次災害の軽減及び防止並びに被災建築物・被災宅地の円滑な復旧を図る。

2 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

(1) 実施機関

- ア 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定は、本部長（町長）が行う。
- イ 本部長（町長）は、被害の状況から、被災建築物の応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、県に対して支援を要請する。
- ウ 県は、判定士の派遣措置を行うなど、必要な支援措置を講ずる。

(2) 実施体制の準備

町は、県と協力して判定に必要な資機材等の準備を行う。

(3) 判定士の確保

町は、次の方法により、各判定士の確保を図る。

- ア 県への派遣要請
- イ 他市町村への派遣協力要請
- ウ 町内の関係団体への要請
- エ ボランティアの派遣要請

(4) 受入体制の整備

町は、判定士の受入れに際して、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

(5) 判定による結果の表示

- ア 被災建築物の応急危険度判定
町は、県の支援のもと、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、応急危険度判定を実施し、その結果を被災建築物に表示するなど、必要な措置を講ずる。
- イ 被災宅地危険度判定
町は、県の支援のもと、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定を実施し、その結果を被災宅地に表示するなど、必要な措置を講ずる。

3 被災建物の撤去・解体

被災建物の解体は、原則として建物の所有者の責任において行う。ただし、大規模災害において特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、その手続については、国及び県の方針に従い実施する。

第3 罹災証明書の交付

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 活動体制

(1) 町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結等により、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するために必要な実施体制の整備に努めるとともに、災害発生後においては、早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、県においては、被害の規模や被災した市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図ることとしているため、必要に応じて県に対し、支援を要請する。

(2) 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 発行手続

総務部庶務班は、罹災台帳を作成し、その台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料あるいは現地調査）等によって、被災者の申請により発行する。

3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害とし、次の事項について証明する。

(1) 住家

- ア 全焼（壊）
- イ 流失
- ウ 半焼（壊）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

(2) 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

4 証明手数料

証明手数料は免除する。

5 証明書の様式

別記様式のとおりとする。

第15節 生活関連施設等の応急復旧

上水道・電気・ガス・通信・交通等の生活関連施設が大震災により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などで明らかになったところである。このため町は、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うものとする。

また、収集した情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努める。

第1 ライフライン等の応急復旧

(主な担当)	建設環境部、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本郵便(株)
--------	---

1 水道施設

(1) 震災時の活動体制

ア 町は、災害時において、施設の被害状況を的確に把握するとともに、被害状況に応じて集中的かつ効果的に人員及び資機材を配置する。

また、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。

さらに、施設が被災した場合は、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく応援を得て、応急復旧を行う。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(2) 応急復旧

町は、応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 実施要領

(ア) ダム

地震の場合、よほどの地殻の変動がない限り、ダムは破壊されることはないが、停電や導水管の破損漏水により取水場からの取水不能が起きる可能性があるため、

ダムは、電気及び管路の復旧次第運転する。

応急措置として、浄水場に設置してある自家発電設備により、取水する。

(イ) 導水管、送水管

導水管、送水管等の破損による漏水が出ることが予測されるため、これを第一に復旧する。

(ウ) 浄水場施設等

浄水場施設等（建物、着水井、配水池、計器盤）は、相当大規模な地震の場合、局部的に被害を受けることが予想されるが全部が稼働不能になることは考えられないので、稼働できる施設を有効に使用して応急修理を急ぐよう措置する。

また、塩素ガス漏えい事故防止に細心の注意を払って対処する。

(エ) 配水施設・給水装置

配水管路の全長の約 68%が塩化ビニール管等のため町の人口集中部に破損による漏水が多発することが予想される。この復旧順位は、まず配水管とし、次に給水管とする。

なお、施工に当たっては、適切な情報の把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、指定水道工事店及び建設業者の応援を得て応急復旧を全力で行う。

(3) 応急防災用資機材の確保

本町限りで応急防災用資機材が確保できない場合、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(4) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電気施設〔東京電力パワーグリッド（株）〕

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド（株）は、次により非常災害対策本部を千葉総支社内に設置する。また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡がすべて途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部宛てに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

- (ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- (イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
- (オ) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

- (カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- (キ) その他事故防止のための留意すべき事項
- エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。
- オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3 通信施設

(1) 東日本電信電話（株）

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、

テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株)NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県等の防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期

- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI (株)

KDDI (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク (株)

ソフトバンク (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡をとりながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

4 日本郵便 (株)

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、(株) ゆうちょ銀行の非常払い及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取り扱う。

<資料編2-1-16 御宿町と御宿町内郵便局及び大原郵便局との地域における協力に関する協定>

5 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達に当たる。

第2 道路・橋梁・交通施設

(主な担当) 建設環境部、夷隅土木事務所、東日本旅客鉄道(株)

1 道路・橋梁

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

本町に係る道路管理者による災害時の応急措置及び応急復旧対策は、次のとおりである。

災害時の応急措置

道路管理者	役割
町	<p>(1) 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を把握するため、パトロールを実施する。</p> <p>(2) 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、町本部へ報告するとともに、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。</p> <p>(3) 本章「第2節 情報収集・伝達体制」に準じて県へ報告する。</p> <p>(4) 上水道、電気、LPガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。</p> <p>なお、緊急のため、そのいとまがないときは、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。</p>
県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の「対応計画」「県土整備部震災実働マニュアル」の定めるところにより、ライフライン関係占有者、(一社)千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、夷隅土木事務所はパトロールを実施する。</p> <p>これらの情報により(一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。</p> <p>ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続については、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。</p>

応急復旧対策

道路管理者	役割
町	<p>災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施する。</p> <p>特に、「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。</p>
県	<p>被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについては、最優先に（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。</p>

2 鉄道施設〔東日本旅客鉄道（株）〕

（1）災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、東日本旅客鉄道（株）は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

（2）発災時の初動措置

初動措置は次のとおりである。

ア 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次によるものとする。

（ア）地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。

（イ）運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

（ウ）S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

（エ）S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35 km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 乗務員の対応

（ア）運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

（イ）列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

（ウ）列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置

- (ア) 旅客誘導のための案内放送
- (イ) 駅員の配置手配
- (ウ) 救出、救護手配
- (エ) 出火防止
- (オ) 防災機器の操作
- (カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

- (ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
- (イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、更に町又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- (ア) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- (イ) 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次によるものとする。
 - a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
 - b 特に高齢者や子ども、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

第3 河川等

(主な担当)	建設環境部、夷隅土木事務所
--------	---------------

1 震災時の活動体制

町は、地震・津波等により堤防、護岸等の河川が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは状況を速やかに把握し、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

2 災害時の応急措置

町は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに、県に報告するとともに、技術的援助及び総合調整の指示を受け、必要な措置を実施する。

3 応急復旧対策

町は、県の総合的判断のもと、必要な対策を実施する。

第4 その他公共施設

(主な担当)	建設環境部、夷隅土木事務所
--------	---------------

1 海岸保全施設

町は、海岸保全施設が、地震・津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは状況を速やかに把握し、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 漁港施設

町は、地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、状況を速やかに把握し、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等

町は、地震により砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、状況を速やかに把握し、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

また、県、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第1 ボランティアの活動分野

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 ボランティアの活動内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片付けなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士

- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 御宿町社会福祉協議会及び千葉県社会福祉協議会
- ウ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

第2 ボランティアの受入体制

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 災害時における参加の呼びかけ

災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町及び県に加え、町災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問い合わせを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

2 災害ボランティアセンターの設置

(1) 町災害ボランティアセンター

町社会福祉協議会は、災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、被災状況を踏まえ、町と連携して町災害ボランティアセンターを設置する。

御宿町災害ボランティアセンターの設置場所

御宿町社会福祉協議会

(2) 県災害ボランティアセンター

県は、大規模災害が発生した場合、県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するため、県は、広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

（1）災害ボランティアセンター窓口の設置

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に、災害ボランティアセンターに窓口を設置して実施することとし、町、町社会福祉協議会、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

（2）県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

県担当部局による登録先等

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士、 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、 情報提供	（公財）ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	（一社）日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

※ 平時に登録を行っている。

（3）災害ボランティアセンターによる登録

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入れ、登録する。

なお、被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び

周辺市町村の災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、町災害ボランティアセンターのボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアの派遣

ア 町災害ボランティアセンター

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、町内のボランティアの需要状況を基に派遣する。

なお、町災害ボランティアセンターが他市町村にボランティアを派遣する際には、県災害ボランティアセンターの指示を受け、現地にボランティアを派遣する。

イ 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行う。

ウ 広域災害ボランティアセンター

広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進める。

4 ボランティアニーズの把握

(1) 町災害ボランティアセンター

町災害ボランティアセンターは、町と連携の上、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(2) 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にして情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

5 各種ボランティア団体との連携

町は、町災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携のもと、災害支援活動を進める。

6 ボランティアへの支援

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる

町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、町及び町社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うよう努める。

7 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

<資料編 2-1-15 災害時におけるボランティアに関する協定>

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるよう、町は、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、生活相談等を行うことによって、住民に自力復興心を持たせ、もって生活安定の早期回復を図る。

第1 被災者に関する支援情報の提供等

(主な担当)	全庁
--------	----

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、公平で効率的な被災者支援の実施に努める。

被災者台帳の作成に当たっては、必要に応じ、県が被災者に対して実施した支援に関する情報の提供を要請する。

第2 義援金の配分

(主な担当)	保健福祉課、会計室
--------	-----------

1 方針

町は、必要に応じて義援金を自ら募集し、迅速かつ確実に被災者に配分することで、被災者支援の充実を図る。

また、県又は義援金募集团体から送付された義援金の配分に必要な事項については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定することとなっており、町は、その決定に基づき被災者に配分する。

なお、義援物資については、本編第3章「第8節 救援物資供給活動 第2 食料・生活必需物資等の供給計画」によるものとする。

2 募集の決定及び周知

町は、被害状況等を勘案して義援金の募集を決定し、県、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じて公表し、広報を行う。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- (2) 受付窓口
- (3) 募集期間
- (4) 振込手数料の取扱い
- (5) 税制上の取扱い
- (6) 配分方法

3 義援金の受付

(1) 義援金受付窓口の設置

町は、災害による被災者を救援するために義援金の募集を決定したときは、保健福祉課に義援金受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 受領書の発行

町は、義援金を受領したときは、「義援金品受領書」に従い、寄託者に受領書等を発行する。

4 義援金の配分

町は、被害状況の確定後、必要に応じて御宿町義援金配分委員会を設置するとともに、集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、必要な事項（対象・基準・時期・方法等）について審議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、決定した配分基準に基づき、迅速かつ適切に配分する。

5 配分結果の公表

町は、義援金の配分結果について町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第3 租税の徴収猶予及び減免等

(主な担当)	税務住民課
--------	-------

1 方針

町は、被災者の納付すべき町税等について、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の融和措置をそれぞれの実態に応じて適切な方法で実施し、被災者の生活の安定を図る。

2 実施措置

(1) 期限の延長

町は、災害のため、地方税法（昭和25年法律第226号）又は御宿町税条例（昭和30年御宿町条例第56号）に定める申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

(2) 納入義務の減免等

町は、御宿町税条例に基づき、災害の状況に応じて徴収猶予又は減免の措置を行う。

第4 被災者生活への支援制度

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 方針

町は、被災者生活への支援制度の周知を行うとともに、迅速かつ的確に実施することで、被災者等の生活再建を支援する。

2 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度概要

対象 災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ 上記①又は②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害 ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害																					
対象 世帯	対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）																					
支給 限度額	支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。 ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。 ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> （注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
支給 条件	経 費	不問																				
申請 方法	年 齢 ・ 年 収	制限なし																				
申請 方法	申 請 窓 口	保健福祉課にて取りまとめの上、県へ提出																				
申請 方法	添 付 書 面	① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等																				
申請 方法	申 請 期 間	① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内																				

(3) 支援金支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は、申請書等の確認を行い、取りまとめの上、県へ提出する。

県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。なお、被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。

(4) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、町とする（県から町への補助方式：補助率 10/10）。

ウ 支援金の支給額は上記(2)の支給限度額と同等とする。

3 災害援護資金

(1) 目的

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害資金の貸付を行い、被災世帯の生活の立て直しを図ることを目的とする。

(2) 制度概要

貸付対象	貸付の対象となる被害	① 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合 ② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合	
	世帯の所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
(注) ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主			
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失		

貸付条件	貸付期間	10年（据置期間を含む。）
	据置期間	3年（特別な場合5年）
	利子	年3%（据置期間は無利子）
	保証人	連帯保証人になること。
償還方法		年賦償還又は半年賦償還
申込方法		官公署が発行する被災証明書を添付し、保健福祉課へ申請

4 生活福祉資金

（1）目的

低所得者世帯などに対して低利又は無利子での資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、災害による困窮からの自立、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする。

（2）制度概要

貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150万円以内	
貸付条件	据置期間	6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	利率	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	保証人	① 連帯保証人となること。 ② 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 ③ 生活福祉資金の借受人又は借入申込人となっていない者
償還方法		年賦、半年賦又は月賦
申込方法		官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ御宿町社会福祉協議会へ申し込む。

5 災害弔慰金

（1）目的

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

対象災害	次に該当する自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害 ② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により死亡したものの遺族
支給金額	生計維持者 500万円、その他の者 250万円
遺族の範囲	① 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
実施主体	御宿町
費用負担	国：1/2 県：1/4 町：1/4

6 災害障害見舞金

(1) 目的

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対して災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

対象災害	次に該当する自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害 ② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
支給金額	生計維持者 250万円、その他の者 125万円
障害の範囲	① 両目が失明した者 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
実施主体	御宿町

第5 事業主等への支援制度

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 方針

町は、事業主に対して雇用の維持に向けた各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努め、雇用の維持と失業の予防を図る。

2 中小企業への融資

次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講ずる。

(1) 経営安定資金の融資

市町村認定枠	融資対象者	① 激甚災害により被害を受けた者 ② 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者		
	融資用途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内		
	融資期間	設備資金	10年以内	
		運転資金	7年以内	
融資利率	年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。）			
市町村認定以外枠	融資対象者	知事が指定する災害により被害を受けたもの		
	融資用途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内		
	融資期間	設備資金	10年以内	
		運転資金	7年以内	
融資利率	年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）			

(2) 利子補給

上記（1）の資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給を行う（条件については、災害の度合いに応じて別途定める。）。

3 農林漁業者への融資

被災地の農水漁業の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて農水漁業者に対する復旧支援を実施する。

また、状況に応じて国、県及び関係機関等による支援制度を活用する。

(1) 天災資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
3.0%以内 資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円（600万円） ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円（250万円） 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 (注) カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
5.5%以内 資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
6.5%以内 資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)

(2) 県単農業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内
施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)

(3) 県単漁業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内
施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)

(4) (株) 日本政策金融公庫資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年 (据置20年以内)
	災害による林道の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
	災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年 (据置5年以内)
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額		12年 (据置2年以内)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額		15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)
(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)	

第6 公営住宅の建設等

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 方針

町は、県と連携のもと、災害により住宅を滅失した被災者に対し、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図り、被災者の居住の安定を図る。

2 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく災害公営住宅の建設又は買取り若しくは被災者へ転貸するための借上げ等の措置をとる。

なお、町が災害公営住宅の建設等を行うに当たって、県は適切に指導・支援を実施することとしている。

3 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者〔災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。〕に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

第7 生活相談

(主な担当)	保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	------------------

1 相談所の設置

町は、被害状況等に応じて被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

2 県との連携

町は、被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県の被災者総合相談窓口を利用する等、県と緊密な連携を図る。

第8 その他の生活確保

(主な担当)	総務課
--------	-----

関係機関は、次のとおり対策を実施する。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便（株）	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等地域の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地宛て救助用郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(3) (株) ゆうちょ銀行の非常払い及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>(2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、本町管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 巡回職業相談の実施</p> <p>(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
日本放送協会	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じることとなるため、町は、必要な措置を講じて津波災害からの速やかな復旧を図る。

第1 津波災害被災施設の復旧

(主な担当)	建設環境課、産業観光課、夷隅土木事務所
--------	---------------------

1 方針

各施設の管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

2 公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第2 津波災害廃棄物処理

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 方針

津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

2 実施措置

町は、迅速な災害廃棄物処理について、必要に応じて県へ支援の要請を行い、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3節 生活関連施設等の復旧対策

上水道・電気・通信等の都市施設及び農林水産業用施設、また、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

町は、これらの施設について、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

第1 ライフライン施設の復旧

(主な担当)	建設環境課、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)
--------	---------------------------------

1 水道施設

町は、応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため、次のとおり総合的な施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は敷設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(3) 町営水道の復旧対策

- ア 震災復旧の基本方針
被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努める。
- イ 水道施設の復旧
取水場、浄水場、給水場及び管路などの重要施設の復旧を優先的に行い、速やかな通水を図る。
- ウ 復旧後の地震対策
復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。
 - (ア) 施設の耐震化

施設の新設や更新に合わせて施設の耐震化を図る。

(イ) 管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図る。

エ 漏水防止対策

全管路を対象とした漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所の発見修理と漏水多発地帯の把握に努め、震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。

2 電気施設〔東京電力パワーグリッド（株）〕

原則として復旧の順位は、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、東京電力パワーグリッド（株）は、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 〃 のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 〃 のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 通信施設〔東日本電信電話（株）〕

東日本電信電話（株）は、震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。順位等については、「通信回線の復旧順位」によるものとする。

第2 農業・水産業施設

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

(2) ため池

- ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(4) 排水施設

- ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
- ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

2 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設

- ア 破堤
- イ 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの
- ウ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- エ 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第3 公共土木施設

(主な担当)	建設環境課、産業観光課、夷隅土木事務所
--------	---------------------

1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとし、公益占用物件等の復旧計画と調整の上で行う。

2 河川、海岸、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 砂防施設

- ア 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- エ 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、被害状況を速やかに調査し、実情を把握するとともに、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、本編において「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査等

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 激甚災害指定の手続

町内において、大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けると必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を指示するとともに、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続

(主な担当)	総務課、企画財政課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------------

1 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

2 県

県関係部局は、激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続等を実施する。

第5節 災害復興

大規模な災害により被災した場合、町、県及び国などの行政の施策（公助）や自らの身は自ら守る（自助）も重要となるが、地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携する（共助）など、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」（以下、本編において「復興指針」という。）を作成している。

町は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この復興指針を参考に、災害復興の理念及び「くらしの復興」、「都市の復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」等の各分野における種々の復興事業に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、町それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図る。

第1 復興に向けた体制の整備

（主な担当）	全庁
--------	----

1 基本方向の決定等

- （1）地域の復興に当たっては、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意見及び地域住民の意向に十分配慮して、早期の原状回復を目指すのか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。
- （2）復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、県・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、この際、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

2 復興対策本部の組織等

町域において、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生した場合、町は、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として復興対策本部への移行を検討する。

復興対策本部の組織・業務分掌は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定するものとし、復興対策本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。

第2 復興計画の策定

(主な担当)	全庁
--------	----

町は、被災規模等に応じ必要と認められるときは、国の示す復興基本方針及び県の示す復興指針を参考に、単独で又は県と共同して復興計画を策定し、各種復興事業を実施することにより、円滑かつ迅速な復興を図る。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、この章において「法」という。）第3条第1項の規定により、本町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（以下、この章において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。）として内閣総理大臣から指定を受けている。

本章は、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速の救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第1章「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第3節 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、本編第3章「第8節 救援物資供給活動」によるものとする。

2 広域応援の要請

町は、本編第2章「第13節 防災体制の整備」に定めるところにより、広域防災体制の確立に努める。

また、応急措置実施のため、広域応援の要請や自衛隊への災害派遣要請を必要とする場合は、本編第3章「第9節 広域応援の要請及び相互応援」及び「第10節 自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処するものとする。

3 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。

帰宅困難者対策に関する事項は、本編第3章「第12節 帰宅困難者等対策」によるものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

1 津波からの防護

町は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。

津波防護施設等の整備については、本編第2章「第2節 津波災害予防対策」によるものとする。

また、津波により孤立が懸念される地域にあつては陸上輸送が困難となる事態も想定されることから、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、ヘリポート等の整備に努める。

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達、被害情報等の収集・報告の方法、通信連絡体制の整備については、本編第3章「第2節 情報収集・伝達体制」及び「第4節 津波避難対策」によるものとする。

3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導等については、本編第2章「第2節 津波災害予防対策」及び第3章「第4節 津波避難対策」によるものとする。

避難所の運営・安全確保については、本編第3章「第3節 地震・火災避難対策」によるものとし、特に要配慮者については、本編第3章「第5節 要配慮者の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、本編第2章「第2節 津波災害予防対策」によるものとする。

4 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

なお、これらの措置を実施するため、必要な動員、配備及び活動に関する事項は、消防本部が定める消防計画によるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 町は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置については、本編第3章「第15節 生活関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(2) 電気、通信

電気、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、本編第3章「第15節 生活関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(3) 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対し、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

また、町及び県と連携・協力し、被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

さらに、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講ずる。

6 交通

(1) 道路

警察本部及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し、周知する。

(2) 鉄道

東日本旅客鉄道（株）は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の措置を講ずるものとし、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定める。

7 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに対策計画を策定するものとし、この場合においては、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を講ずるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、町の作成する津波避難計画マップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対して伝達するものとする。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を合わせて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消火用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 学校、職業訓練校、研修所等

a 学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

b 学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

(イ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町本部等が置かれる庁舎等の管理者は、上記(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 町本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

8 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、本編第3章「第6節 消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町、県及び防災関係機関は、相互に連携し、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6 m以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6 m以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空き地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等の輸送機能を確保するため、必要な施設の整備に努めるものとし、特に漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。

6 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線、水管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

7 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため、必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため、必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備等の整備に努める。

9 医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10 ため池

農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため、必要な道路又は人家の地震防災上必要な改修、整備に努める。

11 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等の整備に努める。

12 町防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため、必要な防災行政無線等の整備に努める。

13 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため、必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

14 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。
また、負傷者を一時的に受入れ、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第6節 防災訓練計画

町、県及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施する。

防災訓練の実施については、本編第2章「第1節 防災意識の向上」及び「第2節 津波災害予防対策」によるものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町、県及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

防災教育及び広報の実施については、本編第2章「第1節 防災意識の向上」及び「第2節 津波災害予防対策」によるものとする。

第8節 南海トラフ地震防災対策計画

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域内で、津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により、次の事項を定めた対策計画を作成する。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

- ア 不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
- (イ) 顧客等の避難のための措置
- (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置

- イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視、充填作業、移し替え作業等の停止、その他当該施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施

- ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

- (ア) 津波警報等の旅客等への伝達
- (イ) 運行等に関する措置

- エ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

- オ 水道、電気、通信及び放送事業関係

本章「第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 5 ライフライン、通信、放送関係」に準ずる。

2 防災訓練に関する事項

3 地震防災上必要な教育及び広報

地震・津波編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下、本附編において「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、東海地震に係る強化地域として1都7県（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）157市町村が指定されている。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、木造建築物等に一般的に著しい被害が生じるおそれのある震度6に相当する地域を指定の基準としており、千葉県はこの地域には含まれていない。

しかしながら、千葉県はこれら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、大きな被害が想定されるほか、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

本附編は、大規模地震対策特別措置法に基づいて指定された強化地域の周辺地域に位置するため、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第2節 地震・津波編の附編としての位置づけ

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、以下の事項等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、町が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としている。

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる。）までの間においてとるべき措置等を定めるが、警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は「第2編 地震・津波編」で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の本町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

本町は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置づけ

本計画は、「第2編 地震・津波編」の附編として位置づける。

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要であるため、特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	担当課 (関係機関)	内 容
情報伝達手段の整備	総務課	<p>(1) 町防災行政無線の整備 住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する町防災行政無線の整備を進めるとともに、整備事業について、必要に応じ、県に対し指導及び助成を要請する。</p> <p>(2) 他の通信施設の利用 非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。</p>
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川・地すべり等の対策	総務課 建設環境課 産業観光課 教育委員会	<p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 防災上重要な町有建築物及び民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 ウ 備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p> <p>(5) 施設の優先整備 震災対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p>

区分	担当課	内 容
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<p>(1) 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>(2) 旅客の避難対策 駅長は、県その他市町村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた指定緊急避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導體制を確立する。</p> <p>(3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。</p> <p>(4) 食料、飲料水の調査 ア 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 イ 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</p> <p>(5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材(予備品を含む。)の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。</p>
被害想定 の把握	総務課	<p>[被害想定 の把握] 国及び県が発信する東海地震情報について広く入手し、地域別影響度震度分布、被害予想等を把握する。</p>
食料確保 の計画化	保健福祉課	<p>[災害食料の精米計画] 発災時における応急食料の配給において、町長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は管内の小売販売業者又は卸売業者等と精米計画を策定するよう努める。</p>

区分	担当課	内 容
学校 ・ 病院 ・ 社会福祉施設の耐震性の強化	教育委員会	<p>[公立学校に対する指導事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 (3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年塀、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	保健福祉課	<p>[一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 <p>[精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 <p>[社会福祉施設に対する指導事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

担当課	指 導 事 項
総務課	<p>町は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。</p> <p>(1) 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導事項</p> <p>ア 消防計画</p> <p>(ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集・伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>イ 予防規程</p> <p>(ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集・伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法</p> <p>(ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p>

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

担当課	指 導 事 項
<p>総務課 保健福祉課 産業観光課</p>	<p>(1) 生鮮食料品の安定維持を確保するため、町内卸売業者等に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p> <p>(2) 食料及び生活必需物資を取り扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を行う。</p> <p>また、生産者に対しても、同様に指導及び要請する。</p> <p>(3) 熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。</p> <p>(4) 加工食品及びミルク等の供給確保について、関係事業所に要請する。</p>

(2) 金融機関

担当課	指 導 事 項
<p>総務課 会計室</p>	<p>警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨を掲示する。</p> <p>イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>

第3節 広報及び教育

町は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期する。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また、地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、町、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため町は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努める。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておくものとする。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。

なお、広報の実施に当たっては、県に準じて地域の実情に即した、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置くものとする（各防災関係機関の広報内容及び手段等については本計画に定めるとおり。）。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ウ) 地震が発生した場合の本町への影響度等

イ 警戒宣言時に主要防災関係機関のとり措置

ウ 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ その他必要な事項

(3) 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、「広報おんじゅく」「おんじゅくお知らせ版」等の印刷により広報する。

2 教育

(1) 町職員に対する教育

町は、地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発せられた場合等において、応急対策が、円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容については、次のとおりとする。

(ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム

- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 町防災計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 町職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じて各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、マニュアル、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童生徒等に対する教育

教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の町への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感を持って参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 防災訓練

町は、県の実施する総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じて他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 住民、事業所が実施する訓練

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関し、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第3章 警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じて実施すべき措置について定める。

なお、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴い、平成29年11月1日以降は、「東海地震に関連する情報」の発表は行われなことに留意するものとする。

第1節 東海地震に関連する情報

気象庁は、毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、本附編において「判定会」という。）で評価した調査結果及び東海地震に関連する情報を異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類で発表する。

また、各情報については、その情報が意味する状況の危険度を表す指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示している。

東海地震に関連する情報の種類と対応

情報 [カラーレベル]	発表の基準	防災対応
東海地震に関連する調査情報（定例） [青]	判定会で評価した調査結果が発表される。	特に対応はしない。
東海地震に関連する調査情報（臨時） [青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報で、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報集連絡活動が円滑に行える体制をとる。 (第1配備体制)
東海地震注意情報 [黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 (第2配備体制)
東海地震予知情報 [赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制をとる。 (第3配備体制)

第2節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

2 伝達事項

町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。また、その他必要と認める事項を伝達する。

第3節 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに御宿町災害対策本部（以下、本附編において「町本部」という。）等の設置準備等、必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備えるために必要な体制をとる。

1 町本部設置準備

緊急連絡を行うとともに、町本部の設置準備に入る。

2 職員の参集

職員の参集は、第2編第3章「第1節 災害対策本部活動」に定める第2配備職員とする。

なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。

3 東海地震注意情報時の所掌事務

町本部が設置されるまでの間、総務課が各防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集・伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 各防災関係機関との連絡調整

第4節 広報及び混乱防止の措置

1 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として県が、テレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

また、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（町、県等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

2 混乱防止の措置

町（総務課）は、各課、各防災関係機関の協力を得て、混乱防止に必要な情報、その他必要な事項を住民へ広報する。

第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

町は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに町本部を設置する。

1 町本部の設置場所

町本部は、原則として町役場4階レセプションルームに設置する。

2 本部の組織運営、所掌事務

町本部の組織運営、所掌事務等は、第2編第3章「第1節 災害対策本部活動」によるものとする。

<資料編1-2 御宿町災害対策本部条例>

<資料編1-4 御宿町災害対策本部体制>

3 配備体制

町本部の配備体制は、第2編第3章「第1節 災害対策本部活動」に定める第3配備体制とする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

町は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達方法

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、一般加入電話により防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。

住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

警戒宣言発令に伴う警鐘、サイレン

警鐘	(5点) (5点) ●●●●● ●●●●●
サイレン	(約45秒) (約45秒) ●——— ●——— (間隔約15秒)
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

(2) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、町が伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本町への影響予想
- ウ その他の必要事項

2 警戒宣言時の広報

(1) 広報活動

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、県が実施するテレビ、ラジオ等による広報のほか、町は所管業務を中心に必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

(2) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(3) 広報の実施方法

町防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じた広報活動を行う。

第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、災害警備本部を設置する。
なお、警戒体制下の活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

2 東海地震に関わる周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

- ア 主要駅等人の集中が予想される場所
- イ 交通規制・迂回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ウ 災害危険場所
- エ その他必要と認める場所

(2) 広報

- ア 広報内容
 - (ア) 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - (イ) 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - (ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報
- イ 広報手段
 - (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両による広報
 - (イ) 警察用航空機及び警察用船舶による広報
 - (ウ) 警察署、交番等の備え付け拡声器による広報
 - (エ) 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

町及び消防団は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として必要な措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施
- (7) 管轄区域に係る水害を未然に防衛、軽減するための重要水防箇所の点検

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講ずる。

1 東日本旅客鉄道（株）の措置

(1) 警戒宣言の伝達

- ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。
- イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- ウ 旅客等への伝達は次による。
 - (ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - (イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア 東日本旅客鉄道（株）の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道（株）本社を通じ、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して報道を依頼する。
- イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

- ア 警戒宣言が発令された場合の関係線区の列車の運転規則は次のとおりである。

警戒宣言が発令された場合の関係線区の列車の運転規則

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	外房	御宿～安房鴨川	27.9km
65km/h	外房	千葉～御宿	65.4km

- イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

- ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するととも

に、状況により警察機関の協力を得て、警備体制を確立する。

イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講ずる。

(ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して旅客の沈静化に努める。

(イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。

(ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

(ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講ずる。

(イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から、発災時に予想される危険性に応じ、取扱いの停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講ずる。

ウ 食料及び飲料水の確保

(ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。

(イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 バス、タクシー等の措置

(社) 千葉県バス協会、(社) 千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもと、地域の状況に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 道路交通対策

(1) 警察のとり交通対策

ア 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(ア) 強化地域への一般車両流入抑制広報

(イ) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(ウ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

イ 上記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者のとり措置

ア 国土交通省関東地方整備局

(ア) 道路施設に関する対策

a 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

b 地震発生 of 危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴う必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

(イ) 道路交通対策

a 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討しておくものとする。

b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

c 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

(ウ) 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。

イ 県

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じて事前策を講ずるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

ウ 町

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じて事前策を講ずるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

2 海上交通（漁船）対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定される。

警戒宣言が発せられた場合、町は、漁港管理者、漁業協同組合等と相互に協調を図り、漁港、船舶等へ操業安全指導及び海域内における操業指導を行う。

また、漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるものとする。

- (1) 非常用発電機の点検と始動待機
- (2) 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対する無線等による救急周知
- (3) 空中線の点検、補強と切断対策の実施
- (4) 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
- (5) 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上水道、電気、通信等対策

1 上水道対策

建設環境部水道班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することにより、増大する需要に対して円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保する。また、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。さらに、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき、直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。

(イ) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。

a 飲料水のくみ置き

ポリタンク、蓋のできる容器を利用して、3日ごとに新しい水にくみ替え、水質保持に留意する。

b 生活用水のくみ置き

浴槽等を利用して、貯水する。

(ウ) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

イ 広報手段

- (ア) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) 水道工事店の店頭掲示
- (エ) ホームページによる広報等

2 電気対策

東京電力パワーグリッド（株）は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合においては、地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じて緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話（株）、鉄道、警察、消防及び関係機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措施

仕掛かり工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること。
- (ウ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- (エ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。

(オ) その他必要な事項

イ 広報手段

(ア) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報

(イ) 広報車等による広報

3 通信施設

東日本電信電話（株）千葉事業部は、警戒宣言が発せられた場合、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

千葉事業部情報連絡室の設置場所

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）

電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 番号案内

番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報

は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 営業窓口

平常業務を行う。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

電話輻輳時の広報文例

「〇〇地方の電話はただ今混み合っ掛かりにくくなっております。防災関係機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校及び保育所対策

(1) 基本方針

教育部は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対応する。

(2) 措置内容

ア 警戒宣言発令後、校長は、直ちに授業を中止し、児童生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下、本附編において「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対応する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。

オ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。

カ 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

(1) 基本方針

民生部保健衛生班は、警戒宣言が発せられた場合、医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

(2) 措置内容

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。

ウ 警戒宣言の発令を外来患者等に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

エ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図るとともに、患者の安全確保に万全を期す。

オ 水及び食料の確保を図る。

(3) 県立病院の具体的な対応

県立病院の具体的な対応は次のとおりとなっている。

ア 診療方針

- (ア) 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
- (イ) 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- (ウ) 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- (エ) 救急患者の受入体制を講ずる。
- (オ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずる。
- (カ) 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き延期するなどの措置を講ずる。

イ 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、とるべき行動に関する指示

- (ア) 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- (ア) 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃物については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講ずる。
また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
- (イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。
- (ウ) 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

3 社会福祉施設等対策

(1) 基本方針

民生部福祉班は、所管する各社会福祉施設等において迅速かつ的確な防災措置が講じられるようにするため、あらかじめ警戒宣言が発せられた場合の対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定めるものとする。

(2) 計画の具体的措置内容

ア 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

イ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等

ウ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

エ 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物

- 資の確保、救護運搬用具等の確保
- オ 要保護者の引取方法及び引き取りがない場合の措置
- カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- キ その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあつては、住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合、町は、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次のとおり対応措置を講ずるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難の勧告又は指示

必要に応じて、町防災行政無線、広報車等により速やかに避難の勧告又は指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食、給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防本部等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に受入れ、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難の勧告又は指示実施体制の確立

町防災行政無線、広報車等による避難の勧告又は指示の実施体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

民生部保健衛生班、住民班及び福祉班は、警戒宣言発令後の災害発生時に備え、次の措置を講ずる。

1 救護救援対策

医療関係機関に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応等の準備を要請する。

2 防疫対策

夷隅健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- (2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- (1) 平常時から管内概況、地図、医療機関等施設、要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態等の情報収集を行う。なお、要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意して行うものとする。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要と認めるときは、夷隅健康福祉センターを通じて県に派遣を依頼する。
- (4) 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保

町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 食料の確保

民生部住民班は、発災後の応急救護に必要な食料確保のため、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 医薬品の確保

民生部保健衛生班は、発災後の応急救護に必要な医薬品確保のため、関係機関との連絡体制を確立する。

2 緊急輸送の実施準備

総務部財政班は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するために緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

第2編第3章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

3 町が管理、運営する施設対策

町が管理、運営する次の施設については、原則として開館、開催、供用を自粛する。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講ずる。

- (1) 公民館
- (2) ウォーターパーク
- (3) 月の沙漠記念館
- (4) 清掃センター
- (5) 歴史民俗資料館
- (6) B&G海洋センター
- (7) パークゴルフガーデン

4 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じて適切に対処する。
- (2) 警戒宣言発令後、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講ずる。

5 その他（特定動物の逸走防止）

町は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第5章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、①壁に割れ目が入る、②墓石・石どうろうが倒れる、③煙突・石垣などが破損する、④軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする、⑤ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、すべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 家や塀の耐震化を促進する。
 - ア 我が家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
 - イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。
- (2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。
 - ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。
 - イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
 - ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。
- (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
 - ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
 - イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。
 - ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
 - エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。
- (4) 消火器、消火用水の準備をする。
 - ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
 - イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。
- (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。
 - ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。
 - イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾麺、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）を3日分程度準備しておく。
- (6) 救急医薬品の準備をする。

傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に入れ

て準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。

- (7) 生活必需物資の準備をする。
下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。
- (8) 防災用品の準備をする。
ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
- (9) 防災講習会、訓練へ参加する。
町、消防団、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (10) 家族で対応措置の話し合いをする。
ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
イ 警戒宣言発令時には、電話が掛かりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。
- (11) 自主防災組織に積極的に参加する。

2 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。
- (2) 電話の利用を自粛する。
- (3) 自家用車の使用を自粛する。
- (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- (1) 警戒宣言情報を入手する。
ア 町等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
イ 県、町、警察署、消防署等防災関係機関の関連情報に注意する。
- (2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。
ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。
イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。
ウ ベランダの置物を片付ける。
- (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。
ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
イ ガス器具等の安全設備を確認する。
ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。
エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。
危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。
- (6) 非常用飲料水、食料を確認する。

- (7) 救急医薬品を確認する。
- (8) 生活必需物資を確認する。
- (9) 防災用品を確認する。
- (10) 電話の使用を自粛する。
県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 路上に駐車中の車両は、空き地、駐車場に移動する。
 - イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。
 - ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。
 - イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により対応措置をとる。
- (13) エレベーターの使用を避ける。
- (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

1 平常時

- (1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。
- (2) 防災知識の普及活動を行う。
 - ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
 - イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。
 - ウ 地域内の消防水利を把握する。
 - エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- (3) 防災訓練を行う。

災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
- (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。
 - イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。
 - ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。
- (5) 防災資機材等を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。
- (6) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。
 - イ 地区ごとに収集・伝達すべき情報を定めておく。

2 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
- (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- (1) 自主防災組織の活動体制を確立する。
 - ア 自主防災組織の編成を確認する。
 - イ 自主防災組織本部を設置する。
 - ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。
- (2) 町、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。
- (3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。
- (4) 防災資機材等を確認する。
- (5) 幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。
- (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

1 平常時

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成する。

防災計画作成上の留意事項は次による。

(1) 自衛防災体制の確立

- ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
- イ 組織の役割分担の明確化

(2) 教育及び広報活動

- ア 従業員の防災知識の高揚
- イ 従業員の安否確認方法
- ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
- エ 従業員の帰宅対策

(3) 防災訓練

災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練

(4) 危険防止対策

- ア 施設、設備の定期点検
- イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置

(5) 出火防止対策

- ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
- イ 消防水利、機材の整備点検
- ウ 商品の整備点検
- エ 易・可燃性物品の管理点検

(6) 消防資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。

(7) 情報の収集・伝達体制の確立

- ア 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
- イ 事業所の実情に応じた、収集・伝達すべき情報を選定する。

2 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
- (2) 自衛防災体制を準備、確認する。
- (3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
- (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- (1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。
 - ア 自衛防災組織の編成を確認する。

- イ 自衛防災本部を設置する。
- ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。
- (2) 情報の収集・伝達体制をとる。
 - 町、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- (3) 危険防止措置を確認する。
 - ア 施設、設備を確認する。
 - イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。
- (4) 出火防止措置を確認する。
 - ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - イ 火気使用場所及び周辺を確認する。
 - ウ 消防水利、機材を確認する。
 - エ 易・可燃性物品を確認する。
- (5) 防災資機材等を確認する。
 - 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。
- (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- (7) 不特定かつ多数の者が出入りする施設及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- (8) 石油類等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
- (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。
- (11) 電話の使用を自粛する。
 - 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。
- (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第3編 風水害等編

第1章 総論

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることが目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 風水害等対策の基本的視点

本町の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、住民の生活様式の変化による上水道、電気等ライフラインへの依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2節 町土の保全

1 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、防災調節池事業等の河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

2 山地

本町は、目立って高い山はなく、高度もおおむね 70mから 120m前後が大部分であるが、網代湾を囲む丘陵は直接海に迫り、海食崖、海蝕洞、入り江などが各所に見られる。

治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

3 海岸

本町の海岸の特性として、被害の様相は、強風及び波浪による侵食が多い。

昭和 25 年度から海岸事業に国庫補助の途が開かれて以来、本町の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合わせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため町は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期を狙い、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

第1 防災教育

(主な担当)	教育委員会、保健福祉課、総務課
--------	-----------------

1 防災力の向上

町は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもと適切に対応し、避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、その防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置づけた「学校教育指導の指針（平成24年度）」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

2 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第2 防災広報

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町をはじめとする様々な防災関係機関は、あらゆる広報媒体を活用し次に掲げる防災広報の充実に努める。

2 広報すべき内容

町は、防災知識の普及に当たって、特に、住民及び防災関係者に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。

なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

ア 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明

イ 避難する場合の携帯品

ウ 避難予定場所と経路等

エ 被災世帯の心得ておくべき事項

(2) 災害危険箇所等

県による水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表結果を基に、ハザードマップを作成するとともに、住民及び防災関係者に対し、水害や土砂災害に関する知識を重点的に広報する。

(3) 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努める。

(4) 町防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項の規程に基づく町防災計画の要旨の公表は、町防災会議が町防災計画を修正したときに行う。

3 実施方法

(1) 町防災行政無線の利用

町は、町防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

(2) 広報紙

町は、防災に関しての知識を深めるため、必要に応じて「広報おんじゅく」「おんじゅくお知らせ版」に防災知識に関する事項を掲載する。

(3) 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

町は、防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、必要に応じて住民及び町職員その他関係者を対象とした地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会等を開催する。

(4) 学校教育

町は、児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

(5) 防災センターの活用

町は、旧御宿高校等の既存施設を活用し、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

(6) インターネットの活用

町は、ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

3 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合、町は、積極的に協力する。

また、災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、県を通じて報道機関に対し、協力を依頼する。

第3 自主防災体制の強化

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

1 強化方針

町は、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

2 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため町は、地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

(1) 町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下、本編において「避難行動要支援者」という。）について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本編において「避難支援等」という。）を実施

するための基礎とする名簿（以下、本編において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するとともに、救出救護体制の整備として、避難行動要支援者の避難支援等を実施する機関（以下、本編において「避難支援等関係者」という。）と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進める。

- (2) 自主防災組織の機能強化を図るため、県と連携し、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う、災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。
- (3) 自主防災組織の育成に当たっては、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。
- (4) 自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小・中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であるため、県と協力してこれを促進する。
- (5) 自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難の勧告又は指示など） (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難（避難誘導、避難所の運営等） (5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

3 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、スーパー等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行い、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を

行い、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

町は、災害等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 「自主防災組織の防災計画（地区防災計画）」の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。

(2) 地区防災計画の位置づけ

町は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第4 防災訓練の充実

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 活動方針

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2 防災訓練

区分	内 容
総合防災訓練	<p>被災現地における応急活動訓練を主として、町及び防災関係機関が住民と一体になって同一日時に総合的な訓練を実施する。これによって、各機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災行動力の向上及び住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>(1) 実施時期及び場所 毎年9月1日を中心に実施し、訓練会場についてはその都度選定する。</p> <p>(2) 実施方法 総合通信情報訓練及び総合現地訓練に分け、町防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目的事項はその都度定める。</p> <p>(3) 参加機関 町、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、事業所、学校等施設管理者、住民（自主防災組織）、その他防災関係機関</p> <p>(4) 訓練内容 ア 図上訓練 イ 通信訓練 ウ 実技訓練 エ 参集訓練 オ 応急救護訓練</p>
町防災行政無線の通信訓練	<p>町防災行政無線の効率的運用を図るため、定期的に通信訓練を実施する。</p>
職員参集訓練	<p>職員の非常配備体制の実効を確保し、各防災関係機関の連携を図るため職員参集訓練を実施する。</p> <p>(1) 指令伝達訓練 (2) 非常参集訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 図上訓練</p>
水防訓練	<p>地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、又は県が近県と連合する等、関係団体が合同で実施する。</p> <p>(1) 実施の時期 洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施する。</p> <p>(2) 実施地域 河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。</p> <p>(3) 方法 実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連する訓練と合わせて実施する。</p>

区分	内 容
避難等救助訓練	<p>関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施する。</p> <p>なお、学校、鉄道、社会福祉施設、事業所等にあつては、避難者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域を重点とし、住民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意して土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。この際、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。</p> <p>(1) 避難勧告等の早期判断（県等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達</p> <p>(2) 天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）</p> <p>(3) 避難誘導體制及び救助体制の整備</p>

第5 ボランティア意識の啓発、災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

(主な担当)	総務課、保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------------

1 平時におけるボランティア意識の啓発

町は、町社会福祉協議会と協力して毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民のボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に、積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。

さらに、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

2 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が求められる。

そこで町及び町社会福祉協議会は、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受け入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受け入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えるため、様々な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第2節 水害予防対策

町は、台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

第1 水害予防計画

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯留し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能を持っている。

このため町は、森林の保安林の指定を推進し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、都市化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

2 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策の1つであり、水害の予防にも貢献するものである。

本町の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる地区で実施されており、堰堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

3 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して2つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

町は、これらの事項に留意の上、関係機関と連携して農作物等の水害予防対策の実施に努める。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

ア 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う。）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

（2）水害に対する恒久的な防ぎ方

ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期を外して栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられており、農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

（3）水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して2つとすることができる。第1は水害直前の対策、第2は水害発生中ないし直後の対策である。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムの放流などを行い、洪水の調節に努める。

また、被災物を外に移動することも行う。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動ができないため、水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去したりすること、浸水のため根元が現れたときは、他から土を持ってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取り片付ける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に、窒素肥料は水稻の水害を大きくするから控えるといった注意も必要である。

（4）水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

4 河川改修等の治水事業

局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまいうことに起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

(1) 河川の整備

町は、各河川における流下能力及び浸水被害発生状況の調査結果等を調査し、現況河道の問題点を整理した上で、治水安全度向上対策についての対応策、並びに今後の河川改修計画を検討する。

(2) 雨水排水の流出抑制

宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、県では、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定している。

町は、同手引きに基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

5 災害による道路事故防止

(1) 道路防災施設等の整備

町は、台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

(2) パトロールの実施

町は、道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、所管する道路のパトロール実施の徹底を図る。

(3) 異常気象時における交通規制

町は、異常気象時において、災害による道路事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。

第2 高潮予防計画

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 海岸高潮対策

県は、洲崎から銚子市の利根川河口部までの既往最高潮位により計画高潮位を算出し、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

2 高潮の防止対策

海岸に面した本町は、高潮等により被害を受ける危険のある区域を抱えており、水管理・国土保全局（国土交通省）所管海岸及び農林水産省所管海岸において、危険区域に指定されている。

高潮等により被害を受ける危険のある区域（国土交通省所管海岸）

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長（m）	告示番号及び年月日
千葉東	網代湾	御宿	970	千第242号 昭和41. 4. 8
千葉東	岩和田	岩和田	3,860	千第76号 昭和53. 1. 27

高潮等により被害を受ける危険のある区域（農林水産省所管海岸）

沿岸名	漁港・海岸名	管理者	延長（m）	告示番号及び年月日
千葉東	岩和田	御宿町	300	千第594号 昭和38. 12. 10
千葉東	御宿	御宿町	156	千第794号 昭和45. 11. 4

3 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとることとしている。

町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとる。

第3節 土砂災害予防対策

町は、台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、本編において「土砂災害防止法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、本編において「急傾斜地法」という。）、砂防法及び地すべり等防止法等に基づいた対策に努めるものとする。

第1 土砂災害の防止・孤立集落対策

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする土砂災害防止法が平成13年4月から施行されており、町は、この法律の趣旨に則り、次の対策を推進する。

(1) 土砂災害危険箇所の把握・公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県と協力して被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害危険箇所を町のホームページで公表するとともに、インターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、防災マップ、広報紙及び県が作成する土砂災害危険箇所マップを公民館等に配布し、一般への周知に努める。

<資料編9-1 土砂災害危険箇所>

(2) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策を推進する。

ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通、又はそのあっせんに

努める。

＜資料編9-2 土砂災害警戒区域＞

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにすることとしている。

町は、緊急調査の結果、県から自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められる旨の通知を受けたときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、住民に周知させるために必要な措置を講ずる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

町は、県と連携のもと、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

町は、主として次の項目に留意して、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。この際、必要に応じ県へ支援を要請する。

ア 土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講ずる。

イ 大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を発令する。特に避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求める。

ウ 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について、町防災計画に定める。

また、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に

対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を町防災計画に定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

エ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

オ 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

カ 土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

<資料編7-4 土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制>

3 防災知識の普及啓発

町は、県により公表された土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であること等を町のホームページ、広報紙、パンフレット等多様な手段により周知することで、住民の土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現況

本町の急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地崩壊危険区域一覧」のとおりである。

<資料編9-3 急傾斜地崩壊危険区域>

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、崩壊するおそれのある急傾斜地を把握するとともに、急傾斜地法第3条の規定により、県と協議の上、知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図る。

また、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

<資料編9-4 急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

(3) 行為の制限

町は、急傾斜地における災害を防止するため、県に対し、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行うよう要請する。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準

法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限が行われる。

なお、現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(4) 防止工事の実施

町は、必要に応じ県費助成を要請し、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を実施することが困難又は不相当と認められ、かつ急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設の整備

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について、県に対して急傾斜地崩壊危険区域に指定し、重点的に施設整備を実施するよう要請する。

- ア 要配慮者関連施設に係る危険箇所
- イ 避難所や避難路を有する危険箇所
- ウ がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所

5 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域を持ち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

町は、県と連携のもと、土石流が発生するおそれの高い土石流危険渓流や保全対象が多い箇所から防止工事の実施を推進する。

6 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

町は、山腹崩壊危険地区の危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、県と連携のもと、計画的な治山事業の実施を推進する。

<資料編9-5 山腹崩壊危険地区>

7 宅地造成地災害対策

都市化の進展に伴い、近年の宅地開発は、既成市街地の周辺へと拡大し、がけ地や傾斜地にも宅地を造成し、家屋を建築する例が多くなっている。

本来、これらの安全対策については、所有者や管理者が実施すべきものであるが、前述のような問題が提示されている以上、町としても見過ごせることではない。

このため町は、宅地造成工事の実施に当たっては、関係法令等及び「御宿町宅地開発事業等指導要綱」に基づいて防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域状況等を考慮し、規制、指導の強化及び危険区域からの住民移転制度や住環境改善のための貸付、融資制度を活用し、住民の理解と協力を得な

がら、安全性の一層の確保を図る。

なお、工事の許可又は確認に際しては、次の事項に留意する。

- (1) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制すること。
- (2) 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずること。
- (3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずること。

<資料編9-6 御宿町宅地開発事業等指導要綱>

8 孤立集落対策の推進

町は、孤立するおそれのある地区を把握するとともに、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

第2 河川、ため池施設の安全化

(主な担当)	建設環境課、産業観光課
--------	-------------

1 河川施設の整備

町は、大雨、台風等による河川護岸等の損壊を防止するため、適正な管理に努める。

2 ため池等災害対策

町は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、必要に応じ県へ支援を要請し、「農業用ため池台帳」の整備を進めるとともに、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

<資料編9-7 主な河川>

第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

このため町は、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害防止又は軽減と併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 基本方針

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、県と連携のもと、住民や事業者等に対し、次に掲げる事項について普及啓発を図る。

2 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

各気象情報の内容は次表のとおりである。

各気象情報の内容

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

気象情報	内 容
竜巻注意情報	<p>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと思われた場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p>
竜巻発生確度 ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分ごとに発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

3 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めるものとする。

（1）竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す。

（2）発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。
- イ 雨戸・シャッターを閉める。
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

（3）発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- イ 橋や陸橋の下に行かない。
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

第2 農作物等の風害防止対策

(主な担当) 産業観光課

1 基本方針

町は、台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、次の予防対策を推進する。

2 風害の恒久的対策

(1) 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、また、できるだけ長く連続して設置する。

なお、林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましく、一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

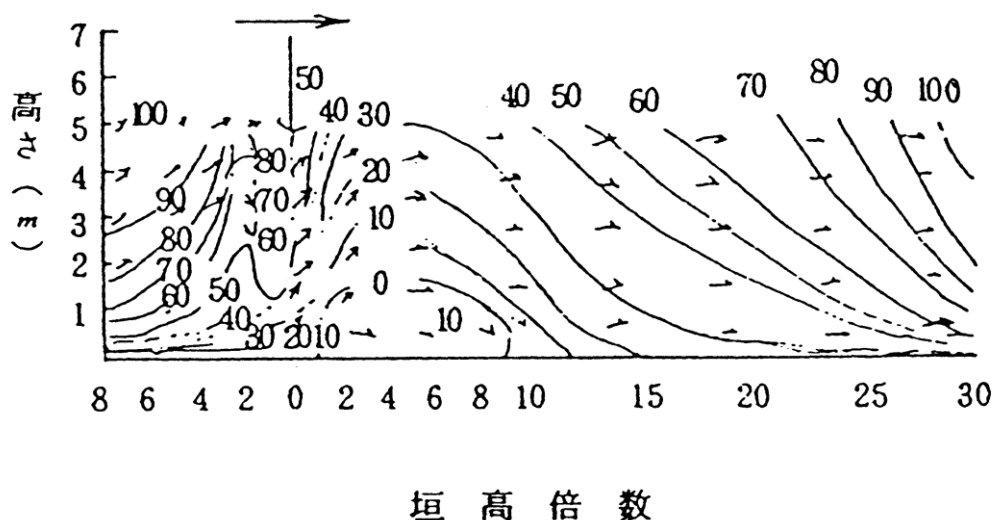
(2) 防風垣の設置

防風垣は、果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う。

なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶことに留意する。

また、幅員及び高さは、一列植とし1～1.5m幅で、高さは一定しないが3～9m位とし、下葉の枯上りを防ぐため、栽植距離その他管理を行うものとする。

防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする。）



(3) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第5節 火災予防対策

町は、火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編第2章「第1節 大規模火災対策計画」に、林野火災を想定した対策については、第4編第2章「第2節 林野火災対策計画」によるものとする。

第1 火災予防に係る立入検査

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

消防本部は、3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

なお、立入検査に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われるとともに、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令(昭和36年政令第37号)で定める基準どおり設置・維持管理されていること。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されていること。
- (3) コンロ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されていること。
- (4) 大規模集客施設での裸火の使用等について、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること。

第2 防火意識等の普及啓発

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

1 住宅防火対策

町内の火災による死者(放火自殺者を除く。)の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、次の方法で住宅用防災機器の普及促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内す

すべての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

2 火災予防についての啓発

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため町内各地で次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に
消防本部、分署等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第6節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、町及び消防本部は、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制の整備等の推進を図る。

第1 消防体制・施設の強化

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

1 消防施設の整備、消防計画の充実

町等は、消防施設の強化を図るため、必要に応じ県へ支援を要請し、消防施設強化事業の拡充に努める。

また、消防本部は、消防の任務を遂行するため、各種災害に対して効果的な消防活動を行えるよう、消防計画の一層の充実とその推進を図る。

(1) 現況の把握

消防ポンプ車、水利等消防施設等の現況を把握する。

(2) 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、財政事情その他必要に応じ、県に支援を要請し、消防団の施設・設備の拡充を推進する。

2 消防団の充実・強化

町等は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及啓発活動を実施する。

また、消防団は、平常時から防災の日、春秋火災予防運動等を機に住民に対する出火防止、初期消火等の指導を積極的に行う。

(1) 活動基準の整備

火災の被害予想に対応し、作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、団員の教育訓練、発災時の活動要領の習熟を図る。

(2) 参集体制の整備

団員の個人装備を充実し、参集体制の確保を図り、家族の安全対策の指導を強化する。

(3) 地域総合消防体制の育成

事業所及び住民の自主防災体制との連携を図り、地域配備消火施設等による総合的な消火体制を育成する。

また、消防本部、消防団間の連絡を密にして活動体制を整備し、消防力の強化を図る。

(4) 消防団員の住民指導能力の向上

法制上の公的機関としての認識の向上を図り、地域における指導的位置の確認、活動任務の明確化を図る。

ア 町が行う総合防災訓練に際しては、各分団詰所等を拠点とし、住民に対し地域に密着した訓練を行い、連携度の向上を図る。

イ 団本部教養訓練年度計画の立案に際しては、総合訓練、幹部訓練の中に住民に対する防災指導の強化を取り入れる等、指導力の向上を図る。

(5) 消防団員確保のための町の留意すべき事項

町は、消防団員の確保に当たっては、次に掲げる事項について配慮する。

ア 消防団に関する住民意識の高揚

イ 処遇の改善

ウ 消防団の施設・装備の改善

エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

オ 機能別団員・分団の採用の推進

3 消防団員の教育訓練

消防団は、県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う〔「消防学校の教育訓練の基準（総務省消防庁）」に基づく教育訓練〕。

(1) 基礎教育（新任科）

(2) 専科教育（警防科）

(3) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

(4) 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、1日入校及び現地教育）

4 消防思想の普及

町等は、次のような行事、講習会等を通じ消防思想の普及を図る。

また、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

(1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

(2) 春秋2回の火災予防運動を実施する（各1週間）。

(3) (公財)千葉県消防協会夷隅支部が開催する消防操法大会に参加して、消防技術の向上と消防団員の士気の高揚を図る。

(4) 各種講習会等を開催する。

第2 応援体制の強化

(主な担当)	総務課、消防本部
--------	----------

1 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定された「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可

能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

2 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び同実施細目並びに町及び県の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

<資料編2-5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱>

第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、町は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

なお、国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、この節において「取組指針」という。）を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（以下、この節において「手引き」という。）を作成している。

第1 避難行動要支援者に対する対応

(主な担当)	保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	------------------

1 基本方針

(1) 支援体制の整備

町は、要配慮者の把握に努めるとともに、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

(2) 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。なお、避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を行うことから、避難支援等関係者の安全確保には十分に配慮する。

ア 消防機関

イ いすみ警察署

ウ 民生委員・児童委員

エ 御宿町社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ その他、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

(3) 全体計画の策定等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、町防災計画に重要事項を定める。

また、取組指針に基づき、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を町防災計画の下位計画として策定し、より細目的な内容を定め、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、発災時に迅速な対応がとれるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿の作成等を行う。

(1) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる要配慮者の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

ア 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握するよう努める。

ウ 所在把握には、行政区など、以前からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みを活用する。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

(ア) 介護保険法に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、要介護認定

3から5の者

- (イ) 身体障害者手帳所持者で下肢障害1・2級、視覚障害及び聴覚障害の者
- (ウ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくものとする。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

エ 町における情報の適正管理

町において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「御宿町情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、御宿町個人情報保護条例の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において次の措置を講ずるよう努める。

- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

3 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成と併せて平常時から個別計画の策定を進めることが適切である。

このため住民及び町は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成し、地域社会全体で避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定めるなど、具体的な避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の策定に努める。

第2 要配慮者全般に対する対応

(主な担当)	保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	------------------

1 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

また、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

2 防災設備等の整備

町は、県と連携のもと、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

3 避難施設等の整備及び周知

(1) 町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対する周知に努める。

また、県と連携し、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

(2) 町は、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

(3) 町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

<資料編7-3 福祉避難所>

4 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、県と連携のもと、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実して災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努める。

5 避難指示（緊急）等の伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、町防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

6 在宅避難者等への支援

町は、県と連携のもと、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや夷隅健康福祉センター、町社会福祉協議会等の福祉関係機関との地域ネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

7 広域避難者への対応

町は、県と連携のもと、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

第3 社会福祉施設等における防災対策

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 防災対策の指導

町は、県と連携のもと、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

2 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

3 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておくものとする。

また、町と連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

第4 外国人に対する対策

(主な担当)	総務課、産業観光課、税務住民課
--------	-----------------

1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、県と連携のもと、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2 外国人に対する対応

町は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から県が行う派遣制度についての情報収集を図る。

また、県と連携のもと、日本語の理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第8節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町は、情報収集・伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 災害情報通信施設の活用

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 県防災行政無線の活用

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県防災行政無線を整備し、運用している。

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害情報の収集や被害状況等の報告に際しては、県防災行政無線を最大限活用する。

このため、関係者以外も災害時に操作ができるよう訓練等を通して操作方法の習得に努める。

2 県防災情報システムの活用

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供して、的確な防災対策に資するため、千葉県防災情報システム（以下、本編において「県防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

町は、県防災情報システムを活用して、的確な防災対策の遂行に努める。

第2 町における災害通信施設の整備等

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 災害通信施設及び情報伝達体制の整備

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、J-ALERTの受信機と町防災行政無線の自動起動機の連携等、多様な通信手段の整備拡充に努める。

また、避難地における情報伝達手段の確保及び被害状況の収集のため、簡易無線やIP無線などの整備について検討するとともに、広報車、消防車、サイレン等を活用した住民への迅速かつ的確な情報伝達体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

さらに、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術を基に、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等の堅固な場所への設置等を推進する。

2 非常通信体制の充実強化

町は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、防災関係機関と連携のもと、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

3 アマチュア無線の活用

町は、アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力するなど、平常時から関係団体との連携強化に努める。

4 その他通信網の整備

町は、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

<資料編4-1 利用可能な他の通信施設>

<資料編2-1-19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定>

第9節 備蓄・物流の整備

町は、県が策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

あわせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動や水防活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

2 備蓄・調達体制の整備

備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。なお、県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等を行っている。

このため町は、プッシュ型（壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対して要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む支援）による供給を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県との間での情報の共有を図る。

- (1) 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。
- (2) 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。
- (3) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものをすべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。
- (4) 備蓄の状況、保管場所等については、「御宿町備蓄台帳」で管理し、定期的な整備更新に努める。

3 帰宅困難者支援に係る備蓄

町は、県と連携のもと、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

4 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要である。

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要があるため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。また、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫の活用も検討する。

さらに、発災後、災害応急対策活動を実施する車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間物流事業者等に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

<資料編 6-7 物資の集積拠点>

<資料編 2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編 2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定>

<資料編 2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

<資料編 2-1-25 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書>

第2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健センター等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備する。

2 応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健センター等に整備する。

第3 水防用資機材の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

町は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材の整備を推進するものとし、整備に当たっては、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

第10節 防災施設の整備

災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設や避難所等の各種防災施設の整備が重要であるため、町は、その計画的な整備を推進する。

第1 防災拠点施設の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 計画方針

町は、平常時において住民の防災知識の普及啓発を図り、大規模災害時においては防災用資機材や食料の備蓄搬送拠点として活用するなど、災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

2 既存施設の整備

町は、被災地外からの支援物資や人的応援を迅速かつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、旧御宿高校等の既存施設を活用し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進める。

施設としては、平常時は住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等として活用し、災害時は資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

第2 避難施設の整備

(主な担当)	総務課、企画財政課、保健福祉課、教育委員会
--------	-----------------------

1 避難所等の整備

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月改訂）」「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、避難所等の選定を行うものとし、この際、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位

以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

なお、指定緊急避難場所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、指定避難所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

(ウ) 避難所における医療救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

(エ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。

(オ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

(カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされ

- た福祉避難所の指定に努めるとともに、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。
- (キ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (ク) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ケ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

<資料編7-1 避難場所一覧>

<資料編7-2 避難所一覧>

<資料編7-3 福祉避難所>

2 避難所運営マニュアルの整備

町は、本来の施設管理者の監督のもとで、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議する。

3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講ずる。

<資料編2-1-26 広告付避難場所等電柱看板に関する協定>

4 ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、緊急時の離発着場の確保等について、町防災計画に位置づけ、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等所要の措置を講ずる。

<資料編6-2 ヘリコプター発着可能地点>

第11節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講ずることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、町は、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

第1 一斉帰宅の抑制

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底

災害発生時においては、被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

また、台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

2 安否確認手段の普及啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため町は、県と連携のもと、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板(w e b 1 7 1)、J-anpi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動をとるためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため町は、県と連携のもと、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

第2 帰宅困難者等の安全確保対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。

町は、暴風雨が続いている状況下により、屋外での行動が制約されることや交通手段の途絶等で観光客が移動できなくなることを想定し、交通関係機関との情報連絡体制の確立に努める。

2 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についても、あらかじめ検討しておくよう努める。

第12節 防災体制の整備

大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国、県、他市町村等からの広域応援体制を構築するため、町は、平時から県内他市町村、県、防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

第1 防災体制の整備

(主な担当)	全庁
--------	----

1 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に応急対策を実施するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

2 各種計画策定の検討

町は、被災による行政機能の低下により、情報収集活動や救助活動及び行政サービスの提供等に支障をきたす場合を想定し、防災関係機関の応援等を効果的に受けるための受援計画の策定や町における行政サービスの提供を維持するための業務継続計画の作成に努める。

第2 相互応援体制の整備

(主な担当)	全庁
--------	----

1 市町村間相互の応援体制の整備

町は、県内の市町村間において、災害時における相互応援協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努める。

また、平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定（御宿町、いすみ市、勝浦市、大多喜町）」及び野沢温泉村との間で締結した「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、各種災害に対応する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

2 広域避難者の受入体制の整備

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

3 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、更には生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮して迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策に万全を期すものとする。

第1 町の活動体制

(主な担当)	全庁
--------	----

1 責務

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県、他市町村及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

2 活動体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。その際、県、町一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 後述の3(2)で定める「町本部設置前の配備基準」に達した場合、総務課及び関係機関は、次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 町応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

町長は、災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、上記(1)アの場合において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。

なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて災害対策本部(第3配備から第5配備)に移行する。

また、応急対策本部を設置した後において、町内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、応急対策本部を設置する必

要がないと認めるときは廃止する。

イ 組織及び編成

応急対策本部の組織及び編成は、「御宿町応急対策本部体制」によるものとするが、その概要は次のとおりである。

<資料編1-3 御宿町応急対策本部体制>

御宿町応急対策本部組織の概要

本 部 会 議	本部長	町長	部 (5)	
	副本部長	副町長 教育長	事務局長	総務課長
	本部員	総務課長 企画財政課長 税務住民課長 保健福祉課長 建設環境課長 産業観光課長 議会事務局長 教育課長 会計室長 消防団長	本 部 事 務 局	事務局職員 指令情報班 庶務班
	本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から 本部長（町長）が派遣を求 める者		

(3) 町災害対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、後述の3(3)で定める「町本部設置後の配備基準」に達したときは、御宿町災害対策本部（以下、本編において「町本部」という。）を設置する。

また、町本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、町本部を設置しておく必要がないと認めるときは、町本部を廃止する。

なお、町本部の各部長の職に充てられているものは、町本部を設置する必要を認めるときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。総務部長は要請があった場合、その他の状況により町本部を設置する必要があると認めるときは、各部長の職に充てられている者を招集して協議の上、町本部の設置を町長に具申しなければならない。

イ 町本部設置又は廃止の通報及び発表

総務部長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次に掲げる者のうち必要と認める者に通報するとともに、報道機関に発表する。

町本部設置又は廃止の通報及び発表先

- | | |
|----------|------------------|
| ・町本部構成員 | ・防災関係機関 |
| ・千葉県知事 | ・住民 |
| ・消防団長 | ・隣接市町村長 |
| ・いすみ警察署長 | ・自衛隊（陸上自衛隊高射学校長） |

また、各部長は町本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。

なお、町本部が設置された場合は、町本部設置施設正面等の適切な場所に「御宿町災害対策本部」の掲示板を掲出する。

ウ 町本部の設置場所

町本部は、原則として町庁舎に設置するものとし、町庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

町本部代替設置施設及び設置順位

- | | |
|-----------|-----------|
| 第1位 旧御宿高校 | 第2位 消防団本部 |
|-----------|-----------|

また、町本部を町庁舎に設置した場合は、町役場4階レセプションルームに本部室を設置する。

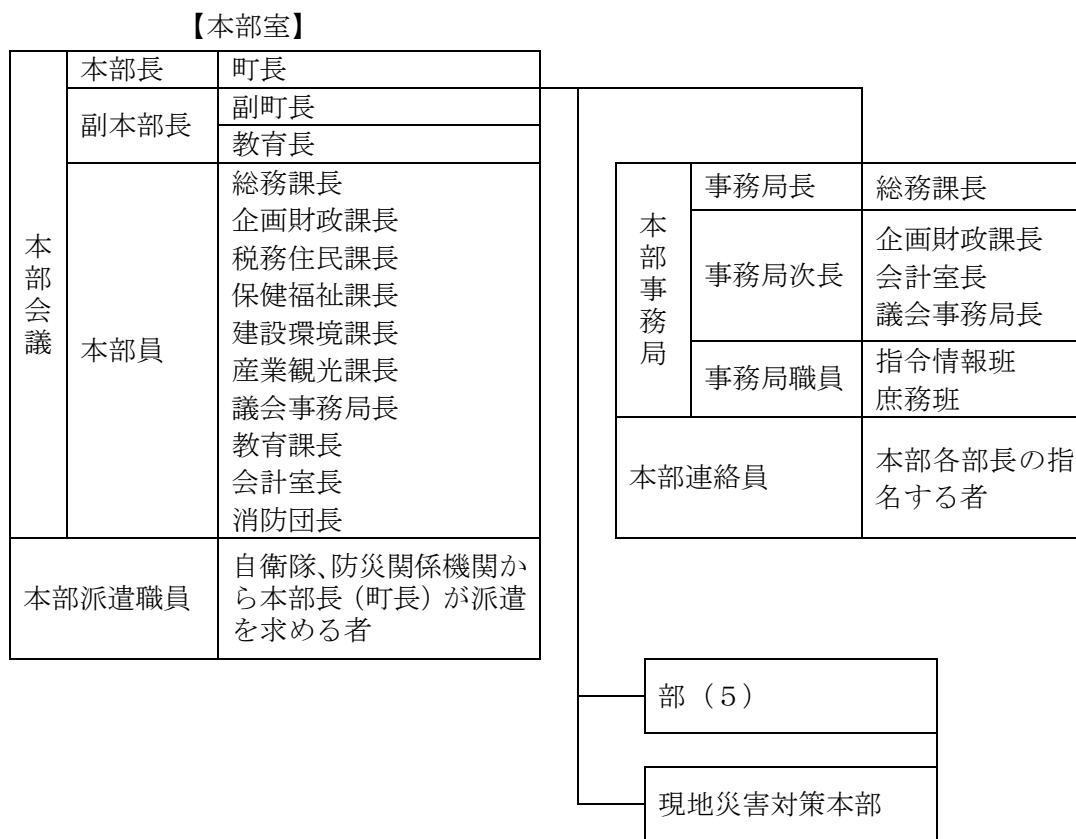
エ 町本部の組織及び編成

町本部の組織及び編成は、御宿町災害対策本部条例及び「御宿町災害対策本部体制」によるものとするが、その概要は次のとおりである。

<資料編1-2 御宿町災害対策本部条例>

<資料編1-4 御宿町災害対策本部体制>

御宿町災害対策本部組織の概要



(ア) 災害対策本部会議

本部長（町長）は、町の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b その他重要事項に関すること。

(イ) 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

- a 本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。
- b 本部連絡員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

(ウ) 現地災害対策本部

a 設置

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

b 組織編成

現地本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長（町長）が指名する者をもって充てる。

c 所掌事務

現地本部の所掌事務は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- (a) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (b) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- (c) 本部長（町長）の指示による応急対策の推進
- (d) その他緊急を要する応急対策の実施
- (エ) 本部室、各部、各班の連絡方法
 - a 本部長（町長）の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。
 - b 各部及び各班で聴取した情報、あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して本部長（町長）に報告する。

3 職員の配備

(1) 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、町庁舎及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 町本部設置前の配備

災害に対処する町本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。
なお、配備体制を強化する必要があると町長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。

町本部設置前の配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	(1) 町内で以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備）。 ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 暴風雪警報 オ 大雪警報 カ 高潮警報 (2) 町が台風の暴風域に入ることが見込まれ、町長が必要と認めるとき。 (3) その他、被害が予想され、町長が必要と認めたとき。	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。	総務課 建設環境課 産業観光課
第2配備	(1) 町内で土砂災害警戒情報が発表されたとき（自動配備）。 (2) 第1配備体制を強化する必要があると町長が認めたとき。 (3) その他、被害が予想され、町長が必要と認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。	第1配備に加え、企画財政課 保健福祉課 税務住民課 教育委員会

(注) 議会事務局には、連絡のみ行う。

(3) 町本部設置後の配備

風水害等に対処する町本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

なお、配備体制を強化する必要があると本部長（町長）が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。

町本部設置後の配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	(1) 町内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（自動配備）。 ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 オ 高潮特別警報 (2) 町において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長（町長）が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	町本部を構成するすべての町の機関
第4配備	(1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、本部長（町長）が必要と認めたとき。	第3配備体制を強化し対処できる体制とする。	同上
第5配備	(1) 町内全域にわたり大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、本部長（町長）が必要と認めたとき。	町の組織及び機能のすべてをあげて対処できる体制とする。	同上
【配備の特例措置】 (1) 本部長（町長）は、災害の状況その他により、必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ、非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対し、種別の異なる非常配備体制の指令を発することができる。 (2) 各部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長（町長）の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。			
【非常配備体制に基づく措置】 (1) 各部長は、あらかじめ部に属する班が、非常配備体制の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に周知徹底しておかなければならない。 (2) 各部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、上記（1）により所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。			

(4) 対応長期化に備えた配備体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

4 職員の動員

(1) 動員体制の確立

各部長は、部内各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておくものとする。

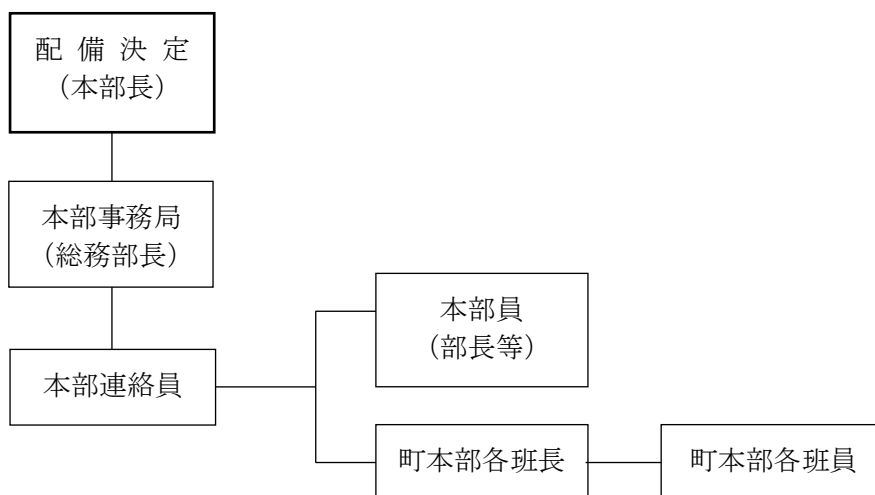
また、配備の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の処置をとらなければならない。

- ア 所属職員の掌握を行う。
- イ 職員を所定の部署に配置する。
- ウ その他高次の非常配備体制に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずる。

(2) 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。

職員の動員系統



(3) 動員の伝達方法

本部長（町長）の配備決定に基づく本部事務局（総務部長）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

- ア 勤務時間内
庁内放送、町防災行政無線、職員参集メール、電話又は口頭により行う。
- イ 勤務時間外
町防災行政無線、職員参集メール又は電話

5 職員の参集等

(1) 初動対応職員

休日・夜間等勤務時間外において、町本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は、年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定する。なお、初動対応職員は次のとおりとする。

初動対応職員

本部長、班長、本部事務局職員、本部連絡員、情報収集体制職員

(注) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として役場から4 km 圏内、特に事情がある場合には8 km 圏内に居住する。

(2) 初動対応職員以外の職員

原則として町役場へ登庁する。

(3) 自主登庁又は自主参集

職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から自らの配備基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集する。

(4) 職員の服務

職員は、町本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

ア 常に災害に関する情報及び町本部関係の指示に注意すること。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

エ 勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。

オ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は町本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。

6 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

7 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定」及び野沢温泉村との間で締結した、「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」等に基づき、円滑な協力体制を配備する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

第2 防災関係機関との連携

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 防災関係機関の責務

(1) 県

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

(3) 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、防災業務計画、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

2 活動体制

県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

3 防災関係機関との連携

(1) 県災害対策本部会議への出席

町は、災害の状況に応じて県災害対策本部会議に出席し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

(2) 職員派遣要請

本部長（町長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

また、災害等により、町において被害状況を把握できなくなった場合は、県に対し、職員の派遣及び情報収集等を依頼するとともに、県や他市町村等と情報を共有するなど、連携して災害応急対策を実施する。

第3 災害救助法の適用手続等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害救助法の目的

災害救助法は災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者等の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- (2) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3 救助の実施機関

- (1) 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。
- (3) 本部長（町長）は、上記（2）により本部長（町長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用手続等

(1) 適用の要請

ア 災害に対し、本町における災害が、前記2の適用基準に掲げたいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 適用の要請の手続

本部長（町長）が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、知事に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

なお、知事は、本部長（町長）からの報告又は要請、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、町及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 必要な救助の種類
- オ 適用を必要とする期間
- カ 対応済みの救助措置及び対応予定の救助措置
- キ その他必要な事項

7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第2節 情報収集・伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要であり、特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

町は、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整えるものとする。

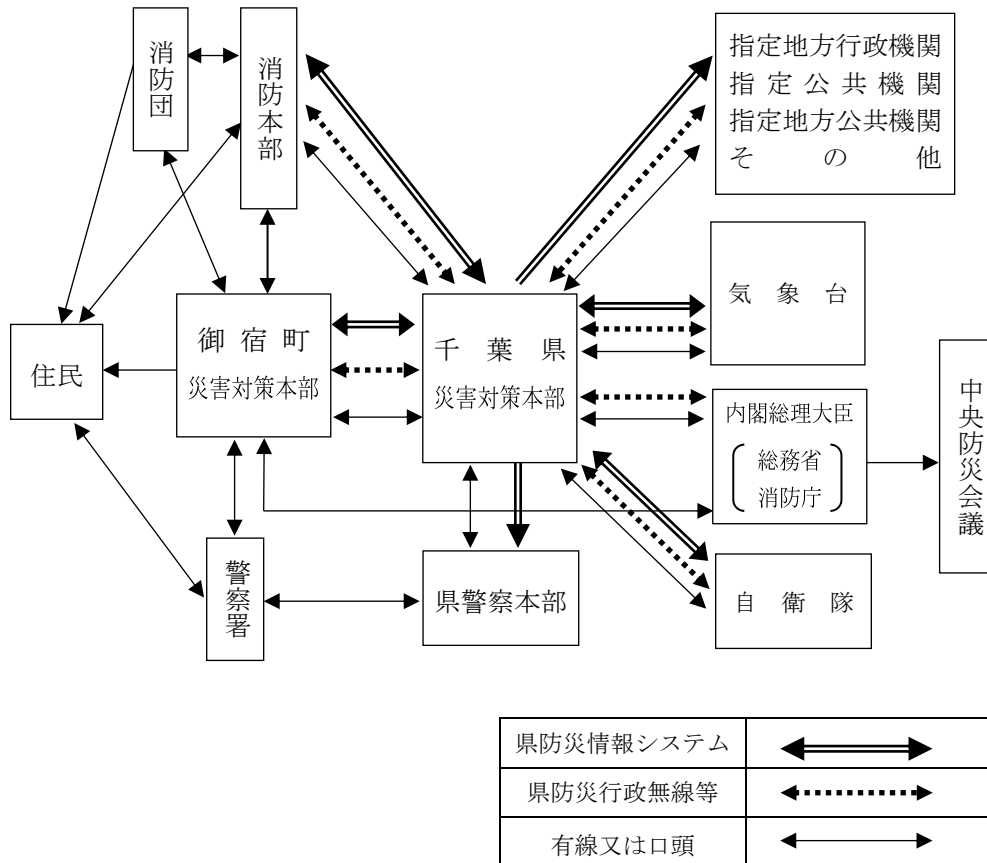
第1 通信連絡体制

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 通信連絡系統

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



2 通信手段の確保

町は、災害時における必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり、通信手段の確保を図る。

また、通信機能の確認を行い、機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとるとともに、無線機の貸出し等の管理を行う。

(1) 町防災行政無線

簡易デジタル無線機及び固定系を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、災害現場に出動している各職員等との連絡を行う。

(2) 県防災行政無線

災害時における町と県及び防災関係機関との間における通信手段を確保し、各種情報を迅速かつ的確に受伝達する。

(3) 県防災情報システム

災害時における県庁と県出先機関、町等との間の被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てる。

(4) 電話・FAX

ア 指定電話

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、町本部の各部及び防災関係機関への連絡等の通信を行う。

なお、各機関相互における通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所又は自宅の電話を利用するものとし、指定電話及び連絡責任者は「指定機関電話番号」のとおりする。

指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに町防災会議（事務局）に修正報告をしなければならない。

イ 災害時優先電話

あらかじめ東日本電信電話（株）に対し、指定した電話番号を届け出て災害時優先電話としての承認を受ける。回線の輻輳により通信が規制される場合は、災害時優先電話の利用により通信を確保する。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話（株）に依頼することとし、非常（緊急）扱い電報である旨を告げる。

<資料編1-5 指定機関電話番号>

<資料編1-6 町内防災関係機関>

3 通信の統制

町本部各部は、災害時においては、通信設備の平常業務使用を制限した上で、指定電話及び連絡責任者を定めて連絡窓口の統一を図り、連絡責任者の統括のもと、通信連絡に当たる。

なお、電話及び町防災行政無線を中心とした本町における通信連絡体制は次のとおりとする。

(1) 町本部設置前の通信連絡窓口

町本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、総務課防災総合対策班が担当し、夜間・休日等、通常の勤務時間外においては、宿直室に通信連絡窓口を設置する。

(2) 町本部設置後の通信連絡窓口

町本部設置後の通信連絡は、特に定める場合を除き、本部事務局において処理する。本部事務局においては、町防災行政無線、電話その他の通信設備を配置する。

通信連絡窓口等

	町本部設置前	町本部設置後
連絡責任者	総務課長	総務部長
通信事務従事者	総務課防災総合対策班	本部事務局員
通信連絡窓口設置場所	(通常勤務時間内) 町役場総務課 (通常勤務時間外) 町役場宿直室	本部事務局

4 通信施設が使用不能となった場合における措置

災害時において保有する通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合、町は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る〔災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条〕。

(1) 他の通信施設の利用

- ア 県の無線通信施設（県防災行政無線を除く。）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 海上保安庁通信施設
 - (ウ) 東日本電信電話（株）通信施設
 - (エ) 東京電力グループ通信施設
- ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

＜資料編4-1 利用可能な他の通信施設＞

＜資料編2-1-19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定＞

＜資料編2-1-22 特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書＞

(2) 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

発受信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。なお、町は、アマチュア無線を活用する場合、県が社団法人日本アマチュア無線連盟と締結した災害時応援協定の内容に準じて、アマチュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

＜資料編4-2 非常通信の利用方法＞

(3) すべての通信が途絶した場合における措置

町は、災害によりすべての通信施設が被災し、通信が途絶した場合、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、次の者が連絡するものとし、伝令等に当たっては、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

すべての通信施設が途絶した場合における措置

通信連絡機関	連絡員
県との連絡	本部長（町長）が任命した連絡員により県と連絡を行う。
防災関係機関との連絡	主要防災関係機関は、本部室に本部派遣員を派遣し連絡に当たる。
町本部各部との連絡	町本部の各部長は、本部室に複数の本部連絡員を派遣するものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

5 被災通信施設の応急対策

町は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとし、通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努める。

なお、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

第2 気象情報等の収集・伝達

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 注意報・警報等の収集

町は、電話及び県防災情報システム等を通じて、気象庁、銚子地方気象台及びその他関係機関が発表する気象情報等を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時においては、災害に関する情報をテレビ・ラジオ等を使い入手する。

(1) 注意報・警報・特別警報及び気象情報等

ア 注意報・警報・特別警報及び気象情報等の種類

銚子地方気象台は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、また、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかける。

また、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」を発表する。

(ア) 注意報

次の気象・水象等により被害が予想される場合に発表される。

注意報名		現象の状況
気象注意報	風雪注意報	風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	強風注意報	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合
	雷注意報	落雷等により災害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合
	低温注意報	夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合
霜注意報	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合	
高潮注意報	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合	
波浪注意報	風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
洪水注意報	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
浸水注意報※	浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
地面現象注意報※	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	

※ 気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

(イ) 警報

次の気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

警報名		現象の状況
気象警報	暴風警報	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮警報	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合	
波浪警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
洪水警報	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
浸水警報※	浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
地面現象警報※	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	

※ 気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

(ウ) 特別警報

次の気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

特別警報名		現象の状況	
気象特別警報	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風	高潮になると予想される場合	
波浪特別警報	や同程度の温帯低気圧により	高浪になると予想される場合	

(エ) 気象情報等

気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報が、一般及び関係機関に対して、発表される。発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序である。

種 類	概 要
全般気象情報、 地方気象情報、 府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
台風に関する気象情報	台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に一度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、府県気象情報の一種として発表される。

イ 予報区と担当官署及び発表基準

(ア) 予報区と担当官署

気象等に関する注意報・警報・特別警報の本町に係る予報区及び発表官署は次のとおりである。

注意報・警報・特別警報の予報区及び発表官署

区 分	名 称
担当官署	銚子地方気象台
府県予報区	千葉県
一次細分区部域 ^{※1}	南部
市町村をまとめた地域 ^{※2}	夷隅・安房
二次細分区域	御宿町

※1 一次細分区域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

(イ) 発表基準

気象等に関する警報・注意報の発表基準は、「警報・注意報発表基準一覧表」による。

また、特別警報の発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

<資料編3-3 警報・注意報発表基準一覧表>

ウ 注意報・警報（以下、特別警報も含む。）の取扱い

(ア) 注意報及び警報の切り替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられ、解除されるまで継続される。

注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い、切り替えられる。

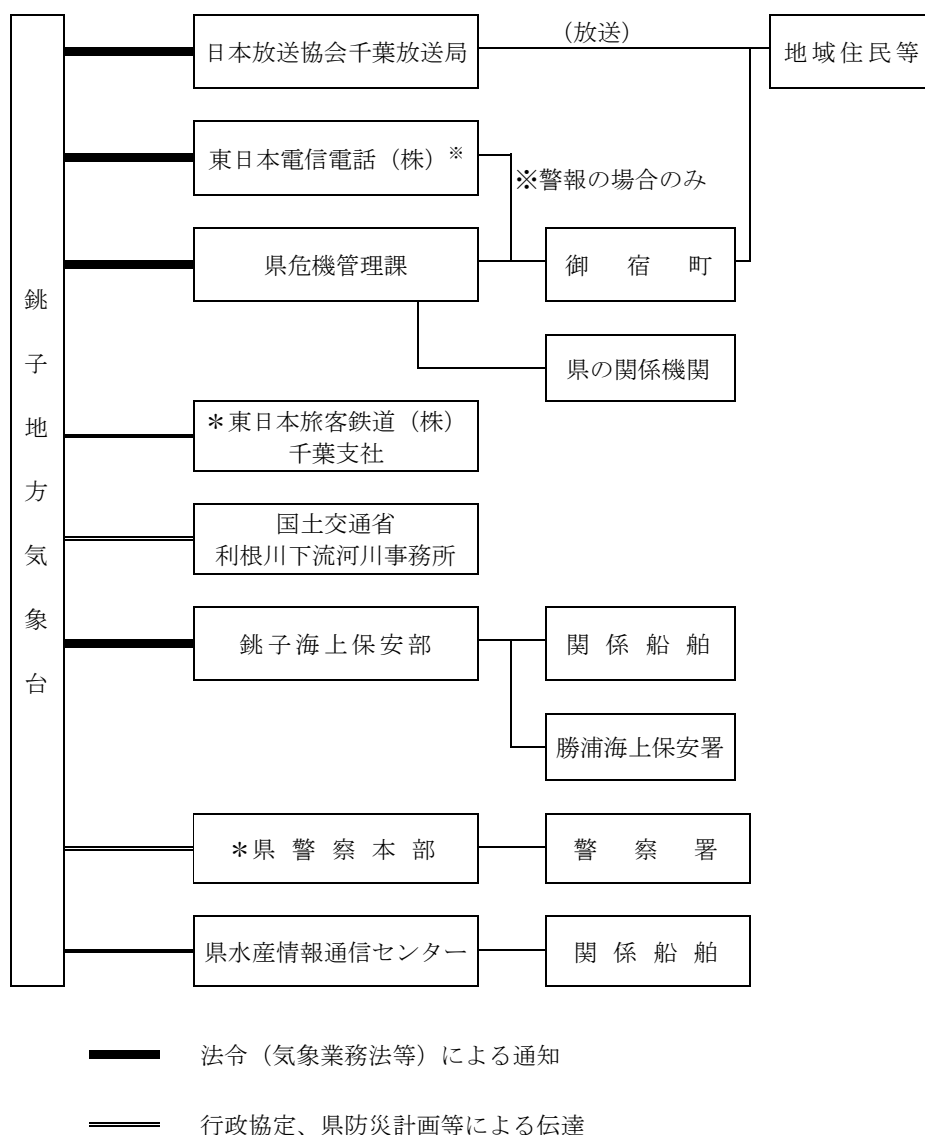
(イ) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代える。

水防活動用気象等警報・注意報の種類

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）

エ 注意報・警報等の伝達系統図



- (注) 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
 3 *気象業務支援センターを経由

(2) 海上警報

海上警報は、全般海上予報区、地方海上予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象（風、霧、着氷）などに関する警報で、船舶に対し、それぞれの海域において各警報の発表基準に達しているか、又は24時間以内に達すると予想されるときに発表される。

全般海上警報（気象庁本庁担当）は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象としており、本町に接する海上予報区の細分区域等は次のとおりである。

海上予報区の細分区域

地方海上予報区	細分海域	担当官署
関東海域	関東海域北部	気象庁本庁

(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法第27条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

ウ 発表対象地域

県内の市町村ごとに発表される。

エ 発表基準

(ア) 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合

(イ) 情報の解除

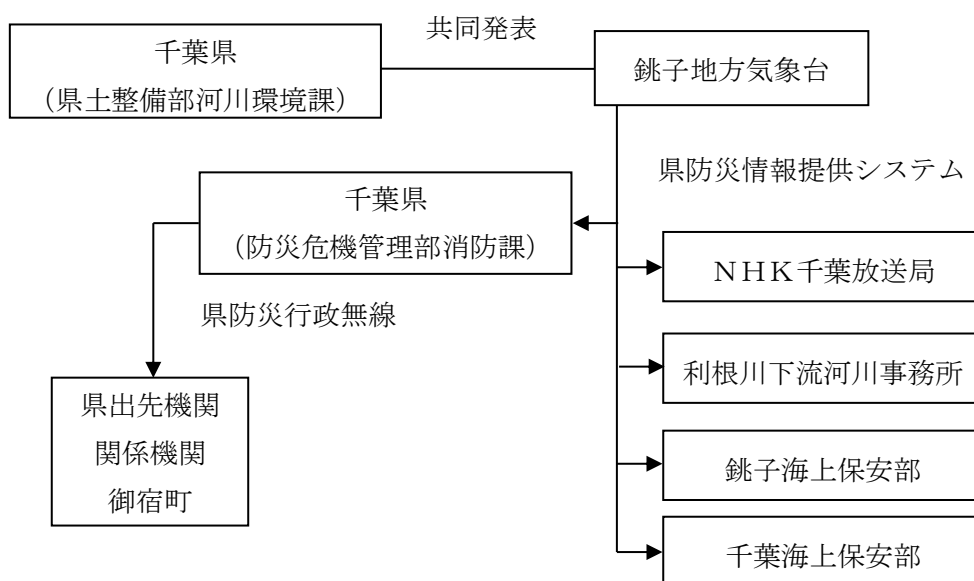
降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず指標が発表基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議の上、解除できる。

(ウ) 暫定基準

地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、県と銚子地方気象台は、「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱う。

オ 伝達体制

土砂災害警戒情報の伝達系統



(4) 火災気象通報

この通報は、消防法第22条第1項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めるときは、銚子地方気象台がその状況を知事に通報するもので、火災気象通報の基準は、次のとおりである。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

(注) 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）

(5) 鉄道気象通報

ア この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた「鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）」に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報している。

(ア) 気象警報

(イ) 気象注意報

(ウ) 気象情報

(エ) 台風情報

イ 千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報している。

(ア) 鉄道気象観測報

(イ) 鉄道災害報

(6) 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた「電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）」に基づき、適合する通報業務等

の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の事項を通報するものであり、千葉県は通報担当官署は気象庁本庁である。

- ア 雷雨に関する情報
- イ 台風、大雨等気象現象に関する情報
- ウ 雨及び雪に関する情報
- エ その他必要とする事項

(7) 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と知事との間に取り交わされた「千葉県漁業無線気象通報に関する協定」により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次の事項を通報している。

- ア 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- イ 地方海上警報
- ウ 気象概況及び気象実況
- エ 気象情報及び台風情報
- オ 津波予報及び情報
- カ 漁船からの気象照会に対する応答

(8) 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

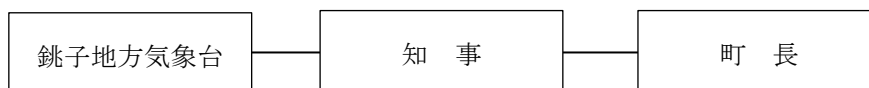
- ア 大気汚染気象予報
- イ スモッグ気象情報

(9) 気象警報通報

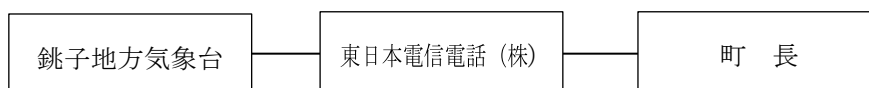
この通報は、気象業務法第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

通報系統

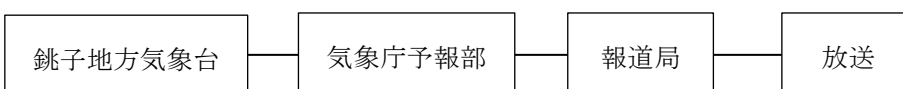
① 知事



② 東日本電信電話(株)



③ 日本放送協会



④ その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

2 注意報・警報等の伝達

(1) 防災関係機関の伝達

県	知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長等に連絡する。
警察本部	津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、上記に準じて市町村長に伝達する。
町	町長は、受領した注意報・警報等を町防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。
その他機関	気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

(2) 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

(3) 異常現象発見の際の手続

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(4) 警察本部の伝達計画

ア 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、町の体制等を勘案し、必要に応じ、町長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

イ 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び町長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておくものとする。

ウ 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておくものとする。

エ 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、上記（3）のイにより町長に通報するほか、警察署長に報告する。

また、この報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

第3 被害情報等の収集・報告

(主な担当)	全庁
--------	----

1 被害情報等の収集

(1) 通報窓口の設置

町は、災害応急対策の第一次実施機関として、住民及び関係機関から災害に関する情報の収集を行うため、町に通報する窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知

徹底する。

(2) 災害現地調査

町は、災害現地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の円滑を期するため、調査班を編成する。班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。

ア 調査班の任務

調査班は、所管に係る被害情報等を収集するとともに、所管する関係機関や協定締結機関と各種情報の連絡・調整を行う。

イ 調査事項

- (ア) 災害原因（二次的原因）
- (イ) 被害状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- (ウ) 応急措置状況
- (エ) 災害地住民の動向及び要望事項
- (オ) 現地活動のあい路
- (カ) その他必要な事項（備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無等）

ウ 実施要領

- (ア) 調査は、警察官、消防団員、住民その他の協力を得て実施する。
- (イ) 無線通信機の有効かつ適切な活用を図り、調査の結果を逐一、町本部の各部長に報告する。
- (ウ) 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに報告する。

<資料編 2-1-12 災害時の情報交換に関する協定>

<資料編 2-1-23 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書>

<資料編 2-1-27 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書>

<資料編 11-2 千葉県危機管理情報共有要綱>

(3) 広聴活動

町は、必要に応じて被災地及び避難臨時相談所の設置、又は広報車による被災地の巡回等により、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに町本部の関係する部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努める。

相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決めるものとし、避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

(4) 広報資料の収集

被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料として活用する。

2 町本部への被害状況等の報告

町本部各々は、災害が発生したときから、応急対策が完了するまで、次の要領により総務部長（本部室）に報告する。

(1) 報告要領

- ア 各部長は、調査班の派遣等により収集した情報〔災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等〕を、県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」の報告様式に準じて部内で取りまとめ、本部事務局に報告する。

イ 本部事務局は、町本部各部からの情報を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（町長）へ報告する。

（2）報告事項及び報告主管部

報告事項	報告項目	報告主管部	摘 要
気象状況等	災害規模等の情報	総務部	被災規模、二次災害発生状況等の概況
措置状況※	職員動員数	各部	避難所等別受入人員、要長期受入人員 要救護人員（給食、生活必需物資等） 救護班編成、医療救護所、診療人員、 受入医療機関、死傷者数等 給水拠点、給水人員、給水資機材等 救援物資等調達状況 土木復旧、施設復旧、配車、労務供給、 学用品支給、仮設住宅、死体処理等の状況
	避難受入状況	民生部	
	救援物資等給与状況	民生部	
	医療救護状況	民生部	
	給水活動状況	建設環境部	
	物資経理状況	総務部	
その他の措置状況	各部		
被害状況	人家屋被害	総務部	
	保育所、福祉施設被害	民生部	
	公共土木施設被害	建設環境部	
	農林水産施設被害	建設環境部	
	水道施設被害	建設環境部	
	教育施設被害	教育部	
	町有財産被害	総務部	
	その他の被害	各部	

※ 災害応急対策について町本部各部がとった措置を、日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。なお、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助措置について、所定の報告事項を報告する。

（注）各部長は、この表で定めるもののほか、所管施設の被害について調査する。

（3）町本部への報告の区分及び報告内容

報告区分		報告内容
発生報告 （即報）	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
決定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合に報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

3 県等への被害状況等の報告

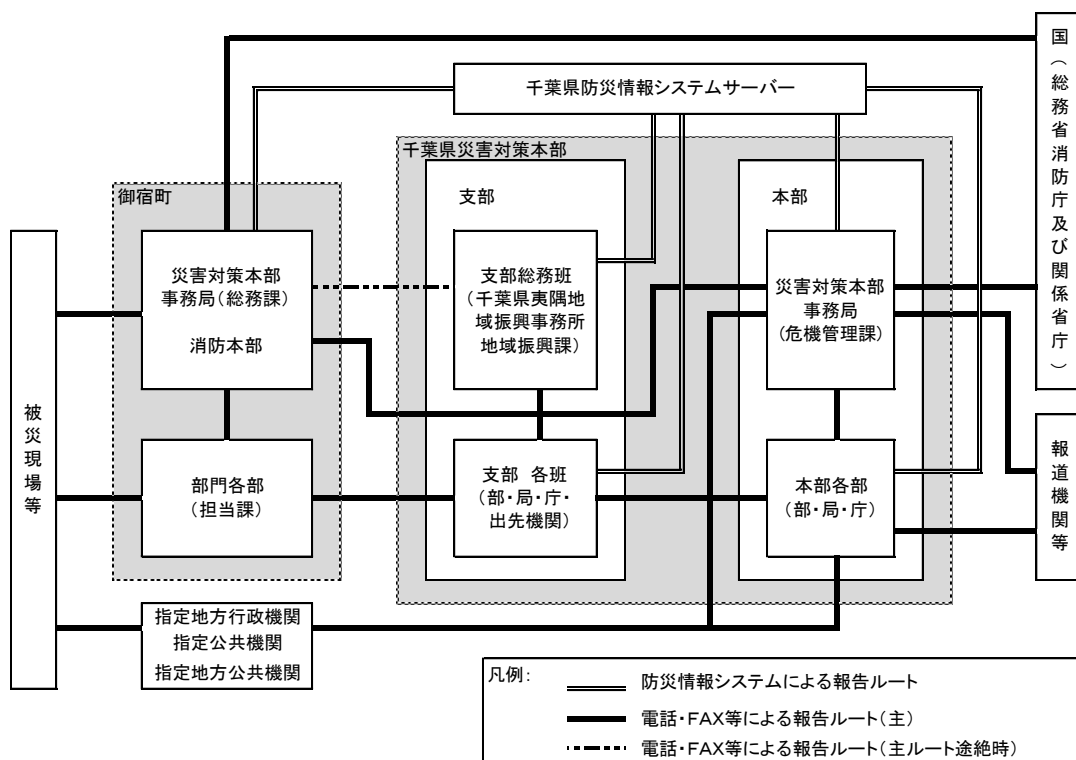
被害情報等の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため町は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、県及び防災関係機関と相互に緊密に連携して、迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

被害情報等の報告系統



<用語の定義>

1 御宿町

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、総務課）
- ・部門各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、各課）

2 千葉県

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）
- ・本部各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- ・支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

町は、町内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県災害対策本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について、県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

さらに、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信、電気、水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と合わせて、県に連絡する。

ア 報告基準

次の（ア）から（キ）の基準に該当する災害の場合、報告する。

- （ア）町内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- （イ）町内で気象警報（波浪を除く。）が発表された場合
- （ウ）町内で津波に関する注意報、警報が発表された場合
- （エ）町本部を設置した場合
- （オ）災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県災害対策本部事務局（危機管理課）が認めた場合
- （カ）上記以外であつて、災害等による被害を覚知した場合
- （キ）その他、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

イ 報告の種別等

報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

ウ 報告すべき事項等

報告すべき事項は、次のとおりである。

- （ア）災害の原因
- （イ）災害が発生した日時
- （ウ）災害が発生した場所又は地域
- （エ）被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- （オ）災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- （カ）災害による住民等の避難の状況
- （キ）災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- （ク）その他必要な事項

<資料編 11-1 火災・災害等即報要領>

<資料編 11-2 千葉県危機管理情報共有要綱>

(3) 報告責任者

本町における被害情報等の報告に係る責任者は次のとおりである。

報告責任者等

区分	所掌事務	町
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	総務部補佐 (企画広報班長)

(4) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

	連絡形態	連絡先(地上系)	連絡先(衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49013	048-500-90-49013	消防庁応急対策室
	F A X	120-90-49033	048-500-90-49033	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7527		〃
	F A X	03-5253-7537		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先(地上系)	連絡先(衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7320	012-500-7320	危機管理課
	F A X	500-7298	012-500-7298	〃
一般加入電話	電話	043-223-2175		〃
	F A X	043-222-1127		〃

(5) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

	連絡形態	連絡先(地上系)	連絡先(衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49012	048-500-90-49102	消防庁宿直室
	F A X	120-90-49036	048-500-90-49036	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7777		〃
	F A X	03-5253-7553		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7225	012-500-7225	県防災行政無線統制室
	F A X	500-7110	012-500-7110	〃
一般加入電話	電話	043-223-2178		〃
	F A X	043-222-5219		〃

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

<資料編 11-2 千葉県危機管理情報共有要綱>

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- (1) 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。
- (2) 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。
- (3) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。
- (4) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。
- (5) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

第4 災害時の広報

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 基本方針

町は、県、防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

また、災害の規模又は状況により、県その他関係機関の協力を必要とする場合は、県に協力を要請する。

2 広報内容

- (1) 避難方法等に関する情報
- (2) 交通規制等に関する情報
- (3) 被害に関する情報
 - ア 人及び家屋関係
 - イ 公益事業関係

- ウ 交通施設関係
 - エ 土木施設関係
 - オ 農林水産施設関係
 - カ 商工業関係
 - キ 教育関係
 - ク その他
- (4) 応急対策活動に関する情報
- ア 水防、警備、救助及び防疫活動
 - イ 通信、交通、土木等施設の応急対策活動
 - ウ 食料物資等の配給状況
 - エ その他住民及び被災者に対する必要な広報事項
- (5) 町外で発生した災害に係る支援に関する情報
- (6) 流言飛語の防止に関する情報
- (7) 電気、ガス、ストーブ等の火災予防注意

3 広報方法

(1) 一般広報活動

総務部は、災害の規模又は状況により、次の方法で広報を行うとともに、広報車、消防車を被災地区に出動させ、現地広報活動を行い、情報の周知徹底を図る。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、県ホームページ、住民だより等を活用して、住民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課を窓口として行う。

- ア 町防災行政無線、広報車、消防車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ インターネット等を活用した広報
- オ 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

(2) 消防団の広報活動

消防団は、災害現地において、消防車、広報車等その他あらゆる広報手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告等の伝達及び民心安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

(3) 報道機関への発表

町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、総務部企画広報班とする。そのため、総務部企画広報班は、各部の報道機関発表事項を総合調整するものとし、総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討した上で報道機関へ発表する。

(4) 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町は、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要

請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396

第3節 水防計画

町は、町内の各河川、海岸並びに漁港等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに、消防機関や他の水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し、被害の軽減を図る。

第1 水防体制等

(主な担当)	総務部、建設環境部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------------

1 水防の目的

洪水、内水、津波又は高潮等による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、各河川、海岸等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送等を行うものとする。

また、町は、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

なお、洪水、津波又は高潮等とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

2 水防の責任

(1) 町（水防管理団体）

町は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県

県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

なお、知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(3) 住民

住民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間が掛かる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動がとれないことが多い。

したがって、あくまでも水防活動従事者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。(2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。(3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。(4) 水防活動は、原則として複数人で行う。 |
|--|

5 水防組織

本章「第1節 災害対策本部活動 第1 町の活動体制」に準ずるものとする。

6 水防用資機材等

町は、町内における水防を十分果たせるよう水防用資機材及び装備を準備しておくものとする。

また、水防資材を確保するため、町内の資材業者の手持資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておくものとする。

7 観測通報等

町は、気象等の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、夷隅土木事務所等と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに、管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努める。

水防活動の利用に適合する予報、警報及び津波に関する情報の収集・伝達は、本章「第2節 情報収集・伝達体制 第2 気象情報等の収集・伝達」及び第2編第3章「第2節 情報収集・伝達体制 第2 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報」によるものとする。

なお、知事は、海岸・河川における津波への対応について必要と認めたときは水防警報を発表するが、水防活動に従事する者は、津波情報と現地の状況を把握した上で総合的に判断して行動するものとする。

また、町は、次の内容について、事前に定めておくものとする。

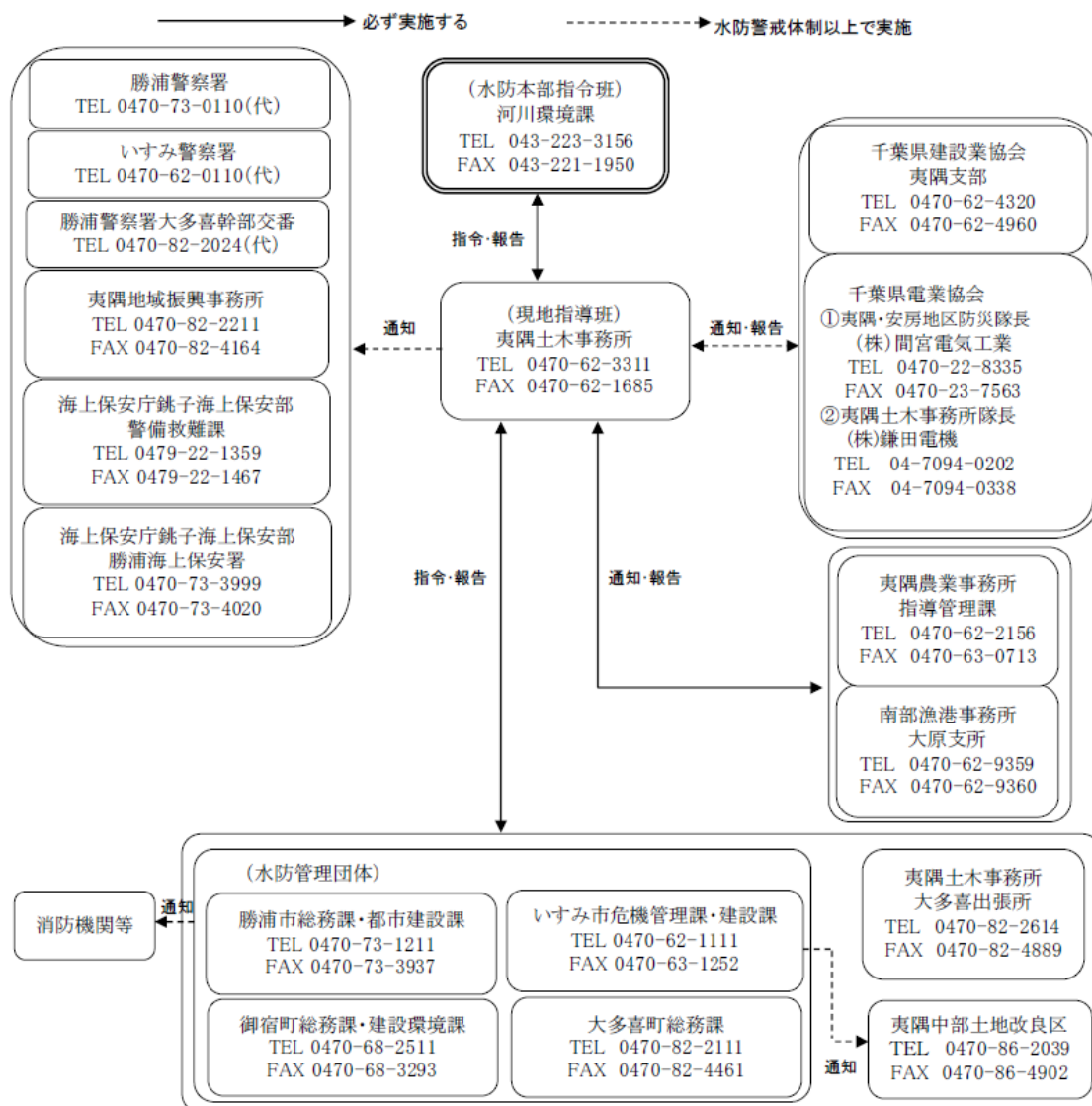
- (1) 安全時間も考慮した水防活動従事者自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- (2) 水防活動従事者の安否確認方法（連絡体制）
- (3) 水防活動内容の精査・重点化
- (4) 水防活動従事者の避難手段や避難経路の確認

津波に関する水防警報の種類と活動内容

水防警報種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある。）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	(1) 津波警報が解除されたとき。 (2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき。

(注) 出動する場合において、水防活動に従事する者は常に最新の情報を得られるよう情報機器（ラジオ等）を携帯し、自身の避難時間を確保した上で活動すること。

水防本部水防指令情報伝達系統（夷隅土木事務所）



資料：千葉県「千葉県水防計画（平成30年度修正）」

第2 水防活動

(主な担当)	総務部、建設環境部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------------

1 巡視（平常時）

町及び消防機関は、管轄する区域内の河川、海岸堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 消防機関に対する出動準備並びに出動の要請

水防管理者は、次の場合、直ちに消防機関に出動準備をさせ、又は出動させ、警戒配置につかせるものとする。この場合、直ちに夷隅土木事務所（現地指導班）に報告する。

(1) 出動準備

- ア 水防巡視により、待機又は出動準備の警告があったとき。
- イ 気象状況等により高潮の危険が予知されるとき。
- ウ 上記のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

(2) 出動

- ア 水防警報により出動の指令が発表されたとき。
- イ 潮位が上昇して被害のおそれのあるとき。
- ウ 上記のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

3 警戒（出水時）

(1) 洪水

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意して異常を発見した場合は、直ちに夷隅土木事務所（現地指導班）に報告するとともに、水防活動を開始する。

- ア 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 防斜面の川側で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 堤防上面の亀裂又は沈下
- エ 堤防から水があふれる状況
- オ 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 高潮

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意して異常を発見した場合は、直ちに夷隅土木事務所（現地指導班）に報告するとともに、水防活動を開始する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

6 水防機関の活動

(1) 町

水防管理者は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- ア 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- イ 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- ウ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- エ 洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる場合、水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

なお、この場合、遅滞なくいすみ警察署長に、その旨を通知しなければならない。

(2) 消防団

ア 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、町全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ 通報

(ア) 消防団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

(イ) 団本部は、消防団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者に通報する。

ウ 出動の指示

(ア) 消防団長は、水防管理者から指示があったとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者と協議し、必要な消防団員に出動を指示する。

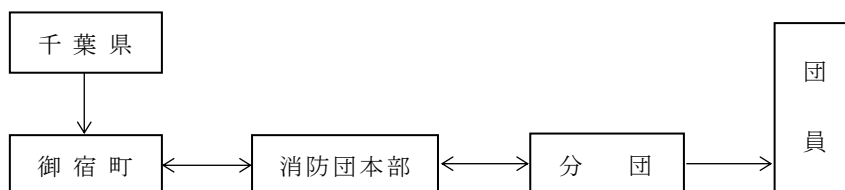
(イ) 分団長は、気象状況等から判断して分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その状況に応じた消防団員を出動させる

ことができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

エ 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。

団本部の指示又は分団の通報等の伝達系統



オ 有線途絶の場合の連絡

団本部は、伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合、分団に対して無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。

カ 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力する。

キ 消防団出動態勢

水災現場活動の出動態勢は、次のとおりとする。

- (ア) 待機：団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに行動できる態勢
- (イ) 準備：水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等の出動を準備する態勢
- (ウ) 出動：消防団が被害現場に出動する態勢
- (エ) 解除：水防活動を必要とする状況が解消し、消防団出動態勢の終了の通知

ク 出動の要領

分団長は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生した場合は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。この場合、分団長は、出動ごとに行動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

ケ 監視及び警戒

分団長は、気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。

コ 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

(3) 夷隅土木事務所

ア 水防の責任

夷隅土木事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与える。

イ 水防資機材

町は、水防資機材を要請する場合、夷隅土木事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請するものとし、水防資機材は、水防倉庫から払い出す。

7 協力応援

(1) 応急対策に関する協力要請

水防管理者は、水防法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとで行動する。

(2) 警察官への援助要請

水防管理者は、水防法第22条に基づき、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立ち退きのための誘導及び緊急輸送等の必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

また、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、車両の移動等の措置命令、強制措置等を行う。なお、消防機関は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講ずることができる。

ア 水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等、基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。

イ 水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整を行い、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止、又は立ち退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。

ウ 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

エ 被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求することができる。

(4) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

水防管理者は、国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。

8 決壊時の処置

(1) 通報

水防管理は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む。）は、水防法第25条に基づき、直ちにこれに関係者〔当該施設管理者並びに夷隅土木事務所（現地指導班）〕に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(2) 被害拡大の防止

決壊後といえども、水防管理者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第3 費用負担及び公用負担

(主な担当)	総務部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------

1 費用負担

町は、水防に要する費用を負担する（水防法第41条）。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める（水防法第23条第3項及び第4項）。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請することができる（水防法第42条）。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は「公用負担権限委任証」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(3) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は「公用負担命令票」を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する（水防法第28条第2項）。

第4 水防報告

(主な担当)	総務部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------

1 緊急報告

水防管理者が夷隅土木事務所長（現地指導班長）に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。

- (1) 消防機関等を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 堤防が決壊、氾濫したとき。
- (4) その他必要と認める事態が生じたとき。

2 水防顛末報告

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、決められた様式により夷隅土木事務所長（現地指導班長）に報告しなければならない。

- (1) 降雨並びに水位記録
- (2) 出動並びに水防解除の時刻
- (3) 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名とその事由
- (10) 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察官の出動状況
- (13) 現地指導班の出動人員名簿
- (14) 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- (19) その他必要なる事項
- (20) (一社) 社団法人千葉県建設業協会及び(一社) 電業協会への協力要請状況

第4節 避難対策

町は、風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内にとどまることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

第1 避難勧告等の発令

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部、いすみ警察署
--------	-----------------------

1 避難の勧告又は指示等

町は、災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

(1) 避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められている。

災害の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、相互に連携をとり、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
町長	○町長は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。	○災害対策基本法第60条
水防管理者	○洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため、立ち退くべきことを指示する。	○水防法第29条
知事	○知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。	○災害対策基本法第60条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
知事又はその命を受けた県職員	○洪水、雨水出水、津波若しくは高潮又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断される場合は、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。	○水防法第29条 ○地すべり等防止法第25条
警察官又は海上保安官	○警察官及び海上保安官は、災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立ち退きを指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに町長へ通知する。 ○警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立ち退きを指示する。	○災害対策基本法第61条 ○警察官職務執行法第4条
災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。	○自衛隊法第94条

(2) 避難の勧告又は指示に当たっての留意事項

避難の勧告又は指示に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとし、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- イ 避難の勧告又は指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。
- ウ 避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）について判断基準を整備する。
- エ 住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- オ 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努める。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じてエリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

本部長（町長）等が避難準備・高齢者等避難開始の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由
- オ その他必要な事項

(4) 避難の措置と周知

町は、次のとおり地域住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

- ア 住民等への周知
避難の措置を実施した場合、町防災行政無線等を活用するほか、報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。
- イ 関係機関の相互連絡
避難の措置を行った場合においては、県、県警察、自衛隊及び海上保安部（署）とその内容について相互に通報連絡する。

(5) 解除

本部長（町長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

2 警戒区域の設定

本部長（町長）等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限又は禁止、退去を命ずるとともに、措置を行った場合においては、その内容について防災関係機関に通報連絡する。

警戒区域の設定権者及び要件、内容は次のとおりである。

警戒区域の設定権者及び要件、内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	○災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	○災害対策基本法第73条
消防長又は消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	○消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	○消防法第28条・第36条
消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	○水防法第21条
警察署長	○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。	○消防法第23条の2
警察官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	○災害対策基本法第63条
	○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。	○消防法第28条
	○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、上記に記載する消防機関に属する者の職権を行うことができる。	○水防法第21条
災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	○災害対策基本法第63条
海上保安官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	○災害対策基本法第63条

第2 避難誘導等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 活動体制

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、「御宿町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。また、作成した避難行動要支援者名簿は、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

2 事前避難

町は、災害が発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に住民に伝達する。

高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者については、避難の指示を行う前であっても自主的にあらかじめ指定された指定緊急避難場所等へ早期に避難するよう指導するものとし、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

3 避難の方法

(1) 自助、共助による避難

集団避難方法により避難するものとし、小単位自主防災組織（20～30 家族程度）ごとに各リーダーの指導であらかじめ指定してある一時集合場所に避難する（自助）。

一時集合場所において避難人員の確認を行い、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者を保護しながら小単位自主防災組織ごとに、集団で指定緊急避難場所に避難する（共助）。

(2) 避難経路

避難経路について現場警察官又は町職員が特定の経路を指示した場合はこれに従わなければならない。

4 避難誘導方法

本町における避難の誘導は、次のとおり実施する。なお、要配慮者等の避難誘導等については、本章「第5節 要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(1) 町

ア 避難の勧告又は指示が出された場合、警察署、消防団等の協力を得て、なるべく地域又は自主防災組織単位に、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所等に誘導

する。

イ 発災後直ちに指定緊急避難場所等に複数の職員を派遣し、避難者の受入れ、整理及び町本部からの情報等の伝達に当たる。

(2) 警察署

ア 避難誘導部隊の配置等

(ア) 避難誘導に当たっては、部隊を厚めに配置して交通を確保するとともに、活発な広報活動を行い、避難者の混乱による事故、紛争等が発生しないよう留意する。

(イ) 指定緊急避難場所には、所要の警戒員等を配置し、関係機関の職員と密接に連絡の上、避難者の保護及び指定緊急避難場所の秩序保持に努める。

イ 避難誘導上の留意事項

(ア) 自動車による避難及び家財の持ち出し等は中止させる。

(イ) 避難時の携行品は、貴重品、照明具、差し当たり必要な食料等応急必需品程度にとどめ、火災等危険な状態が切迫した場合においては、身体の安全を図るため背負荷物等は放棄させるよう指導する。

(ウ) 避難に当たっては、努めて自主防災組織、職域団体等の組織を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資機材を有効に活用して混乱、事故防止に配慮して誘導路の確保に努める。

ウ 避難誘導後の措置

(ア) 負傷者等の実態を把握し、救護班に連絡の上、救護措置を講ずる。

(イ) 防災関係機関及び自主防災組織、職域団体の責任者等と密接に連絡し、避難場所内の秩序保持について協力を求め、また、町が行う給食、給水等の救援活動に協力する。

(ウ) 避難場所内の情報収集及び犯罪の予防、取り締まりに当たる。

(3) 消防団

ア 地域住民が避難を行う場合は、災害の規模、道路等の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報する。

イ 住民の避難が開始された場合は、無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導に当たる。

<資料編7-1 避難場所一覧>

5 避難場所の撤収、避難所への移送

災害による人命の危険が終息した場合、町は、関係機関と協議し、指定緊急避難場所を撤収する。この場合、避難した被災者のうち、住家の損壊、焼失等により住家を失った者又は浸水等により一時居住することができない状態となった者については、必要に応じて避難所へ移送する。

第3 避難所の開設、運営

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 避難所の開設

町は、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し、受入れ、保護する。

また、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

(1) 実施機関

ア 避難所の設置は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 避難所の設置等

ア 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみでは受入能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。

避難所予定施設及び受入可能人員等は、「避難所一覧」のとおりとし、避難所の受入基準は、最低限避難者1人当たり有効建物面積4㎡とする。

イ 町は、避難所の開設が予定される施設について、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災者を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には特に注意を払い設置する。

ウ 町は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

エ 町は、学校等の避難所について、第一次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。

また、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

オ 町がその責任において実施する避難所の設置基準及び災害救助法が適用された場合の避難所設置のための経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-1-24 災害時における施設利用の協力に関する協定書>

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

<資料編7-2 避難所一覧>

(3) 開設措置

本部長（町長）は、避難所の開設を必要と認めた場合は、直ちに避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をするとともに、避難所の開設状況を警察署等関係機関に連絡する。

また、野外に受入施設を設ける場合は、県に資機材の応援を要請する。

(4) 避難者の受入れ

避難所の地区割り当ては、原則として指定緊急避難場所の地区割り当てに準ずることとし、町は、努めて自主防災組織別に受け入れるよう配慮する。

また、避難生活が長期化する避難者については、努めて体育館に受け入れるよう配慮する。

2 避難所の管理運営

(1) 避難所運営組織の設置

ア 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る災害が発生した場合、町は、本来の施設管理者の監督のもとで自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所運営組織を設置し、避難所の管理運営を行う。

イ 町は、避難所の管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとし、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布など運営上の配慮をする。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

(2) 諸記録及び報告

避難所に派遣された職員は、避難所の運営管理状況等必要な記録（避難者名簿、日誌、物品受払簿等）を行い、町本部へ報告する。

(3) 健康管理

町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

(4) 設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境のための備蓄や炊き出しのための調理設備、器具、燃料、洗濯機等、畳・パーテーション、仮設風呂・シャワー等を速やかに調達できる体制の整備に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

<資料編2-1-28 災害時における畳の供給に関する協定書>

(5) ペットへの配慮

町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」を参考に、ペットの受入場所を確保するとともに、トラ

ブル等が起きないようにルールを作成に努める。

(6) 在宅避難者等への対応

町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

3 安否情報の提供

町は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

4 避難者の集約及び避難所の解消等

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

(1) 避難者を他地区へ移送する場合

ア 本部長（町長）は、避難所の集約及び解消を行う場合、あるいは避難者を避難所に受け入れることができない場合、本町から最も近い距離にある非被災地若しくは小被災地又は隣接市町への移送について、知事に要請する。

イ 移送に当たっては、町のバス及び民間バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて防災関係機関へ応援を要請する。

ウ 他地区に避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難所職員を配置するとともに、移送に添乗させる。

(2) 他地区からの避難者を受け入れる場合

本部長（町長）は、避難所の集約及び解消を行う場合、あるいは知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示等を受けた場合、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受入体制を整備するとともに、町職員のうちから避難所職員を配置して避難所運営に協力する。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

町は、風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

第1 避難誘導等

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 避難誘導

町は、次の事項に留意して、要配慮者等の避難誘導を行う。

なお、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- (3) 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- (4) 避難誘導は、避難先での救援物資の配給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (5) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員、民生委員・児童委員等による避難確認を行うこと。

2 避難順位

町は、移動若しくは歩行困難な者を優先して避難誘導を行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 介護を要する高齢者及び障害者
- (2) 病弱者
- (3) 乳幼児及びその母親・妊婦
- (4) 高齢者・障害者
- (5) 学童

3 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

なお、本町限りでの対応が困難な場合は、県、その他の関係機関の協力を得て実施する。

第2 避難所の開設、要配慮者の対応

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 避難所の開設

避難所の開設は、本章「第4節 避難対策」によるものとする。

町は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

なお、避難所における支援として、具体的には次の3点が考えられる。

- (1) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- (2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- (3) 避難所における要配慮者支援への理解促進

2 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、あらかじめ指定した施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、本部長（町長）が発災後に福祉避難所に指定している町地域福祉センターの指定管理者と連絡をとり、開設を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

- (2) 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

<資料編7-3 福祉避難所>

4 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

また、福祉避難所指定施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。この際、町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

さらに、町社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移

動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保

町は、応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下、本編において「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保や災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、県と連携し、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じたり、医療機関が被害を受け混乱したりするなど、住民生活に著しい影響があるとき、町は、関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

第1 救助救急活動

(主な担当)	総務部、民生部、警備消防部、消防本部、いすみ警察署
--------	---------------------------

1 活動体制

町、消防機関及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、夷隅医師会、日本赤十字千葉県支部、自衛隊、海上保安署などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助救急体制をとる。

2 救助救急活動

(1) 情報収集

町は、災害による傷病者救護の適正を期するため、要援護事象に対する情報及び医療機関等の傷病者の受入体制等、救助救急活動に必要な情報の収集を行う。特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害等発生時における傷病者の医療処置能力等を把握する。

＜資料編5-1 町内及び郡市内の救急医療機関＞

(2) 関係機関の措置

町は、関係機関へ次の措置を行うよう要請し、救助救急活動に当たる。

関係機関の救助救急活動

機関名	項目	対応措置
消 防 本 部	救 助 救 急 活 動	<p>(1) 活動の原則 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救助救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>

機関名	項目	対応措置
消防本部	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		(1) 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び学校等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に搬送する。
海上保安部(署)		(1) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 (2) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 (3) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助救急資機材の調達

初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

なお、装備資機材等が不足した場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助救急に万全を期する。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する被災者の救出基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第2 危険物等の対策

(主な担当) 総務部、警備消防部、消防本部

1 基本方針

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等により、従業員はもとより周辺住民に対して大きな影響を与えるおそれがある。

町は、これらの施設について、関係法令に基づく防災計画を実効あるものにするともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について、自主的な活動ができるよう計画させることとする。

計画においては、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、災害の発生に伴う危険

物の被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺住民に対する危険防止を図ることを目標とするほか、関係機関は、相互に協力して施設の被害を軽減させるための対策を確立しておくものとする。

2 応急措置

(1) 石油类等危険物保管施設

町及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災関係機関との連携活動

(2) 危険物等輸送車両等

町は、危険物等輸送車両等の応急対策として、関係機関へ次の措置を行うよう要請する。

危険物等輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県 警 察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
海 上 保 安 部 (署)	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対し、災害の実態に応じて次の措置を講ずるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 (3) 危険物搭載船舶等の在港船舶に対する必要に応じた移動命令、航行の制限又は禁止

第3 医療救護活動

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター、医師会等
--------	---------------------

1 関係者とその役割

医療救護活動に係る関係者とその役割は、次のとおりである。

関係者とその役割

関係者	役割
住 民	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。 (2) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃から準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。 (3) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。 (2) 医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。 (3) 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、町に対し、医療救護活動の応援を行う。 (2) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。 (3) 県防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制〔災害派遣精神医療チーム（以下、本編において「DPAT」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む。〕の整備を図る。 (4) 発災時には、県庁に災害医療本部を設置し、県内市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。 (5) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを配置する。

関係者	役割
医療機関	<p>(1) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。</p> <p>(2) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) 発災時においては、上記(1)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(4) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム(以下、本編において「DMAT」という。)の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p> <p>(5) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方受入機能を果たすものとする。また、すべての県立病院は後方受入れとともに、被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。</p>
関係団体	<p>(1) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。</p> <p>(2) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。</p> <p>(3) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(4) 発災時においては、上記(2)に記載する計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。</p>

2 医療救護の対象者

医療救護の対象者(以下、本編において「傷病者等」という。)は次のとおりとする。

- (1) 災害に起因する負傷者
- (2) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患(精神疾患を含む。)を有する者
- (3) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (4) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

3 医療救護活動

町は、災害時に傷病者等が多数発生したとき、又は医療機関の一時的な混乱により、その機能が停止したときにおいて、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や救護班の派遣等により医療、助産及び救急救護を迅速かつ的確に行い、被災者救護の万全を図る。

(1) 実施機関

ア 医療救護は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。また、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班等をもって、救助又はその応援を実施させることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 上記アにより本部長（町長）が行う場合は、次の機関に救護班の出勤を要請して実施する。

(ア) 夷隅医師会の長と締結した協定に基づき夷隅医師会が組織する救護班

(イ) 夷隅郡市歯科医師会の長と締結した協定に基づき夷隅郡市歯科医師会が組織する救護班

<資料編 2-1-8 災害時の医療救護活動についての協定>

(2) 救護本部の設置

町は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護本部を設置するとともに、県の災害医療本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を実施する。

救護本部の長には、民生部長を充て、本町における医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

(3) 情報の収集と提供

町は、県、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、次の事項について情報収集を行い、相互に提供する。

ア 傷病者等の発生状況

イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

ウ 避難所及び医療救護所の設置状況

エ 医薬品及び医療資器材の需給状況

オ 医療施設、医療救護所等への交通状況

カ その他医療救護活動に資する事項

<資料編 5-1 町内及び郡市内の救急医療機関>

(4) 救護班等出勤の要請

ア 救護班の派遣要請

民生部長は、医療救護活動の必要を認めたときは本部長（町長）に報告し、本部長（町長）は、災害の状況に応じて夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会の救護班に出勤を要請する。

また、夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会による救護班で不足する場合は、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請するなど、必要な措置を講ずる。

なお、知事は、必要に応じてDMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護

班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

イ 救護班の編成

救護班の編成人員は、医師1人、看護要員1人、事務1人とする。

事務1人については、町本部において配置する。

なお、出動する班の数は、災害の状況により、本部長（町長）と夷隅医師会、夷隅郡市歯科医師会及びその他関係機関との協議により決定する。

ウ 救護班の業務内容

(ア) 傷病者等に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) 軽症患者等に対する医療

(エ) 医療救護所等での医療

(オ) 助産救護

エ 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等によるものとする。

(5) 医療救護所の設置

ア 民生部長は医療活動が必要であると認めたときは、原則として次の場所に医療救護所を設置する。

(ア) 指定緊急避難場所

(イ) 避難所

(ウ) 災害現場

イ 救護班による医療救護活動は、原則として避難所等に設置する医療救護所で行うものとする。ただし、救護班を出動させる上でやむを得ない事由があるときは、被災地周辺の医療施設において、医療救護活動を行う。

(6) 医療機関等の役割分担と患者受入先の確保

ア 災害拠点病院

災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れることとしている。

町は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者等を搬送する災害拠点病院の確保を図る。

災害拠点病院（二次保健医療圏域：山武長生夷隅・近隣地域）

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
東千葉メディカルセンター	東金市丘山台三丁目6番地2	0475-50-1199	東千葉メディカルセンター専用ヘリポート
亀田総合病院	鴨川市東町929番地	04-7092-2211	亀田総合病院専用ヘリポート
千葉県循環器病センター	市原市鶴舞575	0436-88-3111	千葉県循環器病センター専用ヘリポート

イ 災害医療協力病院等

町は、上記アのほか夷隅医師会の協力を得て、傷病者等や難病患者、人工透析患者の治療、受入れに当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

ウ 転院搬送先の確保

(ア) 医療機関は、転院搬送の調整が困難な場合は、町の救護本部等に搬送先の確保を要請する。

(イ) 搬送先の確保を要請された町の救護本部等は、搬送先の確保に努めるものとし、搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請する。

(7) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

ア 町は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努めるものとし、町との協定等に基づき出動した救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、医療機関に搬送する必要がある者の搬送を消防本部に要請する。

イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

ウ 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、更に医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を本部長（町長）又は知事に要請する。

エ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは町（消防本部）が、医療救護所から医療機関へは町（消防本部）及び県が、それぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

オ 住民は、自らの安全を確保した上で、医療救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

(8) 医薬品等の確保

発災時における医薬品及び医療資機材（以下、本編において「医薬品等」という。）の確保については、原則として次のとおりとする。

ア 町は、救護班の使用する医薬品等の備蓄に努めるとともに、必要に応じて医療救護所等に提供する。

また、医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、災害時における物資供給協定等に基づき、医薬品等を確保するほか、夷隅健康福祉センターを通じて、災害医療本部に提供を要請する。

イ 医療機関は、あらかじめ医薬品等を備蓄するとともに、使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努めるものとし、卸業者からの確保が困難な場合は、夷隅健康福祉センターを通じて、災害医療本部に供給を要請する。

<資料編 2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編 2-1-21 災害時における医薬品等の確保に関する協定書>

(9) 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は、日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を

要請する。

(10) 地域医療体制への支援

町は、地域における診療機能の復旧状況に応じ、夷隅健康福祉センターの調整のもとで巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(11) 医療救護活動の記録及び報告

民生部長は、医療救護活動の実施状況について、随時、本部長（町長）に報告するとともに、「救護班診療記録等」により活動状況をまとめ、本部長（町長）に報告する。

(12) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する医療及び助産の基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため町は、警察等が実施する災害警備、交通規制活動等と連携して住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取り締まり、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努めるとともに、救援物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

第1 災害警備計画

(主な担当)	いすみ警察署
--------	--------

1 基本方針

警察及び海上保安署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取り締まり、その他社会秩序の維持に当たる。

2 警察による災害警備

(1) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 連絡室

町内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取り締まり、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

3 海上保安本部による非常配備等

(1) 配備体制

大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

ア 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える体制を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

イ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える体制を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

(2) 警備要領

ア 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む。）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施する。救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引き渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

イ 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定によるものとする。

第2 交通対策計画

(主な担当)	いすみ警察署、建設環境部
--------	--------------

1 基本方針

- (1) 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を本部長（町長）に報告する。
- (2) 隣接市町村に通ずる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。
- (3) 緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。

2 被災施設の応急対策

(1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

(2) 調査及び報告

町は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告する。

ア 建設環境部建設班は、町の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無、その他被災の状況等を本部長（町長）に報告する。

イ 本部長（町長）は上記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに関係機関の長に報告する。

3 交通規制

(1) 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急交通路の確保

公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 放置車両や立ち往生車両等の移動等

公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官による交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等（上記（2）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる（災害対策基本法第76条の3）。

(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 警察官不在時における措置

自衛官及び消防吏員（以下、本編において「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、上記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 措置の通知

自衛官等は、上記アの命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(6) 海上保安署の海上交通規制

海上保安部（署）は、航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等について、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる。

4 道路啓開

道路管理者及び漁港管理者（以下、この節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講ずる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の

移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して次の措置を実施する。

- ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令すること。
- イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動すること（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）。

(2) 土地の一時使用

上記(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である町に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。
- イ 上記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 車両の使用者は、上記イにより交付を受けた標章を当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- エ 届出に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等」によるものとする。

<資料編6-5 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等>

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、町等が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両として事前に届出が行われたものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、上記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下、本編において「届出済証」という。）を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、上記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して上記(1)イの標章及び確認証明書の交付を受ける。
- エ 事前届出・確認に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等」によるものとする。

<資料編6-5 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等>

6 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下、本編において「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって次の車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5（2）を準用する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

7 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集

警察本部は、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、専従の収集班を編成して航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供

警察本部は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、交通情報の提供を行う。

第3 輸送計画

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

町は、災害応急対策活動の実施に際して、輸送手段として必要とする車両等の調達、配分及び各機関への調達あっせん又は供給等を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

(1) 緊急車両の調達方針及び調達順位

ア 町本部の各班が、災害応急対策活動のために必要とする車両は、原則として、それぞれの班が保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、総務部財政班が、集中的に調達する。

なお、町が災害応急対策活動のために使用する車両については、必要に応じて前

記第2の5「緊急通行車両の確認等」により、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

イ 総務部財政班は、町本部各部からの車両調達請求に基づき、外部からの調達が必要と認められたときは、町内の運送事業者等から借り上げ、同時に県及び関係機関に対し応援を要請する。

ウ 総務部財政班は、災害の状況に応じ、あらかじめ運送事業者等に車両の待機を要請する。

(2) 輸送手段の選定

物資等の輸送に当たっては、陸上輸送を原則とするが、道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、県等への応援要請又は自衛隊に災害派遣要請を行うなど、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

2 輸送車両の確保、配車手続等

(1) 調達方法

総務部は、車両調達について、事前に事業者等と供給契約を締結しておくものとし、外部からの調達が必要と認められたときは、運送事業者等との連携により輸送車両の確保を図る。

また、町の所要車両が調達不能となった場合は、県に対して調達又は調達のあっせんを要請する。

車種別調達方法

乗 用 車	町保有の乗用車を使用し、不足する場合は町職員の私有自動車及び町内のタクシー業者から借り上げる。
貨物自動車	町内の運送事業者から調達する。
バ ス	町保有のバスを使用し、不足する場合は町内を運行しているバス会社から調達する。

(2) 配車基準

ア 町本部各部に対する車両の配分は、車両の確保状況、町本部各班からの車両調達請求、応急対策の実施状況等を勘案した上で総務部において配車計画を策定し、本部会議で協議して定める。

イ 町本部各部の車両保有数は、「町本部各部の車両保有数」のとおりである。

<資料編6-8 町本部各部の車両保有数>

(3) 配車手続

ア 町本部各班において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時等を明示の上、総務部財政班に請求する。

イ 総務部財政班は、上記(2)アで策定した配車計画に基づき、請求した町本部各部へ車両を引き渡す。

(4) 借上料金

運送事業者等から借り上げた車両の使用料金等は、平常時の契約料金を準用する。

3 輸送方法

(1) 避難者、傷病者等の輸送

ア 避難勧告等が発せられた場合における住民の輸送は原則として行わない。ただし、要配慮者等で自主避難が著しく困難であり、本部長（町長）が必要と認めた場合は、町保有車両により緊急輸送を行う。

イ 傷病者等の医療機関等への輸送は、本章「第6節 救助救急・医療救護活動 第3 医療救護活動」によるものとする。

ウ 被災者の他地区への移送は、あらかじめ締結している協定等により、民生部が関係機関と協力して実施する。

(2) 応急対策実施人員、資材及び物資の輸送

ア 災害応急対策の実施に必要な人員、資材及び物資の輸送は、それぞれその事務を所管する町本部各班が保有する車両で行う。車両を保有していない班又は車両が不足する場合は、前記2（3）に従い、総務部（財政班）に調達請求を行う。

イ 県等へ資材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、県等が指定する引継場所から輸送する。

<資料編2-1-11 災害等緊急時におけるバス輸送の協力等に関する協定>

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則としているが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

第1 応急給水計画

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 計画方針

町は、給水計画を策定し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

2 応急給水

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りでの対応が困難な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県及び南房総広域水道企業団等の水道事業体は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、医療機関等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 給水方法

ア 応急給水は、拠点給水を原則とし、災害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 路上給水は、供用水栓により行う。

ウ 濾水機により濾過し、使用可能な水があるときは、塩素滅菌して給水する。

<資料編8-3 町重要給水施設一覧>

(4) 広報

計画に基づき設置した給水拠点、平素から周知させ、給水を開始した際は、「給水中」の表示を掲げるなど、災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

(5) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する飲料水の供給基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

＜資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等＞

3 補給水利及び応急給水用資機材の現況

(1) 補給水利の現況

補給水利の現況は「町営水道の補給水利の現況」のとおりである。

＜資料編8-1 町営水道の補給水利の現況＞

(2) 応急給水用資機材の保有状況

応急給水用資機材の現況は「町営応急給水資機材保有状況一覧」のとおりである。

＜資料編8-2 町営応急給水資機材保有状況一覧＞

第2 食料・生活必需物資等の供給計画

(主な担当)	民生部、総務部
--------	---------

1 計画方針

町は、食料及び生活必需物資等の供給について、常に取扱業者と連絡をとり、調達可能数量を把握し、災害時において、住民へ速やかに供給できるよう、食料の確保及び救援物資の事前配置、又は集荷について万全を期すよう計画しておくものとする。

また、町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、食料及び生活必需品の供給を県へ要請する。なお、県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

2 救援物資の供給体制の確保

(1) 実施機関

ア 食料及び生活必需物資の供給は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りでの対応が困難な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給物資

ア 食料品

乾パン又は生パン（菓子パン）、米穀類、副食類、ペットボトルによる飲料等

イ 生活必需物資

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(3) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する被災者に対する救援物資の供給基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

3 救援物資の確保

(1) 必要数量の把握

民生部福祉班は、被害の状況及び避難所受入人員等に基づき、必要数量を把握し、総務部財政班に調達を依頼する。

(2) 備蓄品の活用

総務部は、必要に応じ、備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

(3) 協定企業等からの調達

総務部は、災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、町本部各部と連携して必要な物資を調達する。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定>

<資料編2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

<資料編2-1-25 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書>

(4) 義援物資の受付

町は、必要に応じて企業等からの義援物資を受け付ける。ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(5) 政府所有米の供給要請

政府所有米の調達を要する場合、本部長（町長）は、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下、本編において「政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続がとれない場合は、直接政策統括官に要請する。

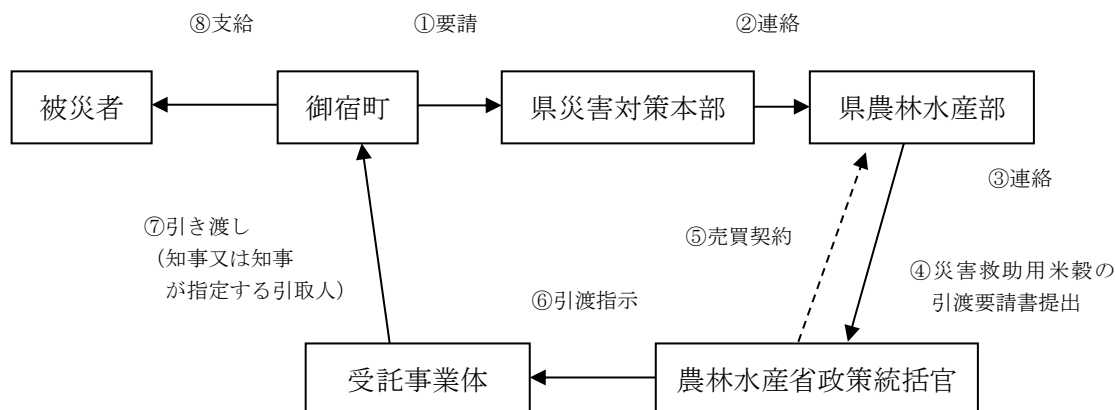
また、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」の規定に基づき、政策統括官と県が売買契約を締結し、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引き渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

ア 町からの要請を受け、県が要請する場合

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から政策統括官に要請し、売買契約を締結する。

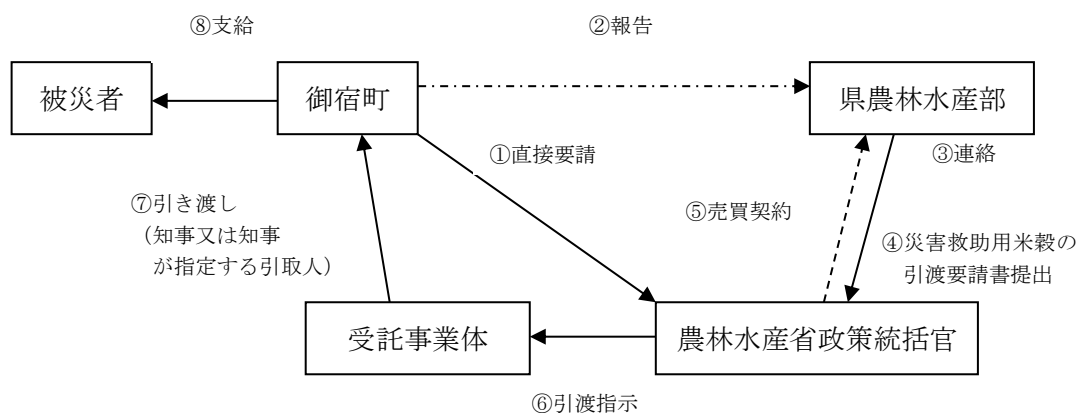
政府所有米穀の受け渡し系統（町からの要請を受け、県が要請する場合）



イ 町が直接、要請した場合

町が直接政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて政策統括官に連絡する。

政府所有米穀の受け渡し系統（町が直接、要請した場合）



4 救援物資の輸送及び集積地

(1) 輸送

町は、調達した救援物資について、あらかじめ定めた集積地へ輸送し、必要な数量をその都度現地へ輸送する。

この輸送は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 第3 輸送計画」によるものとする。

(2) 救援物資の集積地

救援物資の集積地は、原則として「物資の集積拠点」のとおりとするが、災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

<資料編6-7 物資の集積拠点>

5 救援物資の配分等

(1) 炊き出しの実施及び食料の配分

ア 炊き出しの実施

- (ア) 炊き出しの実施については、原則として学校の給食施設を使用する。
- (イ) 炊き出しを実施する場合、民生部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。
- (ウ) 炊き出しの実施に当たっては、必要に応じて民間協力団体等に対し、応援を要請する。

イ 食料の配分

- (ア) 食料の配分は、原則として避難所において行うものとし、避難所へ避難している被災者のほか、在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者に対しても及ぶように努める。
- (イ) 食料の配分に当たっては、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配分する。

ウ 炊き出し等の記録及び報告

民生部住民班は、炊き出し及び食料の配分状況を随時本部長（町長）に報告するとともに、活動の状況を取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長（町長）に報告する。

(2) 生活必需物資等の配分

ア 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害状況に応じて「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に定める限度額の範囲内でその都度定める。

イ 給与の範囲

- (ア) 生活必需物資等の給与又は貸与は、主として避難所へ避難している被災者を対象として実施するが、在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者等に対しても必要に応じて実施する。
- (イ) 被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急的救援物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

ウ 配分

- (ア) 民生部福祉班長は、交付対象者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。
- (イ) 交付担当者（民生部福祉班）は、上記（ア）の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

エ 記録

被災者に救援物資を交付したときは、原則として被災者から受領書を徴する。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第3 燃料の調達

(主な担当)	総務部
--------	-----

町は、災害時の応急対策の実施に当たり、燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内石油販売店と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

第9節 広域応援の要請及び相互応援

大規模な災害の発生時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため町は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国及び県の指導のもと、受入体制の整備に努める。

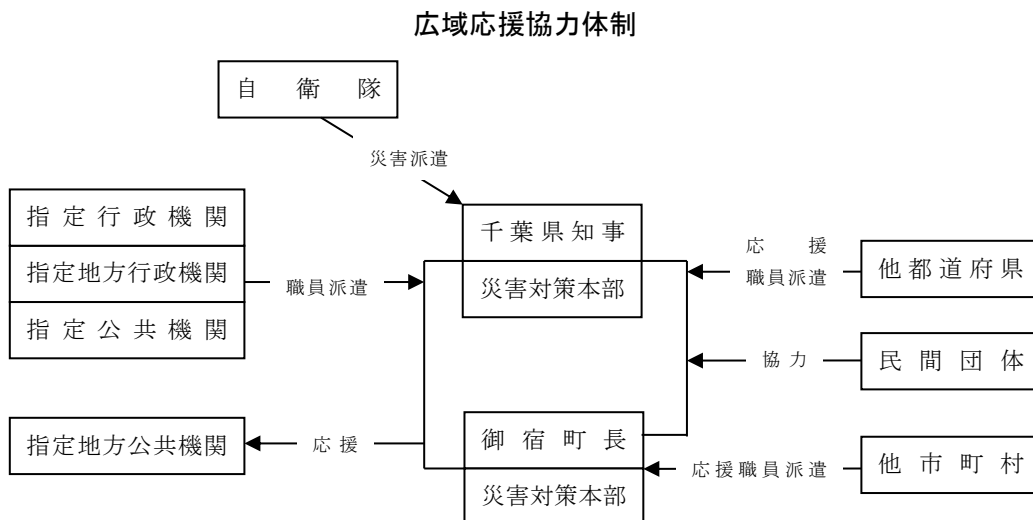
第1 広域応援の要請及び相互応援

(主な担当) 総務部、建設環境部

1 広域応援協力体制

町は、平素から法令又はこの計画の定めるところに従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

なお、災害時の広域応援協力体制は、次のとおりである。



(1) 国等に対する応援要請等

ア 職員の派遣又はあっせんの要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求める。

イ 指定行政機関の長等による応急措置の代行

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び県が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、本部長（町長）の実施する応急措置の全部又は一部を、本部長（町長）に代わって実施する。

- (ア) 応急公用負担の実施
- (イ) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施
- (ウ) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施

(2) 県への応援要請等

ア 応援又は応援のあっせん要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援又は応援のあっせんに要請する。

知事は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。

特に、県は東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしており、町から職員派遣の要請をする場合又は町が災害対応能力を喪失したと認められた場合における、県職員の派遣による災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等の人的支援措置について、事前に町と県の間で協議しておくこととする。

イ 県による応急措置の代行

知事は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、本部長（町長）の実施する応急措置の全部又は一部を、本部長（町長）に代わって実施する。

- (ア) 警戒区域の設定
- (イ) 応急公用負担の実施
- (ウ) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施
- (エ) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施

(3) 市町村間の相互応援

ア 応援要請

本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」並びに「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」及び「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

イ 知事による措置

知事は、上記アの応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示する。この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- (ア) 応援をすべき市町村名
- (イ) 応援の範囲又は区域

(ウ) 担当業務

(エ) 応援の方法

ウ 自主応援

本部長（町長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

(4) 消防機関の応援

ア 応援要請

本部長（町長）及び消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

イ 知事による措置

知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示する。

また、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

ウ 被災市町村への応援

本部長（町長）及び消防長は、被災市町村からの応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

<資料編2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱>

(5) 水道事業者等の相互応援

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整のもと、他の事業者等に応援要請を行う。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(6) 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、町は、県及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

2 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を整備し、相互に交換する。

3 経費の負担

(1) 国又は県、他市町村から町に職員の派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法によるものとする（災害対策基本法施行令第18条）。

(2) 指定地方公共機関等から協力を受けた場合

指定地方公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法によるものとする。

4 応急措置等の要請要領

町は、県、他市町村及びその他の機関に応援を求める場合、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続によるものとする。

本部長（町長）は、県に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、県防災行政無線、庁舎及び携帯電話の災害時優先回線を活用し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

本章「第1節 災害対策本部活動 第3 災害救助法の適用手続等」によるものとする。

イ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由

(イ) 移送を必要とする被災者の数

(ウ) 希望する移送先

(エ) 被災者の受入れを要する期間

(オ) その他必要な事項

ウ 県各部への応援要請又は応急措置の実施要請

(ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

(イ) 応援を希望する物資、資料、機械、器具等の品名及び数量

(ウ) 応援（応急措置）を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

(2) 県に防災関係機関、他市町村及び自衛隊等の応援のあつせんを求める場合

ア 自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う場合

自衛隊法第83条及び本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

イ 他市町村又は防災関係機関の応援要請のあつせんを求める場合

(ア) 災害の状況及び要請理由

(イ) 応援を希望する機関名

- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

ウ 防災関係機関の職員の派遣のあつせんを求める場合

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

エ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

(3) 県以外の機関に対する要請

町は、他市町村、指定地方行政機関等、県以外の防災関係機関に対して直接応援を求めた場合は、県の総合調整を円滑に行うため、応援協定を締結している機関への応援依頼も含め、事後速やかに県に連絡する。

第2 民間団体等との協力体制の確立

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 民間団体等への応援要請

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体及び町内の建設業者等の協力を得る。

(1) 民間協力団体

町における民間団体は、おおむね次のとおりである。

- ア 警察署防犯協会
- イ 交通安全協会
- ウ 御宿町商工会
- エ 御宿岩和田漁業協同組合
- オ いすみ農業協同組合
- カ 医師会及び歯科医師会
- キ 行政区長会
- ク 御宿町社会福祉協議会
- ケ 自主防災組織
- コ その他これに類する団体

(2) 民間団体等との協力業務

ア 各機関は、町の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これらの団体の協力業務及び協力方法を定める等協力体制の確立に努める。

イ 町本部各部は、それぞれの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議して、これらの団体の町に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備する。

ウ 住民が災害について正しい知識と理解を持ち、町を災害から守ろうとする認識を持つことが必要であるから、町は、関係機関の協力を得て、平素から上記(1)の団体等を通じて防災思想の普及、災害時の心得等について機会があるごとに指導し、住民が自発的に災害対策活動に協力するよう、防災意識の高揚を図る。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(ア) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。

(イ) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。

(ウ) 災害時における広報広聴活動に協力すること。

(エ) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。

(オ) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に協力すること。

(カ) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。

(キ) 被害状況の調査に協力すること。

(ク) 被災区域内の秩序維持に協力すること。

(ケ) 罹災証明書交付事務に協力すること。

(コ) その他の災害応急対策業務に協力すること。

(3) 工作協力の要請

本部長(町長)は、災害時において必要があると認めた場合は、町内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進する。

工作活動は、おおむね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

ア 水防活動に関する活動

イ 障害物の除去等に関する活動

ウ 施設等の応急復旧に関する活動

エ その他応急対策に関する活動

<資料編2-1-18 災害時における災害応急対策に関する協定>

<資料編2-1-20 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定>

2 雇上げ計画

町は、災害時において、町職員及び民間団体等のみでは十分に災害対策の効果をあげ得ない場合、労務者の雇上げにより、労力の確保を図る。

(1) 雇上げ方針

災害時において、雑役土工類似の労働に耐え得る能力のある日雇い労働者(公共職

業安定所の日雇い求職者等)を迅速、確実に雇い上げる。

(2) 労務供給の要請(求人申込)

総務部庶務班は、町本部各班からの要請に基づき、労務所要人員を把握し、本部室に付議するとともに、県に要請する。

(3) 労務者の受入れ

労務者確保の連絡を受理後、速やかに労務者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において公共職業安定所職員立ち会いの上、労務者の受入れを行う。

また、作業終了後においても待機場所又は交通機関まで労務者の輸送について協力する。

(4) 労務者雇用報告

救助活動等を実施するに際し、労務者等を雇い上げた町本部各班の長は、別記様式により記録し、活動終了後、直ちに本部長(町長)に報告する。

3 費用の負担等

(1) 民間団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

(2) 工作協力隊

協力業者と協議して雇用単価を定める。

(3) 雇用労働者

ア 作業時間は、原則として8時間勤務とし、賃金は、県に準じて定める。

イ 賃金の支払いは、原則として就労現場において作業終了後直ちに支払うこととする。

(4) 支払措置

労務供給を要請した町本部各班の長は、あらかじめ総務部長と協議し、災害対策費からの支出措置を講ずる。

第3 広域避難者の受入れ等

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 広域避難の調整手続等

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

(1) 県内市町村間における広域避難

本部長(町長)は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入先市町村の選定や紹介、運

送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援することとしている。

(2) 都道府県域を越える広域避難

本部長（町長）は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、知事に対し、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議及び広域避難に係る支援を要請する。

なお、県は、他の被災都道府県から広域避難者の受入れの協議等があった場合、県内市町村との調整を行い、受入先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援することとしている。

2 広域避難者への支援

(1) 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

町は、広域避難者を受け入れた場合、県と連携のもと、避難者から避難先等に関する情報を任意に受け、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者を受け入れた場合、公共施設等の受入体制を補完するため、県と連携のもと、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(3) 被災者への情報提供等

町は、広域避難を実施した場合、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対する広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県・市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

町は、大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県に対して自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

第1 災害派遣の要請

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、本部長（町長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

なお、本部長（町長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事に要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能である場合、本部長（町長）は、直接自衛隊の災害派遣を要請し、通信の途絶等の解消後、速やかにその旨を知事に通知する。

自衛隊は通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊が自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

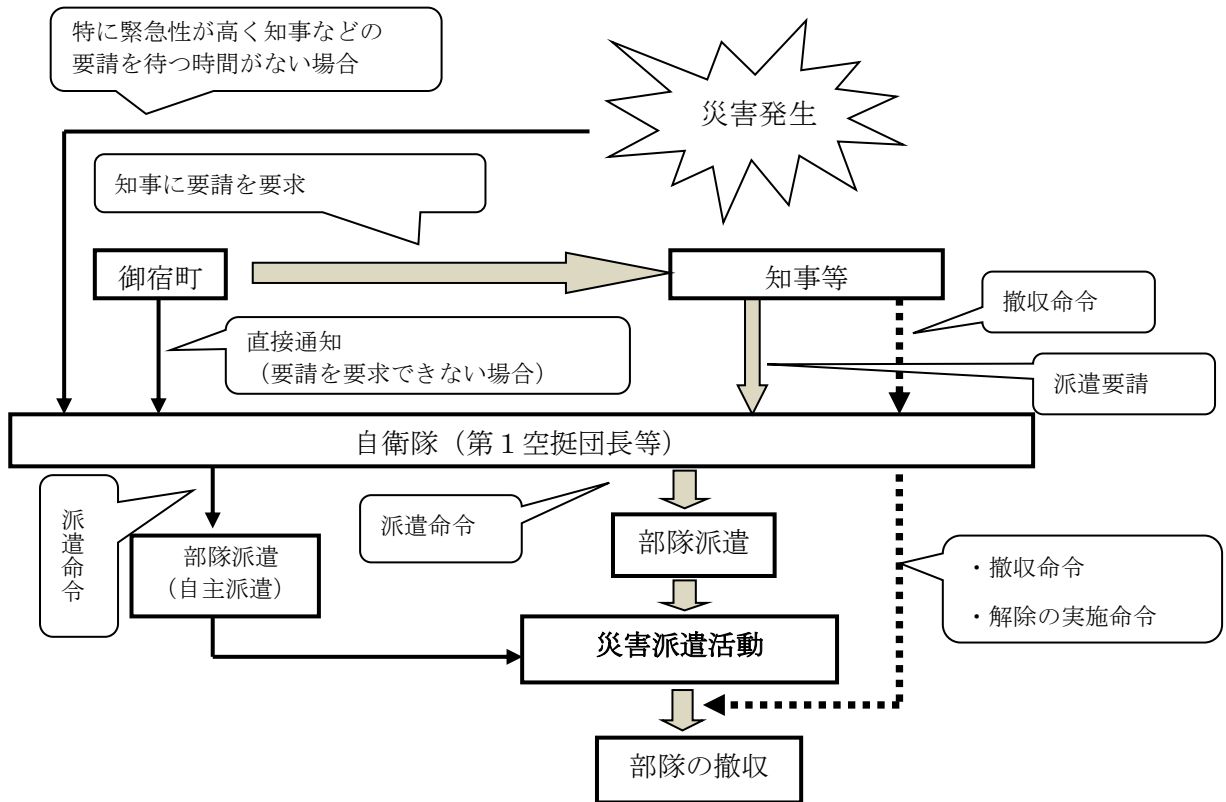
エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

2 要請から派遣、撤収までの流れ

災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れは次のとおりである。

災害派遣の要請～派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の要求手続等

- (1) 知事に対する自衛隊への災害派遣要請の要求は、原則として本部長（町長）が次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

災害派遣要請先

提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域、活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

- (2) 本部長（町長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接自衛隊の災害派遣を要請し、通信の途絶等の解消後、速やかにその旨を知事に通知する。

この場合の災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方總監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

<資料編6-1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧>

4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）、知事及び派遣部隊の長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう協議を行う。

第2 災害派遣部隊の受入れ

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（町長）及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 連絡員等の配置

町は、派遣された部隊が、円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導及び町本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置する。

(4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し、部隊に通報する。

<資料編6-2 ヘリコプター発着可能地点>

<資料編6-3 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動は次のとおりである。

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

項目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は町等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町等の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令に基づき、被災者に対し生活必需物資等は無償貸与し、又は救出品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

<資料編6-4 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能>

2 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

市町村で負担すべき、派遣部隊に要する経費は、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

町は、災害発生時に学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期の授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

さらに、文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

第1 防災体制の確立

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 事前準備

学校長は災害に備え、次のとおり事前準備を行う。

(1) 学校安全計画の作成等

学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(2) 対策及び措置

災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講ずる。

ア 計画的に防災に関わる施設、設備の点検整備を図る。

イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

2 災害時の体制

(1) 学校

学校長は、次のとおり児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画を策定し、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(2) 町

教育部は、本部室の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに、適切な緊急対策を指示する。

3 災害復旧時の体制

(1) 学校

学校長は、早期の授業再開を目指し、次のとおり災害復旧時における対策を講ずる。

ア 教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡して教科書及び教材の給与に協力する体制整備に努める。

イ 学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。

教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保を期するように留意し、指導に当たっては、健康安全教育及び生活指導に重点を置くこととする。

ウ 疎開した児童生徒については、職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、上記イに準じた指導を行うように努める。

エ 災害の推移を把握し、絶えず町教育委員会と連絡をとり、平常授業に復帰するよう努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡する。

(2) 町

ア 教育部は、被災学校ごとに担当者を定め、学校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

イ 教育部は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

第2 学用品の調達及び支給

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 給付の対象

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

2 実施機関

教材・学用品の給与は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

3 学用品の給与

(1) 学用品の給与を受ける者

- ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- イ 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）
- ウ 中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
- エ 高等学校等生徒〔高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒〕
- オ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

(2) 学用品給与の方法

- ア 学校及び町教育委員会の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(3) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
小学校児童及び中学校生徒が、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。
- イ 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
- ウ 通学用品
運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する学用品の給付基準及び災害救助法適用後において適用される基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

＜資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等＞

第3 授業料等の減免等・学校給食の措置

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 授業料等の減免等

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立し、その実施に努める。

2 学校給食の実施

町は、学校の再開後学校給食を再開するに当たっては、必要に応じ県に対し、物資等の調達及び指導、助言を要請する。

第4 文化財の保護

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 災害時の状況把握及び報告

- (1) 文化財に被害が発生した場合、町は、その所有者、管理者と協力して、その状況を速やかに把握し、県に報告する。
- (2) 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由して県に報告する。

2 災害時の応急措置

- (1) 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。
- (2) 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
 - ア 建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
 - イ 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
 - ウ 記念物については、町等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第12節 帰宅困難者等対策

町は、台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

第1 一斉帰宅抑制対策

(主な担当)	総務部、民生部、教育部
--------	-------------

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内にとどまるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

町は、警察等関係機関と連携して保護した利用者を一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供

町は、県と連携のもと、災害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、デジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第2 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(主な担当)	総務部、民生部、建設環境部
--------	---------------

1 一時滞在施設の開設

町は、県と連携のもと、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、区域内の民間施設管理者に対する一時滞在施設開設の要請や宿泊事業者等に対して観光客等の一時滞在についての協力を要請する。

さらに、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

2 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

3 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町や県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 保健活動等

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 活動体制

町は、平常時から、夷隅健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努め、災害時には、夷隅健康福祉センターが編成する保健活動チームと連携し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

2 保健活動

(1) 巡回健康相談の実施

町は、夷隅健康福祉センターと連携のもと、設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を整え、健康相談においては、健康管理及び心のケアと併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に身体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(2) 要配慮者の情報共有

町は災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、夷隅健康福祉センターが把握する要配慮者等に関する情報と共有・交換を行う。

(3) 食品衛生知識の普及

町は、夷隅健康福祉センターと連携のもと、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について普及啓発を行う。

(4) 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて夷隅健康福祉センターを通じ、県に対して保健師等の派遣を要請する。

3 食品衛生監視

災害発生時には、停電及び断水による飲料水の汚染により、食料品が腐敗及び汚染することが考えられるため、夷隅健康福祉センターに、食品衛生監視を要請する。

(1) 食品衛生監視班の編成

食品衛生監視班は、監視員2人をもって編成される。

(2) 食品衛生監視班の業務

食品衛生監視班は、夷隅健康福祉センター長の指揮のもと、次の活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

4 乳幼児救護

(1) 乳幼児救護班の編成

乳幼児救護班は、民生部保健衛生班の中から栄養士又は保健師1人及び事務2人をもって編成する。

(2) 乳幼児救護班の業務

- ア 乳幼児救護班は、調乳、ほ乳びんの貸与及び授乳を行い、乳幼児の栄養補給に努める。
- イ 乳幼児救護班は、災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、罹災乳幼児の栄養補給の必要数を把握し、粉乳その他の救援物資を携行し、民生部保健衛生班長の指示により被災地又は避難所等において乳幼児の栄養補給を行う。

(3) 県への応援要請

本部長（町長）は、災害の状況により、本町限りでの対応が困難な場合、夷隅健康福祉センター長を通じて県に応援を要請する。

5 飲料水の安全確保

夷隅健康福祉センターは、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、「飲料水健康危機管理対策活動要領」に基づき対応することとしており、町は、夷隅健康福祉センターと協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

6 動物対策

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護するとともに、特定動物〔動物の愛護及び管理に関する法律で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物〕が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講ずることとしており、町は、必要に応じてこれらの措置に協力する。

第2 防疫活動

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

町においては、防疫班、消毒班、検水班等を編成し、相互に緊密に連絡をとりながら防疫活動を実施する。

防疫活動体制

班名	1班の処理件数	構成
防疫班	30戸/日	医師1、保健師又は看護師2、事務2
隔離消毒班	患者3人/日	技師1、運転1、一般作業1
検水班	300～350件/日	検査3
害虫駆除班	—	従業員4

2 実施主体

防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本編において「感染症法」という。）に基づき、町及び県が実施する。

3 災害防疫の実施方法

(1) 検病調査

防疫班は、夷隅健康福祉センターと相互に協力して避難所等を重点とした検病調査を実施するとともに、被災地の感染症状況の把握、患者の早期発見に努める。特に避難所については、防疫指導を徹底し、感染症の早期発見、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。

また、知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

(2) 広報活動の強化

防疫班は、地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努めるものとし、検病調査と並行して、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器の使用等により予防宣伝を行う。

(3) 消毒の実施

検水班は、感染症法第27条の規定により、次のとおり消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

ア 消毒及び検水

(ア) 被災家屋、下水及びその他不潔な場所の消毒を行い、又は消毒薬を交付して指導する。

(イ) 夷隅健康福祉センターから、被災地の井戸の汚染が認められた旨の通報を受けた場合は、直ちにクロール石灰等による消毒を行う。

以後は、直接消毒するか、又は、消毒薬を交付して自主的に行わせる。

(ウ) 消毒の実施後、細菌学的検査を行い、その結果により使用の禁止又は許可を与える。

イ 避難所の防疫措置

避難所開設後、直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後適宜消毒を行う。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

害虫駆除班は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

4 患者等に対する措置

隔離消毒班は、防疫班と密接に連絡をとり、感染症患者について夷隅健康福祉センターに報告し、迅速かつ安全な入院勧告の実施について依頼するとともに、患者の家の消毒を実施する。

5 生活用水の供給

町は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中、衛生面に配慮して生活用水を供給する。

6 防疫用薬剤の確保

町は、避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

7 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時夷隅健康福祉センターに報告する。

第3 死体の捜索・処理等

(主な担当)	民生部、総務部、警備消防部、いすみ警察署、海上保安署
--------	----------------------------

1 活動内容

町は、関係機関と連携のもと、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を実施するとともに、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

(1) 死体の捜索、収容、処理及び埋葬

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下、本編において「検案医師等」という。）により実施する。

(2) 死体処理施設の確保

警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（死体収容所・安置所、検視場所）の確保は、町及び県が場所の選定を行う。

3 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、本部長（町長）は、検案医師等について、必要に応じて夷隅医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

なお、具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

4 災害救助法による救助の基準等

(1) 死体の搜索

町は、行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索する。

なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わないものとする。

(2) 死体の輸送

検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て死体収容所に輸送し、収容する。

(3) 死体収容所・安置所の開設

ア 町は、被害現場付近の寺院、公共建物等を利用し、死体収容所・安置所を開設し、収容する。

イ 町は、上記アの収容所に死体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(4) 死体の収容

ア 町は、身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼るとともに、埋葬許可証を発行する。

イ 家族その他から死体の引き取りを希望するものがある場合、町は、死体処理票により整理の上、引き渡す。

(5) 死体の処理

町は、災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施する。

ア 死体を処理する場合

(ア) 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

(イ) 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、本部長（町長）

は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせるものとする。ただし、引き取るいとまのない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、本部長（町長）が死体の処理を行う。

(ウ) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等の関係者に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

(6) 埋葬

町は、民生部保健衛生班が中心となって、災害の際死亡した者に対し、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

ア 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない。）

イ 埋葬の方法

(ア) 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

(イ) 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供とする。

ウ 火葬措置

(ア) 死体を火葬に付する場合は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。

(イ) 遺骨及び遺留品を遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管場所へ一時保管する。

(ウ) 家族その他から遺骨及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品処理票によって整理の上、引き渡す。

エ 仮埋葬措置

(ア) 死体多数のため火葬場で処理しきれない場合は、死体収容所その他適当な場所に仮埋葬する。

(イ) 仮埋葬死体は、個別埋葬を原則とするが、不可能な場合は合葬する。

(ウ) 仮埋葬死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、又は正規の墓地に改葬する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、同法適用に至らない場合における応急救助対策も、これに準じて実施する。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

5 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の遺骨は、遺留品とともに町の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして町内の別に定める場所に保管する。

6 死体の処理等の報告

民生部保健衛生班長は、死体の処理状況等を随時本部長（町長）に報告するとともに、別記様式により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長（町長）に報告する。

7 その他

（1）警察における計画

ア 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引き渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は本部長（町長）と緊密に連絡し、町及び県の行う身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

ウ 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と併せて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

（2）海上保安部（署）における計画

ア 災害により千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

イ 必要に応じて他の海上保安部署等から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。

ウ 収容した死体は、本部長（町長）又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引き渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、本部長（町長）又は知事の行う措置に協力する。

第4 清掃及び障害物の除去

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 活動内容

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、町は、廃棄物処理及び障害物の除去を実施するとともに、環境汚染防止対策及び健康被害防止対策を推進し、被災地の環境保全を図る。

また、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」（以下、この節において「策定指

針」という。)に基づき、町における災害廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

2 災害廃棄物処理計画

(1) 実施機関

ア 災害時における被害地帯の清掃は、本部長（町長）が実施し、清掃班がこれに当たる。

イ 災害等による大量の廃棄物が発生し、本町限りでの対応が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県内他市町村へ協力を要請し、相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県が締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」等に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

ウ 町は、必要に応じて県に対し、災害廃棄物処理計画策定に関する助言及び災害廃棄物処理に関する情報提供を要請する。

<資料編2-1-9 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定>

<資料編2-1-10 夷隅郡市3施設ごみ処理協定>

(2) 廃棄物の収集と処理

ア 町における組織体制

町は、災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

イ 災害廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち適正に処分する。

(イ) 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む。）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。また、一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(オ) し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、県が締結している「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

町は、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(ア) がれき・粗大ごみ・生活ごみ等

下記の方法によって算出し、収集、処理の対策を講ずる。

- a 全壊（流失） 1戸につき 1 t
- 半壊 " 0.5 t
- 床上浸水 " 0.2 t

$$(全壊戸数 + 流失戸数) \times 1 + (半壊戸数) \times 0.5 + (床上浸水戸数) \times 0.2 = 要総処理量$$

b 清掃班の処理能力

1班1日当たり 22 t

班編成 運搬車 2 tトラック 1台 作業員 10人 所要器具一式

(イ) し尿

- a 全壊戸数・流失戸数・床上浸水戸数・床下浸水戸数 各 75 リットル

$$(全壊戸数 + 流失戸数 + 床上浸水戸数 + 床下浸水戸数) \times 75 \text{ リットル} = 要総処理量$$

b し尿処理班の処理能力

1班1日当たり 4 キロリットル

班編成 運搬車 1.8 tトラック 1台 作業員 4人

エ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町は、策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について、関係機関と調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や排水処理施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

カ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

本部長（町長）は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

3 障害物の除去

(1) 道路関係障害物の除去計画

ア 計画方針

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合においては、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図るものとし、特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 実施方法

- (ア) 国道・県道の障害物については、夷隅土木事務所に連絡し、除去を要請する。
- (イ) 町道については、建設環境部が消防団の協力を得て行い、状況により町内の土木業者等に協力を求めて実施する。
- (ウ) 警察署は、交通確保の観点から交通の妨害となっている倒壊樹林、たれ下っている電線等の障害物の除去について各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

(2) 河川・海岸・漁港関係障害物除去計画

ア 河川・海岸

河川・海岸の管理者は、河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

漁港管理者（町）は、漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去を行う。

(3) 住宅関連障害物除去計画

ア 計画方針

災害により障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

イ 実施機関

- (ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、本部長（町長）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。
なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

- (イ) 本町限りでの対応が困難な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 障害物の除去の対象となる者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

エ 実施方法

- (ア) 災害救助法適用前においては、本部長（町長）が除去の必要を認めたものを対象とし、建設環境部建設班が町内の土木業者の協力を得て、人夫あるいは技術者を動員して障害物の除去を実施する。
また、必要に応じ消防団が協力する。
- (イ) 災害救助法適用後においては、上記ウに基づき、除去対象戸数及び所在を調査して県へ報告するとともに、除去活動を要請する。
- (ウ) 除去は、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り行う（応急的救助に限る。）。

(エ) 除去障害物の仮処理場所は、須賀多目的広場駐車場とする。

オ 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する障害物の除去基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

4 環境汚染の防止対策

町は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じてアスベスト飛散の危険性について、住民やボランティアに対する注意喚起や被害防止のための指導を行う。

5 健康被害の防止対策

町は、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導するとともに、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

町は、被災者の居住の安定を図るため、災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理及び公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借り上げる。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

第1 応急仮設住宅の提供等

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者の住居を確保するため、被災地域の状況に応じて応急仮設住宅を供与する。

(1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供与の方法

災害救助法適用前においては、本部長（町長）が必要と認めた場合、県の協力のもと、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設を行う。

災害救助法適用後においては、必要戸数等を調査して県へ報告するとともに、応急仮設住宅の建設を要請する。

(3) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助基準等の概要は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

2 町営住宅及び民間賃貸住宅の活用

(1) 町営住宅

町は、町営住宅について、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ

町は、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、県及び関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

<資料編2-1-13 災害時における緊急受入に関する協定>

3 被災した住宅の応急修理

災害により住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、本部長（町長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 実施方法

前記1（2）に準じて行う。

(3) 住宅事業者の団体との連携

町は、住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

町がその責任において実施する住宅の応急修理基準及び災害救助法が適用された場合の経費内容及び限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

4 建設資材の確保

(1) 協定業者を通じた建設資材の確保

町及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県が締結している協定に基づき、(一社)プレハブ建築協会、(一社)千葉県建設業協会、(一社)全国木造建設事業協会のあっせんする業者を通じて確保に努める。

(2) 災害応急復旧用材（国有林材）及び県有林材の供給要請

ア 本部長（町長）は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

イ 本部長（町長）は、災害時に木材の供給等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し、県有林材の提供を要請する。

第2 被災宅地危険度判定の実施

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 実施体制の整備

町は、豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧を図る。

2 被災宅地危険度判定の実施

(1) 実施機関

- ア 被災宅地危険度判定は、本部長（町長）が行う。
- イ 本部長（町長）は、被害の状況から、被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、県に対して支援を要請する。
- ウ 県は、判定士の派遣措置を行うなど、必要な支援措置を講ずる。

(2) 実施体制の準備

町は、県と協力して判定に必要な資機材等の準備を行う。

(3) 判定士の確保

町は、次の方法により、判定士の確保を図る。

- ア 県への派遣要請
- イ 他市町村への派遣協力要請
- ウ 町内の関係団体への要請
- エ ボランティアの派遣要請

(4) 受入体制の整備

町は、判定士の受入れに際して、宿泊場所、移動手手段の確保等の準備を十分に行う。

(5) 実施方法判定による結果の表示

町は、県の支援のもと、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定を実施し、その結果を被災宅地に表示するなど、必要な措置を講ずる。

第3 罹災証明書の交付

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 活動体制

(1) 町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結等により、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するために必要な実施体制の整備に努めるとともに、災害発生後においては、早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、県においては、被害の規模や被災した市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわ

たる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図ることとしているため、必要に応じて県に対し、支援を要請する。

- (2) 本町限りでの対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 発行手続

総務部庶務班は、町内に罹災台帳を備え付け、その台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料あるいは現地調査）等によって、被災者の申請により発行する。

3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害とし、次の事項について証明する。

(1) 住家

- ア 全焼（壊）
- イ 流失
- ウ 半焼（壊）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

(2) 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

4 証明手数料

証明手数料は免除する。

5 証明書の様式

別記様式のとおりとする。

第15節 生活関連施設等の応急復旧

町は、防災関係機関及びライフライン事業者と相互に緊密な連携を図り、災害により被害を受けた、生活施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

第1 ライフライン施設の応急復旧

(主な担当)	建設環境部、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
--------	---

1 水道施設

災害時において、町は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、本町限りでの対応が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(1) 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 実施要領

(ア) ダム

ダムは、電気及び管路の復旧次第運転する。

応急措置として、浄水場に設置してある自家発電設備により、取水する。

(イ) 導水管、送水管

塩化ビニール管等の破損による漏水が出るものと思われ、これを第一に復旧する。

(ウ) 浄水場施設等

浄水場施設等(建物、着水井、配水池、計器盤)は、稼働できる施設を有効に

使用して応急修理を急ぐよう措置する。

また、塩素ガス漏えい事故防止に細心の注意を払って対処する。

(エ) 配水施設・給水装置

配水管路の全長の約68%が塩化ビニール管等のため町の人口集中部に破損による漏水が多発することが予想される。この復旧順位は、まず配水管とし、次に給水管とする。

なお、施工に当たっては、適切な情報の把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、指定水道工事店及び建設業者の応援を得て応急復旧を全力で行う。

(3) 応急防災用資機材の確保

本町限りで応急防災用資機材が確保できない場合、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(4) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電気施設〔東京電力パワーグリッド(株)〕

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

総支社非常災害対策本部(以下、この節において「本部」という。)を千葉総支社内に置く。また、非常災害対策支部(以下、この節において「支部」という。)を各支社に設置する。

ウ 組織の運営

(ア) 発令

- a 本(支)部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき態勢区分に従い、非常態勢を発令する。
- b 上部機関が非常態勢に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。
- c 支社において非常態勢を発令した場合は、総支社長へその旨報告する。

(イ) 運営

非常態勢が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本(支)部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常態勢を縮小する。

また、非常災害対策本(支)部を設置しておく必要がなくなった場合は非常態勢を解除する。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常態勢の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- a 復旧応援隊の必要の有無
- b 復旧作業隊の配置状況
- c 復旧資機材の調達
- d 電力系統の復旧方法の検討
- e 復旧作業の日程
- f 仮復旧の完了見込み
- g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

- a 送電設備
 - (a) 全回線送電不能の主要線路
 - (b) 全回線送電不能のその他の線路
 - (c) 一部回線送電不能の重要線路
 - (d) 一部回線送電不能のその他の線路
- b 変電設備
 - (a) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - (b) 都心部に送電する系統の送電用変電所
 - (c) 重要施設に供給する配電用変電所
- c 通信設備
 - (a) 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
 - (b) 保守用回線
 - (c) 業務用回線
- d 配電設備
 - (a) この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、具体的に復旧順位を定めておく。
 - (b) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切り替え、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
 - (c) 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投

光器などの仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多面で、当該非常災害対策本（支）部のみでの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業に当たる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

(ア) 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。

(イ) 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続を行う。

(ウ) 非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 復旧作業上の留意事項

ア 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。

イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

(3) 非常災害前の対策

ア 情報連絡

(ア) 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。

(イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。

(ウ) 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらに、NTT電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

イ 各設備の予防強化

(ア) 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、総支社並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

a 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

b 防火、防水、救命用器などの点検整備

c 非常持出物品の搬出準備

d 防火扉の開閉点検

- e 建物の補強
 - f 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止
 - g 排水設備の点検整備
- (イ) その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）
業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。
- a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。
 - b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。
 - c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て、強化を図る。
 - d 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。
- (ウ) 要員の動員、連絡の徹底
- a 総支社及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成表示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。
 - b 総支社及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。
 - c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常態勢が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。
 - d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また、構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。
 - e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種態勢に入り得るよう受入体制に配慮する。
- (エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認
あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配する。
- (オ) 公衆感電障害事故防止
新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対して次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。
- a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。
 - b 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
 - c 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
 - d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。
 - e 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

f その他事故防止のための留意すべき事項

(4) 災害発生時の対策

ア 各設備の運転保守について

- (ア) 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。
- (イ) 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

(ア) 被害状況の収集

a 本部

- (a) 電話連絡可能な場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。
- (b) 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

b 支部

- (a) 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。
- (b) 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

(イ) 被害状況の周知

- a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。
- b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

3 通信施設

(1) 東日本電信電話（株）千葉事業部の通信施設災害対策計画

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株)NTTドコモの通信施設災害対策計画

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI（株）の通信施設災害対策計画

KDDI（株）では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般住民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク（株）の通信施設災害対策計画

ソフトバンク（株）では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡をとりながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

第2 郵政業務の応急対策

(主な担当)	日本郵便（株）
--------	---------

日本郵便（株）においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を実施する。

1 窓口業務

災害時における窓口業務の維持を行う。

2 ゆうちょ銀行（株）の非常払い及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱い

ゆうちょ銀行（株）の非常払い及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取り扱う。

3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便（株）が指定した郵便局とする。

4 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便（株）が指定した郵便局とする。

5 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

日本郵便（株）が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局はすべての郵便局とする。

6 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

<資料編2-1-16 御宿町と御宿町内郵便局及び大原郵便局との地域における協力に関する協定>

第16節 ボランティアの協力

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

また、県、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第1 ボランティアの活動分野

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 ボランティアの活動内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災宅地危険度判定
- ウ 外国語の通訳、情報提供
- エ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理治療
- カ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- キ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片付けなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災宅地危険度判定士
- ウ ボランティア活動の一般分野を担う個人

エ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び御宿町社会福祉協議会
- ウ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

第2 ボランティアの受入体制

(主な担当)	民生部、御宿町社会福祉協議会
--------	----------------

1 災害時における参加の呼びかけ

災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町及び県に加え、町災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問い合わせを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

2 災害ボランティアセンターの設置

(1) 町災害ボランティアセンター

町社会福祉協議会は、災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、被災状況を踏まえ、町と連携して町災害ボランティアセンターを設置する。

御宿町災害ボランティアセンターの設置場所

御宿町社会福祉協議会

(2) 県災害ボランティアセンター

県は、大規模災害が発生した場合、県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するため、県は、広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

（1）災害ボランティアセンター窓口の設置

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に、災害ボランティアセンターに窓口を設置して実施することとし、町、町社会福祉協議会、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

（2）県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

県担当部局による登録先等

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、 情報提供	（公財）ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	（一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

※ 平時に登録を行っている。

（3）災害ボランティアセンターによる登録

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入れ、登録する。

なお、被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び周辺市町村の災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、町災害ボランティアセンターのボランティア窓口におい

て受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアの派遣

ア 町災害ボランティアセンター

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、町内のボランティアの需要状況を基に派遣する。

なお、町災害ボランティアセンターが他市町村にボランティアを派遣する際には、県災害ボランティアセンターの指示を受け、現地にボランティアを派遣する。

イ 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行う。

ウ 広域災害ボランティアセンター

広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進める。

4 ボランティアニーズの把握

(1) 町災害ボランティアセンター

町災害ボランティアセンターは、町と連携の上、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(2) 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にして情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

5 各種ボランティア団体との連携

町は、町災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携のもと、災害支援活動を進める。

6 ボランティアへの支援

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、町及び町社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うよう努める。

7 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

<資料編 2-1-15 災害時におけるボランティアに関する協定>

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるよう、町は、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、生活相談等を行うことによって、住民に自力復興心を持たせ、もって生活安定の早期回復を図る。

第1 被災者に関する支援情報の提供等

(主な担当)	全庁
--------	----

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、公平で効率的な被災者支援の実施に努める。

被災者台帳の作成に当たっては、必要に応じ、県が被災者に対して実施した支援に関する情報の提供を要請する。

第2 義援金の配分

(主な担当)	保健福祉課、会計室
--------	-----------

1 方針

町は、必要に応じて義援金を自ら募集し、迅速かつ確実に被災者に配分することで、被災者支援の充実を図る。

また、県又は義援金募集团体から送付された義援金の配分に必要な事項については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定することとなっており、町は、その決定に基づき被災者に配分する。

なお、義援物資については、本編第3章「第8節 救援物資供給活動 第2 食料・生活必需物資等の供給計画」によるものとする。

2 募集の決定及び周知

町は、被害状況等を勘案して義援金の募集を決定し、県、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じて公表し、広報を行う。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- (2) 受付窓口
- (3) 募集期間
- (4) 振込手数料の取扱い
- (5) 税制上の取扱い
- (6) 配分方法

3 義援金の受付

(1) 義援金受付窓口の設置

町は、災害による被災者を救援するために義援金の募集を決定したときは、保健福祉課に義援金受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 受領書の発行

町は、義援金を受領したときは、「義援金品受領書」に従い、寄託者に受領書等を発行する。

4 義援金の配分

町は、被害状況の確定後、必要に応じて御宿町義援金配分委員会を設置するとともに、集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、必要な事項（対象・基準・時期・方法等）について審議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、決定した配分基準に基づき、迅速かつ適切に配分する。

5 配分結果の公表

町は、義援金の配分結果について町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第3 租税の徴収猶予及び減免等

(主な担当)	税務住民課
--------	-------

1 方針

町は、被災者の納付すべき町税等について、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の融和措置をそれぞれの実態に応じて適切な方法で実施し、被災者の生活の安定を図る。

2 実施措置

(1) 期限の延長

町は、災害のため、地方税法又は御宿町税条例に定める申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

(2) 納入義務の減免等

町は、御宿町税条例に基づき、災害の状況に応じて徴収猶予又は減免の措置を行う。

第4 被災者生活への支援制度

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 方針

町は、被災者生活への支援制度の周知を行うとともに、迅速かつ的確に実施することで、被災者等の生活再建を支援する。

2 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度概要

対象 災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ 上記①又は②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害 ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害																						
対象 世帯	対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）																						
支給 限度額	支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。 ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。 ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> （注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円					住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																				
支給額	200万円	100万円	50万円																				
支給 条件	経 費	不問																					
申請 方法	年 齢 ・ 年 収	制限なし																					
申請 方法	申 請 窓 口	保健福祉課にて取りまとめの上、県へ提出																					
申請 方法	添 付 書 面	① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等																					
申請 方法	申 請 期 間	① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内																					

(3) 支援金支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は、申請書等の確認を行い、取りまとめの上、県へ提出する。

県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。なお、被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。

(4) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、町とする（県から町への補助方式：補助率 10/10）。

ウ 支援金の支給額は上記(2)の支給限度額と同等とする。

3 災害援護資金

(1) 目的

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害資金の貸付を行い、被災世帯の生活の立て直しを図ることを目的とする。

(2) 制度概要

貸付対象	貸付の対象となる被害	① 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合 ② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合	
	世帯の所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
(注) ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主			
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失		

貸付条件	貸付期間	10年（据置期間を含む。）
	据置期間	3年（特別な場合5年）
	利子	年3%（据置期間は無利子）
	保証人	連帯保証人になること。
償還方法		年賦償還又は半年賦償還
申込方法		官公署が発行する被災証明書を添付し、保健福祉課へ申請

4 生活福祉資金

（1）目的

低所得者世帯などに対して低利又は無利子での資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、災害による困窮からの自立、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする。

（2）制度概要

貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150万円以内	
貸付条件	据置期間	6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	利率	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	保証人	① 連帯保証人となること。 ② 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 ③ 生活福祉資金の借受人又は借入申込人となっていない者
償還方法		年賦、半年賦又は月賦
申込方法		官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ御宿町社会福祉協議会へ申し込む。

5 災害弔慰金

（1）目的

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

対象災害	次に該当する自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害 ② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により死亡したものの遺族
支給金額	生計維持者 500万円、その他の者 250万円
遺族の範囲	① 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
実施主体	御宿町
費用負担	国：1/2 県：1/4 町：1/4

6 災害障害見舞金

(1) 目的

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対して災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

対象災害	次に該当する自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害 ② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
支給金額	生計維持者 250万円、その他の者 125万円
障害の範囲	① 両目が失明した者 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
実施主体	御宿町

第5 事業主等への支援制度

(主な担当) 産業観光課

1 方針

町は、事業主に対して雇用の維持に向けた各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努め、雇用の維持と失業の予防を図る。

2 中小企業への融資

次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講ずる。

(1) 経営安定資金の融資

市町村認定枠	融資対象者	① 激甚災害により被害を受けた者 ② 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者		
	融資使途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000 万円以内		
	融資期間	設備資金	10 年以内	
		運転資金	7 年以内	
融資利率	年 1.4%～2.0% (融資期間により異なる。)			
市町村認定以外枠	融資対象者	知事が指定する災害により被害を受けたもの		
	融資使途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000 万円以内		
	融資期間	設備資金	10 年以内	
		運転資金	7 年以内	
融資利率	年 1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)			

(2) 利子補給

上記(1)の資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給を行う(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)

3 農林漁業者への融資

被災地の農水漁業の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて農水漁業者に対する復旧支援を実施する。

また、状況に応じて国、県及び関係機関等による支援制度を活用する。

(1) 天災資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
3.0%以内 資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円（600万円） ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円（250万円） 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 (注) カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
5.5%以内 資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
6.5%以内 資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)

(2) 県単農業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内
施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)

(3) 県単漁業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内
施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)

(4) (株) 日本政策金融公庫資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年 (据置20年以内)
	災害による林道の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
	災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年 (据置5年以内)
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額		12年 (据置2年以内)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額		15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)
(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)	

第6 公営住宅の建設等

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 方針

町は、県と連携のもと、災害により住宅を滅失した被災者に対し、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図り、被災者の居住の安定を図る。

2 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設又は買取り若しくは被災者へ転貸するための借上げ等の措置をとる。

なお、町が災害公営住宅の建設等を行うに当たって、県は適切に指導・支援を実施することとしている。

3 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

第7 生活相談

(主な担当)	保健福祉課、御宿町社会福祉協議会
--------	------------------

1 相談所の設置

町は、被害状況等に応じて被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

2 県との連携

町は、被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県の被災者総合窓口を利用する等、県と緊密な連携を図る。

第8 その他の生活確保

(主な担当)	総務課
--------	-----

関係機関は、次のとおり対策を実施する。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便（株）	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等地域の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地宛て救助用郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(3) (株) ゆうちょ銀行の非常払い及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>(2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、本町管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 巡回職業相談の実施</p> <p>(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
日本放送協会	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

第2節 生活関連施設等の復旧対策

上水道・電気・通信等の都市施設及び農林水産業用施設、また、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

町は、これらの施設について、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

第1 ライフライン施設の復旧

(主な担当)	建設環境課、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)
--------	---------------------------------

1 水道施設

町は、応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため、次のとおり総合的な施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は敷設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設〔東京電力パワーグリッド(株)〕

原則として復旧の順位は、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、東京電力パワーグリッド(株)は、災害状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 〃 のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 〃 のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 通信施設〔東日本電信電話（株）〕

東日本電信電話（株）は、災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。順位等については、「通信回線の復旧順位」によるものとする。

＜資料編4-3 通信回線の復旧順位＞

第2 農業・水産業施設

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

(2) ため池

- ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与え

るもの

(4) 排水施設

- ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
- ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

2 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設

- ア 破堤
- イ 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの
- ウ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- エ 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第3 公共土木施設

(主な担当)	建設環境課、産業観光課、夷隅土木事務所
--------	---------------------

1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとし、公益占用物件等の復旧計画と調整の上で行う。

2 河川、海岸、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えてい

るもの

- イ 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 砂防施設

- ア 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- エ 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、被害状況を速やかに調査し、実情を把握するとともに、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、本編において「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査等

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 激甚災害指定の手続

町内において、大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を指示するとともに、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続

(主な担当)	総務課、企画財政課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------------

1 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

2 県

県関係部局は、激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続等を実施する。

第4節 災害復興

大規模な災害により被災した場合、町、県及び国などの行政の施策（公助）や自らの身は自ら守る（自助）も重要となるが、地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携する（共助）など、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」（以下、本編において「復興指針」という。）を作成している。

町は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この復興指針を参考に、災害復興の理念及び「くらしの復興」、「都市の復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」等の各分野における種々の復興事業に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、町それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図る。

第1 復興に向けた体制の整備

(主な担当)	全庁
--------	----

1 基本方向の決定等

- (1) 地域の復興に当たっては、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意見及び地域住民の意向に十分配慮して、早期の原状回復を目指すのか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。
- (2) 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、県・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、この際、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

2 復興対策本部の組織等

町域において、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生した場合、町は、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として復興対策本部への移行を検討する。

復興対策本部の組織・業務分掌は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定するものとし、復興対策本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。

第2 復興計画の策定

(主な担当)	全庁
--------	----

町は、被災規模等に応じ必要と認められるときは、国の示す復興基本方針及び県の示す復興指針を参考に、単独で又は県と共同して復興計画を策定し、各種復興事業を実施することにより、円滑かつ迅速な復興を図る。

第4編 大規模事故等編

第1章 総論

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方にに基づき、海難事故、油流出事故、大規模火災、林野火災、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害及び事故の特殊性や影響が甚大な放射性事故に対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、「第3編 風水害等編」の規定に準ずるものとする。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、第3編「第4章 災害復旧計画」に準ずるものとする。

なお、これらの大規模事故等が発生した場合における本町の配備基準等は次のとおりである。

1 配備基準

第1・第2配備※	設置する本部	大規模事故応急対策本部（本部長：総務課長） （注）本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	対象とする大規模事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、町長及び総務課長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	総務課 建設環境課 産業観光課 企画財政課 保健福祉課 教育委員会 税務住民課
第3～第5配備	設置する本部	災害対策本部（本部長：町長）
	配備基準	対象とする大規模事故により重大な被害が発生し、町長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	災害対策本部を構成するすべての町の機関

【配備の特例措置】

- (1) 町長（総務課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示する。
- (2) 町長（総務課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。
- (3) 配備体制を強化する必要があると町長が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。

※ 議会事務局には連絡のみ行う。

2 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 大規模火災等対策計画

第1節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、町及び関係機関が実施する防災空間の整備等の予防対策及び防災関係機関による発災時の救助救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物の不燃化の促進

町は、県と連携のもと、次により建築物の不燃化を促進する。

(1) 建築物の防火規制

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び第23条により、いわゆる屋根不燃区域に指定されている木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

都市における街路は、人や物資を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、町は、県と連携のもと、道路の新設・改良について検討を進める。

3 市街地の整備

町は、県の支援のもと、面的な都市基盤施設の整備と併せ、建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

4 火災に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

なお、立入検査に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているとともに、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されていること。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されていること。
- (3) コンロ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されていること。
- (4) 大規模集客施設での裸火の使用等について、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること。

5 住宅防火対策

町内の火災による死者（放火自殺者を除く。）の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、次の方法で住宅用防災機器の普及促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内すべての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否に

ついて、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 文化財の防火対策

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、町及び消防本部は、適切かつ周到な火災予防に努める。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受けるものとする。

なお、日常的な措置については、防火責任者を定め、防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておくこととする。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもと、文化財建造物の消火訓練を行うものとする。

8 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

町は、消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ、県へ情報提供等の支援を要請する。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、消防活性化計画に基づき、充足率や財政力等、町の実情を勘案しつつ、必要に応じ県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 町及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 町及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制

(1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

- (2) 県は、町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第3編第3章「第1節 災害対策本部活動 第3 災害救助法の適用手続等」によるものとする。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 町長及び消防本部の長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。
- (4) 町は、発災現場の他市町村から応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

<資料編2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱>

5 救助救急計画

- (1) 町及び県は、救助救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 町及び県は、必要に応じて民間からの協力等により、救助救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対して医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を図る。

7 避難計画

(1) 町及び県警察等は、発災時には人命の安全を第一に、適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(2) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

医療救護及び食料・飲料水・生活必需物資等の供給に関する計画については、第3編第3章「第6節 救助救急・医療救護活動」及び「第8節 救援物資供給活動」によるものとする。

第2節 林野火災対策計画

第1 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、町及び関係機関が実施する予防対策及び防災関係機関による発災時の応急対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、林野火災特別地域対策事業を活用するなど、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図るものとする。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

町は、県と連携のもと、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、町防災行政無線、町広報紙、回覧板等を利用し、住民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

町は、県と連携のもと、小・中学校の児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

町及び森林組合は、県と連携のもと、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力的に推進する。

(4) すいがら入れの保持の徹底

町及び森林組合は、県と連携のもと、ハイカー及び林業労働者に、携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

2 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町は、住民に対し、火災警報発令下における夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町は、林野率が高く、火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法（昭和26年法律第249号）に規定する火入れの許可制度の励行と火

入れ者の責務を厳守させる。

3 消火施設の設置

町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽（自然水利の活用）を配備する。

4 林野等の整備

（1）林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

（2）林道

町は、県と連携のもと、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

（3）防火線

町及び森林所有者は、県と連携のもと、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

5 林野火災特別地域対策事業

（1）林野火災特別地域の決定

町は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の場合、県と協議して事業を実施する地域について決定する。

ア 町における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の場合

イ 過去5年間ににおける林野火災による焼損面積が300ha以上又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の場合

ウ 上記以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

（2）林野火災特別地域対策事業計画の作成

町は、林野火災特別地域に決定した場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第3 応急対策計画

1 消防計画の樹立

町及び消防本部は、次の事項に留意の上、林野火災に対する消防計画の樹立に努める。

（1）消防の出動と配分図

県が作成した地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図を基に、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議する。

（2）重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災

対策を推進し体制の確立を図る。

(3) モデル地区の設置

必要に応じてモデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(4) 消防計画図の作成

必要に応じて消防本部で作成されている消防計画の中へ、林野火災消防計画図を取り入れる。

2 総合的消防体制の確立

町及び消防本部は、次の事項に留意の上、林野火災に対する総合的消防体制の確立を図る。

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

町は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

町は、森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨む必要があるため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておくものとする。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て実施するものとし、必要に応じて、県へ航空機による空中消火を要請し、被害の拡大防止に努める。

空中消火バケット保管場所等

管理委託先	空中消火バケット保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

(8) 救護体制の確立

医療機関が組織する救護班の活動等医療救護体制の確立を図る。

3 避難計画

町及び県警察は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

4 立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

5 その他

(1) 林地荒廃を防止する治山工事、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

(2) 森林保険の加入

県は、未加入森林分の森林保険への加入を促進する。

第3節 危険物等災害対策

第1 基本方針

本節は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所、町及び関係機関等の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所、町及び関係機関等の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び関係団体の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者及び輸入業者の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2 予防計画

1 危険物

(1) 事業所等

ア 事業所等は、消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 事業所等は、消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下、この節において「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下、本編において「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 町及び消防本部

ア 町及び消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 町及び消防本部は、監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱われる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について、的確な教育を行う。

2 高圧ガス

(1) 事業所等

事業所等は、災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり、防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

1つの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

また、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対して定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 町、消防本部その他関係機関

ア 防災資機材の整備

(ア) 消防本部は、県と連携のもと、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 消防本部は、県と連携のもと、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

関係団体は、県と連携のもと、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

町及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3 火薬類

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

事業所等は、火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

事業所等は、災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、次のとおり防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

1つの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

事業所等は、従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

事業所等は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 関係団体

関係団体は、事業所等に対し、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

(2) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

(3) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

(4) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(5) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(1)から(3)により危害防止に努める。

5 危険物等による環境汚染の防止対策

町は、危険物等の漏えいによる環境汚染に対処するため、県が実施する環境監視体制の整備に協力し、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

- (1) 町及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下、この節において「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

- (ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- (イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町、県その他関係機関

町、県その他関係機関は、災害の規模、態様に応じ、町防災計画及び県防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもと、次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

県警察、海上保安庁その他関係機関は、これに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

町は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの勧告又は指示、避難所の開設並びに避難所への受入れを行う。

オ 警備

県警察、海上保安庁は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合、事業所等は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合、事業所等は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

事業所等は、防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合、事業所等は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合、事業所等は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じて避難の勧告又は指示を行う。

オ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災した場合、事業所等は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合、事業所等は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

事業所等は、防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じて避難の勧告又は指示を行う。

(ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

5 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物製造業者及び輸入業者等は、毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、夷隅健康福祉センター、県警察署、又は消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物製造業者及び輸入業者等は、毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

県(夷隅健康福祉センター)、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

県（夷隅健康福祉センター）、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

県（夷隅健康福祉センター）は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

町は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告又は指示を行う。

第4節 油等海上流出災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

本町周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するため、町及び関係機関が実施する予防対策及び防災関係機関による発災時の応急対策について定める。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下、本編において「海防法」という。)第3条でいう油及び有害液体物質〕の流出を伴うものとする。

3 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

第三管区海上保安本部（勝浦海上保安署）等

- (1) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- (2) 連絡調整本部の設置
- (3) 各排出油等防除協議会の的確な運営
- (4) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (5) 人の生命及び身体並びに財産の保護
- (6) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (7) 流出油の応急防除措置の実施
- (8) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (9) 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- (10) 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- (11) 油防除資機材の整備
- (12) 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- (13) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (14) 治安の維持
- (15) 防災関係機関との協力体制の確立
- (16) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて必要な専門家等に関する情報の提供

県
<ul style="list-style-type: none"> (1) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報 (2) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置 (3) 関係排出等油防除協議会との連絡調整 (4) 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整 (5) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整 (6) 自衛隊法に基づく災害派遣要請 (7) 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援 (8) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力 (9) 油防除資機材の整備 (10) 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動 (11) 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援 (12) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力 (13) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握 (14) 野生生物及び史跡等の保護・保全 (15) 漁業者等の復旧支援 (16) 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等
町
<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報 (2) 防災関係機関及び住民への情報提供 (3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置 (4) 漂着油の除去作業等 (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動 (6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力 (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告又は指示 (8) 県又は他の市町村等に対する応援要請 (9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整 (10) 油防除資機材の整備 (11) 回収油の一時保管場所等の調査協力 (12) 漁業者等の復旧支援
自衛隊
<p>自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機等による流出油の情報収集 (2) 油の拡散防止及び回収等の応急活動 (3) 応援要員及び救援物資等の搬送

漁業協同組合等
(1) 漁業被害の防止対策 (2) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施
海上災害防止センター
(1) 海上保安庁長官の指示に基づく排出油等防除措置の実施 (2) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施 (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有 (4) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施 (5) 防災関係者への指導助言の実施
石油連盟
(1) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙 (2) 油防除資機材の貸出し及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

4 事故原因者等の責務

事故原因者等
油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下、本節において「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。 (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議 (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供 (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保 (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧 (5) 被害者の損害等に対する補償

第2 予防計画

1 広域的な活動体制

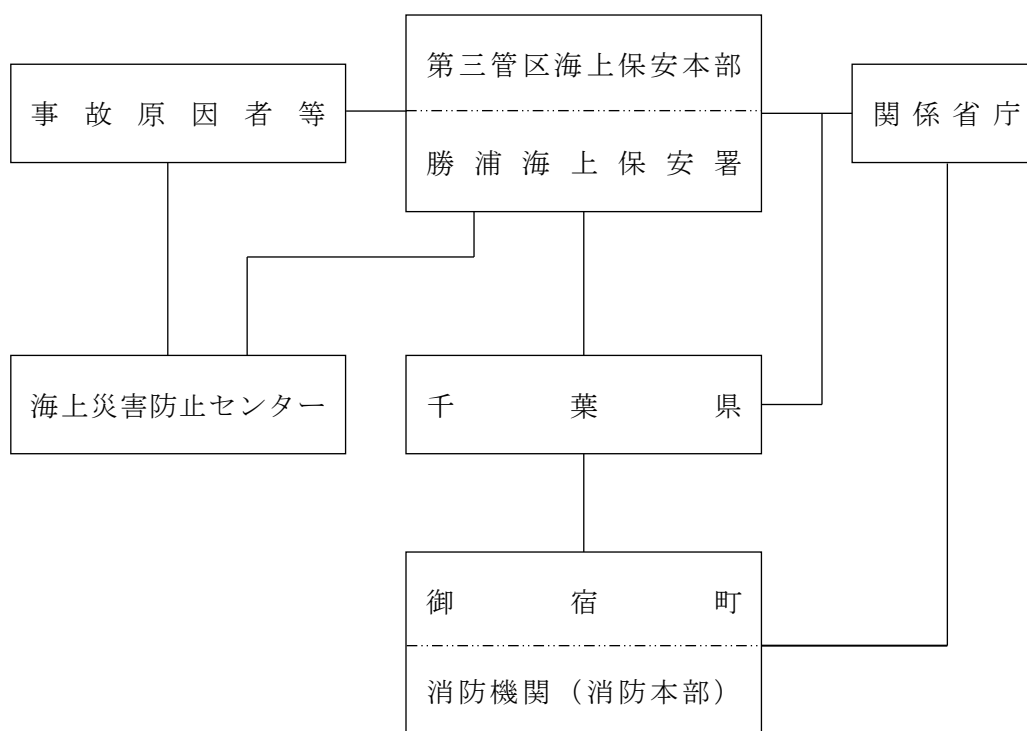
町は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておくこととする。

油等海上流出災害発生時等の情報伝達経路



(2) 油防除作業体制の整備

町は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

ア 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努めるものとする。

イ 県は、油流出事故発生時に、町が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努めるものとする。

ウ 町は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

エ 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有するものとする。

(4) 訓練

町は、流出油防除体制の強化を図るため、必要に応じて油が著しく大量に排出された場合を想定した流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材の育成に努める。

第3 応急対策計画

1 防除方針

流出した油等は海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。

2 情報連絡活動

(1) 第三管区海上保安本部等の活動

第三管区海上保安本部等は、事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(2) 県の活動

ア 県は、第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 県は、早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災関係機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

(3) 町の活動

町は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、消防機関等と協力連携して海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を第三管区海上保安本部及び県に報告する。

(4) 事故原因者等の活動

事故原因者等は、船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を報告する。

3 流出油の防除措置

(1) 第三管区海上保安本部等

第三管区海上保安本部等は、次のとおり、流出油の防除措置を講ずる。

ア 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対し、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講ずることを

要請することができる。

また、必要に応じて各排出油等防除協議会会員に対し、事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講ずるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

(2) 県

県は、次のとおり、流出油の防除措置を講ずる。

ア 事故の規模又は被害の状況に応じ、応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

イ 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講ずる。

ウ 市町村の行う漂着油の除去作業等について、資機材の提供や職員の派遣等により支援する。

エ 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。

オ 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。

カ 必要に応じ「九都県市災害時相互応援に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。

キ 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。

ク 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

(3) 町

町は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(4) 海上災害防止センター

海上災害防止センターは、事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

(5) 事故原因者等

事故原因者等は、次のとおり、流出油の防除措置を講ずる。

ア 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講ずるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講ずる。

イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。

ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。

エ 回収した油の適正な処理を行う。

4 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、次の効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する広報の要請
- (2) 町防災行政無線等による広報の実施
- (3) インターネットの活用
- (4) 住民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置

5 環境保全等に関する対策

町及び県は、次に掲げる対策を実施し、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

6 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、(一社) 夷隅医師会等関係団体の協力を得て町が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

第4 その他

1 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法(昭和50年法律第95号)に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき、海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分に

より船舶所有者に請求することができる。

2 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じて環境への影響の把握に努める。

第3章 公共交通等事故対策計画

第1節 海上事故災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

本町周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生じるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するため、町及び関係機関が実施する予防対策及び防災関係機関による発災時の応急対策について定める。

ただし、油等の流出事故については本編第2章「第4節 油等海上流出災害対策計画」によるものとする。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は、次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

第2 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 航行船舶の安全確保

町は、御宿岩和田漁業協同組合と連携し、海事関係者等に対し海難防止思想の普及に努める。

2 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は、船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

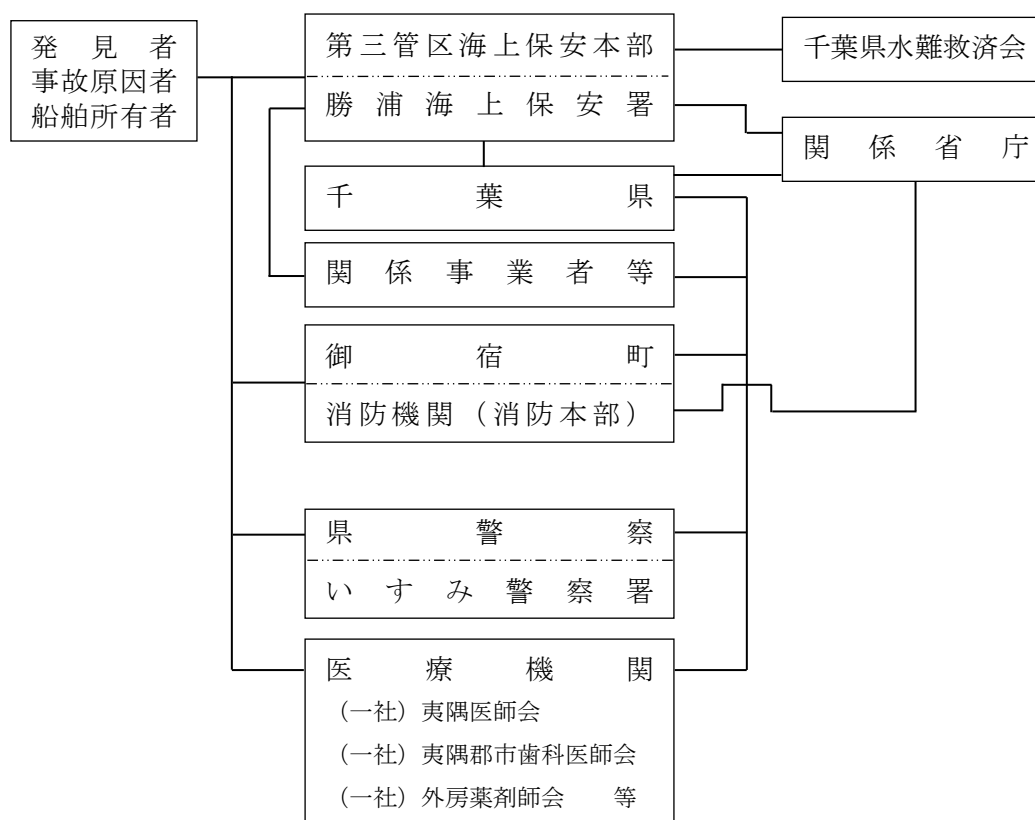
第3 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

1 情報の収集・伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は、次のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

海上災害発生時等の情報伝達経路



2 応急活動体制

防災関係機関は、災害を覚知した場合、直ちに初動体制を確立して対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は次のとおりである。

一次的に対応をする関係機関及び主な対応

機関名	主な対応
船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
町	避難指示（緊急）等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

3 関係機関の体制

(1) 第三管区海上保安本部の体制

第三管区海上保安本部は、海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次のとおり応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ア 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じて海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じて第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(2) 県の体制

県は、海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 町の体制

町は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 防災関係機関の体制

防災関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプター等を活用して行う。

(2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と連携して対処する。

(3) 救助救急

ア 第三管区海上保安本部〔海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第2条〕

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ 町〔災害対策基本法第62条、水難救護法（明治32年法律第95号）第1条〕

遭難船舶を認知した場合、海上保安部勝浦海上保安署及び県警察に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を実施する。

(4) 医療救護

町は、医療機関〔（一社）夷隅医師会、（一社）夷隅郡市歯科医師会、（一社）外房薬剤師会〕等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。

なお、協力機関が編成する医療チームは、第3編第3章「第6節 救助救急・医療救護活動」によるものとする。

また、町は、医療機関の協力を得て応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(5) 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

原則として町が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第3編第3章「第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 第3 死体の捜索・処理等」によるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は相互に密接な協力の上、実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力の上、実施する。

(9) 広報

関係機関は相互に密接な協力の上、実施する。

5 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

なお、各機関の応援事項は次の事項を目安として、臨機応変に対応することとする。

各機関の応援事項

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

<資料編 12-4 独立行政法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表>

第2節 鉄道事故災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

町内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し、被害の軽減を図るため、町及び関係機関が実施する予防対策及び防災関係機関による発災時の応急対策について定める。

2 対象災害

対象とする被害は、東日本旅客鉄道（株）千葉支社（御宿駅）における災害とする。

第2 予防計画

1 事業所による予防計画

鉄軌道事業者は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

2 行政等による予防計画

- (1) 町及び鉄軌道事業者は、関係機関と連携のもと、鉄道事故災害について情報収集・連絡が行える体制の整備を図る。
- (2) 町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 町及び鉄軌道事業者は、関係機関と連携のもと、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進、踏切道の改良等に努める。

第3 応急・復旧対策計画

1 行政等による応急活動体制

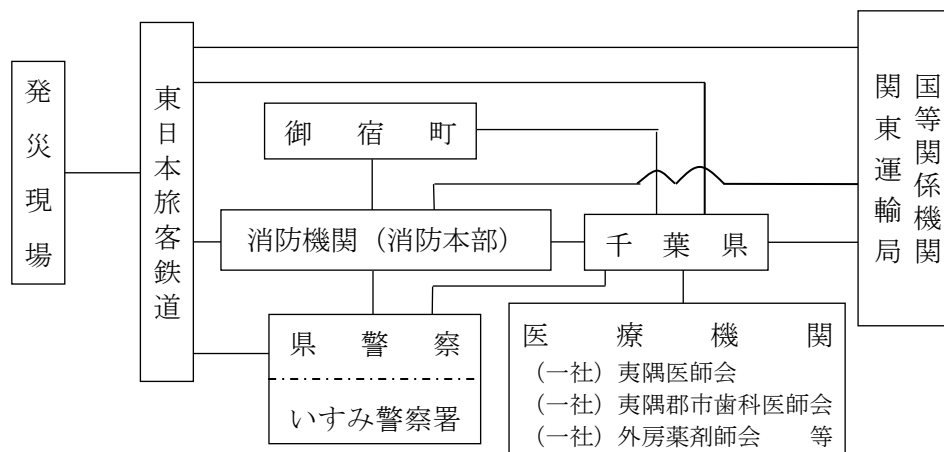
町及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

発見者等からの通報があった場合、消防本部等は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

なお、鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。

鉄道事故情報等連絡系統



関係機関連絡先

関係機関	防災担当課	防災無線 電話	防災無線 F A X	一般加入 電話	一般加入 F A X
関東運輸局	総務部安全防 災危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328
東日本旅客鉄道 (株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

(注) 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課

(一般加入電話：045-211-7240)

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。
- (2) 町及び県等は、被害の規模に応じて他の地方公共団体に応援を要請する。
- (3) 県は、自衛隊の災害派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。

町においては、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊への災害派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助救急計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助救急活動を行うとともに、必要に応じて救助救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの確な交通規制を図る。

7 避難計画

(1) 町及び県警察等は、発災時には人命の安全を第一に、適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(2) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8 東日本旅客鉄道（株）千葉支社による応急・復旧対策

(1) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」の定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとるものとする。

ア 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図るものとする。

イ 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行うものとする。

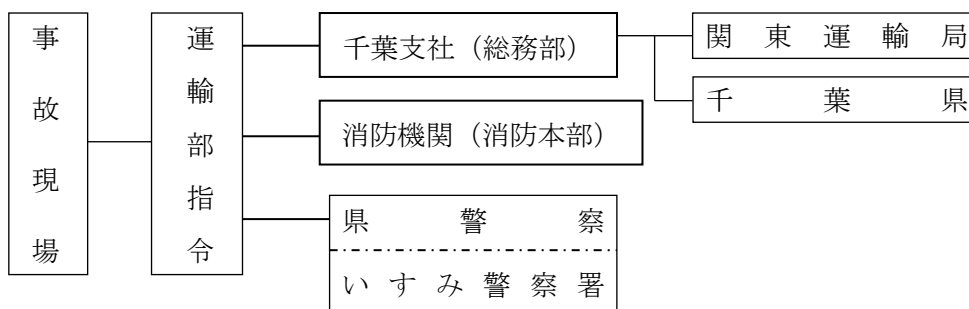
ウ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておくこととする。

(2) 情報連絡体制

鉄道事故情報等の連絡は次のとおりとし、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

東日本旅客鉄道（株）千葉支社における鉄道の事故発生時の連絡系統



第3節 道路事故災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

多数の死傷者等が出る道路事故の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、道路管理者等が実施する予防対策及び防災関係機関による発災時の応急対策について定める。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は次のとおりとする。

- (1) トンネルの崩落
- (2) 橋梁の落下
- (3) 斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災
- (4) 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等、道路における危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより、すべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	町道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

(注) 道路管理者：千葉県、御宿町などをいい、機関によって実施内容のすべてを行うわけではない。

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

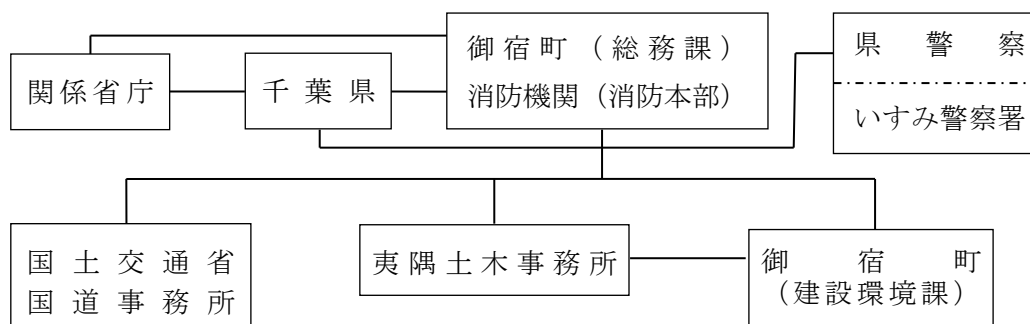
第3 応急対策計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路事故災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

道路事故災害によって多数の死傷者が発生した場合の情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路事故災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとる。

また、町及び県は必要に応じて災害対策本部等を設置する。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路事故災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県及び県警察	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の受入先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	町及び消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる。 災害の規模が大きく本町単独では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施する。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

町及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等[※]に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で規定する「火薬類」をいう。

第4章 放射性物質事故対策計画

第1節 基本方針

1 計画方針

本町は「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、本編において「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

また、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下、本編において「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下、本編において「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下、本編において「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

県内には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、本編において「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないものの、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在していることから、本町においても、防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（以下、本編において「マニュアル」という。）によるものとし、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国及び県の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

用語の定義

核原料物質：	原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
核燃料物質：	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
放射性同位元素：	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
原子力事業所：	原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
核燃料物質使用事業所：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

核原料物質使用事業所：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性同位元素等使用事業所：	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性物質取扱事業所：	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

＜資料編 12-1 千葉県内の核燃料物質使用事業所の現状＞

＜資料編 12-2 千葉県内の放射性同位元素等使用事業所の現状＞

＜資料編 12-3 近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む。）の現状＞

2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震・津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震・津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震・津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第2節 放射性物質事故予防対策

1 放射性物質取扱事業所の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3 通信手段の確保

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県を通じて国その他の関係機関との連携を図るとともに、県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、県及び他市町村との応援協定等により、広域応援体制の整備、充実を図る。

(4) 防護資機材等の整備

町は、県、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業者と相互に協力して核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

5 放射線モニタリング体制の整備

県は、平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ

ジ等で情報を公開する。

町は、県が実施する平常時における環境放射線モニタリング情報の収集に努める。

6 原子力災害医療体制の整備

(1) 原子力災害医療可能施設の事前把握

町は、あらかじめ県、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備しておくものとする。

(2) 傷病者等搬送体制の整備

町及び県は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて、広域応援体制の整備に努める。

(3) 原子力災害医療資機材等の整備

町は、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、県と連携のもと、必要な医療資機材等の整備に努める。

(4) 航空による防災体制の確保

町は、県と連携のもと、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図る。

7 退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時から要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

さらに、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

8 広報相談活動体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、県と連携して住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動が行えるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対して放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 住民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

町は、県と連携のもと、専門家等を活用した放射性物質事故を想定した訓練の実施について検討を進める。

第3節 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 町内における放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、町内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後、又は発見の通報を受けた場合は、直ちに町、県、警察、消防機関及び国の関係機関に次の内容を通報する。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

県は、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）」や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告することと併せて原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

(2) 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県及び県内の所在市町村などから情報収集を迅速に行う。

町は、県が発表する情報の収集に努める。

(3) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合、発見者は、文部科学省に速やかに通報する。

2 緊急時における放射線モニタリング等活動情報の収集

県は、必要に応じて関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング結果情報の収集に努める。

なお、緊急時における放射線モニタリング等の活動の実施項目は次のとおりである。

- (1) 大気汚染調査（県環境生活部）
- (2) 水質調査（県総合企画部、県健康福祉部、県環境生活部、県水道局）
- (3) 土壌調査（県環境生活部、県農林水産部）
- (4) 農林水産物への影響調査（県農林水産部）
- (5) 食物の流通状況調査（県健康福祉部、県農林水産部）
- (6) 市場流通食品等検査（県健康福祉部）

- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（県農林水産部）
- (8) 工業製品調査（県商工労働部）
- (9) 廃棄物調査（県総合企画部、県環境生活部、県土整備部、県水道局、県企業庁）
その他、施設等の管理者は、必要に応じて大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

3 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

町及び県は、必要に応じて大規模事故応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

4 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図る。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング活動等の情報及び情報の分析、評価結果を収集し、放射性物質による環境等への影響の把握に努める。

5 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係する市町村に提供する。

また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

町長は、県から退避・避難の要請を受けた場合、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

6 緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携の上、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

町は、必要に応じて県に支援を要請する。

7 原子力災害医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て原子力災害医療対策を行う。

町は、必要に応じて県に支援を要請する。

8 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動の実施に努める。

なお、県においては、モニタリング結果などの情報をテレビ、ラジオ、県防災行政無線、広報車、県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、千葉県ポータルサイト等により迅速かつ的確に広報するとともに、住民等（外国人を含む。）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じて住民等からの問い

合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町及び県等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づき、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

10 広域避難

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

（1）広域避難の調整手続

ア 県内市町村間における広域避難

町は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村と協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援することとしている。

イ 都道府県域を越える広域避難

町は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県に対し、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議及び広域避難に係る支援を要請する。

（2）広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

町は、避難者を受け入れた場合、県と連携のもと、避難者から避難先等に関する情報を任意に受け、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者を受け入れた場合、公共施設等の受入体制を補完するため、県と連携のもと、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、広域避難を実施した場合、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対する広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村との連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 O I Lと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}		
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		
		アルミニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば、野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第4節 放射性物質復旧対策

1 汚染された土壌等の除去等の措置

町は、国及び県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、町、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2 各種制限措置等の解除

町は、国及び県の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災住民の健康管理

町は、県と連携して被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

町は、県及び国等と連携のもと、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

町は、県及び国等との連携のもと、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

御宿町地域防災計画

平成31年 3月

御宿町防災会議

編集・発行 御宿町 総務課防災総合対策班

〒299-5192

千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522

TEL 0470-68-2511

FAX 0470-68-3293